

厚生労働科学研究費補助金
総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

研究代表者 三柴 文典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

初年度は、安全衛生法になじみの薄い法学者らによる基本構造と意義の理解、関係学会づくりの準備等にエフォートが費やされた。しかし、計 8 回の研究会を通じて、研究班の編成と担当事項の決定、行政実務経験者による現場視点での法体系の説明と法律条文に紐付く重要な政省令の選別（紐付き政省令の選別）、法学者・行政学者（法学グループ）による逐条解説のフォーマットの作成と試作、横断的検討課題（「危険のおそれがある場合」等の意味内容、発注者の法的義務等）の抽出、安衛研研究員による現行法の制定経緯や背景となった災害傾向等の調査、産業医科大学の森晃爾教授による法定健診制度の概要の紹介、課題の呈示と解決の方向性の検討を行った。また、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEB による社会調査を行った。

このうち国内での社会調査は、インターネットベースの市場調査会社（ネオ・マーケティング社）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果、災防効果をもたらした現行安衛法の要素として、安全衛生基準の整備と共に、管理体制の整備や、事業者責任の明確化を示唆する関係者が多いことが窺われた。また、安全衛生を重視する日本の経営者の場合、人命などの人道的な事柄のほか、従業員の組織への帰属意識を気にしている者、災害経験を持っている者が多く、その反映として、安全衛生に関する社内組織の整備、担当者の配置などの人的措置を講じている者が多いこと、逆に、重視していない者の場合、過去に災害経験を持っていない者、災害が生じても従業員の組織への帰属意識にさして影響しないと考えている者が多いことなどが窺われた。その他、化学物質対策は、社内の専門部署や詳しい者に委ねようとする傾向も窺われる。リスクアセスメントを一般的に義務づけ、具体策を労使協議に委ねる方策や、発注者、設計者、製造者などのリスクの源流に安全対策を義務づける方策を支持する者は多いが、その実施を行政に監督させる方策を支持する者が少ないことも窺われた。

次年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合

の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

最終年度に当たる今年度は、計 7 回の研究会を通じて研究班員の持つ知識経験の共有、法学者・行政学者による逐条解説の書き進めを図ると共に、安全衛生監督行政の実際（現役・元労働基準監督官による）、化学物質管理政策の最前線、建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた政策展開の動向（本省勤務の行政官による）、中小企業の安全衛生の現状とイギリス等における対策（高木元也安衛研部長）等に関する講話を通じた情報共有、前年度に実施された現・元行政官向けの調査で示された法改正提案の是非の検討が行われた。特筆すべき点として、藤森和幸氏（元鳥取労働局長）の統括により、現・元労働基準監督官が「語り部」となって、法学者に法の現場運用について伝達し、分担報告書の「適用の実際」にその内容を反映させる企画が進められ、概ね完遂したほか、森山誠也監督官により、安衛法違反の公表事案にかかるデータの整理等が行われた。また、法学者による WG を設置し、安衛法の民事的な救済について検討した。

他方、次年度の 2020 年 11 月 1 日に日本産業保健法学会を設立し、最終年度の 2021 年 9 月 23 日、24 日に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、第 1 回学術大会を開催した。

以上の調査研究過程で、次年度に実施された UK での社会調査は、特筆すべき成果の 1 つである。本調査では、UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体に安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額な報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47% だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、
等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する設問を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われた。

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが（内容的には、半ば安全衛生行政の試行錯誤の棚卸しのような様子を呈している）、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL の実現を図る政策が進められるようになってきている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうし

た課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになってきている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もともと、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個々人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の1つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020年11月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点から、産業保健を焦点とした。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

実績は以下の通り。

1. 2021年9月に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、厚生労働省ほか10団体の後援、一般財団法人日本予防医学協会の協賛、3学会（日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会）との連携をもって、第1回学術大会を開催し、7つの講演、9つのシンポジウム（3学会との連携シンポを含む）、その他17（関係学問の最前線3、ワークショップ4、事例検討1、一般演題7、協賛セミナー2）が行われ、約800名が参加して、好評を得た。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る労務問題について、2020年5月5日に、弁護士を中心としたプロジェクトチームを組織し、Q&A形式の解説をWEBサイトに公開した。アクセス件数は16万件以上に達している。

本学会は、立道昌幸理事が研究代表を務める厚生労働省の令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金による、職域での新興感染症対策ガイドラインの策定等を目的とした研究事業のうち、法制度の調査研究を賛助しており、吉田肇理事が当該研究をリードしている。その研究成果の一部は、このサイトでも公表される予定である。

3. 日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会の大会で、連携シンポジウムを開催して頂いた。日本産業精神保健学会では、第27回大会と第28回大会で、日本職業・災害医学会では、第69回大会で連携シンポジウムが開催された。日本産業ストレス学会では、第29回大会での連携シンポジウムの開催が予定されている。日本産業衛生学会でも、第95回大会で連携シンポジウム（模擬裁判）の開催が予定されている。

4. 全国の主要12箇所の産業保健総合支援センターと連携し、各標準5回、弁護士や法学者らによる連続講座（「産業保健と法」）を合計60コマ程度開催し、受講者アンケートで総じて9割程度から有益評価を得た。また、学会独自の研修会では、計4回、のべ約1000名の受講者に産業保健と法に関する重要テーマについて多職種の講師により講話され、7-8割の有益評価を得た。

5. 本学会の意義や活動に関する紹介文が、産経新聞、日本経済新聞等の一般誌のほか、NBL（商事法務）、ビジネスレーバートレンド（JILPT）、会社法務A2Z（第一法規）、産業医学ジャーナル（産業医学振興財団）、DIO（連合総研）、労働法律旬報（旬報社）など多くの専門誌に掲載された。

6. 2021年8月8日に、学术界全体への貢献を目して、学術英語学会と共催で、英文学

術書出版セミナーが開催され、国内在住の人文・社会科学系研究者には困難な、海外出版社からの英文研究書出版について、木村俊介氏、当学会の三柴丈典からの経験談と共に、UKの大手出版社 Routledge のシニア・エディターである Kirk Alison 氏へのインタビューの記録が示された（その動画は、当学会の WEB サイトで公開されている）。

7. 国際的な労働法学者である Richard Johnstone 教授、UK の産業保健法学の権威である Diana Kloss 教授を編集者に迎え、英文ジャーナルの発行準備を進めてきた。国際労働法研究ネットワークに掲載され（<http://labourlawresearch.net/news/new-journal-occupational-health-law>）、ギグエコノミーと安衛法を 2022 年秋号の特集テーマとすることが決定し、海外の有力な学者の投稿が内諾されている。別途、法文ジャーナルの発行準備も進められている。

本研究プロジェクトの最終目的は法改正提案だが、この研究期間内は、その前提条件整備に注力した。すなわち、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題として、体系書のコンテンツづくりと、そのための多職種間の知的、人的交流に注力した。そうした学際的取り組みは質的に極めて困難で、量的にも、約 30 に及ぶ分担報告書を代表者一人が精査して要約しつつ修正を促すという膨大な作業を要する（制作予定の体系書は 1500 頁あまりに達すると予想される）。法改正提案は、上述のような、日本での社会調査の結果、UK での社会調査の結果の他は、各分担報告書、第 20 回、第 21 回会議で行われた現・元行政官対象のアンケート調査結果の検討の記録に散在させたにとどまっている。より具体的かつ体系的な提案は、別のプロジェクトに引き継ぎたい。

その際には、本研究プロジェクトの調査結果のほか、このプロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆も踏まえる所存である。

分担研究者

【法学・行政学グループ】

①阿部 未央

東北学院大学法学部・教授

②阿部 理香

九州国際大学法学部・助教

③石崎 由希子

横浜国立大学大学院国際社会科学研究所

院・准教授

④井村 真己

沖縄国際大学法学部法律学科・教授

⑤大藪 俊志

佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

授

⑥北岡 大介

東洋大学専任講師、北岡社会保険労務士事務所所長・元労働基準監督官

⑦佐々木 達也

名古屋学院大学法学部・専任講師

⑧長谷川 聡

専修大学法学部・教授

⑨三柴 丈典

近畿大学法学部法律学科・教授

⑩南 健悟

日本大学法学部法律学科・教授

【関連領域グループ～産業保健関係～】

①森 晃爾

産業医科大学産業生態科学研究所・教授

授

【関連領域グループ～安衛研関係～】

①梅崎 重夫

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長

②大幢 勝利

同研究推進・国際センター・センター長

③吉川 直孝

同建設安全研究グループ・上席研究員

④高木 元也

同建設安全研究グループ・部長

⑤豊澤 康男

同・フェロー研究員

⑥平岡 伸隆

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・建設安全研究グループ・研究員

研究協力者

【法学・行政学グループ】

①鎌田 耕一

東洋大学・名誉教授、労働政策審議会会長

②田中 建一

東洋大学・非常勤講師

③内藤 忍

独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員

④原 俊之

明治大学・兼任講師

⑤山本 圭子

法政大学法学部・非常勤講師

⑥吉田 肇

天満法律事務所・弁護士、元京都大学客員教授

⑦淀川 亮

弁護士法人英知法律事務所・弁護士

【立法作業経験者グループ】

①浅田 和哉

社会保険労務士・労働安全コンサルタント、元主任中央産業安全専門官、元労働安全衛生総合研究所監事、元大分労働局長

②唐澤 正義

労働衛生コンサルタント、元福岡労働基準局長

③畠中 信夫

元白鷗大学法学部・教授、元中央労働委員会事務局次長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督官）グループ】

①藤森 和幸

東京安全衛生教育センター、元鳥取労働局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹後労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元労働基準監督官

【行政現場実務経験者（現労働基準監督官）グループ】

①内田 昌吾

労働基準監督官

②近藤 龍志

労働基準監督官

③森山 誠也

労働基準監督官

【安全衛生実務者グループ】

①角田 淳

労働安全コンサルタント

【その他（元行政官）】

①只野 祐

公益社団法人全国労働衛生団体連合会
専務理事

A. 研究目的

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの2つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書の発刊と共に、安全衛生法のありようを探究する学会の創設を図っている。

B. 研究方法

まず、現行安衛法の立法や改正に関わった元行政官2名（後に3名）、安全衛生に詳しい元労働基準監督官3名、民間の安全衛生実務者（労働安全コンサルタント）1名、報告書や解説書の執筆者として、法学・行政学を専門とする学者9名（後に弁護士1名含む17名）、産業保健を専門とする学者1名、建設安全工学を専門とする安衛研所属の学者4名（後に6名）から成る研究班を編成した。その後、現役の労働基準監督官3名の研究

協力も得た（うち1名は、所属労働局の許可を得て、報告書の分担執筆も担当）。

初年度は、この研究班で、合計8回にわたり会合を重ねる過程で、安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする研究者グループ（法学グループ）が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員（畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏）らから指摘やアドバイスを心得て洗練させた。また、法学者の一部は、制度運営の実際を知るため、その実務に詳しい人物（安全・衛生コンサルタント制度の実際につき、後藤博俊氏と森山哲氏に聞き取り調査を行った。加えて、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

更に、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、国内でのWEBによる社会調査を行った。

次年度は、計9回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の

趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

最終年度に当たる今年度は、計 7 回の研究会を通じて研究班員の持つ知識経験の共有、法学者・行政学者による逐条解説の書き進めを図ると共に、安全衛生監督行政の実際（現役・元労働基準監督官による）、化学物質管理政策の最前線、建設アスベスト訴訟最高裁判決を受けた政策展開の動向（本省勤務の行政官による）、中小企業の安全衛生の現状とイギリス等における対策（高木元也安衛研部長）等に関する講話を通じた情報共有、前年度に実施された現・元行政官向けの調査で示された法改正提案の是非の検討が行われた。特筆すべき点として、藤森和幸氏（元鳥取労働局長）の統括により、現・元労働基準監督官が「語り部」となって、法学者に法の現場運用について伝達し、分担報告書の「適用の実際」にその内容を反映させる企画が進められ、概ね完遂したほか、森山誠也監督官により、安衛法違反の公表事案にかかるデータの整理等が行われた。また、法学者による

WG を設置し、安衛法の民事的な救済について検討した。

他方、この年度内の 2021 年 11 月 1 日に日本産業保健法学会を設立し、同じく 2022 年 9 月 23 日、24 日に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、第 1 回学術大会を開催した。

C. 研究結果

一 現行法制度の背景と趣旨

1 吉川・大幢・平岡ほか報告（現行法制定の背景と趣旨）

吉川・大幢・平岡ほか報告は、現行安衛法の制定過程、すなわち法制度史、同法の制定を後押しした制定直前期の重大災害及び当時の災害の一般的傾向、並びにそれらを踏まえて現行法の骨格を形成した労働基準法研究会の分科会の概要を示している。

同報告では、

ア 現行安衛法の嚆矢とも言えるのが、1911（明治 44）年に制定された工場法であり、同法中に設けられた、第 9 条～第 11 条：保護職工（15 歳未満の者及び女子）の危険有害業務への就業制限、第 12 条：傷病者及び妊婦への就業制限、第 13 条：男子を含む職工一般に対する危害の予防、第 14 条：臨検などの定めが、特に安全衛生と関係が深かったこと、要するに、対象を、一般労働者、弱い労働者（保護職工）、特に弱い労働者（傷病者・妊婦）の 3 区分に分けた規制を行っていたこと、

イ 工場法時代に、マッチの製造に際しての黄燐の使用を禁じるなどした内務

省所管の黄燐燐寸製造禁止法（1921（大正 10）年制定）、屋外産業での労災補償制度の確立を主な目的としつつ、労災防止にかかる規制も図った内務省所管の労働者災害扶助法（1931 年（昭和 6）年制定）および、工場法の適用対象者も含めてその責任保険化を図った労働者災害扶助責任保険法（1931（昭和 6）年制定）などの安全衛生に関する法律が制定されたほか、工場法第 13 条に基づく工場附属寄宿舎規則（1927（昭和 2）年内務省令第 26 号）、工場危害予防及衛生規則（1929（昭和 4）年内務省令第 24 号）、労働者災害扶助法第 5 条に基づく土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和 9）年内務省令第 11 号）、汽罐取締令（1935（昭和 10）年内務省令第 200 号）、土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和 12）年内務省令第 41 号）、土木建築工事場附属寄宿舎規則（1941（昭和 16）年厚生省令第 53 号）などの規則が制定され、工場内外を適用対象とする安全衛生規制が発達したこと、

ウ 1947（昭和 22）年に内務省から分離した厚生省から更に分離した労働省が所管する労基法が制定され、その第 5 章 14 か条等に安全衛生に関する定めが設けられたほか、その下に 439 か条から成る旧安衛則（1947（昭和 22）年労働省令第 9 号）や事業附属寄宿舎規程（1947（昭和 22）年労働省令第 7 号）が設けられたこと、これらは、工場法時代の法規則を基礎としつつ、全業種の全労働者に適用が及ぶ普遍性と体系性を持ち、当時から国際的にも高水準にあったが、その制定直後からの活発な改正、新たな法規則の

分離、新設～けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（1955（昭和 30）年）、ボイラ及び圧力容器安全規則（1959（昭和 34）年）、電離放射線障害防止規則（1959（昭和 34）年）の制定等～をもって、その水準が維持されてきたこと、

エ 高度経済成長に伴う多くの新しい技術の登場、それに対応できる技術者の不足等により、大規模重篤災害が多発したこと、その好例として、1969（昭和 44）年 4 月に荒川放水路の新四ツ木橋架設工事で発生したリングビーム工法での倒壊災害（死者 8 人）と同年 11 月に発生したエチレンの直接酸化法での爆発災害（死者 8 人）、1970（昭和 45）年 4 月に大阪市の地下鉄建設工事現場で発生したガス爆発災害（死者 79 人、重軽傷者 420 人）、同年 10 月に長崎市の造船所で発生したタービンローターの破裂災害（死者 4 人、重軽傷者 60 名強）が挙げられること、もともと、新法制定を強く後押ししたのは、1963（昭和 38）年 11 月 9 日同日（いわゆる「魔の土曜日」）に発生した東海道本線鶴見駅付近列車脱線二重衝突事故（死者 161 人）と三井三池炭鉱での炭じん爆発災害（死者 458 人、一酸化炭素中毒の後遺症者約 1,000 人）だったこと、このうち大阪市の地下鉄工事現場でのガス爆発災害（天六ガス爆発災害）は、現行安衛法第 102 条（ガス工作物等設置者の義務）の設置の原動力になったと解されること、

オ 1969（昭和 44）年 9 月に発足した労働基準法研究会のもとに 1970（昭和 45）年 7 月に設けられた安全衛生小委員会

（後の第 3 小委員会）が詳細を検討し、翌 1971（昭和 46）年 1 月に労働省に提出された同研究会報告書が現行安衛法の骨格を形成したこと、そこでは、以下のような事柄が指摘されていたこと、すなわち、

①戦後、高度経済成長期を経て休業 8 日以上之死傷災害が増加し、昭和 36 年には約 48 万人（うち死亡者約 6,700 人）、昭和 45 年にも約 36 万人に達していたこと（2018 年には 13 万人弱）、

②業務上疾病も昭和 45 年時点で 3 万件を超えていたこと（2018 年には休業 4 日以上で 8,500 人強）、内訳は、チェンソーによる白蟻病、キーパンチャー業務による頸肩腕症候群などの物理的な加力もたらした疾病、負傷もたらした疾病が多かったが、有機溶剤中毒などの化学的障害によるものも増加傾向にあったこと、

③こうした傾向の背景に、技術革新に伴う生産設備の大型化、複雑化、高速化、職業病や公害の発生等に象徴される産業の非人間化があったと解されること、

④特に製造業、建設業の災害が多く、災害の重篤度を示す度数率では鉄道軌道新設事業、舗装事業、ずい道新設事業などが高かったこと、原因別では、クレーンなどの他、自動車などの動力運搬機、重建設機械によるものが多かったこと、また、「機械にはさまれ」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」など、作業方法や不安全行動に起因する伝統的災害も多発していたこと、

⑤中小企業では、大企業より危険な作業を担当しがちであること、安全衛生設備に投下する資金に乏しいこと、下請企

業の間で能力格差があって安全衛生面での協議連携が困難な場合が多いこと、大企業が下請の安全衛生管理に消極的な場合が多いこと、離職率が高く熟練労働者の確保が難しいこと、安全より生産に追われ易いこと、一般に衛生管理に関する意識が乏しいことなどの構造的問題がある（＝一層深刻になっている）こと、

⑥労働力構成の高齢化、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加など、おそらく社会経済構造の変化と関わる新たな健康問題が生じていたこと、など。

カ 労基法研究会報告書は、以上のような災害傾向分析を踏まえ、従前の制度について、以下のような問題点を指摘していたこと、

①労基法体系下での規制では、総合的な予防施策を講じにくく、特に産業社会の急激な変化に対応しにくいこと、

②より具体的には、最低基準による規制を超える幅広く柔軟な行政の展開が困難なこと、

③官民双方に、安全衛生に詳しい技術者（安全衛生人材）が乏しいこと、

④中小企業や構内下請事業への対策が不十分なこと、など。

キ 労基法研究会報告書は、以上の認識を踏まえ、以下の基本方針を打ち出していたこと、その方針に基づく項目立てが概ね現行安衛法の章立てに反映されたこと、ただし、安全技師の選任と医師による通報等の制度の提言は反映されなかったこと、

①積極的、科学的対策、

②新工法、新材料対策のための事前

審査制度、

③機械設備の本質的安全化のための発注、設計段階での安全性確保、

④職場の環境改善による公害源の解消、

⑤労働者の体力づくり等の積極的対策、

⑥技術指針の作成・公表、労災多発事業場への勧告制度などの行政による柔軟で幅広い誘導策、

⑦以上の方策を支える安全衛生研究の推進、

⑧安全衛生人材の積極的な養成と官民両者への供給、

⑨中小企業や構内下請企業に対する親企業の責任強化と行政による技術面、財政面での支援、など。

ケ 工場法→旧労基法→労基法研究会報告書→現行安衛法という流れには一定の連続性があり、例えば、旧労基法時代に制定された旧安衛則、電離則、特化則、高圧則などの規定の中には、安衛法に格上げされたものも多かったこと、

コ 安衛法の制定過程では、発注者（工事丸投げ業者）を含め、建設工事等の注文者の関係請負人に対する指導の努力義務についても検討されていたこと、

サ 現行安衛法は、以上の経緯を経て、旧労基法第 5 章のほか、労働災害防止団体等に関する法律第 2 章（労災防止計画）及び第 4 章（元請けの責任等の特別規制）を母体として形成され、その施行後約 10 年で死亡災害が半減したこと、

等が示されている。

二 逐条解説

1 三柴報告①（第 1 章第 1 条～第 5

条、第 3 章第 10 条～第 19 条の 3）

（分担報告書の執筆、要約共に未了）

2 大藪・近藤報告①（第 2 章第 6 条～第 9 条）

（大藪報告は完了。災防計画策定関係者へのインタビューを踏まえた近藤修正は未了。その反映も未了）

大藪・近藤報告①は、法第 2 章に属する第 6 条から第 9 条について解説している。具体的には、これらの条項が規定する 5 カ年ごとの労働災害防止計画制度につき、その発祥から後の経緯を詳述している。

すなわち、

ア 1957 年（昭和 32 年）当時、労働災害による死者が 5,500 人以上、休業 8 日以上之死傷者数が約 40 万人に達していたことから、政府全体の災害防止の取り組みの一環として、産業災害防止総合 5 カ年計画という名称でスタートし、その後、労災防止団体法で法制度化され、現行安衛法に引き継がれたこと、

イ 第 2 次計画（1963 年（昭和 38 年）開始）までは災害発生件数等を半減させようとし、その後は労災発生率の約 3 割減少を目標としていたが、発生件数や発生率の減少と共に目標値が漸減し、第 8 次計画から労災総発生件数の概ね 25%減少、第 9 次計画から同じく概ね 2 割減少、第 11 次計画からは死傷者数の 15%減少を目標とするようになったこと、

ウ 第 1 次計画（産業災害防止総合 5 カ年計画：1958 年（昭和 33 年）開始）の段階から、計画的取り組み、事業者（団体）による自主的取り組み、すなわ

ち区々多様な職場リスクに応じた積極的な災害防止の取り組み（これは後に労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメントの誘導に発展する）、重大災害対策や重点業種（当初は建設、港湾荷役、林業等。その後、製造業、陸運業等が含まれるようになった）や中小規模事業への焦点合わせ（：選択と集中）、生産設備や機械の本質的な安全化、作業行動自体の安全化、行政による監督指導体制の強化等が掲げられ、その後も継承されていったこと、ただし、重点業種の設定は第2次計画、機械の本質的な安全化は第3次計画で特徴的に示されたこと、

エ 第4次計画（1973年（昭和48年）開始）から、化学物質による健康障害や一般的な職業性疾病対策と共に、作業関連疾患対策、長時間労働時間対策などの健康面の対策が盛り込まれ、合わせて労働者参加も含む自主的対策の強化、安全衛生教育が強調されるようになったこと、

オ 第5次計画（1978年（昭和53年）開始）から、化学物質対策における有害性調査や作業環境管理のほか、産業医学・産業保健の推進、労災防止団体の活動強化等が盛り込まれるようになったこと、総じて、危険有害性が分かりにくい衛生や健康の積極的な対象化に伴い、情報の収集・提供など、ソフトな対策も積極的に盛り込まれるようになったこと、また、中高年齢者（第7次計画以後は高年齢者）の安全衛生対策も盛り込まれるようになったこと、

カ 第6次計画（1983年（昭和58年）開始）から、第三次産業対策が盛り込まれるようになったこと、

キ 第7次計画（1988年（昭和63年）開始）では、作業環境管理の徹底と特殊健診項目の見直し、有害物対策の総合的推進、海外派遣労働者や企業の海外進出に伴うリスク対策のほか、総合的推進施策として、安全衛生研究体制の整備、専門技術団体の活動促進等（このうち前者はその後も継承された。後者は第12次計画で同旨の内容が復活した）も盛り込まれたこと、

ク 第8次計画（1993年（平成5年）開始）では、建設、陸運業等と共に第三次産業である卸売・小売・サービス業が重点化されたこと、爆発・火災災害、交通災害が特定災害として重点化されたこと、電離放射線等対策、化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進、心身両面の健康づくりの推進、外国人労働者の増加に伴う災防対策（これは、第9次計画以後も継承されていった）等が盛り込まれたこと、

ケ 第9次計画（1998年（平成10年）開始）では、じん肺、職業がん等の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅が掲げられ、化学物質健康障害防止対策が職業性疾病対策から独立して設定され、健康確保対策にストレスマネジメント対策が盛り込まれたこと、国際水準に立った行政展開等が盛り込まれたこと、

コ 第10次計画（2003年（平成15年）開始）からは、ケに加え、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、就業形態の多様化・雇用の流動化への対策が盛り込まれたこと、ケのストレスマネジメント対策がメンタルヘルス対策に代えられたこと、

サ 第11次計画（2008年（平成20年）開始）では、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進等が強調されたほか、建設業での転落・墜落災害防止対策、腰痛防止対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策、アスベストの全面禁止の徹底、解体作業等におけるばく露防止対策等が盛り込まれたこと、

シ 第12次計画（2013年（平成25年）開始）では、改めて小売・飲食のほか、社会福祉事業等の三次産業対策が重点化されると共に（ただし、社会福祉事業が掲げられたのは、第11次計画が初めて）、メンタルヘルス対策、過重労働対策が強調され、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策などの重要性も改めて喚起されたこと、また、経営トップの安全衛生意識の高揚や、信賞必罰の姿勢が示されたこと、発注者、製造者による安全対策の強化が盛り込まれたこと、更に、東日本大震災を受けた復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策が盛り込まれたこと、

ス 第13次計画（2018年（平成30年）開始）では、改めて死亡災害対策の強化（建設業での墜落・転落防止、製造業での施設・機械等による災害防止等）が盛り込まれたほか、過重労働による健康障害防止対策、主にがん患者の治療と就労の両立支援を想定した、疾病を抱える労働者の健康確保対策、横断的課題として、安全衛生専門人材の育成、労働安全・衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等が盛り込まれたこと、

等を示している。

総じて、安全から危険有害性がわかり

にくい衛生、健康へ、一律的な強制規制型から分権的な自主取組促進型へ、の流れを辿ってきたが、震災などの大きな災害、社会経済条件の変化などにより増加する伝統的な建設労災などへの対応、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策なども図られてきたことが窺える。各次の計画に関連して、どのような法政策が講じられ、労災職業病がどのような経過を辿ったかについては、継続的な調査研究がなされる予定である。

3 原報告（第4章第20条～第21条）

（適用の実際につき、本文追記、要約共に未了）

原報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第20条ないし第25条のうち、第20条と第21条について解説している。

同報告では、

ア 両条文は、モノ（第20条）、作業場所・作業方法（第21条）にかかる典型的な労災の再発防止策の基準化（：危害防止基準の設定）を図る、安衛法の基軸とも言える規定であり、文言自体、工場法時代の原型から殆ど変更はないが、それに紐付く安衛則は、諸事情に応じて、成長する規則と言われるほど進化ないし変化してきていること、両条文を具体化する規定は、概ね安衛則に盛り込まれていること、

イ 危害防止基準は、刑事罰や使用停止命令等の行政権の発動をもって実効性確保が図られており、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとされることも多

いこと、それだけに、その策定や運用に際しては、現実の必要との関係で過不足を減らすと共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要があること、

ウ 本研究費による研究代表者の先行研究は、危害防止基準の過不足を減らすため、同基準の定め自体に一定程度抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には名宛人である事業者に安全性の証明責任を課す等の方策を提言しており、その正当性と妥当性が検討されるべきこと、

エ 両条文が指す危険は、広く理解されてきたこと、すなわち、第 20 条第 1 号が定める機械等による危険には、原動機や動力伝導部分への巻き込まれ危険などのほか、機械が取り扱う原材料や製造する加工物の飛来、ボイラーの破裂等も含まれること、第 2 号所定の爆発物、発火物、引火物等は例示であって、事業場で製造ないし取り扱う物が、一定条件下で爆発、火災等を生じ、労働者に危険を及ぼし得る場合、それに該当すること、また、「等」とされているのは、単独では発火等の危険はないが、可燃物や還元性物質との接触に衝撃等が加わると爆発等が生じる酸化性の物等も含まれる趣旨であること、第 3 号所定の電気、熱その他のエネルギーによる危険には、危険源への直接の接触による感電危険のほか、アーク溶接による電光性眼炎（紫外線等による眼の火傷のようなもの）、熔融高熱物による火傷等の危険も含まれること、第 21 条が定める土砂等が崩壊するおそれがある場所等には、物体の落下するおそれがある場所等が含まれること、

オ 法第 37 条や第 42 条が定める特定

機械等の製造や流通に関する規制は、安衛則第 27 条やクレーン則第 17 条などが、事業者に対して、それらの規制による構造規格の審査等をパスしたもの以外の使用を禁止しているため、間接的には、事業者の危害防止基準としても機能していること、

カ 法第 20 条の原型は、昭和 4 年に制定された工場危害予防及び衛生規則第 1 条～第 14 条（原動機に関する規定）、第 20 条～第 27 条（爆発・火災・引火に関する規定）、第 21 条の原型は、同規則第 15 条（墜落防止のための柵囲等の設置に関する規定）にあったこと、これらの規定は、明治 44 年に制定された工場法のうち、工場やその附属建設物等に物理的な危険や衛生・風紀にかかる問題がある場合に、行政官庁が工業主に改善措置や使用停止を命じ得る旨を定めた第 13 条に基づき定められたこと、これらの規則の策定に当たっては、当時の内務省社会局が関係各方面の意見を徴した経緯があること、工場法制定のための実地調査を主導した岡實は、現場のリスクは多種多様で変化もするので、法律では概括的な規定を置き、具体的な定めは細則に委ねていた独仏等の制度を参考にこれらの条文を起草した旨を著書に記していること、戦後は、労基法第 5 章が安全衛生について定め、そのうち第 42 条が使用者による危害防止の一般規定を置き、その具体化のために旧安衛則が定められ、現行法第 20 条及び第 21 条並びに関連規則に該当する規定は第 2 編に設けられたが、折々の災害事情に応じて幾度か改正されてきたこと、昭和 47 年に現行安衛法が制定されて

第4章がその中核を担い、中でも第20条及び第21条は、中核中の中核規定として、その後一度も改正されず、最も多くの紐付き規則を擁して現在に至っていること、

キ 工場法の制定前から、少女工の機械の掃除最中に運転が開始されたことによる死亡事故、精紡機のバンド紐の掛け直し作業中の腕の巻き込まれ事故等が多発していたことが、『女工哀史』等の資料に記載されており、工場法以後の危害防止基準確立の原動力になったと察せられること、

ク 厚労省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によれば、送検された198件のうち、一定以上の高さの作業床の端に囲い等を設ける義務を定めた安衛則第519条違反を代表例として、法第20条及び第21条の違反が最多だったこと、ただし、死傷者の発生を受けた、いわゆる事後送検が殆どであること、

ケ 刑事事件に関する関係判例では、工事現場での作業中、従業員がむき出しの高圧電線に接触して感電死した事故で、当該工事現場の現場主任が、使用者に感電危害防止策を義務づけた旧安衛則第127条の8（及びその親法に当たる労基法第42条）違反で起訴された事件で、当該主任は、電気会社やその下請に感電対策を依頼したため、同条を履行した旨主張したが、かような危害防止基準は現に実施されねばならず、たとえ安全管理の専権を有する者にその実施を依頼するなど実施の努力をしたとしても、それのみで遵守したことにはならない旨判示されたこと、請け負った工場の建設（増築）工

事に作業員を従事させたところ、当該工場に設置されていた織機の動力用シャフトに覆い等が設置されていなかったために生じた接触危険につき、当該請負会社の経営者が、床から1.8m以内の動力伝導装置に覆い等を設けるべき旨定めた旧安衛則第63条第1項（及びその親法である労基法第42条）違反に問われた事件で、当該経営者は、要約、自身が所有も管理もしない装置について同条の適用はない旨主張したが、動力伝導装置等にかかる危害防止措置の対象は、使用者の所有物や管理物でないもの、その作業場に設置されていない物にも及び得る旨判示されたこと、自動車用部品等の加工等を行う工場で、労働者らにアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせる際に、全自動運転の際には安全装置が作動せず、労働者らの身体の一部が挟まれるおそれがあった点につき、当該会社に、安衛法第20条及び、射出成形機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれがあるときに、自動で装置が停止する戸等の安全装置の設置を義務づけた安衛則第147条違反が問われた事件で、当該会社は、全自動運転中は危険作業を行わないよう指導していたこと等から、具体的危険がなかった旨主張したが、規則第147条は、フェイルセーフの考え方を採用している（労働者に過失があっても機械に接触しても安全が保たれるよう図った規定である）ため、安全装置を設けなかった以上、違反が成立する旨判示されたこと、民事事件に関する関係判例では、元請らにより、さしたる安全教育が行われず、重機の運転にかかる合図者の指名や指揮系統の特定、

合図の統一などが行われぬ前提で、ある孫請けが備車した重機が同じ会社の別の労働者に激突して腰椎挫傷の傷害を負わせたという事案で、安衛則第 2 編第 1 章の 2 第 1 節、第 2 章第 1 節等の規定に照らすと、重機の運転者に信号者を予め定め、合図を統一し、作業内容や指揮系統を通知し、合図を確認して運転させること等が安全配慮義務の具体的内容になる旨判示されるなど、安衛則の関係規定の文言より、それらの規定に通底する趣旨を汲んだ解釈がなされていること、危害防止基準は、危険を定型化し、定型的措置を事業者を中心とする名宛人に課すことにより危害の防止を図るものなので、いっけん危害が窺われなくても、定型的な遵守が求められること、特に民事過失責任との関係では、定型的遵守のみならず、その趣旨を汲み、現場事情に即したより高度で柔軟な解釈に基づく危害防止措置が求められること、

コ 法第 20 条、第 21 条を具体化する安衛則第 2 編（安全基準）からくみ取り得る危害防止基準の原則は、①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する、②機械等の点検、検査、整備などを義務づけると共に使用限度の超過を禁止する、③物との接触による危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる、④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させないようにする、⑤合図などによって労働者に危険への注意を喚起し、その回避を促し、

安全かつ合理的な行動を促進する、⑥作業主任者などの現場責任者の選任・配置を含め、安全管理に関する指揮命令系統を整備し明確化する、という 6 点に集約されること、これは、1) 危険源の除去・低減、2) それが叶わない場合ないしリスクが残留する場合の追加的な安全・衛生工学的措置、3) それでも残留するリスクに対する人的措置、という 3 ステップ・アプローチとも共通すること、また、その嚆矢である工場危害予防及び衛生規則にもその要素が窺われること、

サ 安衛法の危害の事前防止的性格を反映して、安衛則が示す危害防止基準には、「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9 など）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、危険性を示す抽象的な文言（不確定法概念）が多く用いられており（状況・場合、物の全部ないし一部、場所）、方法ごとに想定される危険への対処を事業者に義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」「もの」という要件を充たす場合には、事業者課せられた危害防止義務を例外的に免除しており）、行政権を発動する場合や刑事責任を課す場合等にその解釈が問題となるところ、判例（最 3 小決昭和 48 年 7 月 24 日）は、動力伝導装置に覆い・囲い等を設けなかったことで労働者が死亡し、安全管理責任者の刑事責任が問われた事案において、旧安衛則第 63 条第 1 項にいう「接触の危険」という文言について、労働者の操作ミス等を前提としたフェイルセーフの考え方を基準に、接触の抽象的な危険があればよく、たとえ通常の使用方法であれば危険が生じなくても、労

働者は過失を犯し得ることを前提に、基準の定める措置を状況に応じて講じるべき旨を述べたこと、すなわち、危害防止基準は、基本的には、事業者らに定型的な遵守を求めるものであり、そこに含まれる「危険」、「おそれ」などの不確定法概念は、フェイルセーフの考え方に基づいて解釈され得ることが示されていること、他方で、危害防止基準は、産業利益等との調整の中で、自然科学的な知見を踏まえた再発防止策の合意水準を示しており、監督取締行政との関係では、さしあたりここまで講じていれば大丈夫という免責基準としての性格も持つこと、労働者に一定の義務を課す危害防止基準は、それに労働者が違反した場合に、民事損害賠償請求事件において、過失相殺の根拠となり得ること、

シ 危害防止基準の履行は、関係諸規定との連携により初めて促進されること、そのため、本研究費による研究代表者の先行研究が、現行安衛法の趣旨とした以下の8項目の実現が図られるべきこと、

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、
- ⑤予防政策は、1次予防から3次予防

まで包括的に形成されねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、先ずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、

⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本の文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、

⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、

⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

等が示されている。

4 佐々木報告（第4章第22条～第25条の2）

（本文は完了。適用の実際、24条、25条、25条の2の要約は未了）

佐々木報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第20条ないし第25条の2について解説している。

同報告では、

ア 第22条は、主として原材料、放射線、振動のほか、計器監視、精密機械等の精神疲労を伴う作業等の健康障害要因を例示的かつ類型的に掲げ、それぞれに

応じた規制によって、その防止を図ることを目的としていること、同条第 1 号は、有毒なガス、蒸気、粉じんによる中毒、皮膚障害、酸素欠乏症、病原体への感染など、主に呼吸や経皮による体内への吸収による健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則や特別規則等に定められていること、第 2 号は、放射線傷害、高温による火傷、低温による凍傷、騒音による難聴、振動による白ろう病、異常気圧等による減圧症など、物理的な要因による健康障害の防止措置を義務づけていること、第 3 号は、精密工作作業など、高度の精神神経活動によるストレス等にかかる健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則第 3 編第 4 章や事務所則第 10 条に定められていること、第 4 号は、ジクロロベンジジン、アルファーナフチルアミン等の要製造許可物質や、石棉、カドミウム、水銀等の特定化学物質や鉛等の化合物等を含有する排気、アルキル水銀化合物、硫化ナトリウムや放射性同位元素により汚染された廃液等による健康障害や公害等の防止措置を義務づけていること、講ずべき具体的措置の内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則のほか、有機則、特化則、鉛則等の特別規則に定められていること、第 22 条、第 23 条共に、罰則（第 119 条第 1 号：6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が付されていること、

イ 安衛則では、第 3 編第 1 章（有害な作業環境）に、以下のような法第 22 条

を具体化する基準が定められていること、有害原因除去のための 3 ステップ・アプローチ（第 576 条）、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする諸措置（第 577 条）、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での（排ガスをもたらず）内煙機関の使用禁止（第 578 条）、局所排気装置の排気の無害化措置（第 579 条）、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理（第 580 条）、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等（第 581 条）、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置（第 582 条）、坑内作業場におけるガス濃度の抑制（第 583 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等（第 583 条の 2）、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置（第 584 条）、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守（第 585 条）、有害物や病原体等の集積と表示（第 586 条）、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場（第 587 条）、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場（第 588 条）、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場（第 589 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等（第 590 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等（第 591 条）、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等

（第 592 条）、

著しい暑熱、低温、低湿物体、有害物、有害光線、ガス・蒸気・粉じん等の発散、病原体による汚染等の危険源にばく露し得る業務をさせる際の適切な保護具の備え付け（第 593 条）、皮膚障害をもたらす物や経皮吸収有害物等にばく露し得る業務をさせる際の適切な保護具等の備え付け（第 594 条）、強烈な騒音に晒され得る場合の耳栓等の保護具の備え付け（第 595 条）、同時就業者分の保護具の数の備えとメンテナンス（第 596 条）、労働者による保護具使用の指示の遵守（第 597 条）、保護具等による疾病感染リスクがある場合の個別の保護具の備え付け等（第 598 条）、

ウ 有機則は、昭和 33 年ころ、大阪と東京で、ヘップサンダルの製造やポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がベンゼン中毒と判明したことを契機として、有害性が明らかな有機溶剤 51 種類を選定し、それらによる労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、有機則等の特別規則は、安衛則に対する特別法に当たり、内容が競合する場合には、優先的に適用され、その余は安衛則が適用されること、

法第 22 条に基づき有機則第 2 章が定めている危害防止措置は、第 1 種、第 2 種有機溶剤については、発散源密閉設備、局所排気装置（局排）、局排の一種であるプッシュプル型換気装置であるが、第 3 種有機溶剤については、全体換気装置でもよいとされていること、通気の問題が

生じ易いタンク内の有機溶剤業務では、一定のマスクの使用を求めていること、

エ 鉛則は、戦後に新たな鉛化合物や鉛作業の登場とそれによる中毒者の発生を前提に、昭和 42 年に、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、鉛は、その製錬、加工等の際に発散するヒューム、粉じんへのばく露で、疝病、四肢の麻痺などの悪質な中毒を発生させること、鉛則でも、局所排気装置（局排）や局排の一種であるプッシュプル型換気装置の設置、労働者に保護具を使用させることなどが事業者義務づけられていること、

オ 四アルキル鉛則は、ノッキング防止のため自動車等の燃料に添加する無色の液体で、蒸気の吸引により頭痛、吐き気、著しくは錯乱状態等の健康障害をもたらす四エチル鉛等について、省庁横断的な協議の結果、1951 年（昭和 26 年）に施行された四エチル鉛危害防止規則に淵源を持つこと、しかし、それは、製造、輸送における中毒を想定していたところ、昭和 37 年 7 月頃の横浜市の米軍石油貯蔵タンク清掃作業で作業員 29 名の四エチル鉛中毒を生じた（うち 4 名が死亡した）災害を踏まえ、改正されて昭和 36 年 5 月に四エチル鉛等防止規則となり、更に、昭和 40 年 10 月に、ぼすとん丸の四エチル鉛に汚染された船艙やタンクの清掃作業者が集団で中毒にかかった事件をきっかけに、四エチル鉛、四メチル鉛、その他いくつかの混合アルキル鉛を対象に、事業者を名宛人として、装置を密閉式とすることから保護具の装着、特殊健診を含む総合的な対策を求めたのが四アルキ

ル鉛則であること、

カ 特化則は、従来の特別規則による僅かな規制対象物質以外の有害物質のうち、特定の物質を取り扱う労働者の健康被害が多い実態、従来の安衛則の規制内容に具体性を欠いていたこと等に鑑みて、公害対策も視野に入れ、昭和46年に労働省が制定した特定化学物質等障害予防規則と、それに紐付く3つの告示（ガス等の気中濃度関係、特殊健診の対象関係、作業主任者講習関係）を嚆矢としていること、昭和47年の現行安衛法に製造許可、有害性の表示等の制度が盛り込まれたことを踏まえ、内容の充実化が図られ、以後も複数回の改正が重ねられたこと、

他の法令との関係についてみると、安衛法本体との関係では、法第55条が黄燐マツチ、ベンジジン等の製造、輸入、譲渡等の禁止、第56条が、ジクロロベンジジン、ベリリウム等の製造を大臣の許可制としつつ、その取扱いについては、本規則上の第一類物質として、その基準に委ねていること、安衛法上の製造等の禁止、製造許可の対象外物質は、有機則や本規則による類型別の管理に委ねられていること（第一類：重度の慢性疾患を発生させ得るため、安衛法第56条で製造許可の対象とされている物質、第二類：（重度の）慢性障害を発生させ得るため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備や局所排気装置の設置を要する物質、第三類：大量漏洩により急性障害を生じ得るため、屋内換気装置等一定の設備を要する物質）、有機則等他の特別衛生規則との関係では、本規則は対象物質の用途や有害性の多様性などを踏まえ、対

象となる作業の特定はせず、それを製造又は取り扱う作業を全て対象としていること、特化則は、発がん性物質の規制を重視しており、従前は有機則が規制していたクロロホルム10種を、その第二類物質の「特別有機溶剤」に位置づけ、ばく露記録の長期保存、作業主任者の選任等を規定したこと（その後、1, 2-ジクロロプロパン等が追加された）、有機則との関係では、特定有機溶剤の単一成分の含有率が1%超で特定有機化合物と有機溶剤の合計含有率が5%以下の場合、特化則のみの適用、それぞれ1%以下、5%超の場合、有機則適用、それぞれ1%超、5%超の場合、両規則の適用、それぞれ1%以下、5%以下の場合、両規則とも適用なしとして、棲み分けが図られていること、

本規則は、ガス、蒸気又は粉じんによる健康障害防止措置として、設備上の措置のみでは不十分な場合等における防護具の備え付け等を定めていること（第7章）、

キ 高圧則は、ケーソン内部作業や潜水作業などの高圧条件下での就業では、圧気下体内に浸透した気体が低圧化すると気泡に変わり、細い血管を塞ぐなどして、関節痛、けいれん等を生じる高血圧障害等の防止のため、旧労基法の下で1961年に制定され、その内容が現行安衛法の制定の際に策定された旧高圧則に引き継がれたこと、その後、1976年2月に栃木県の大瀬橋建設工事で一酸化炭素を含む空気の送給により、ケーソン内にいた労働者6人が一酸化炭素中毒で死亡する災害が発生したことを契機に、当時の

安衛則の安全基準内の高圧作業にかかる危険防止に関する規定を統合するなどして充実化し、現高圧則（昭和52年労働省令第2号）ができたこと、規則内には、高圧室内業務の設備、潜水業務の施設等（第2章）、高圧室内業務の管理（第3章）等が定められていること、

ク 電離則は、吸収された物質をイオン化（中性物質をプラスやマイナスの電荷を帯びたイオンにすること）させ、人体に影響を及ぼすX線などの電離放射線による健康障害の防止を目的とした規則であること、①戦後の経済復興時にX線装置や放射性物質の利用が増える一方、関係者の知識が乏しくて健康障害等が多発したことを踏まえて、昭和20年代後半に関係する様々な行政通達が発せられたこと、②昭和32年に放射性同位元素等による放射線障害の防止法が制定されたこと、③技術革新で電離放射線の取扱い範囲が広がったこと等から、昭和34年に電離則（労働省令第11号）が施行されたこと、その後、昭和33年の国際放射線防護委員会（ICRP）勧告を踏まえた全面改正を経て、昭和47年に現行安衛法の制定を踏まえて新規則となったこと、しかし、非破壊検査の装置の放射線源による災害の多発等を踏まえ、昭和48年に電離放射線障害防止対策要綱が公表されたこと、1999年の東海村JCO臨界事故を受けて、規則改正が行われたこと、2011年の東日本大震災による福島第一原発事故により、本規則の改正と共に、除染則が制定されたこと、

本規則は、第2章で、管理区域を設定して標識により明示すべきことや、労働

者が常時立ち入る場所について、遮蔽壁や局所排気装置の設置等により実効線量が所定限度内となるようにすべきことや、放射線にばく露する労働者が受ける線量を測定すべきこと等を定めていること、第4章で、放射線濃度にかかる作業環境管理、保護具や作業衣を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

ケ 酸欠則の前身は、昭和36年から37年にかけて、東京都内の高速道路工事現場で相次いで生じた酸欠による作業員の死亡災害等を受けて昭和42年に発出された「酸素欠乏症の防止について」と題する労働省通達に遡ること、しかし、その前後にも酸欠による災害が継続し、昭和43年11月には「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたが、増加の一途を辿ったため、強制力のある規則を単独で制定したのが、「酸素欠乏症防止規則」（昭和46年労働省令第26号）であったこと、昭和55年に滋賀県彦根市のゴミ焼却炉の汚水処理施設で、硫化水素中毒により計5名が死亡する災害が生じたことを受け、同中毒も視野に入れ、「等」を付した酸欠則が制定されたこと、

本規則は、酸欠危険のある作業場所を広く列挙して、対象範囲を定め、種々の防止措置の確保を図っていること、防止措置としては、作業環境測定を筆頭に、換気（による一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の抑制）、換気を行えない場合等に保護具を使用させること、入退場者の点検、酸欠危険作業従事者以外の者の立入禁止、作業主任者の選任、特に危険な酸欠危険作業（第一種酸欠危険作業）従事者に対する特別教育、退避、酸欠症

状による転落の防止措置等を規定していること、

コ 粉じん則は、長期間にわたる粉じんの吸引による肺の病変による不可逆、難治性の健康障害（けい肺、溶接肺等）の防止のため、昭和 35 年に制定され、同 52 年に改正されたじん肺法を基礎としていること、同法の 52 年改正は、じん肺有所見者数の多さを踏まえたものであったこと、本規則は、同改正の際に、職場における粉じんの規制（作業環境、ばく露防止にかかる規制）の強化を求める声を受けて昭和 54 年に策定されたこと、

本規則は、第 2 章に、粉じんの発散の防止／抑制を目的として、特定粉じん発生源に対する密閉設備や局所排気装置（局排）、局排の一種であるプッシュプル型換気装置の設置、湿潤状態保持設備の設置、その他の粉じん作業にかかる措置（測定結果に応じた換気風量の増加、坑内作業場における切羽近くでの粉じん測定等）、第 6 章に、ばく露防止のための保護具、一定の作業については有効な呼吸用保護具を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

サ 石綿則が対象とする石綿は、有用な天然鉱物として古くから利用されてきたが、発がん性等の影響が明らかとなり、日本を含む 60 か国以上で輸入や使用が禁止されていること、中皮腫の場合平均 40 年、肺がんで平均 30-40 年の潜伏期間が認められていること、

元は、安衛法と特化則等で健康障害防止措置を講じさせて来ていたが、平成 7 年、16 年の安衛法施行令の改正で、石綿含有製品の製造等が禁止され、使用量が

大幅に減ったこと、しかし、昭和 50-60 年頃に建設された建築物に石綿含有建材が多く含まれており、その解体等の増加による労働者のばく露機会の増加が予想され、なおかつ、ばく露防止に必要な措置が特化則所定の措置と大きく異なっていたため、平成 17 年に単独規則としての石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）が制定されたこと、その特徴は、①石綿等（石綿及び石綿を 1% 以上含有する製品等）が使用された建築物の解体等にかかるばく露防止対策の整備、②石綿等が吹き付けられた建築物の管理、③石綿含有製品の計画的代替化の促進であったこと、本規則が制定された年に、偶然、クボタで従業員 79 名が石綿疾患で死亡し、近隣住民にも被害が発生していたことが明らかとなったこと（「クボタ・ショック」）、

本規則は、第 2 章で石綿等取扱い業務等にかかる措置を定めており、その第 1 節は、建築物、工作物、船舶の解体等（解体、破碎等）のほか、吹付け石綿等の封じ込めや囲い込み作業での健康障害防止措置として、石綿等の使用の有無の目視、設計図書等による調査と結果の記録、使用の有無が不明な場合の分析調査と結果の記録、これら事前の調査結果を踏まえた作業計画の作成と、それに沿った作業の遂行、建築物の吹付け石綿等の囲い込み作業や建築物の張付け石綿等が使用されている保温剤等の除去や囲い込み作業についての当該作業従事者以外の者の立入禁止措置及びその旨の表示等を事業者に求めていること（第 3、4、7 条）、第 2 節は、建築物の解体等の場面ではな

く、吹き付けられた石綿や石綿含有保温材の損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者のばく露危険がある場合に、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるべきこと、臨時に就業させる場合には、（除去等までは実施しなくてよいが、）呼吸用保護具等を使用させるべきこと等を規定していること、第 3 節は、建築物関係以外で石綿等を取り扱う業務等について、発散源の密閉、局所排気装置の設置等を求めると共に、石綿等の切断等の作業については、湿潤等の措置を講じると共に、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者が義務づけていること、そして、第 2 章で定められた作業を含め、石綿等を常時取扱い、もしくは（石綿による健康障害防止等を目的とする）試験研究のため石綿そのものを製造するか、一定の石綿を含有する製剤等の石綿分析用試料等を製造する作業場では、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを 40 年間保存させること等を使用者に義務づけていること、

シ 法第 22 条の淵源は、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第 13 条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、ガスや蒸気、粉じんなどの危険源について、排出密閉、必要のある者以外の立入り禁止、作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、現行安衛則の衛生基準や特別規則

が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947 年に制定された旧労基法第 42 条が、使用者に安全衛生にかかる一般的義務を課し、他方で、当時は工場法施行令、同施行規則、工場危害予防及び衛生規則など様々な規則に分散していた内容を、労基法の体系下に位置づけると共に、ILO の条約・勧告を参照し、なおかつ工場監督行政の体験を踏まえて、同じく 47 年に、旧安衛則が制定されたこと、旧安衛則等の諸規則には、後に法に格上げされた事項（作業主任者、安全・衛生委員会、急迫した危険時の労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間制限、技能講習等）が定められていたこと、

ス 法第 22 条の射程が広いこと、背景となった災害は特定できないが、実質的には、それに紐づく特別衛生規則の前述のような災害が該当するであろうこと、もっとも、鉛則や特化則のように、中毒者数の実態調査が背景となった特別規則があること、金属中毒や粉じんによるけい肺のように、大正時代から注目されていたものもあったこと、

セ 関連判例のうち、林野庁高知営林局事件では、林野庁が、昭和 32 年頃にチェンソー、同 36 年にブッシュクリーナーを本格導入して任用した職員に使用させていたところ、振動障害に罹患したため、損害賠償請求された事案につき、1 審は、鋸打機や削岩機等による振動障害から、これらの機械の導入によるリスクは予見できたのに、当該リスクに関する調査研究をせずに使用させたこと等は過失だとしたのに対し、2 審及び上告審は、予見

可能性を全否定はできないが、公務員災害補償制度の適用以上に民事過失責任を負わせるほどの違法性はなかったなどとして、林野庁の責任を否定したこと（もっとも、これは安全配慮義務のリスク管理義務としての本質を否定したのではなく、公務にかかる事案のため、容易に国等の責任を認めるべきではなく、公的補償に委ねるべきとの考えが基礎にある（：民間企業の場合には異なった結論となった可能性がある）判断のように思われる（*三柴注））、

東北機械製作所事件では、木型・金型修理・塗装工が、10年以上、換気扇がなく防毒マスクも使用しないまま、溶剤としてシンナーを使用していたところ、有機溶剤中毒症に罹患したとして、雇用主であった会社に損害賠償を求めた事案につき、会社は、まずは換気装置等を設置して作業環境を改善し、次に保護具を使用させるべきだったのに怠った点で過失責任があるとしたこと、

三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件では、全審級において、本件の元請は、下請の労働者と指揮命令関係にあり、元請が管理する労働手段を使用し、作業内容も元請の従業員とほぼ同じだった以上、当該下請労働者に対して安全配慮義務を負い、その内容は、労働省が作成した安全衛生のしおりに記されている措置（①環境改善、②騒音測定、③防音保護具の装着、④作業教育、⑤聴力検査）と同一であるところ、これらの一部を怠った以上、同義務違反があるが、下請労働者側も、従前の経験から騒音の存在を知りながら、下請に採用されて元請の管理下

で就業し続け、耳栓を完全に装着していなかった等の点で過失相殺されるとされたこと、

三菱重工神戸造船所（振動障害）事件では、1, 2 審共に、チェンソーとそれ以外の振動工具による振動障害防止のため、それぞれに関する通達を踏まえ、会社側には、①工具の選定と保持、②作業時間管理、③作業標準の設定、④操作・作業方法の指導その他の教育、⑤保護具の支給と使用の徹底等を行う安全配慮義務があったが怠ったとして過失責任を認めつつ、被災労働者の血管収縮作用がある喫煙のほか、過度のアルコール節酒、単車運転による寒冷ばく露につき、賠償額の減額事由になると判断されたこと、

喜楽鋳業（有機溶剤中毒死）事件では、労働者が、おそらく、工場の廃溶剤タンクの底部に溜まったスラッジの清掃を、送気マスクや安全帯を装着せずに行っていたところ、有機溶剤中毒で死亡したために遺族から雇用主に損害賠償請求された事案で、法第22条が、事業者に、原材料、ガス、上記、酸素欠乏空気等による健康障害防止措置を課し、有機溶剤の易体内吸収性や毒性の強さから、有機則が定められた経緯などから、本件の雇用主には、有機溶剤を取り扱う労働者への有毒性、取扱い上の注意等の教育の徹底、安全管理体制や本件タンク内に入るには、送気マスク等の保護具を装着すべきこと等を記した作業手順の整備等を行い、労働者の知識不足や慣れから生じる不注意等による災害を防止する注意義務があったが怠ったとして、過失責任が認められたこと、

化学メーカーC社（有機溶剤中毒等）事件では、有機溶剤を取り扱う検査分析業務に従事していた従業員が、化学物質過敏症や中枢神経機能障害との診断を受けたことから、会社の安全配慮義務違反又は不法行為による損害賠償を請求したという事案で、安衛法やそれに紐付く規則は、その趣旨からも、具体的な状況下で安全配慮義務の内容となり得る旨を述べたうえで、本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルムと第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサンを使用し、有機則の適用を受けるため、会社は、同業務を行う部屋に局所排気装置等を設置する義務を負っており、それは安全配慮義務の内容でもあったが、同装置を設置していない部屋があった点につき、同義務違反となること、業務時間が短い等の場合、保護具を使用させることを前提に同義務が免除されることがあるが、本件はその条件に該当しないこと、有機溶剤の毒性等から、保護具を使用させることも、使用者の安全配慮義務の内容となるが、会社は、保護具の機能を満たさないマスクを設置したのみだったので、同義務に違反していたこと、有機溶剤業務については、法令上、作業環境測定が義務づけられ、それが作業環境管理の基礎的要素であるため、やはり安全配慮義務となるが、会社は、それを果たさなかったこと等から賠償責任を負う旨の判断が示されたこと、

国賠訴訟である大東マンガン事件では、マンガン精錬所でマンガン鉱の製錬作業に従事してマンガン中毒に罹患した労働者らが、当該被害は、安衛法第22条及び

それに紐付く特化則違反の状態を労基署が放置したことよるとして、国賠請求を行った事案につき、2審は、行政官庁の権限行使は、その合理的裁量によるものであり、少なくとも当該事業場につき労働者に切迫した「重大な危険」が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法では危険の発生を防止できず、なおかつ行使すれば防止し得た場合に初めて国賠責任が生じ得る旨を述べたこと、

ソ 適用の実際について、最近の労働基準監督年報をみると、第20-25条の違反において、有機則違反が最多で約2300件、次に特化則違反が約2000件、粉じん則違反が約1500件、安衛則違反が約400件で、電離則、鉛則、高圧則の違反は2桁台で少なく、四アルキル鉛則違反はゼロだったこと、

タ 第23条は、場所、機械器具、原材料等を含め、労働者の作業環境及び作業そのものの衛生や風紀等への配慮を義務づけた規定であること、建物等の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の衛生等に関する代表的な紐付き規則には、安衛則と事務所則があり、このうち安衛則の第540条は、安全な通路の設置と維持、標示、第543条は、機械間、機械-他設備間の通路幅を定めていること、本条には罰則（法第119条第1号：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下）があること、

チ 本条に紐付く主要な特別衛生規則である事務所則は、従来、事務所労働に適用されてきた安衛則第3編の規定が、特定の有害業務（坑内労働、粉じん労働、暑熱・低温作業等）を対象としていたところ、日常的な事務労働一般について対

策を講じる必要性が生じたこと、その背景には、①安全衛生行政の最低基準から快適基準へのシフト、②ILO における商業及び事務所における衛生に関する条約（120号）・勧告の採択、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律の制定等があったこと、現に、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等もあって、室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による害虫の発生などの事務所衛生に関する問題が発生していたこと等を踏まえ、昭和46年に制定され、翌年の安衛法制定に伴い、それに紐付く省令とされたこと、平成16年に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する建築材料の普及等を踏まえ、ホルムアルデヒド等による室内空気汚染への対策が加えられたこと、

事務所則では、第2章から第4章に危害防止基準が設けられており、第2章は環境管理の規制を担い、気積、換気、湿度、照度の基準設定、空気調和設備や機械換気設備による空気の浄化、燃焼器具を用いる室等での換気、安衛法施行令第21条第5号が定める室など、特定の室等における定期的な作業環境測定、騒音及び振動の防止等を定め、第3章は清潔を担い、飲料水の供給、飲用・食器洗い用給水の水質の確保、排水の漏出の防止、清掃等の実施、ネズミや虫の発生防止、便所の男女別化や一定個数の確保、洗面設備の確保、第4章は休養を担い、休憩設備設置の努力義務、男女別の睡眠／仮眠場所や寝具等の設置、一定数以上の労働者を使用する場合の男女別の休養室／休憩所の設置、立業従事者用の椅子の設

置、第5章は救急用具を担い、救急用具等の備え付けと場所の周知等を定めていること、

ツ 本条の沿革も、法第22条と同様に、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第13条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、採光、換気、照明、救急用具、食堂や食器の清潔、男女別の更衣所や浴場の設置など、現行の事務職則等が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947年に制定された旧労基法第43条が、通路と休養以外の項目について、本条と同じ内容（建設物等に関する換気、採光、照明、保温、防湿、避難、清潔に必要な措置等）を使用者に義務づけ、第45条が、命令でそれを具体化する旨定めたこと、

テ 法第22条と同様に、法第23条も射程が広いため、背景となった災害は特定できないが、やはり、工場法時代から同種の規定が存在したことから、現代とほぼ同様の建設物等による衛生面での健康障害が生じていたと解されること、本条に紐付く事務所則は、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等を背景とする室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による害虫の発生などの事務所衛生に関する問題の発生を背景としていたこと、

ト 関連判例のうち、刑事事件であるM製作所（安衛法違反被告）事件では、元請F製作所が農協連から受注した増設工事のうち設備工事を下請したY1社の取

締役であり、その工事及び安全管理を統括していた Y2 が、別の建設工事会社から派遣された A らを使用して、網状鋼板に付け替えるため、まずは機械室内の足場板を取り外して開口部（本件開口部）を生じたところで、別の場所でし残した作業を思い出し、ロープに白布を付けて目印として、その場を離れたところ、電気系統の点検に来た関係者の C が、そのロープを跨ぎ、その開口部から落下して死亡したことを受け、通路の安全確保を定めた安衛則第 540 条と安衛法第 23 条、第 27 条違反に当たるとして、Y1 と共に、両罰規定（法第 122 条）により起訴された事案について、1 審が、本件開口部は、作業の工程と時系列を全体としてみると、本件工事のため、通路として用いられており、安衛則第 540 条が定める「通路」に当たるとしたのに対し、2 審は、同条にいう「通路とは労働者が通行する場所をいう」と述べた上で、本件開口部は、その発生時点から塞ぐ（予定の）時点まで、Y2 とその指示の下で就労していた派遣労働者らのほかに通行することがあり得ない場所だから、同条にいう通路には当たらないし、C は Y1 の労働者ではなかったので、Y1 の労働者にとっての通路とも言えない、と判断したこと（つまり、保護対象を、Y1（と Y1 を代理する Y2）が使用する者のみとする旨示したこと）、

ナ 民事事件である内外ゴム事件では、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、安衛法及びそれに紐

付く安衛則や有機則の規定は、行政取締規定だが、その目的の一致から、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとした上で、本件では、一定の機能を持つ局所排気装置の設置（安衛法第 22 条、第 23 条、有機則第 5 条、第 14 条～第 18 条）、呼吸用保護具、保護手袋等の保護具（安衛則第 593 条、第 594 条、有機則第 32～第 33 条）が同義務の内容になるが、それに違反して上記中毒をもたらしたと判断されたこと、

ニ 最近の「労働基準関係違反に係る公表事案」から本条の適用の実際をみると、法第 23 条違反は、通路等に関する安衛則第 540 条違反の 2 件に限られていたこと、平成 30 年の労働基準監督年報では、第 20 条～第 25 条違反における安衛則違反は約 440 件、事務所則違反は 8 件だったこと、

ヌ 調査対象とした法第 22 条、第 23 条の原型は工場法時代から受け継がれ、その実質は、それに紐付く規則等によって形成されているため、変化への適応は、規則等の追加や改正を行うことで足りると思われること、

ネ 特別衛生規則の変遷は、①技術の発達、労働者の健康実態、災害的出来事の発生や社会問題化を背景とする充実化、②危害要因の（特質や重要性認識の）変化などに応じた細分化、③有機則と特化則の重畳的適用に代表される複雑化、の 3 点に集約され、これらの進展が、一定程度、労災や健康障害の防止効果を発揮したことは疑いないものの、事業者にとっての分かり易さや自律的な安全衛生活動の促進との相克が生じ得ること、仮に

統合を図る場合には、危害要因の種別やレベル、取扱い方法などの要素のいずれに着目するかを検討する必要があること、等が示されている。

5 森山報告①（第4章第26条～第27条）

同報告では、

ア 法第26条では、法第20条～第25条、建設業等での災害時救助の際の被災防止措置を定めた第25条の2第1項に基づき事業者が「講じる措置に応じて」、労働者が所要事項を遵守するよう義務付けていること、本条違反には、50万円以下の罰金が付されていること（法第120条）、

本法上、安全衛生は、基本的に事業者の責任で果たされるものと考えられ、設計されているが、労働者の協働が必要なため、法第4条に原則を示し、本条でより具体化されたこと、

本条にいう労働者と事業者の定義は、法第2条の定め通りであり、基本的に労働者に一人親方等の個人事業主等は含まれないこと、

派遣労働の場合、本条の適用は、労働者派遣法第45条第3項により、派遣先＝事業者、派遣労働者＝労働者とみなされること、

イ 本条所定の労働者の義務は、列挙された条規に基づく事業者の措置に対応するものなので、列挙された本法上の事業者義務規定に紐付く政省令を本法に格上げした場合、本条を改正してその規定を盛り込む等しないと、対応する労働者の義務が外れてしまうことになること、

また、法第27条に基づく紐付き省令において、ある危険源にかかる危害防止措置につき、事業者側に義務を課さずに労働者側のみに義務を課すことはできないと解されること、

紐付き省令が労使双方に義務を課している場合、事業者が当該義務に反した場合にも労働者が義務を負うかが問題となるが、本条が、事業者が「講ずる措置に応じて」と定めているため、文理解釈上は、消極に解されること、

ウ 厚生労働省令は、根拠となる法条を明記していないが、さしあたり、労働調査会発刊の『安衛法便覧』に基づき、労働者に義務を課した省令規定を目視でピックアップしたところ、以下の通り、計221個に及んだこと（危険源分類は、法第20条から第24条による）、

本法中条項		危険源の種類	条項数
第20条	第1号	機械等	115
	第2号	危険物等	17
	第3号	エネルギー	10
第21条第1項		作業方法	21
第21条第2項		場所	6
第22条		有害要因	49
第23条		不潔さ	2
		通路	1
第24条		作業行動	0
合計			221

このうち作業行動は、広く、主に不安

全行動（手間を惜しむ、悪慣れ等から、意図的に事故災害を生じ得る行動をとること）を指し、身体の動きそのものであって工学的管理が困難なため、法第 24 条に基づく事業者義務規定自体が存せず、よって、労働者義務規定も存しないと解されること、しかし、事業者の措置に応じた措置しか義務づけられない旨の本条の規定を外せば、労働者への独自の義務づけは可能と解されること、

機械の安全装置の無効化は作業行動の問題だが、機械（法第 20 条第 1 号）関係の危険源と解されているため、省令で、事業者の義務（安衛則第 101 条）に対応して、労働者にも不安全行動抑制義務が課されていること（安衛則第 29 条）、

エ 上記 221 個の省令規定を名宛人別に分類したところ、以下の 6 類型となったこと、

名宛人の類型		条項数
1	労働者（労働者であることを前提とする除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者を含む。）	168
2	運転者	43
3	事業者から指名を受けた者	6
4	指揮者	2
5	火気を使用した者	1
6	操作を行なう者	1
合計		221

このうち 2-6 には、文理上、一人親方や会社役員等も含まれ得るので、本条との関係が不明であること（ないし、労働

者への適用の場面でのみ根拠とされること）、このうち類型 2-4 と 6 は、自然人を対象としていると解されるため、文理上、個人事業主の事業者は該当し得ると解されること、

221 規定を内容で分類すると、以下の 6 類型となったこと、

規定内容の類型		条項数
1	事業者又は事業者が定めた者（以下「事業者等」という。）の命令（立入禁止、手袋使用禁止、治具又は保護具の使用を含む。）並びに事業者等が設定した合図、誘導及び制限速度の遵守	74
2	安全装置の無効化等の禁止	1
3	安全設備（治具及び保護具を除く）の使用	21
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	7
4	保護具の使用	70
	事業者等から命じられたときという要件のある場合	35
5	搭乗すべきでない箇所への搭乗禁止	10
6	その他作業方法の遵守	85
合計（重複あり）		221

このうち類型 1~3 は、対応する事業者側の義務は、安全設備や保護具の使用等

の労働者への安全上の命令等だが、類型4～6は、装置等の設置や備え付け等の物的措置となっていること、

なお、安衛則第151条の73は、事業者に、労働者にあおりを閉じさせることを義務づける珍しい規定だが、三柴の見解では、指示の対象を労働者に限定していること（一人親方等としても防災効果は果たせるが、除外したこと）には、指揮命令関係による措置の確実を図る趣旨が込められている可能性があること、

オ 安衛法上、1事業体において、事業者（労働者を使用し、事業利益の帰属主体である法人か個人事業主）と労働者は、相互に重なることのない排他的概念だが、両罰規定との関係では、困難な問題が生じ得ること、

法第122条は、事業者（法人や個人事業主）の従業者が、事業者の業務に関して、所定の法違反を犯した場合に両者が罰せられる旨を定めており、ここで従業者には使用人＝労働者も含まれるので、事業者義務規定であっても、労働者が違反行為者であれば、処罰の対象となり得ること、

両罰規定については、本条は対象規定により本来的に従業者も処罰され得ることを確認的に規定したものに過ぎないとする本来義務者説と、本条により対象規定の構成要件が修正されて処罰可能になったとする構成要件修正説があるが、最高裁は後者を採用していること、ただし、事業者義務規定にかかる両罰規定の適用対象となる実行行為者は、事業の代表者から当該義務の履行を委任され、その遂行に必要な権限を授与された者に限

られると解されること、

カ 逆に、労働者に義務を課す本条に労働者が違反した場合に両罰規定に基づき事業者を処罰できるかについて、寺西輝泰は、事業者に保護具を労働者に「着用させる」義務、労働者には「着用する」義務を課すような裏腹関係にある規定は、両罰規定の適用を想定しておらず、事業者が自身に課された規定を果たしている場合、その適用はなく、労働者の不履行を見落としていた場合、事業者義務規定についても過失責任を問えると述べていること（*ただし、過失で刑事責任を問えるかは疑問である（三柴））、しかし、本条違反につき両罰規定で事業者たる法人を送検した例があること、

事業者に、フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等の運転者に安全措置を講じさせる（運転位置から離れる場合の荷役装置の最降下位置設置、確実なブレーキ等）義務（第1項）、当該運転者側には当該措置を講じる義務（第2項）を課した安衛則第151条の11を例に挙げれば、ある労働者が雇用主の取引先等で単独でフォークリフトを操作し、ブレーキを確実にかけずに離れた場合、事業者には故意がないので、事業者義務規定である同条第1項違反は生じ得ないが、事業者が雇入れ時教育等で第1項所定事項等を伝えていた場合、運転者たる労働者に第2項違反が生じ得、なおかつ、両罰規定により、事業者の犯罪が成立すると解されること、この際、事業者が免責されるには、雇入れ教育後の然るべき指導監督が必要となる、すなわち、労働者の義務の発生要件と、両罰規定の免責要件は

異なることと解され、そのため、労働者に義務を課す本条違反への両罰規定の適用も可能と解され、現にそのような運用がなされた例もあること、

両罰規定が存在し、その適用を広く解すると、事業者義務規定と労働者義務規定が実質的に同一化するのではないかとの疑問が生じ得るが、事業者義務規定につき労働者に義務が生じるのは、同人に安全衛生管理の義務と権限が付与された場合に限られること等による相違があること、

キ 本条（法第 26 条）が前提とする事業者義務規定には罰金と共に身体刑（6 ヶ月以下の懲役）が付されているが、本条自体の罰則は罰金にとどめられていること、

ク 本来的に事業者責任を中核とし、リスクの源流に位置する製造流通業者等を一定範囲で規制する本法に労働者の個人責任を問う本条を設けた趣旨を考えるに、例えば機械安全においては、設計・製造段階での本質的な安全策（3 ステップ・アプローチにおける 1st ステップ）が望ましく、それが講じられる限り、機械の改造等の例外を除き、労働者の関与による影響は生じ難いが（そのためか、本質安全設計方策や新たな危険源の創出（新規化学物質の無許可使用等）を規制する規定は見当たらない）、1st ステップではリスクが残り、追加的防護措置（2nd ステップ）が必要となる場合、労働者がそれを無効化する可能性があるため、禁じる必要が生じる（安衛則第 29 条）ほか、機械の清掃等のため無効化する場合もあり、この際、適切な作業手順を遵守させ

る方策（人的措置）を講じる必要が生じる（安衛則第 108 条第 4 項）こと、それでも生じる残留リスクには、教育、情報提供のほか、保護具の装着等（3rd ステップ）によることになるが、その確保を全て事業者に求められないため、労働者にも着用義務を課す必要が生じる（安衛則第 151 条の 52 第 2 項）こと、

すなわち、3 ステップ・アプローチにおける後次のアプローチほど、労働者の協働が求められる構造があること（*これは、人的措置が中心となるメンタルヘルス、生活習慣病対策等の健康対策に労働者の協働が求められることとも通底する（三柴））、その典型がフォークリフト、ドラグショベル等の車両系機械であり、運転操作を運転者が行うこと、他者にも危害を加えかねないことから、「運転者」規制を行わざるを得ないこと、もともと、安全装置の無効化のような不安全行動の禁止以上に、作業計画の作成等の作業方法の設定、安全防護や本質的な安全設計は、あくまで事業者の義務とすべきこと、

ケ 労働者の行動は、災害補償・労災保険給付の免責等をもたらすことがあること、

すなわち、労基法第 78 条は、労働者の重大な過失（重過失）による災害であって、行政官庁の認可を受けた場合、使用者の休業補償法定災害補償義務を免じる旨定めており、ここで重大な過失とは、著しく注意を欠く、故意に比肩すべき過失をいうこと、

労災補償保険法第 12 条の 2 の 2 も、労災に該当する場合にも（：一応労災認定

されることが前提となる）、労働者の故意による災害には保険給付を行わない旨（第 1 項）と、故意の犯罪行為若しくは重過失又は、正当事由のない療養指示の不遵守による災害及び傷病の増進・継続には保険を不支給又は減額する旨（第 2 項）を定めていること、第 1 項の「故意」とは、自身の行為による一定の結果の発生の認識と認容を意味するが、本人が結果の発生を承知していようといまいと、業務によりその結果が発生していた（業務との因果関係が認められる）場合、第 1 項は適用されないこと、第 2 項の「故

意の犯罪」とは、重大な交通犯罪による交通労災など、災害発生の原因となる犯罪行為が故意である場合を意味すること、

コ 関連規定をみると、法第 4 条が必要な労災防止措置や、事業者ほか関係者（国、自治体、労災防止団体、労働組合等）が講じる労災防止措置への協力の努力義務を訓示的、一般的に定めているほか、第 29 条第 3 項が、元方事業者による関係請負人の労働者にかかる遵法の指示への対応（指示に従うこと）、第 32 条第 6 項が、第 30 条から第 31 条の 2 に基づき特定元方事業者らにより講じられる措

¹ 第 30 条：主に、重層的請負関係で様々な所属先の労働者が混在して工事が行われる建設現場で、自身が仕事の一部を担っていることから、現場差配の権限とリスク関連情報を持ち得る元方事業者を統括者として、その作業場の特徴を踏まえつつ、特に建設機械がもたらす接触等のリスクについて、物的、人的両面での統一かつ計画的な安全管理の仕組みを構築すると共に、リスク関連情報が末端まで共有されるようにすることを図った規定。

第 30 条の 2：製造業でも、混在作業による危険が拡大してきたことを踏まえ、第 30 条が対象とする造船業を除く製造業の混在作業に、同条のうち主立った規制を展開することを狙って、平成 17 年の法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）で新設された規定であり、主に化学工業の製造工場、施設設備の用役、鉄鋼業の製鉄、熱延、冷延の工程、自動車製造業のプレス、溶接、塗装、組立などの作業を想定している。

第 30 条の 3：昭和 55 年の法改正（昭和 55 年法律第 78 号）により設けられた第 25 条の 2 第 1 項（建設業等における爆発や火災等に際しての救護にかかる労災防止のための物的、人的措置義務）の履行確保を、一の場所における重層的請負関係に基づく混在作業下で図る目的で設けられた規定。第 1 項は、元方事業者に、当該場所で当該作業に従事する全労働者について、第 25 条の 2 第 1 項の定める救護にかかる労災防止措置の履行義務を課し、第 2 項ないし第 5 項は、一の場所における一の仕事が分割発注される場合の、法第 30 条第 2 項を準用を定めている。

第 31 条：建設業等の事業では、請負関係のもとで、発注者をはじめとする上位の注文者が、自身が管理する建設物等を関係請負人の労働者に使用させることが多いが、同人らはその管理権やリスク関連情報を持たないため、労災防止対策を講じにくい面があるため、設けられた

置への対応（必要な事項の遵守）、第 32 条第 7 項が、第 30 条から第 31 条の 2 のほか、第 32 条第 1 項から第 3 項に基づく措置の確保のための指示に従うこと、第 66 条第 5 項が、健診受診義務、第 66 条の 7 第 2 項が、健診結果を踏まえ、保健指導を活用した自己保健の努力、第 66 条の 8 第 2 項が、長時間労働面接指導を受ける義務、第 69 条第 2 項が、事業者の行う THP 活動を利用した自己保健の努力、第 78 条第 3 項が、事業者が策定した特別安全衛生改善計画の遵守、第 79 条第 2 項が、同じく安全衛生改善計画の遵守を定めていること、

サ 機械等や危険有害物の製造流通規制を置く第 5 章などは、製造流通業者や何人（全ての者）を対象として本質的安全措置を講じさせる等しており、対応する労働者の義務を想定し難いため、そう

規定。建設業等の事業では、注文者は、同人が管理権やリスク情報を持っている建設物等（足場、型枠支保工、交流アーク溶接機等）を関係請負人の労働者に使用させる際、必要な労災防止措置を講じるべきとされている。その具体的内容は、法第 36 条に基づき、安衛則第 644 条から第 662 条に定められている。

枝番号付の条文を含め、あくまで注文者を対象とした規制であり、第 29 条、第 30 条、第 15 条のように、統括安全衛生管理体制の定めとは、対象と趣旨を異にする。

第 31 条の 2：業務の外注化の進展に応じて、危険有害な化学物質を製造し、又は取り扱う設備等の改造、修理、清掃等の作業が外注されることも増え、外注先

した規定を設けていないこと、

シ 法第 98 条第 2 項、第 99 条第 2 項は、労働基準監督機関が事業者等に使用停止命令や緊急措置命令を発令した際に、必要事項を労働者にも命じられる旨定め、その違反に 50 万円以下の罰金を科していること、

法第 61 条は、第 1 項で、事業者に対して、クレーン運転等の所定の業務につき、無資格者の就業を禁じ、第 2 項で、無資格者全てに対して就業を禁じており、これには労働者のみならず個人事業主等も含まれると解されること、

刑法第 117 条は、火薬、ボイラー等の激発物を破裂させて、所定の物を損壊した者等を属性を問わず放火の例に倣って処罰する旨（第 1 項）、過失犯の場合、失火の例に倣って処罰する旨（第 2 項）を定め、軽犯罪法第 1 条第 10 号も、火薬

がその設備等にある化学物質の危険有害性や対応策等の情報を知悉しなかったことで生じる労災が生じていたため、平成 17 年の安衛法改正（平成 17 年号外法律第 108 号）により、注文者と関係請負人間のリスクコミュニケーションを図るため、設けられた規定。特定の爆発性、引火性の物質、大量漏洩により急性障害を招く物質を製造し、又は取り扱う設備の改造、修理、清掃等の仕事であって、設備の分解、内部への立ち入り等、物質にばく露する作業を伴うもの（安衛則第 662 条の 3）の発注者等に、それらの物質に起因する労災の防止措置を講じること、具体的には、そうした化学物質の危険有害性、作業上の留意点等を文書で関係請負人に提供することを求めている。

類、ボイラー等の爆発物を使用しないし弄んだ者を拘留又は科料に処する旨定めていること、

ス 本条（法第 26 条）の沿革を見ると、鉱山保安分野では、明治 23 年の鉱業条例第 60 条が、鉱業人が予防措置を講じない場合、鉱山監督署長が鉱夫等に直接予防措置の執行を命じられる旨を定めていたほか、同条例に基づく明治 25 年の鉱業警察規則第 13 条が、鉱夫に対して安全灯を用いる坑内での発火具の携帯を禁止していたこと、船員分野では、明治 32 年の船員法が、船中秩序違反を犯した海員に対する船長の懲戒権限、人身や船舶に危害を及ぼす行為についての身体拘束権限等を規定していたこと、製造業分野では、工場法施行以前は、大阪府の明治 29 年の製造場取締規則第 11 条第 2 項が、機關手（鉄道、船舶、航空機などの交通手段の運転・操縦にあたる職種）、油差火夫（蒸気機関の稼働のためボイラーの火を焚く職種）又は電機手に対し、危害予防の注意と、異常ある場合の雇い主への申告を義務づけ（類似規定：現行安衛則第 29 条第 1 項第 4 号）、違反者に 2 円以上 10 円以下の罰金を定めていたこと、国法では、大正 12 年の改正工場法に、行政官庁が危害防止のための措置を工業主に命じた際に、職工や徒弟にも必要事項を命じ得る旨の規定が設けられたこと、その後、昭和 4 年の工場危害予防及衛生規則第 14 条第 2 項には、職工に作業中帽子又は作業服の着用を義務づける定め（現行安衛則第 110 条第 2 項に相当）、第 19 条には、危害予防装置の無効化を制限する（濫りに無効化することを禁じる）定め

（同前第 29 条第 1 項第 1 号に相当）が設けられたこと、この際、「職工」には、工場主との雇用関係は要せず、一人親方や労働者供給事業者からの被供給者も含まれたこと、これは、これらの法制度が労働者のみならず「場」の管理を目的としていたことにより、工場法と鉱山保安法が、公益保護規定（鉱山保安法第 8 条のような公害防止規定等）を置いていたこととも通底すると解されること、

戦後制定された労基法第 44 条にも、労働者に危害防止のための必要事項の遵守義務の定めが設けられ、なおかつ、大正 4 年の改正工場法では予定されていたと解される、事業者の措置に応じて、という前提が外されたこと、その理由について、労基法制定に携わった寺本廣作は、安全衛生の実効のため労働者による規定の遵守が不可欠であること、イギリス工場法にも労働者の義務規定があること（第 119 条）、明治 25 年の鉱業警察規則も、事業の性質上危険性が高い場合、労働者義務規定を設けていたこと（第 31 条、第 50 条、第 72 条）等と共に、現に同法に紐付く旧安衛則に多数の労働者義務規定（一定の用具の使用、高所から物の落下、機械作業時の手袋装着等の不作為、合図、墜落防止方法の遵守等の作為）が設けられていること等を挙げていること、

セ 安全衛生における労働者の役割の

重要性は国際条約にも示されていること、例えば、1929年に採択され、2021年に撤回された産業災害の予防に関する第31号勧告は、以下のように定めていたこと、

「労働者の工場内での行動が安全措置の効果に与える影響の大きさに照らすと、各加盟国は、使用者が安全教育に全力を尽くすよう、また、労働者の団体がそのメンバー共々安全活動に協働するよう、措置を講じるものとする（In view of the fact that the workers, by their conduct in the factory, can and should contribute to a large extent to the success of protective measures, the State should use its influence to secure (a) that employers should do all in their power to improve the education of their workers in regard to the prevention of accidents, and (b) that the workers' organisations should by using their influence with their members cooperate in this work.）」、「災害予防における労働者の行動の重要性に照らし、法律は、労働者が災害防止に関する法的要件を遵守すること、とりわけ、許可なく安全装置を解除することを禁じ、それらを適切に取り扱うことを義務づける必要がある（In view of the importance of the conduct of the worker in connection with accident prevention, the law should provide that it is the duty of the worker to comply with the statutory requirements on accident prevention and particularly to refrain from removing safety devices without permission and to use them properly.）」。

1973年に公布された機械の防護に関する

第119号条約第11条も、労働者のみならず「いかなる者も」、機械の安全装置を無効化してはならない旨を定め、2005年に日本で公布された石綿使用上の安全に関する第162号条約第7条も、労働者が石綿へのばく露にかかる健康障害防止のための手続に従うべきことを定め、建設業における安全及び健康に関する第167号条約第30条も、他により有効な保護策がない場合、使用者に個人用保護具及び保護衣の提供と維持等を求め、労働者にそれらを適切に使用し、手入れすることを求めていること、

ソ 適用の実際としては、令和2年に、建設資材レンタル業の労働者がフォークリフトを離れる際にフォークを最低降下位置に置かず、エンジンも切らなかつたため、他社の労働者が当該フォークとトラックの荷台の間に挟まれて死亡した事案につき、両罰規定が適用され、労働者が雇い主のレンタル業者と共に送検されて罰金刑に処された例があること、

タ 前述の通り、鉱山保安に適用される鉱山保安法は、鉱山労働者を名宛人として、鉱業権者の措置に応じて危害防止や施設保全のための必要事項の遵守を義務づけているところ、鉱山労働者には請負人も含まれること（ただし、鉱業権者自身や鉱業代理人は含まれない）、また、経産省の逐条解説によれば、鉱山労働者の義務は、鉱業権者の保安上の措置と無関係に設けることが適当でないため、当該措置に応じて課されたこと、

チ 船員は、船員法上、船舶との一体性が重視され、その沈没・滅失により雇用契約が終了すること（第39条第1項）、

契約終了後も人命、船舶等の救助に従事すべきこと（同第 3 項）等のほか、船内作業による危害防止や船内の衛生保持につき国土交通省令の定めを遵守すべきこと（同第 4 項）等が定められ、罰則も設けられているが（第 128 条、第 128 条の 3）、両罰規定の対象とはされていないこと、

ツ 家内労働法では、業務の委託者と家内労働者を労使関係類似の関係と見立てており、第 17 条は、第 1 項で、委託者に対して、機械器具や原材料等を家内労働者に譲渡提供等する際に省令に基づきそれらによる危害の防止措置を講ずべき義務を定め、第 2 項で、家内労働者に対し、機械器具や原材料等のほか、ガス蒸気粉じん等による危害防止措置を「講じる」義務を定め、第 3 項で、家内労働者の同居の親族であり、同人に使用される補助者にも、第 2 項所定の危害防止措置の「守る」義務を定めていること、

第 2 項は、家内労働者に、自己管理義務と共に補助者に対する安全衛生上の義務も課していると解されること、

テ UK の 1974 年労働安全衛生法（HSWA）第 7 条は、被用者に対して、自身の作為／不作為の影響を受ける他者と自身の安全衛生にかかる注意義務(a)、事業者らに課せられた関連法規の履行への協力義務(b)を課していること、このうち(a)は、事業者らの講じる措置を前提としておらず、日本法より労働者にも積極的な安全衛生責任を担わせようとしていると解されること、

ト 法第 27 条は、第 1 項で、危害防止措置を包括的に定めた法第 20 条～第 25

条の 2 に基づき事業者が講じる措置とそれに応じた労働者の遵守事項につき、厚生労働省令に委任する旨、第 2 項で、省令制定に際して公害防止関係法令の趣旨に沿うよう配慮すべき旨を定めていること、

ナ 一般に省令とは、国家行政組織法第 12 条第 1 項に基づき、各省大臣が、法律や政令施行のため、又はそれらの委任に基づき、所掌する行政事務について、各機関の命令として発するもので、法的効力は法律・政令に劣後すること、政令の場合に必要となる内閣法制局審査及び各省協議を経て閣議決定が不要なため、比較的迅速な制定改廃を行えること、

旧安衛則時代は、労基法に紐付いていて、労基法には、同法に基づく命令の制定に際しては、行政機関の恣意にわたらないように、との趣旨で、公聴会の開催が求められており（第 113 条）、労災防止団体法にも、制定当初、同法に基づく省令制定に際して、同旨の規定が設けられていたが（第 67 条。その後廃止）、現行安衛法には同旨の規定は存せず、労災防止計画の策定・変更に際して審議会の意見を聴取すべき旨の定めがあるにとどまること、とはいえ、労働政策に関する重要事項については労働政策審議会による調査審議に付され、厚生労働大臣等に意見を述べることとなっているため、重要な省令の制定等は、その審議に付されていること、

日本が平成 19 年に批准登録した職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する第 187 号条約第 4 条には、労働安全衛生法令の制定等に際して代表的な

労使の団体と協議すべき旨が定められていること、ただし、当然ながら、安衛則第 29 条のように、条約の国内担保法となっている規則規定の改廃は、当該条約に矛盾しないように行う必要があること、

ニ 法第 27 条→有機則第 16 条の 2→厚生労働大臣所定の構造規格や性能基準（平成 9 年労働省告示第 21 号）の例や、安衛法第 42 条→研削盤等構造規格第 9 条第 2 項（最高使用周速度）→厚生労働省労働基準局長所定の値の例のように、再委任の例も多く、中にはクレーン構造規格第 25 条第 2 項第 6 号のように、JIS への再委任の例もあるが、JIS に著作権が設定されているが故の周知の問題があるほか、民間団体に立法を委ねることの是非が問われ得ること、この点では、法令上は性能要件を定め、JIS を例示する方策（ボイラー構造規格第 1 条第 1 項が鋼製ボイラーの主要材料につき、安全な化学的成分及び機械的性質を定め、同告示のせこう通達で、JISG3101（一般構造用圧延鋼材）を例示している）の方が適当と解されること、

ヌ 本条に基づき危害防止基準を定める省令は、安衛則を筆頭に除染則に至る 15 省令だが、この中には本条以外の条項を根拠とするものも含まれていると解されること、

ネ 本条で省令策定に際しその趣旨に沿うよう配慮が求められている公害防止関係法令にいう「公害」とは、環境基本法第 2 条第 3 項が定める典型 7 公害（昭和 45 年に同法の前身となる公害対策基本法の一部改正により土壤汚染が加えられ、典型 7 公害となった）であり、大気汚染、

水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭であって、人の健康や生活環境を害するものが該当すること、この定め趣旨については、安衛法の施行通達（昭和 47 年 9 月 18 日発基第 91 号）が、労災防止と公害防止の技術基準は原則として異なるが、労災と公害の発生源が共に工場、事業場であって両者が密接な関係にある場合、職場内部の危害防止基準が公害等防止にも資する場合があるので、その策定に際して公害等防止基準の勘案を求めた旨を記していること、

好例として、特化則第 12 条が挙げられ、アルキル水銀化合物を含有する残滓物につき、除毒後でなければ廃棄できない旨を定めていること、

ここで配慮の対象となる法令には、消防法や鉱山保安法、建築基準法のほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道交法など様々なものが含まれ、国法のみならず、条例や自治体の長が制定する規則も含まれ得ること、ここでいう「配慮」は、調整とは異なり、他省庁等との協議は必要としないと解されること、

ノ 本条のうち、労働者以外を含め、広く公益の保護を図る規定（第 2 項）を焦点に沿革をみると、先ず、日本最古の安全衛生法制である鉱山保安法制が、労働法としての性格を内包しつつも鉱業の持続的運営を支える総合的な性格を持っていたこと、すなわち、明治 6 年に布告された日本坑法には、明治 23 年の改正で、試掘又は採製事業が公益を害する場合の農商務大臣による許可取消が定められ、明治 23 年に公布された鉱業条例第 5 章

（鉱業警察）には、農商務大臣の指揮下で鉱山監督署長が監督する事柄として、建築物の保安、鑛夫の生命・衛生の保護、地表の安全と公益の保護、鉱業上の危険や公益を害する恐れがある場合の予防・停止命令、農商務大臣によるこの条例の細則（鉱業警察規則）の制定について定められ、この条例が明治 38 年公布の鉱業法に受け継がれた際も同様の規定が置かれたこと（ただし、急迫の危険がある場合、鉱山監督署長が予防・停止命令を発令できる旨の定めが加えられた）、

戦後、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）が制定されると、鉱業法の鉱山保安規定が部分的に承継されると共に、同法第 3 条の保安の定義に、人への危害防止（第 1 号）のほか、鉱物資源の保護（第 2 号）、施設の保全（第 3 号）、鉱害防止（第 4 号）が記され、このうち人への危害防止には、衛生に関する通気及び災害時の救護が含まれる旨（第 2 項）定められたこと、その後、昭和 33 年の法改正で、同法が鉱害防止を目的とする旨明記されたこと、

他方、明治 44 年に公布された工場法は、第 13 条で、工場や附属建設物、設備による危害のほか、衛生、風紀その他の公益を害するおそれに対処するため、予防措置や停止を工業主に命じ得る旨を定め、その具体化は、工場危害予防及衛生規則に委ねられていたこと、しかし、そこに公害防止規定は設けられていなかったこと、工場以外の就業場所（土石採取、陸上運輸、貨物取扱等の就業場所）については、労働者災害扶助法第 5 条に、事業実施場所における危害防止や衛生に関する

行政官庁の事業主又は労働者への命令権限が定められ、これに基づき土石採取業や建設業を対象とした規則が制定されたこと、

戦後の労基法には、このうち安全衛生及び風紀が引き継がれたが（第 42 条、第 43 条）、公益保護（公害防止）規定は引き継がれなかったこと、すなわち、第 42 条は、機械器具その他の設備、原材料又はガス、蒸気、粉じん等によるリスク防止を定め、第 43 条は、建設物及びその附属建設物の換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、清潔等、労働者の健康、風紀、生命保持に必要な措置を定め、第 45 条は、これらの条規により労使がなすべき措置を命令に委任する旨を定めたが、労働者保護以外を目的に含む規定は、第 46 条から第 48 条による機械・有害物の製造流通規制にとどまり、公益保護（公害防止）規定は、当時の労基法に紐づく旧安衛則第 174 条（排気・排液中に有害物や病原体を含む場合の排出前の処理）にとどまっていたこと、

しかしその後、有害物質による公害を受けて労基法のもとに制定された旧特化則第 3 章に、排ガス、排液、残滓物（溶解やろ過後に残る不溶物）等の処理が定められ、施行通達が、その趣旨について、これらの物質の排出防止措置により、公害防止にも寄与し得る旨を示したこと、

現行安衛法の骨格を形成した労働基準法研究会第 3 小委員会も、職場の安全衛生が「事業場外へも波及する問題であること」、特化則による規制には、「排気中の有害物質の除じん、除ガス等」も含まれており、こうした労働衛生確保措置が

「直接公害防止と結びつく」と記したこと、

ハ 以下の表に示すように、本法には、「…は、厚生労働省令で定める」という規定形式が、準用（第99条の3第2項）を含めて14箇所あるが（むろん、「厚生労働省令で定める方法により」等の部分委任規定は他に数多ある）、自己完結的な危害防止基準（特定の危害を対象に、原則として、罰則の裏付けをもって、事業者等の名宛人がなすべきこと・なすべきでないことを具体的に定めるもの）を導く委任規定は、本条項（法第27条第1項）と第36条（並びに、見方によっては、第115条の2）にとどまること、また、公益配慮（公害防止）規定は、本条のみに設けられていること、

章別	省令委任の対象となる条項又は事項	省令委任規定
第4章	第20条～第25条、第25条の2第1項、第26条	第27条第1項
	第30条第1項及び第4項、第30条の2第1項及び第4項、第30条の3第1項及び第4項、第31条第1項、第31条の2、第32条第1項～第5項、第33条第1項及び第2項、第34条、第32条第6項、第33条第3項	第36条
第5章	第53条の2第1項	第53条の2第2項
	第57条の2第1項及び第2項	第57条の2第3項
第6章	健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項	第67条第4項
第7章の2	免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項	第74条の2
第8章	免許試験の受験資格、試験科目及び受験手續並び	第75条第5項

	に教習の受講手續その他免許試験の実施について必要な事項	
	試験事務規程で定めるべき事項	第75条の6第2項
	指定試験機関等に関する事項	第75条の12第2項
	技能講習の受講資格及び受講手續その他技能講習の実施について必要な事項	第76条第3項
第10章	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項	第93条第4項
	第99条の2第1項	第99条の2第3項
	第99条の3第1項	第99条の3第2項
この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項		第115条の2

ヒ 「危害防止基準」との用語は、法第1条（目的）に登場するのみで、定義規定が見られないが、本法起案に携わった畠中信夫氏の著書では、特定の危害に対し、関係者に対して特定の措置（作為・不作為）を罰則付きで規定するものと説明されており、事業者義務規定のみならず、元方事業者を対象とするものや、製造流通規制を含め、安衛法の目的達成のために設定される関係者の具体的行為基準全てを含むと解されること、

分類学的には、工場法第13条、旧労基法第42条、第43条の定めを継承し、事業者を対象として、最も一般的な内容を定めた法第4章前半の第4章前半（第20条から第25条の2）と、それ以外（第4章後半、第5章等：機械等・危険物有害物に関する規制、作業環境測定、特殊健診、安全衛生教育、就業制限等に関する規定等）とに区分でき、後者は前者の特

別法的役割／性格を持つとも解されること、

本法に紐付く省令には、本法中の根拠条文が示されておらず、旧労基法に関する労働省の解説書には、当時の第 42 条、第 43 条は、規制事項を安全と衛生で区分していなかったが、命令（省令＝安衛則）では、両者を区分していたこと、従って、安衛則の個々の規定の根拠条文は、個別的検討に付される旨の記載があったこと、よって、現行法制度上も、規則規定の根拠条文は、個別的、後付け的に検討されざるを得ないこと、また、同じ危険有害問題に対する規則規定同士の法条競合や規則の根拠条文の重複が生じ得る、現行法規則が対象とする危険源は、以下の通りであり、猛獣、人間の暴力等含まれない危険源がある等の課題があると解されること、しかし、本研究プロジェクトでの畠中氏の発言（第 20 回 2021 年 8 月 28 日）によれば、現行法第 20 条から第 25 条の 2 は、いずれも規制事項を「等」で締めているので、全ての関係省令の規定は、いずれかの規定に紐付けられ得ること、また、法条競合等は、実際的にはさほど問題となり得ないとも解されること、

本法上の危害防止基準と他領域の法令との重畳適用がなされた例として、平成 11 年 9 月に茨城県東海村の株式会社ジェー・シー・オー東海事業所で生じた臨界による放射線被ばく災害があり、水戸地判平成 15 年 3 月 3 日は、同社及び同社東海事業所長に対し、本法第 11 条第 1 項（安全管理者を選任し、労働者への安全教育等、安全にかかる技術的事項を管理させるべきこと）違反、同社及び同社東

海事業所長ほか自然人 2 名に対し、原子炉等規制法第 16 条第 1 項（加工施設の設備の変更に際しては内閣総理大臣の許可を受けるべきこと）違反による刑事制裁を命じたこと、

等が示されている。

6 石崎報告①（第 4 章 28 条～第 28 条の 2）

（本文、要約共に未了）

7 三柴報告②（第 4 章第 29 条～第 36 条）

（本文、要約共に、一部完了。適用の実際は、本文、要約共に未了）

三柴報告②は、第 29 条から第 36 条に至る分担範囲（ただし、第 33 条と第 34 条は淀川報告に委ねている）のうち、第 29 条～第 30 条の 3 について、その趣旨や関係判例を調査すると共に、旧安衛則のブリーフを作成し、名宛人の整理を行った。

同報告では、

ア 安衛法については、遅くとも旧安衛則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが（たとえば、旧労基法（旧安衛則）時代に、使用者を名宛人とする規定を元請人（の現場監督者）に適用し、その刑事責任を認める裁判例も出されていた（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和 47 年 2 月 28 日判例時報 666 号 94 頁）、旧労災防止団体法の定め及びそれを継承発展させた現行法により、労働者を直接雇用

する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第 29 条と第 29 条の 2 は、罰則こそ付さなかったものの、旧安衛則時代には直接的な定めがなく不明確だった、元方事業者の措置義務を具体的に定めたこと、

このことから、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の 1 つであり、別添の社会調査の結果からも、それこそが実際に労災防止効果を生んだ要素の 1 つと解されること、従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化を踏まえつつも、労災防止に影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があることが窺われること、

イ 前回の研究プロジェクトで中心的な検討課題の 1 つとした性能要件型規制（目的（：あるべき安全衛生状態）を法定し、その実現手段の選択は（一部の体制的、手続き的要素を除いて）規制対象者の裁量に委ねるイギリス型の規制手法）は、遅くとも旧安衛則時代には機械安全面等で採用されていたこと、

等が示されている。

8 淀川報告（第 4 章第 33 条～第 34 条）

（本文は完了、要約は未了）

9 森山報告（第 4 章第 35 条、36 条）

（本文は完了、要約は未了）

10 井村報告（第 5 章第 1 節第 37

条から第 41 条）

井村報告は、法第 5 章に属する第 37 条から第 41 条に至る分担範囲のうち、第 37 条と第 38 条について解説している。

同報告では、

ア 第 37 条は、ボイラー・圧力容器、クレーン・ゴンドラ等、それ自体又はその取扱いに危険を伴う機械等（特定機械等（1 ボイラー、2 第一種圧力容器、3 つり上げ荷重 3t 以上のクレーン（スタックカー式クレーンは 1t 以上）、4 つり上げ荷重 3t 以上の移動式クレーン、5 つり上げ荷重 2t 以上のデリック、6 積載荷重 1t 以上のエレベーター、7 ガイドレールの高さが 18m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25t 未満のものを除く）、8 ゴンドラ）につき、構造規格への適合審査を経て、製造許可を受けるべきことを定めている。3 ステップ・アプローチ（先ずは、機械や建設プロジェクトの安全設計、ハザードレベルの低い化学物質の採用などの本質的な安全対策を講じ（1st ステップ）、残存するリスクに対して、機械停止装置の装着、安全服の着用などの追加的防護柵＝安全工学、衛生工学的対策を講じ（2nd ステップ）、それでも残存するリスクに対して、安全教育などの人的措置を講じる（3rd ステップ）、という EU 等で原則化している予防の方法論）のうち、1st ステップの履行確保を図る規定であり、3rd ステップの履行を図る規定、すなわち、そうした機械等を取り扱う者に免許や講習受講等の要件を課して、取扱いの適正確保を図る法第 61 条等とは両輪の関係にあること、

すなわち、本条は、危険を伴う機械や

有害物等につき、製造・流通段階での安全化を図ろうとする安衛法に特徴的な規制の一環であり、特定機械等を使用する事業者ではなく、その製造者を対象とした規制であること、条文上、特定機械等は、「特に危険な作業を必要とする機械等」であって、別表に掲げられたもののうち安衛法施行令で特定されたものに限られており、安衛法制定以後追加されていないが、定め趣旨や関係災害の実例からすれば、施行令が定めるものに限る必然性はなく、「特に危険な作業を要する機械等」については、その構造上の欠陥や取扱い方法の不備による災害発生の危険性が高い機械など、適切な解釈を改めて検討する必要があること、

施行令により、同条の対象とする特定機械等のうち、ボイラーは、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径及び内容積を持つ等の条件を全て満たすものに限定され、第一種圧力容器（内容物が大気圧での沸点を超える温度の液体（飽和液）であるものを指す）は、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積を持ち、容器内の圧力が大気圧を超える等の条件を全て満たす容器に限定され（*内容物が気体のみである第二種圧力容器は本条の対象とされていない）、クレーン、リフト、ゴンドラも、（過去の災害例や事業場での安全管理が適切か否か等の観点から）施行令で定義されたものに限定されていること、

本条所定の製造許可を受けずに特定機械等を製造した者には、法第 117 条により 1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられ得ること、

イ 本条が規制対象とする特定機械等については、現行安衛法の制定前から、それぞれに安全規則が設けられて、製造、設置等につき、検査による許可制度が定められ、本条は、それらをほぼそのまま継承する形で策定されたこと、例えば、

ボイラーについては、明治時代に各都道府県で規制が始まり、東京では警視庁が取締規則で構造規定に基づく検査と設置許可を一体として定めた（製造自体の規制ではなく、設置許可に際して検査合格を求める内容）こと、その後、工場法が行政官庁の裁量による使用停止命令を定め、1935 年（昭和 10 年）には、関係者からの全国的な統一基準整備の要請を受け、内務省が構造規格、設置基準、取扱責任者等を定めた汽罐取締令（内務省令）を策定して、缶体検査と設置手続を切り離し、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁じたこと（ただし、あくまで設置されるボイラーを対象とした規制であって、設置者や販売者が検査を受けることもでき、製造者による製造自体を規制する趣旨ではなかったこと）、1947 年（昭和 22 年）の労基法制定に際して、旧安衛則が、ボイラーの高圧化の流れを踏まえて、溶接を要するボイラーの製造を許可制とし、1959 年（昭和 34 年）には、ボイラーの技術的進歩等を踏まえてボイラー則が制定され、全てのボイラー・圧力容器を対象に製造許可制が採用されたこと、現行のボイラー則は、1972 年（昭和 47 年）の現行安衛法制定に伴い改定されたものであること、

クレーン等については、1937 年（昭和 12 年）に、労働者災害扶助法に基づき制

定された土木建築工事場安全及衛生規則で、(当時は)デリックを中心とする起重機等の巻上装置に関する規制(巻上装置については、安全荷重をワイヤーの切断荷重の6分の1以下とすること等、一定のガイデリックについては、6本以上の支鋼索を設けること等、昇降機については、支持金具が切断しても落下が防止される安全装置を設置すること等、基本的な安全構造や性能などの定め)が行われ、その後、1937年(昭和22年)の労基法制定に際して、旧安衛則第327条が、一定以上の巻き上げ能力や大きさを持つ起重機等の揚重機につき設置認可制を採用したが、クレーンの技術革新、クレーンや建設用リフトが果たす役割の増大、関連労災の多発等を受けて、1962年(昭和37年)に旧クレーン則が制定されて、初めて製造許可制が採用されていたこと、

ゴンドラについては、戦前に特段の規制は存しなかったようだが、1947年(昭和22年)に、労基法第46条第2項が、特に危険な作業を必要とする機械器具につき、製造許可制を定めたが、その対象にゴンドラは含まれず、1963年(昭和38年)に、旧安衛則第109条の6第6号が、巻上機に適切に作動する制御装置を設置するよう定めた後、1969年(昭和44年)に、高層ビルの建設ラッシュによるゴンドラへの需要拡大と関連労災の多発等を受け、ゴンドラ安全規則が制定され、製造許可制が採用されたこと、

イ 関係する災害例をみると、ボイラーについては、1889年(明治22年)に石川県金沢市の大鋸谷(おがや)製作所で死者9名、負傷者8名に達する破裂事

故が起き、農商務省の技師による調査で、事前に原料や構造の検査を受け、熟練者が取り扱っていれば防げたと指摘され、ボイラー則が制定される直前の1955年(昭和30年)にも、横浜市鶴見区の製菓工場で、缶体の圧力を調整する安全弁の不備等による爆発事故が起き、死者2名、重傷者6名を生じる等の災害が発生していたこと、

クレーン等については、1927年(昭和2年)に上野松坂屋の工事現場で重量物をつり上げようとした起重機が垂直に設置されていなかったため、支えとなるワイヤーも切断されて横倒しとなる事故が起き、死者4名、重軽傷者10名以上を生じ、1932年(昭和7年)に東京上野の地下鉄工事現場で、支えとなるワイヤーの品質の問題でエレベータが墜落し、4名が重軽傷を負い、クレーン則策定5年前の1957年(昭和32年)にも、川崎製鉄千葉製鉄所で、マスト(支柱。高さ60m)を補強する溶接が不完全だったことで、ウィンチでアーム(長さ55m)をつり上げようとした際にマストが倒れ、アームと共に崩れ落ちて死者5名、重軽傷11名を生じる等の災害が発生していたこと、

ゴンドラについては、1969年(昭和44年)に東京渋谷の西武百貨店で窓清掃作業中のゴンドラをつっているクレーン部分のギアのかみ合わせの問題からギアが外れてゴンドラが落下し、下を歩いていた小学生2名を含む3名が死亡する等の災害が発生していたこと、

以上のうちゴンドラの災害は、明らかにゴンドラ安全規則の制定を後押ししたこと、

ウ 特定機械等の製造許可申請を行う製造者（ボイラーの場合、一定条件を満たす廃止されたボイラーの改修者も含まれる）が遵守すべき申請手続きについては、ボイラー則、クレーン則等の機械等ごとの個別の安全規則に定められており、概ね所轄の都道府県労働局長へ予め申請すべきだが、既に許可を受けたものと同じの型式であれば不要であること、添付すべき書類は定められており、それには、その構造を示す図面のほか、ボイラーの場合、強度計算、製造・検査のための設備（製品そのものではなく、製品を製造し、検査するための設備を審査する趣旨）、工作責任者の経歴、工作者の資格・数、溶接による場合、溶接施工法試験（溶接継手の強度試験や非破壊検査等の性能試験など）結果、クレーンの場合、強度計算（機械等の構造及び部材の作業上発生する負荷に対する耐性。通常、材料の強度と装置の許容応力（構造上の強度（圧力容器に関する日本工業規格によって規定された設計上許容される応力の限界。材料の種類、温度、応力などの種類によって異なる（JISB0190：2010））から安全率を算出する）の基準（ただし、実務上は、計算式のみでなく、計算結果まで添付が求められている）、製造過程で行う検査設備、主任設計者と工作責任者の経歴等が定められていること（ボイラーの場合と違って、設計者の記載を求めているのは、ボイラーの場合、製造上の問題が重大災害を招く可能性が高いのに対し、クレーン・ゴンドラでは、設計段階での構造上の問題が重大災害を招く可能性が高いとの認識があったものと察せられる）、

また、申請を行う製造者が準拠すべき製造許可基準も公表されていること、

エ 関連判例に富士ブローラー事件静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日があり、原告会社が購入した乾燥機に設計とは異なる製造の問題があったことで、原料投入口の鉄蓋（てつのふた）が吹き飛び、同機内の鶏の肉片等が付近の住宅等に飛散し、操業停止から廃業を余儀なくされたため、同機の製造ないし落成に際し、構造検査（ボイラーや第一種圧力容器を対象に、その製造後、許可を受けた図面通りに製造されたか否かについて、登録製造時等検査機関が行う検査）等を適正に実施せず、安衛法上の諸規則が定める許可基準を満たさないのに検査に合格させた等として、国を相手方として不法行為損害賠償請求をした事案につき、判決は、安衛法上の第一種圧力容器に関する諸規則が、製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続きを行うのは、労働安全衛生行政の実施を目的とし（≒主に労働者の保護を目的とし、なおかつ結果の担保はしない）、国が事業者に対してその安全性を保証する制度ではなく、仮に規格適合性審査が不十分な容器が設置されることになっても、事業者との関係では違法性を論ずる余地はないとし、控訴審（東京高判昭和 60 年 7 月 17 日）も、この機械と同型の機械が既に製造許可を受けていたため、ボイラー則上、新たに製造許可を受ける必要はなかったことを述べたうえ、原審と同趣旨の判断を示したこと、

エ 第 38 条は、ボイラー、クレーン等の特定機械等（1 ボイラー、2 第一種圧力容器、3 つり上げ荷重 3t 以上のクレー

ン（スタッカー式クレーンは 1t 以上）、4 つり上げ荷重 3t 以上の移動式クレーン、5 つり上げ荷重 2t 以上のデリック、6 積載荷重 1t 以上のエレベーター、7 ガイドレールの高さが 18m 以上の建設用リフト（積載荷重 0.25t 未満のものを除く）、8 ゴンドラ）の安全確保のため、製造すること自体についての許可制度（第 37 条）とは別に、実際に製造・輸入された機械等が構造規格に適合しているか否か等に関するチェックの実施を求めた規定であり、ボイラーなど定置式の機械については据付工事の適正等のチェック、主要な構造部分を変更した際には強度の維持のチェックが必要となるため、それらの検査を求めていること、

第 1 項及び第 2 項は、製造時等（製造直後、輸入時、再設置時）に際して、構造規格適合性などをチェックするため、専門性を要し、都道府県労働局長や登録製造時等検査機関（法第 46 条に基づき、製造時等検査にかかる所定の設備・検査員の要件に適合しているとして厚生労働大臣に登録された機関）が行う検査を定めており、第 3 項は、設置時、主要構造部分変更、休止後再開に際して労基署長が行う現場での稼働状況に関する検査を定めていること、

本条所定のボイラーの検査は、元は、汽罐取締令に基づき、設置前、落成時、変更工事後、休止後再開時に行政機関が行い、有効期間満了後の継続使用に際しての性能検査は、行政機関やその代行機関が行ってきたが、労基法施行後、製造時検査（製造、設置、使用等における検査）が加わり、溶接によるボイラーにつ

いては溶接検査も義務づけられたほか、第一種圧力容器にもボイラーと同様の検査が義務づけられた経緯があること、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト等についても、労基法施行後、設置（落成）時、主要構造部分変更時の検査に加え、認可の有効期間満了後の性能検査が義務づけられたこと、その後、旧クレーン則と旧ゴンドラ則の制定に伴い、移動式クレーンやゴンドラの製造時検査（製造、設置、使用等における検査）の義務が追加されたこと、すなわち、本質的安全化へ向けて、製造段階への介入が図られてきた経緯があること、また、民間活力活用等の観点から、登録製造時等検査機関による製造時等検査の対象が拡大されてきた（平成 24 年のボイラー則改正で、その対象となる特別特定機械等の範囲が従前の廃熱ボイラーからボイラー及び第一種圧力容器に拡大された）こと、

第 2 項は、外国の製造者が、特定機械等を日本に輸入する際に、輸入業者によらず、自らが直接、都道府県労働局長や代行業者の検査を受けられることを規定したもので、検査・検定制度等による貿易摩擦の解消のため、昭和 58 年改正で追加された後、平成 6 年改正で、外国でも検査を受けられるようにする趣旨で改正された経緯があること、

オ 第 1 項・第 2 項が定める都道府県労働局長等が行う製造時等（製造時、輸入時、再設置時）の検査には、

- ①製造時検査（製造、設置、使用等における検査）、
- ②輸入時検査、

③所定期間（ボイラー等につき原則 1 年。移動式クレーンにつき原則 2 年）にわたり設置（定置式の特定機械等の据付及び使用）されなかったものの設置時検査（性格的に使用開始時検査に近く、休止後再開検査などとは異なる）、

④使用（移動式の特定機械等の利用）廃止後の再設置・再使用時検査（同前）

の 4 つがあり、このうち②～④は、ボイラー等につき、設置の前段階で構造要件の具備状況を確認しようとするもので、使用開始時の検査との趣旨で「使用検査」と呼ばれ、設置者や使用者に受検義務が課されていること（ボイラー則第 12 条、第 57 条、クレーン則第 57 条、ゴンドラ則第 6 条）²、ボイラー則第 2 条の 2 によりボイラーと第一種圧力装置が指定されている「特別特定機械等」は、登録製造時等検査機関により、それ以外は都道府県労働局長により検査されることとなっていること、

①製造時検査（製造、設置、使用等における検査）には、溶接によるボイラーや第一種圧力装置の溶接検査、ボイラー等の製造後の構造検査（ボイラーや第一種圧力容器を対象に、その製造後、許可を受けた図面通りに製造されたか否かについて、登録製造時等検査機関が行う検査。構造検査の受検に際しては、ボイラーや圧力容器の種類、最高使用圧力、伝熱面積や内容積、製造許可年月日等の明細書を添えて登録製造時検査機関等に申

請せねばならない（ボイラー則第 5 条第 3 項、第 51 条第 3 項）、移動式クレーンやゴンドラの製造後の製造検査があること（ボイラー則第 5 条、第 7 条、第 51 条、第 53 条、クレーン則第 55 条、ゴンドラ則第 4 条）、

検査の申請者が遵守すべき措置については、検査類型ごとに具体的規定が設けられており、例えば、移動式クレーンの製造検査では、

- ・検査しやすい位置に置くこと
- ・荷重・安定度試験のための荷・玉掛け用具を準備すること

が求められている（クレーン則第 56 条第 1 項）ほか、都道府県労働局長が必要事項を命じられる（クレーン則第 56 条第 2 項）こととされていること、使用検査にも、こうした製造検査等の規定が準用されていること（ボイラー則第 13 条など）、ボイラーと第一種圧力容器の構造検査の方法については、行政通達として「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」（平成 17 年 4 月 1 日基発第 0401035 号）の別紙に「製造時検査にかかる検査の方法等」が定められていること、構造検査には、①設計審査、②材料検査、③外観検査、④水圧検査、⑤付属品検査等があること、

溶接検査は、ボイラー及び第一種圧力容器の溶接による製造者が、構造検査前

²ただし、流通前段階での使用検査が望ましいため、特定機械等の譲渡・貸与者が譲渡・貸与前に受検できることとなっ

ている（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号）。

に受検せねばならないが、重要なのは圧縮応力（ある部分に圧縮力がかかる場合の耐性）なので、それ以外の応力が問われる部分に溶接が施されていても、溶接検査は不要であること、溶接検査の受検者は、溶接作業への着手前に検査機関に申請せねばならないこと（ボイラー則第7条第2項）、受検の際には、実物と同一材料で作成された試験板を実物と同一条件で溶接すること等が求められること（ボイラー構造規格第48条）、溶接検査では、ミルシート（鋼材の材質を証明する書類）との照合等による材料検査、接合部分に開先を作って溶接金属を埋め込む突合わせ溶接の構造規格規定適合性の検査（開先検査）、外観のひび割れ、溶接のはみ出し等の検査（外観検査）、溶接部分の強度を確認するための試験板の引張試験、表曲げ試験などの破壊検査（機械試験）、放射線による非破壊検査（放射線検査）などが行われること、

第1項が受検を求めているのは、特定機械等を「製造し、若しくは輸入した者」、・・・再設置又は再使用を図る者であり、この製造者には、法第37条の製造許可を得るべき者が該当し、輸入者には、外国製造者と国内の輸入業者等が該当すること、

カ 外国の製造者が、国内でも事業展開していて、自ら特定機械等を輸入した場合や製造者以外の国内の輸入業者等が輸入した場合には、第1項所定の「輸入した者」に該当し、自ら同項に従い受検する義務を負うが、外国の製造者が外国での受検を希望するか、国内の輸入業者等による受検を希望しない場合（＝自ら

による受検を希望する場合）、自ら国外又は国内で、受検でき、この場合、国内の輸入業者等は受検義務を免除されること（本条第1項但書）、これは、貿易摩擦の解消のため、外国の製造者が、特定機械等を日本に輸入する際に、輸入業者によらず、自らが直接、検査を受けられるよう図ったものであること、

キ 本条第3項は、特定機械等の設置とそれ以後の検査を定めており、これには、

①設置（落成）時検査（ボイラー等については、本体とその配管等、クレーン、デリック等については、その各部分の構造と機能を対象に行われる（ボイラー則第14条、第59条、クレーン則第6条、第97条、第141条、第175条）。移動式機械やゴンドラについては、その性質上、この検査は行われない）、逆に、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト、簡易リフトについては、設置状況の検査が重要であることから、クレーン則で、製造時等（製造時、輸入時、再設置時）の構造検査よりこの検査の実施が求められていること、

②所定の主要部分の変更時検査、

③休止後再開検査、

の3つがあること、ボイラー等は、第1項、第2項所定の使用検査での合格が受検の前提とされていること（ボイラー則第14条第2項、第59条第2項）、クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフトについては、やはり、製造検査等と同様に、検査の申請者が遵守すべき措置等が定められていること（クレーン則第7条など）、

②における所定の主要部分とは、例えばゴンドラの場合、作業床、アーム等、昇降装置、制御装置、ワイヤロープ等が該当すること、検査の申請者が遵守すべき措置等については、やはり製造検査等と同様に、関係規定（ボイラー等：構造検査の関係規定、クレーン等：落成検査の関係規定、移動式クレーン等：製造検査の関係規定）を準用する形で定められていること（ボイラー則第42条第3項など）、

③の休止後再開検査は、検査証の有効期間経過後の継続使用に際して法第41条第2項により受検が求められる性能検査などとは異なり、検査証の有効期間中に休止の報告を提出して休止させた後、有効期間徒過後に再度使用しようとする際に労基署長により行われるもので、ボイラー則第46条、第81条、クレーン則第49条、第90条、第134条、第168条、ゴンドラ則第33条などに定めがあること、

この検査についても、検査の申請者が遵守すべき措置等については、関係規定（ボイラー等：構造検査の関係規定、クレーン等：落成検査の関係規定、移動式クレーン等：製造検査の関係規定）を準用する形で定められていること（クレーン則第50条など）、

休止報告せずに検査証の有効期間を超えて休止した特定機械等の再使用に際しては、有効期間満了により元の検査証が失効するので、改めて検査証を受けねばならない（定置式のもの：落成検査、移動式のもの：使用検査まで遡って受検する必要がある）が、通達により、検査証の有効期間を6ヶ月以上徒過したか否か

のほか、一部は機械等が移動式か否かによって、取扱いが分けられていること（昭和47年9月18日基発第602号）、例えば、6ヶ月以上徒過した場合、本条第1項の廃止後再設置を求める者に当たり、使用検査と同第2項の落成検査が求められること、

ク 本条第1項違反者（同条に基づく構造検査、溶接検査、製造検査、使用検査を受けなかった者）は、法第119条第1号により6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられること、

ケ 本条は、第37条と同様に、特定機械等の製造・設置上の瑕疵による災害の発生を背景に制定されたものであること、

ケ 第37条の関連判例である富士ブロイラー事件高裁判決は、本条に基づく検査の趣旨について、製造者、設置者が製造、設置した機械の安全性を規則や構造規格に従って確認するだけのものではなく、それ以上に包括的で綿密な検査をするわけではなく、主な保護対象は労働者であって、製造者や設置者の、機械の安全性確保による営業の継続や、事故による損害の発生防止は反射的利益でしかない旨を述べたこと、

コ 法第39条は、使用する特定機械等が第38条所定の各種検査（構造検査、溶接検査、使用検査、変更検査、使用再開検査）に合格したことを関係者が確認できるよう、検査証の交付や裏書きについて定めたものであること、

サ 法第40条は、法第38条所定の各種検査（構造検査、溶接検査、使用検査、変更検査、使用再開検査）に合格した特定機械等の使用により安全が確保される

よう、第 39 条所定の検査証を交付されない機械等は使用できないこと、譲渡・貸与の際に検査証を伴うべきことを定めたものであること、

シ 法第 41 条は、特定機械等は、一定期間の経過による腐食・摩耗等が不可避であることを前提に、検査証の有効期間を定め、定期的に（：期間満了前に）性能検査を受検するよう義務づけたものであること、第 1 項は名宛人を定めず、第 2 項は検査証の有効期間の更新を受けようとする者としており、所有者、貸与者、被貸与者等を想定していると解されること、有効期間は省令で定められ、期間更新のための検査は、登録性能検査機関が行うべきこととされていること、

ス 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会事件東京地判平成 30 年 11 月 9 日では、登録性能検査機関である公益社団法人（原告）の検査員が、ある工場に設置された特定機械等である天井クレーン（本件クレーン）につき、本条第 2 項に基づき、3 回にわたり性能検査を行い、有効期間を延長したが、本件クレーンに設置された歩道は、工場の天井のほりから手すりまでが 0.08m、歩道の底までが 1.18m しかなく、クレーン則第 13 条が定める離隔基準（ほり等の建物部分と走行クレーンの最後部（歩道の手すり等）の間が 0.4m 以上、クレーンガーダの歩道とほり等の間が 1.8m 以上）に反していた。その後、本件クレーンの整備を担当する労働者が天井のほりと当該クレーン上の歩道の手すりの間に挟まれて死亡する災害が発生したため、厚生労働省が、原告に業務停止命令と業務改善命令を発令し

たところ、原告は、要約、性能検査は機械自体の構造に関する構造規格に基づいて行えばよく、当該規格には機械の構造には直接関わらない離隔基準が定められていなかったもので、違法はないなどと主張して処分取消を求めた事案につき、判決は、「性能検査に関する・・・安衛法及びクレーン則の構造、内容等を前提とすると、登録性能検査機関は、性能検査において、クレーンの各部分の構造及び機能について点検を行う必要があり、その際、検査の対象となるクレーンがクレーン則 13 条の規定に適合していることについてもこれを検査しなければならないなどとして、原告の請求を棄却したこと、

その際、安衛法第 53 条の 3（登録製造時等検査機関に関する第 47 条から第 53 条の 2 の定めを登録性能検査機関に準用することを定めた規定）により登録性能検査機関に準用される第 47 条第 3 項（登録製造時等検査機関が製造時等検査を行う際、省令所定の検査方法を講じるべきことを定めた規定）が、登録性能機関の義務として、特定機械等の構造等が所定基準に適合しない限り、製造許可を出してはならない旨定めている以上、性能検査に際してクレーン則第 13 条との適合性の審査も行うべきことになるとの解釈論を述べたこと、

等が示されている。

11 森山報告（第 5 章第 1 節第 42 条～第 44 条の 2）

（本文は一部完了、要約は未了）

12 担当者未定（第 5 章第 1 節第 44

条の3～第54条の6)

（本文、要約共に未了）

13 長谷川報告（第5章第2節第55条～第58条）

（本文完了、適用の実際の要約のみ未了）

長谷川報告は、第5章第2節に属する第55条から第58条について解説している。これらの条項は、化学物質の社会的必要性和リスクの均衡を目して、全ての製造や使用を禁じるのではなく、その危険有害性（やその判明の程度）等に応じて、製造者や譲渡提供者に対して、製造禁止から、有害性やリスクの伝達、表示など、段階的な規制をかけると共に、製造・輸入を行う事業者に対して有害性の調査を求めており、化学物質に関する規制条文の中では、主に製造流通段階での規制を行っている点に特徴がある。

同報告では、

ア 法第55条は、職業がん等の職業性疾病を発生させるような有害性が強く、今の技術では管理できない物一特に新規化学物質一の製造、輸入、譲渡、提供、使用（「製造等」）を禁じたものなので、対象に新規物質が追加される可能性があると共に、管理技術の発展により除外される可能性もあること、他方で、今後も利用可能性がある等の事情から試験研究を目的とする場合、政令で定める一定要

件一①予め都道府県労働局長の許可を受けること、②大臣基準（特化則第47条、石綿則第48条に定め有り³）に従い製造・使用すること（施行令第16条第2項第1号、第2号）一下での製造、輸入、使用を認めていること、

本条所定の製造等禁止物質は、国際条約に基づき製造等が禁じられているものも含め、施行令第16条第1項に列挙されていること、第9号は、それらを一定割合以上含有する製剤等もそれらと同様に扱われる旨を定めていること、この物質には、発がん性のものが多いが、発火するもの／しないもの、経皮吸収するもの／しないもの、臭気のあるもの／ないもの、引き起こす障害も、皮膚炎から、中皮腫、肺水腫、胸水など様々であること、

用語として、譲渡は有償無償の所有権移転を意味するが、提供は、物品と共に塗料を引き渡して塗布させる場合のように、所有権等を留保したまま引き渡して利用させる行為を意味すること、

イ 沿革をみると、工場法時代、黄燐燐寸製造禁止法（大正10年4月11日法律第61号）が、「燐寸製造ニ於ケル黄燐使用のノ禁止ニ関スル条約」（1906年、明治39年）の批准公布を見越して制定され、マッチ製造における黄リン使用の禁止や工場への官吏の臨検権限等を規定したことを嚆矢として、旧労基法第48条がこれを受け継いだこと、いずれも労使以

³ 概ね、製造設備の密閉構造化、製造設備設置場所の清掃の容易化、製造・使用者への適任者の選任、物質の容器を堅固なものとし、物質の成分を表示するこ

と、一定の場所に保管し表示すること、不浸透性の保護前掛・保護手袋を使用すること、製造設備設置場所への立ち入り禁止措置等が定められている。

外の者も義務づけ及び保護の対象としていたこと、禁止行為を製造に限定していなかったこと、昭和30年以降には、ベンジジンによる被害発生を踏まえてその抑制濃度（局所排出装置周辺の空気を測定することによって、局所排気装置の性能評価を行おうとする便宜的な基準）が通達され、昭和34年には、ヘップサンダル事件等を踏まえてベンゼンのみが労基法第48条の規制対象に加えられ、昭和40年代には、ベンジジンやベーターナフチルアミン等による尿路障害の多発を受け、尿路障害予防対策要綱が定められた後、これらの物質が特化則第1類物質に位置づけられたこと、昭和47年の現行安衛法制定に際しては、ベンジジン、ベーターナフチルアミン、四-アミノジフェニル、四-ニトロジフェニル等の発がん性物質の製造、使用等が禁止されたこと、

ウ 背景となった災害の代表例はベンゼン（ベンゾール）によるヘップサンダル事件であり、オードリー・ヘップバーンが履いたサンダルを模したサンダル（ヘップサンダル）の底を貼るためのゴム糊の溶剤として多用されていたベンゼンを、その製造過程で吸い込んだ作業（家内労働者などの非労働者を含む）が再生不良性貧血や白血病を発生させたこと、また、被害者に労基法適用外の家内労働者もいたこと等を受け、労働基準法第48条の有害物を指定する省令附則第3項及び第4項の規定により旧労基法第48条の対象物質へのベンゼンのみが追加されると共に、同条の保護対象に非労働者を含む全ての者が含まれる旨の内閣法制局見解が示されたこと、

エ 現在では、本条の規制対象物質の有用性が限定されているので、製造等による違反は殆どなく、監督指導上も殆ど意識されていないが、特に石綿は、耐火性、防音性、断熱性、耐久性に優れ、軽くて安価なので、従前は、建築材料への混入、鉄骨の耐火被覆等で用いられていたため、禁止される石綿含有率を徐々に引き下げる対応が採られてきたこと等から、石綿を含む建築物が多く現存し、解体工事に際して届出が義務づけられて、規制内容が見直されてきているが（石綿則第5条等）、現に全ての届出が行われれば約200万件に及ぶと言われており、有効な規制に困難が生じていること、

オ 関係判例の代表例は建設アスベスト訴訟であり、国は、機械メーカーであるクボタの旧神崎工場の労働者が、アスベスト関連疾患で多数死亡すると共に、周辺住民にも被害が及んだことが明らかとなり、多額の賠償金の支払い等に発展した問題（クボタ・ショック）等を踏まえ、平成18年9月に至り、アスベストを施行令に基づく製造等禁止の対象物質としたが、それまでに建築物の建設や解体工事等に従事して中皮腫や肺がん等のアスベスト関連疾患を発症した建設作業従事者（労働者及び一人親方等の非労働者）が、全国8つの地裁に、国とアスベスト建材のメーカーを相手方として集団訴訟を起こした事件であり、国に対しては、規制権限不行使を理由に国賠法上の損害賠償請求がなされたこと、令和2年12月14日に首都圏第一次訴訟について下された最高裁判決は、国が、保護具の準備等の義務は事業者に課したうえで、アスベ

ストのハザードの判明度合いに応じて通達等で対策を講ずべき前提のレベルを引き上げてきていた経緯は認めつつも、国は、事業者に保護具を準備させるのみならず、労働者らに保護具を「使用させる」ことを確保すべきだった、リスクの内容とリスクコントロール等の具体的内容を記したラベル、掲示の義務づけと監督指導を確保すべきだったのに行わなかったことから、被災者らに対して国賠法上の損害賠償責任を負う旨と共に、物的な措置義務は、いわば集团的な措置、環境整備の措置であって、保護対象は労働者に限らず、一人親方等にも及ぶ旨を述べたこと、なお、同判決が違法状態が解消したとしたのは、結局、含有量 1%の混合物に至るまで製造等がほぼ全面的に禁止され、かつその結果輸入（流入）量がゼロになった時点であったこと、

カ 本条の違反者（製造等禁止対象物質の製造、輸入、譲渡、提供、使用を行った者）は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられること（法第 116 条）、この罰則には両罰規定の適用があること（法第 122 条）、

キ 法第 56 条は、労働者に対する大きな健康障害リスクがあるが、製造や研究開発に不可欠である等の事情から、法第

22 条やそれに紐づく特化則が定める健康障害防止の効果を最大化するため、製造を許可制として、製造設備や製造方法等にかかる基準を設け、製造前後の遵守を図らせようとした規定であること、

ク 本条の対象物質は、施行令別表第 3 第 1 号所掲の特定化学物質のうち特に有害性が強い第一類物質と石綿分析用試料等であり（施行令第 17 条）、このうち第一類物質には、①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル（別名 PCB）（絶縁性に優れている）、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニジン及びその塩、⑥ベリリウム（強酸や強塩基⁴と反応。合金材料や電子管製造などに用いられる）及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリドの 7 つと、それらの一定割合以上含有物が該当すること、これらの特徴として、色は様々、形態は結晶が多いが（①②④⑤）、一部はそれ以外の固体（⑥）、液体（③⑦）で、特徴的臭気があり（②）、摂取経路は経皮（①②③⑤⑦）や経口（①②③⑥⑦）、吸入（②⑤⑦）、熱すると有毒なヒューム⁵を生じるもの（①⑤⑥⑦）が多く、エアロゾル⁶による吸入（②⑥）もあり、②③のほかは発がん性が明らかなほか、皮膚炎（①③

⁴ 塩基は、酸と反応して塩を生じる化合物。

⁵ 金属等の加熱溶融での蒸発が凝縮したもの（大気環境総合センターのウェブサイト

https://iaae.or.jp/information_communication/cafe/最終閲覧日 2021 年 12 月 5

日）。

⁶ 気体中に固体や液体の微粒子が広がった状態（大気環境総合センターのウェブサイト

https://iaae.or.jp/information_communication/cafe/最終閲覧日 2021 年 12 月 5 日）。

⑥)、眼・皮膚等の刺激（②⑦）、血管への影響（②）、肝臓への影響（①③⑦）、肺・腎臓・甲状腺への影響（⑦）、重度の肉芽腫性肺疾患（慢性ベリリウム疾患）（⑥）、塩素座瘡（③）、肺炎・気管支炎（⑥）などを引き起こすか、そのおそれがあること、⑦は、1975年（昭和50年）の東京の化学工場での調査で肺がんと因果関係が認められて、本条の対象物質に加えられた経緯があること、

ケ 本条の人的適用範囲である「製造しようとする者」は、文字通り製造者予定者であり、他者からの購入者、販売者や小分けする者等は該当しないこと、

許可を受けるべき単位は、特化則第48条により、対象物質ごと、製造プラントごととされていること、

許可申請は、特化則様式第5号（特定化学物質製造許可申請書）に同第6号による摘要書を添えて、労基署長経由で厚生労働大臣に提出して行い（特化則第49条第1項）、同大臣が許可した場合、特化則様式第7号による許可証（特定化学物質製造許可証）を交付する（特化則第49条第2）こととなっていること

製造許可を受けた者が、設備等の一部の変更を図る場合、所要の書面を監督署長に提出すれば足りるが、製造工程の変更、許可物質の生産量の増加を図る場合等には、再度本条の許可を受けねばならないこと、他方、設備等の主要構造部分の変更を図る場合、法第88条第1項（厚生労働省令で定める危険有害作業等を伴う機械等の設置、移転、主要構造部分の変更につき監督署長に届け出るべき旨の定め）に基づく特化則第52条の特定化学

設備等設置届の提出を求められること、

コ 厚生労働大臣が製造許可申請の審査時に用いる基準は、特化則に物質及び製造目的ごとに区分して規定されていること、

特化則第50条第1項は、ジクロロベンジジン等（施行令別表第3第1号に定められた上掲の7物質（①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル（別名PCB）、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニシジン及びその塩、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド）のうち⑥以外のもの）の製造については、

製造・取扱場所の隔離（別棟とするか隔壁での区画）、製造設備を密閉構造とすること、原材料等の運搬等の際の労働者への直接接触の回避（スクリーフィダー、バケットコンベアによるなど機械化する）、反応槽での化学反応でガスや蒸気が漏れいしないようガasket（固定用シール材）等で接合部を塞ぐ等すること、真空ろ過機（図2）等を稼働中に内部点検できる措置（ガラス窓等）を講じること、労働者が取り扱う際は隔離室で遠隔操作させること、計量・容器入れ・袋詰め等に際して遠隔操作が困難な場合に身体への直接接触を避けると共に囲い式フードの局排やプッシュプル型換気装置を所定の条件（局排、プッシュプル共に、発散源ごとに設ける、ダクトを短く、ベンド（曲折部分）の数を少なくする、粉じん含有気体を排出する装置には除じん装置を設ける、局排の場合、厚生労働大臣が定める性能を有する、プッシュプル

の場合、厚生労働大臣が定める要件を充たす等）で設置すること、粉じん含有気体を排出する製造設備の排気筒に除じん装置を設けること、作業中は局排及びプッシュプルを稼働させること、所定の物を含有する排液には、排液処理装置等を設け、有効に稼働させること、製造・取扱作業について、漏えいや労働者の汚染等を防止するための所定の事項に関する作業規程を定めること、試料の採取に際して所定の事項を遵守すること、取扱作業に労働者を従事させる際に作業衣、保護手袋と保護長靴を着用させること、等を規定していること、

特化則第 50 条の 2 第 1 項は、ベリリウム等（施行令別表第 3 第 1 号に定められた上掲の 7 物質のうちベリリウム及びその化合物）の製造については、

製造・取扱場所の隔離（別棟とするか隔壁での区画）と局排、プッシュプルの設置、ベリリウム等の製造（焼結・煅焼（かしょう：鉱石などの個体を加熱して熱分解や相転移を促したり、揮発成分を除去する処理のこと）、アーク炉での溶融によるベリリウム合金の生成等）用設備を密閉構造とすること（但し、ベリリウム等の製造では覆い等の設置も許される）、ベリリウム等の運搬等の機械化等による労働者への直接接​​触の回避、粉状のベリリウム等を労働者に取り扱わせる際は隔離室で遠隔操作させること、計量・容器入れ・容器からの取り出し、袋詰めの際して遠隔操作が困難な場合に身体への直接接​​触を避けると共に囲い式フードの局排やプッシュプル型換気装置を設置すること、製造・取扱作業について、粉じ

んの発散や労働者の汚染等を防止するための所定の事項に関する作業規程を定めること、取扱作業に労働者を従事させる際に作業衣、保護手袋を着用させること（保護長靴は含まれていない）、

等はベンジジン等の場合と共通だが、

稼働中に内部点検できる措置（ガラス窓の設置等）の対象は、ベリリウム等の製造設備とすること、アーク炉での溶融によるベリリウム合金の生成等で所定の作業を行う場合に局排かプッシュプルを設置すること、アーク炉で電極間を短く保つためにサンドシール（丸輪等）等を用いること、水酸化ベリリウムから高純度酸化ベリリウムを製造する場合に、熱分解炉を隔離すること、その他の設備に覆いを付すこと、焼結・煅焼（かしょう）等に用いた匣鉢（さや）の破碎場所の隔離と局排かプッシュプルの設置、

等はベリリウム等に特有の定めとして規定していること、

特化則第 50 条第 2 項、第 50 条の 2 第 3 項は、試験研究目的でのジクロロベンジジン等、ベリリウム等の製造については、要件を緩め、製造設備を密閉式構造とすること、製造者を健康障害予防の知識を持つ者とすること、製造者は保護前掛及び保護手袋を「使用すること」、等を規定していること、

サ 本条（法第 56 条）第 3 項は、許可基準を充たして製造許可を受けた後のメンテナンス（許可基準充足状態の維持）を製造者（上述の通り、譲渡者等は含まない）に課していること、同第 4 項は、製造者による実際の製造に際して、第 2 項の許可基準に適合した作業方法を用い

るよう義務づけていること、

シ 本条第5項は、第3項と第4項の実効性を担うため、製造設備や作業方法が許可基準に不適合と認める場合、修理、改造、移転、当該基準に適合した作業方法による製造を命じ得る旨を定めており、これに従わない場合、第6項所定の許可取消処分か第119条第2項所定の罰則の適用があり得ること、

ス 本条所定の許可対象物質は、ラベル表示義務（法第57条）、SDS交付義務（法第57条の2）、作業主任者の選任義務（法第14条）、雇入れ時の安全衛生教育実施義務（法第59条、安衛則第35条第1号）の対象となること、

本条の適用の詳細（製造許可の単位、許可を受けるための手続、許可基準等）については、特化則に定められていること、

セ 本条の適用対象物質があまり用いられなくなっているため、本条の適用場面は限られているが、許可を受けた使用例としては、人造宝石（エメラルド）の製造場面でのベリリウム、打音検査用ハンマーの製造場面でのベリリウム銅合金等が挙げられること、

ソ 本条第1項違反：無許可での対象有害物製造者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第117条）、第3項、第4項違反には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第119条第1号）、第5項に基づく命令違反には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第119条第2号）が科され得ること、これらの罰則には両罰規定があり、行為者と共に法人や代表者にも罰金刑が科され

得ること、

タ 本条に基づく製造許可を得ない対象物質の製造、作業方法等の不遵守、許可獲得後の基準の逸脱等の本条違反は、事業者の民事上の過失を推定させる要素の1つとなり得ること、

チ 法第57条は、第1項で、爆発、発火等の物理的危険性と、健康障害をもたらす有害性を持つ化学物（以下、「危険有害物」という）のうち所定のものを容器に入れたり包装（以下、「パック」という）して譲渡提供する者（以下、「パッカー」という）に、名称、有害性、取扱い上の注意、注意喚起標章等（以下、「所定必要表示事項」という）の表示を義務づけ、第2項で、パック以外の方法で譲渡提供する者に、所定必要表示事項を記した文書の相手方への交付を義務づけていること、

ツ 本条は、化学物質による労働者の被害を防止するには、労働者自身に当該物質に関する情報を認識させる必要があること、しかし、有害性の感知は困難な場合が多いこと、譲渡提供者はその有害性や取扱方法等を認識していることが多いこと、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約」（ILO170号条約）、同勧告（ILO177号勧告）でも、情報の表示、周知による労働者の認識の重要性が示されていること等を受け、所定必要表示事項の伝達によって防げる被害の防止を図ったものであること、法第57条の2も同様の趣旨だが、本条では、SDSより簡略な情報を簡易に伝達することを目的としていること、

テ 本条の表示義務対象物質は、法第

56 条第 1 項所定の製造許可対象物質のほか、施行令第 18 条第 1～第 3 号所定の物質であり、このうち第 1 号は、施行令別表第 9 掲載物のうち純物質（1 種類の物質（単体や化合物）だけでできているもの）（ただし、イットリウム、インジウム、銀等は、粉状のもの以外対象から除外される⁷⁾、第 2 号は、施行令別表第 9 掲載物のうち安衛則第 30 条で定めるもの（爆発、発火等の物理的な危険物）、第 3 号は、施行令別表第 3 第 1～7 掲載物のうち安衛則第 31 条で定めるもの（ジクロロベンジジン、アルファーナフチルアミンやその塩の含有物等の発がん性物質等）（第 2 号、第 3 号掲載物は 2 種類以上の純物質の混合物）を掲載していること、本条所定の表示義務対象物質と法第 57 条の 2 の通知対象義務物質は、厚労省が開設した「職場のあんぜんサイト」に公開されていること、

表示・通知対象物質には裾切り値が定められており、これは、製剤（混合物）中の対象物の含有量（重量%）が、その値未満であれば、ラベル表示や SDS より交付の対象とならない値を意味すること、裾切り値は、GHS の濃度限界（検出され得る最低濃度）を基準として決定されていること、裾切り値は、急性毒性、皮膚感作性、呼吸器感作性、生殖毒性などの有害性区分ごとに設定されており、複数の有害性区分を持つ物質の場合、最低値を採用することになっていること、混合物の場合、裾切り値以上含有すれば、GHS 分類されていなくても表示義務対象

とされること、

施行令第 18 条第 2 号及び第 3 号が掲げる安衛則第 30 条及び第 31 条所定の物質のうち、運搬中及び貯蔵中も固体を維持し、粉状にならない物であって、一定の危険物、爆発や火災の原因となる可燃物、皮膚腐食性のある物質を除く物は、吸入ばく露等のおそれがないため、表示義務の適用を除外されていること（安衛則第 30 条但書、第 31 条但書による）、

ト 本条の表示義務の負担者は、上記のパッカーであり、製造業者であるか、販売業者であるか等、流通過程における立場は問われないこと、同一有害物の容器等の流通に際して、製造業者等先次の表示義務者の表示をもって足りる場合、後次義務者による表示の必要はなくなるが、義務が免じられるわけではないこと、

ナ 所定必要表示事項は、名称（第 1 号イ）、有害性（ロ）、貯蔵・取扱い上の注意（ハ）、その他省令規定事項（ニ）、大臣所定の注意喚起標章（第 2 号）であること、

このうち名称（第 1 号イ）は、含有物質を特定できる限り製品名で構わないが、法第 57 条の 2 に基づく SDS で通知される名称と一致させる必要があること、

有害性（ロ）は、GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の文言を記載すべきこと、GHS 分類のガイダンス（JIS の Z7252 等）が公表され、

⁷⁾ それらの化合物は対象物質となる（平

成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）。

参考にすることが求められていること、分類結果は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と厚労省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている「GHS 分類対応モデルラベル・モデル SDS 情報」に掲載されていること、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないこと、

貯蔵・取扱い上の注意（ハ）が、物質へのばく露等から生じる被害の防止方法であることは自明だが、その他省令規定事項（ニ）については、安衛則第 33 条に以下の定めがあること、

第 1 号：表示者特定情報

第 2 号：注意喚起語

GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）に基づき JIS 規格等に記された注意喚起語を記載すべきこと、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないこと、

第 3 号：安定性及び反応性

GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の中の物理化学的危険性（爆発、発火等の危険性）を示す文言を記載すべきこと、

大臣所定の注意喚起標章（第 2 号）は、

GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分等の危険有害性情報を関係者に適切に伝達するためのラベルや SDS に関する JIS 規格（Z7253）に定められた絵表示を意味すること（平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号）、ただし、容器や包装に、船舶・航空関係法上安全確保のために告示によって同様のラベルの貼り付けが求められている場合、それをもって足りることとされていること、

なお、ラベル表示の内容（所定必要表示事項）については、JIS の Z7251 に準拠した記載をもって、安全衛生関係法令の要件は充たすと解されていること、

表示方法は、所定必要表示事項を容器等に直接印刷するか、印刷した票箋を貼り付けるのが基本だが、物理的に難しい場合、所定必要表示事項のうちの主要事項（法第 57 条第 1 項第 1 号ロからニ）及び大臣所定注意喚起標章（第 2 号）を印刷した票箋を容器等に結びつける方法も採れること（安衛則第 32 条但書）、前述の通り、大臣所定注意喚起標章（第 2 号）は、絵表示で行われるのが原則だが、容器や包装に、船舶・航空関係法上安全確保のために告示によって同様のラベルの貼り付けが求められている場合、それをもって足りること、

ニ 本条第 1 項但書は、主に消費者の生活用品を表示義務の対象外としており、これには、医薬品、化粧品等、農薬、固体、表示対象物が密封されたもの、食品等が該当するが、労働者が表示対象物にばく露するおそれのあるものは除外されること、

ヌ 本条（法第 57 条）は、第 2 項で、表示対象物質を第 1 項が定めるパッキング以外の方法（タンクローリーやパイプラインでの輸送等）で譲渡提供する者に対し、所定必要表示事項を記載した文書を相手方に交付することを義務づけていること、

ネ 関連法として、化学物質排出把握管理促進法（化管法）と毒物及び劇物取締法（毒劇法）があること、

このうち化管法は、環境毒性を持つ化学物質の環境への排出量等の管理によって環境保全を図る法律であり、指定化学物質や含有製品の譲渡提供事業者全てを対象に、譲渡提供時点までにラベル表示を行う努力義務を課していること、ラベルには、危険有害性（物理化学的性状、安定性、反応性、有害性）、注意喚起語、貯蔵や取扱い上の注意、物質等の名称、表示者特定情報などを記載することとされていること、

毒劇法は、日常流通するもののうち、主に急性毒性を持つ化学物質につき、保健衛生上必要な規制を図るもので、製造・輸入・販売業者、業務上取扱い者を対象として、特定の毒劇物につき、ラベル表示義務を課していること、ラベルには、名称、成分、営業者特定情報、含量、解毒剤の名称等を記載すべきとされていること、

ノ 制度史をみると、旧安衛則に、該当する条文は見当たらず、昭和 47 年（1972 年）の現行安衛法の制定時に、ベンゼン等特定の有害物の譲渡提供者に容器や包装に有害性等の情報を表示すべき旨の規定が設けられたこと、昭和 52 年

（1977 年）の安衛法・じん肺法改正（法律第 76 号）により、現行法第 58 条第 2 項に近い内容（容器等によらずに表示対象物質を譲渡提供する者は、所定必要表示事項を記した文書を交付すべきこと）が加えられたこと、2003 年の GHS に関する国連勧告を受け、平成 17 年（2005 年）の安衛法改正（法律第 108 号）により、爆発、発火等の物理化学的危険性のある化学物質のうち政令所定の物が表示対象に加えられた他、注意喚起標章が所定必要表示事項に加えられたこと、平成 26 年（2014 年）の安衛法改正（法律第 82 号）により、所定必要表示事項から成分が削除される一方、同時に行われた施行令第 18 条改正により、表示対象物質が、法第 57 条の 2 の通知対象物質全般に拡大されたこと、

ハ 本条の背景事情をみると、一方では、昭和 1975 年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に 33 万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILO で職業がん条約（1974 年（昭和 49 年）第 139 号条約。1977 年（昭和 52 年）に日本批准）、1977 年（昭和 52 年）に作業環境条約（1977 年（昭和 52 年）第 148 号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

ヒ 本条の改正に大きな影響を与えた GHS は、当初、危険有害物質の規制（危険有害性の定義、ラベルや SDS の対象物

質、必要記載事項等）が各国でまちまちであったこと、化学物質等の国際貿易の円滑化の要請等を踏まえ、危険有害性の情報伝達に関する国際的なシステムの構築により、システムのない国への導入、試験・評価の必要性の減少等様々なメリットを図っていること、このシステムでは、物理化学的危険性、人体への有害性、環境毒性の観点から化学物質の危険有害性を分類し、それを明示する標章、SDSの作成、交付等を求めていること、情報提供の対象者を、化学物質を取り扱う全ての者としていること、

フ 適用の実際についてみると、ラベル貼り付けはメーカー等で行われており、化管法や毒劇法等による実質的に同内容の規制もあって、比較的良好に履行されていること、履行確保にとって、行政が公表しているモデルラベル（「化学物質の表示・文書交付制度のあらまし」等）等が有効に働いている可能性があること、

もつとも、GHSの趣旨に照らせば、あらゆる化学物質が危険有害性を持つ可能性を前提にした表示義務範囲の設定が求められること、

へ 厚生労働省「職場の化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、硝酸、有機カルボン酸等を含有する洗剤の入れたラベルのない容器に、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム等を含有する洗剤を移し入れたため、塩素ガスが発生し、同中毒を生じた例等が紹介されていること、

ホ 関係判例には建設アスベスト首都圏第一次訴訟最判令和2年12月14日が挙げられ、アスベストの危険性の表示を

事業者等に義務づけなかったことが国家賠償を根拠づける適切な規制権限の不行使に該当するとされたこと、

マ 特定の危険有害物を容器に入れる等して譲渡提供する者が、本条第1項に違反して、その容器等に所定の表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は本条第2項の文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した場合、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられること（法第119条第3号）、本条には法第122条の両罰規定の適用があること、

ミ 法第57条の2は、第1項で、「労働者に」に対する危険有害性がある政令で定めるもの又は第56条第1項所定の製造許可物質（「通知対象物」）の譲渡提供者に、所定必要記載事項（名称、成分、物理化学的性状、有害性、貯蔵・取扱い上の注意、流出時等の応急措置、その他省令規定事項）を記した文書（SDS）を相手方に手交する等して通知すべきことを義務づけ、第2項で、通知事項に変更の必要性が生じた場合に、変更後の所定必要記載事項を相手方に通知する努力義務を課し、第3項で、前2項所定の通知の履行支援に貢献する省令の制定について定めていること、

ム 本条の趣旨は、化学物質のハザードに関する情報は、その製造者やそれに近い流通業者が保有していることが多いため、彼らから下流のユーザーらに伝達させる仕組み（SDS（Safety Data Sheet）制度）を構築することにあること、法第57条のラベル貼付制度との比較では、容器への挿入・包装を前提としておらず、譲渡提供場面を一般的に対象にしている

ほか、対象化学物質に関する情報をより詳細に伝える趣旨を持つこと、

メ 通知対象物は、第 56 条第 1 項所定の製造許可物質のほか、危険有害性がある政令で定めるもの、即ち施行令第 18 条の 2 所定の物⁸であり、法第 57 条の表示義務対象物質（第 56 条第 1 項の製造許可物質のほか、施行令第 18 条所定のもの）とほぼ同じ（別表第 9 所掲の物質の一部につき、粉状以外のものも含む点異なる程度）であること、

森報告が述べる通り、こうした物質を対象としたラベルによる表示及び SDS による通知の「義務」を第 1 段階規制とすると、安衛則に基づく通知の「努力義務」は第 2 段階規制に当たること、すなわち、安衛則第 24 条の 15 で、厚労大臣が指定した特定危険有害化学物質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努

力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、

モ 通知義務者は、通知対象物の譲渡提供者であり、流通途中で一部移し替えによる譲渡提供（分割的譲渡提供）が行われる場合、当該譲渡提供者が通知義務者となること、

ヤ 第 1 項に記載された所定必要記載事項は、名称、成分、物理化学的性状、有害性、貯蔵・取扱い上の注意、流出時等の応急措置、その他省令規定事項であり、詳細は通達（平成 18 年 10 月 20 日基安化発第 1020001 号、最新改正：平成 22 年 12 月 16 日基安化発 1216 第 1 号）に定められていること、

このうち名称（第 1 号）については、含有物質を特定できる限り製品名で構わないこと、

成分及び含有量（第 2 号）については、対象物質が裾切値以上含有される場合にその物質の名称と含有量を記載すべきこと、ケミカルアブストラクトサービス⁹登録番号（CAS 番号）、通知対象物質以外の物質の成分等も記載することが望ましいとされていること、含有量は、対象物質ごとに重量パーセントを記載すべきだ

⁸ 森報告が述べる通り、この政令指定物質とは、安衛法施行令第 18 条の 2 が定める同施行令別表第 9 所定の物等であり、別表第 9 には 631 物質が掲げられ、同施行令別表第 3 第 1 号が製造許可物質を定めており、2021 年 1 月 1 日時点で合計 674 物質が交付義務対象とされ、リスクアセスメントの義務（法第 57 条の 3

第 1 項）の対象物質と一致している。

⁹ アメリカ化学学会の一部門であり、物質に関する世界中の公開情報をすべて収集して組織化している（化学情報協会のウェブサイト

（https://www.jaici.or.jp/annai/img/20150709_CAS_PressRelease.pdf 最終閲覧日 2021 年 12 月 17 日）。

が、10 パーセント未満の切り捨てが可能とされていること（安衛則第 34 条の 2 の 6）、

物理化学的性質（第 3 号）については、外観、匂い、pH（溶液中の酸性・アルカリ性の程度）、融点（固体が液体になる温度）及び凝固点（液体が固体になる温度）、沸点、引火点、燃焼・爆発範囲、蒸気圧（蒸気が示す圧力）等を記載すべきこと、

人体に及ぼす作用（有害性）（第 4 号）は、化学物質等の有害性を意味し、通達では、ばく露による影響として、急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、眼の損傷、呼吸器や皮膚の感作性（アレルギー等）、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性一単回ばく露・反復ばく露一、吸引性呼吸器有害性等が挙げられていること、直後の影響と遅発性の影響が想定されていること、

GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要しないが、分類のための情報が不十分だった場合には「分類できない」、危険有害性クラス（リスクの種類）に該当しない場合には「分類対象外」、危険有害性区分の最低レベルに達しないほどリスクレベルが低い（かそのレベルに達する証拠が得られない）場合「区分外」と記載することが望ましいとされていること、

貯蔵・取扱い上の注意（第 5 号）については、保管条件、混触禁止物質、管理

濃度・許容濃度、密閉装置、局排、保護具の使用、廃棄・輸送上の注意等の記載が求められていること、

流出等の場合の応急措置（第 6 号）については、吸入、皮膚付着、眼に入った場合等の措置、火災の際に使用すべき消化剤、事故発生時の退避措置、漏出時の回収・中和措置等の記載が求められていること、

省令所定事項（第 7 号）については、通知義務者の特定情報、危険有害性の要約、安定性及び反応性、適用法令等を記載すべきこと、

このうち危険有害性の要約には、GHS 分類により決定された危険有害性クラス（リスクの種類：物理化学的危険性か発がん性かなど）、危険有害性区分（リスクの程度）、それらのクラスや区分ごとに記された絵表示¹⁰と文言、注意喚起語等を記載すべきこと、GHS 分類に際しては、ガイダンス（JIS の Z7252 等）が公表され、参考にすることが求められていること、分類結果は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）と厚労省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている「GHS 分類対応モデルラベル・モデル SDS 情報」に掲載されていること、混合物についてそれ自体の分類がされていない場合、構成する純物質ごとの記載で構わないこと、GHS 分類の結果、危険有害性クラス・レベル（リスクの種類や程度）が決定しない物質については記載を要し

¹⁰ GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分等の危険有害性情報を関係者に適切に伝達するためのラ

ベルや SDS に関する JIS 規格（Z7253）に定められた絵表示を意味する（平成 18 年 10 月 20 日厚労告第 619 号）。

ないが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の記載が望ましいこと、

安定性及び反応性については、静電気の放電、衝撃、振動、混触危険物質、一酸化炭素・二酸化炭素等の分解生成物等、GHS 分類により決定された危険有害性クラス、危険有害性区分に基づき JIS 規格等に記された危険有害性情報欄の中の物理化学的危険性（爆発、発火等の危険性）を示す文言を記載すべきこと、

SDS 等の作成の際には、出典を明記し、環境影響情報も本項目に記載することが望ましいとされていること、

ユ 通知方法は、文書（本条第 1 項、第 2 項）のほか、磁気ディスクの交付、FAX 送信、WEB など、その他の方法も可能だが、相手方が承諾した方法でなければならず、WEB の場合、譲渡提供者が管理できなければならないこと（平成 12 年 3 月 24 日基発第 162 号）、

通知は、譲渡提供物ごとに行う必要があるが、混合物の場合、その中に成分として 1 パーセントを超えて含まれているすべての通知対象物個々について法第 57 条の 2 第 1 項第 3 号から第 6 号までの事項（第 3 号：物理的及び化学的性質、第 4 号：有害性、第 5 号：貯蔵又は取扱い上の注意、第 6 号：流出等の事故が生じた場合の応急措置）を通知し、全体について同項第 1 号、第 2 号及び第 7 号の事項（第 1 号：名称、第 2 号：成分及びその含有量、第 7 号：省令所定事項）を通知することにより、当該物に係る通知が行われたものとして取り扱えること、

第 1 項の通知は、提供相手が対象物の受領の準備ができるよう、譲渡提供時ま

でに行う必要があること、

ヨ 本条の通知義務も、主に消費者の生活用品を対象外としており、これには、医薬品、化粧品等、農薬、固体、通知対象物が密封されたもの等が該当するが、ラベル表示と異なり、食品等は適用対象に含まれていること、

ラ 前述の通り、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者に SDS の交付を義務づけ（第 57 条では、ほぼ同じ要件を充たす物質にラベル表示を義務づけ）、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚生労働大臣が指定した特定危険有害化学物質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、

リ 関連法として、化学物質排出把握管理促進法（化管法）と毒物及び劇物取締法（毒劇法）があること、

このうち化管法は、環境毒性を持つ化学物質の環境への排出量等の管理によって環境保全を図る法律であり、指定化学物質等取扱事業者であって他の事業者にそれを譲渡提供する者全てを対象に、譲渡提供時点までに SDS を提供する努力義

務を課していること、SDS には、危険有害性（物理化学的性状、安定性、反応性、有害性）、注意喚起語、貯蔵や取扱い上の注意、物質等の名称、提供者特定情報などを記載することとされていること、

ここで指定化学物質等取扱事業者とは、指定化学物質（第一種指定化学物質と第二種指定化学物質）の製造事業者や当該物質や特定の含有製品の取扱い事業者等（輸入業者、販売業者、業務上取扱者も含むと解される）を指す（化管法第 2 条第 5 項、第 6 項）こと、

適用事業者は、国内の他の事業者に右譲渡又は提供する時まで、SDS を事前に提供することを義務付けられること、

SDS に記載する事項は、①指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先、②危険有害性の要約、③製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字 2 桁）、④指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置、⑤指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置、⑥指定化学物質等が漏出した際に必要な措置、⑦指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意、⑧指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置、⑨指定化学物質等の物理的・化学的性状、⑩指定化学物質等の安定性及び反応性項目、⑪指定化学物質等の有害性、⑫指定化学物質等

の環境影響項目、⑬指定化学物質等の廃棄上の注意項目、⑭指定化学物質等の輸送上の注意、⑮指定化学物質等について適用される法令、⑯指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項、であること、

毒劇法は、日常流通するもののうち、主に急性毒性を持つ化学物質につき、保健衛生上必要な規制を図るもので、製造・輸入・販売業者、業務上取扱者を対象として、特定の（毒劇法や関連する政令所定の）毒劇物につき、SDS による通知義務を課していること、SDS には、名称、成分、営業者特定情報、含量、解毒剤の名称等を記載すべきとされていること、

SDS に記載しなければならないのは、①情報を提供する毒物劇物営業者の氏名（名称）及び住所（所在地）、②名称並びに成分及びその含量、③応急措置、④火災時の措置、⑤漏出時の措置、⑥取扱い及び保管上の注意、⑦暴露の防止及び保護のための措置、⑧物理的及び化学的性質、⑨安定性及び反応性、⑩毒性に関する情報、⑪廃棄上の注意、⑫輸送上の注意、⑬毒物又は劇物の別¹¹、であること、

ル 制度史をみると、昭和 47 年（1972 年）の現行安衛法制定時に本条に相当する規定は存しなかったが、平成 11 年の法改正（法律第 45 号）で新規に追加されたこと、2003 年の GHS に関する国連勧告を受け、平成 17 年（2005 年）の安衛法改正（法律第 108 号）により、爆発、発

¹¹ 一般的には、医薬品等であって毒性が強いものが毒物、医薬品等以外であって

毒性が若干弱いものを劇物と呼んでいる。

火等の物理化学的危険性のある化学物質のうち政令所定の物が通知対象物に加えられたこと、

レ 本条制定の背景事情をみると、化学物質による災害が多く発生していたこと、そのうち有害性に関する情報伝達や管理方法の未確立が主因と解される例が半数以上を示していたこと、化学物質の供給者による情報提供の重要性が、「職場における化学物質の使用の安全に関する条約（1990年ILO第170号条約。日本は未批准）」等で、国際的に示されていたこと、

ロ 本条の適用の実際をみると、令和2年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴文典担当）からも、提供先事業者の知識不足や提供者の提供義務違反で、SDSが備えられていない事業所が未だに多い実態があること、

ワ 本条の通知義務の対象物質は、政令指定物質と製造許可物質に限られているが、新規化学物質は日々生まれるし、未規制化学物質に危険有害性がないとは言いきれないので、ハザード情報やリスク管理方法に関するSDS交付対象物質は拡大すべきあり、現に、厚生労働省「『職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会』報告書」（令和3年）で、SDS交付対象物質拡大の方向性が示されたこと、

また、本条第2項は、SDS修正の必要が生じた場合の譲渡提供先への通知を譲渡提供者の「努力義務」ととどめており、その理由は再通知の困難にあると解されるが、当該通知対象物質のハザードとリ

スクに関する正確な情報は、必ず譲渡提供先に伝えられねばならず、現在、職場の安全サイトで「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が公開され、作成の負担軽減が図られているし、ICTを活用した情報更新の仕組み等が検討されていること、

ヲ 法第57条の3は、第1項で、法第57条第1項所定の政令指定物質及び通知対象物について、リスクアセスメントを義務づけ、第2項で、当該アセスメントの結果に基づき、法令所定の措置を講じる義務のほか、必要な管理措置を講じる努力義務を課し、第3項と第4項で、厚生労働大臣による関係指針の策定とそれに基づく指導・援助等を根拠付けていること、

ア2 本条は、特別規則による規制対象外の物質の危険有害性等に対応するため、まずは法第57条第1項所定の政令指定物質と57条の2所定の通知対象物、即ち表示対象物及び通知対象物について（平成27年8月3日基発0803第2号）、リスクアセスメントを義務化したもので、事業者は、法第57条及び57条の2に基づくラベルやSDSにより一般的な危険有害性情報を得たうえで、本条に基づくリスクアセスメントにより、個別事情に応じたリスクの認識とそれに応じた管理策を講じることを求められること、

イ2 本条のリスクアセスメント義務の対象は、表示対象物及び通知対象物（安衛則第34条の2の7にいう「調査対象物」）に限られ、それ以外の物や裾切り値未満の対象物は対象外だが、法第28条の2第1項のリスクアセスメントの努力

義務の対象となること、主に一般消費者生活用の製品は、表示及び通知対象から除かれているので、本条のリスクアセスメント義務の対象外となること、

ウ 2 本条のリスクアセスメント義務の実施方法は、同第 1 項の定めにより、安衛則第 34 条の 2 の 7 に定められており、これによれば、実施時は、同条にいう調査対象物の新規採用時（第 1 号）、その製造・取扱いにかかる作業方法・手順の新規採用・変更時（第 2 号）、調査対象物のハザード等が変化した／しそうな時（第 3 号）とされており、従前から取り扱っている物を従来通り取り扱う作業では不要であること、実施方法は、被害の生じる可能性と重篤度を測る方法（第 1 号）、調査対象物へのばく露の程度（実際の曝露量や、推定値とばく露限界の比較など）と対象物の有害性の程度を測る方法（第 2 号）、これらに準じる方法（第 3 号）とされ、第 3 号は、特別規則の規制対象物質につき、特別規則の履行状況を確認すること等が該当すること（平成 27 年 8 月 3 日基発 0803 第 2 号）、本条に基づくリスクアセスメントは、危険性（物理化学的な危険性）と有害性（人体の健康障害等の有害性）の双方について行う必要があること（同前）、作業工程が密閉化、自動化されていること等により労働者が調査対象物にばく露のおそれがない場合にも、そのことの確認自体が本条にいう調査に該当し、必要となること（同前、）

エ 2 事業者は、本条に基づく調査終了後、調査結果、それに基づき高ずる危害防止措置等を、当該物質の製造又は取

扱い業務に従事する労働者に周知せねばならないこと（安衛則第 34 条の 2 の 8 第 1 項）、周知の方法は、常時掲示・備え付け、交付、電磁的記録として常時確認できる機器を設置すること等とすべきこと（同第 2 項）、

オ 2 本条第 3 項に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日基発 0918 公示第 3 号）が公示されていること、この指針は、本条に基づくものではあるが、安衛法第 28 条の 2 に基づき公表されていた同名の旧指針（平成 18 年 3 月 30 日公示第 2 号。上記平成 27 年指針により廃止）が対象としていた全ての化学物質に準用されること、

より一般的な自主的な安全衛生管理システムに関する指針の動向をみると、先ず、平成 11 年に、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）が特定の条文の根拠なく公表され（平成 11 年労働省告示第 53 号）、自主的な安全衛生管理システムの構築を促していたが、平成 17 年改正（法律第 108 号）に法第 28 条の 2 が設けられ、あわせて「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 18 年 3 月 10 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 1 号）が公示されたため、これと整合性をとるために改正された（平成 18 年 3 月 10 日付け厚生労働省告示第 113 号）こと、

カ 2 本条の関連規定には、前掲の安衛則第 34 条の 2（調査対象物の危険性又は有害性等の調査の実施時期等）、安衛則 34 条の 2 の 8（調査の結果等の周知）、安

衛則 34 条の 2 の 9（指針の公表）等があること、

キ 2 制度史をみると、本条が新設されたのは、平成 26 年の法改正（法律第 82 号）のことで、特別規則対象外の物質による胆管がんの発症等の例を受け、厚生労働省の安全衛生行政としては、特に化学物質については、法第 28 条の 2 に定めるリスクアセスメントの努力義務規定を全て義務規定に改めたい意向だったが、内閣法制局等との調整の過程で、罪刑法定主義の要請からも、物質を特定しないままでの義務化は困難との事情から、先ずは表示・通知対象物質から義務化を図った経緯があること、

ク 2 条文設置の背景事情をみると、やはり 2012 年（平成 24 年）3 月頃以降、大阪の印刷工場勤務する労働者 16 名が、当時は特別規則の規制対象外だった物質（ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパン）が原因で胆管がんを発症し、うち 7 名が死亡するという事案が強いドライビング・フォースとなったこと、発症原因となった物質は、業務上のがんを定めた労基法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号や同表第 10 号を具体化するための告示にも定められていなかったこと、しかし、この事案を受けて、本件胆管がんは上記物質により発症した蓋然性が高いと推定され、被災者は労災認定されたこと、

他方で、本件は、然るべき専門家の支援を得つつ、適正なリスクアセスメントが行われていれば防止できた可能性があることと推定されたこと、

ケ 2 化学物質のリスクアセスメントの実施を支援するためのツールが行政等

により作成されており、一例として、「厚生労働省版コントロール・バンディング」や、厚生労働省がみずほ情報総研と共同開発した CREATE-SIMPLE 等があり、専門性より分かり易さ、簡便性などが重視されていること、

法第 28 条の 2 に基づくリスクアセスメントは、建設現場などで徐々に浸透してきており、法第 60 条に基づく職長教育にはリスクアセスメントが含まれているし（安衛則第 40 条第 2 項）、元請事業者が、下請がその結果を提出しない限り作業を行わせない等の促進策を講じている例もあること、もっとも、化学物質のリスクは目に見えにくく、本条に基づくリスクアセスメントの対象物質は限られているので、然るべき専門家の支援が重要であり、そうした専門家の公的な養成が求められること、

厚生労働省「『職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会』報告書」には、リスクアセスメント未実施によると推認される災害事例として、1-プロモプロパンを含む溶剤で治具（物の加工に際して物を固定する器具等）等の洗浄作業をしていた労働者が急性薬物中毒となった例等が列挙されていること、また、リスクアセスメントは実施されていたが、アセスメントの結果、特別規則の対象外の物質であることを理由に特段のばく露防止対策を講じていなかったために、鋳物製造工程で中子を作る際に、ノルマルヘプタンを木型の内部で塗布していた労働者が急性中毒となった例も挙げられていること、

コ 2 民事救済との関係では、リスク

アセスメントの実施こそが民事上の安全・健康配慮義務の要諦とする学説（三柴文典「使用者の健康・安全配慮義務」『講座労働法の再生第3巻 労働条件論の課題』（日本評論社、2017年）273-296頁）があり、これによれば、本条や法第28条の2違反は安全・健康配慮義務違反となる可能性が高いこと、

サ2 法第57条の4は、第1項で、新規化学物質（既存の政令所定の物質以外のもの）の製造・輸入業者に対し、所定の有害性調査とその結果等の厚生労働大臣への届出を義務づけると共に、労働者のばく露危険がない場合（要大臣の確認）（第1号）、学術情報等で有害性なしと判明している場合（要大臣の確認）（第2号）、試験研究のための製造・輸入である場合（第3号）、輸入品が主に一般消費者生活用製品である場合（第4号）に義務を免除していること、

第2項で、事業者に、調査結果に基づく健康障害防止措置を義務づけていること、

第3項で、厚生労働大臣による届出物質の公表を定めていること、

第4項で、届出後の厚生労働大臣による学識経験者からの意見聴取、それを踏まえた届出事業者への所要の措置（施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等）の勧告を定めていること、

第5項で、意見を求められた学識経験者に守秘義務を課しているが、但書で、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外が定められていること、

シ2 本条は、法令による化学物質のリスクの捕捉と対応には時間を要するこ

とを前提に、特にリスクの大きいがん原生物質を焦点として、そのふるい分け機能を持つ変異原性試験等を事業者に行わせ、結果を所管大臣に届出させ、もって所要の措置を迅速に講じさせようとしたものであること、

ス2 本条が有害性調査の対象とする新規化学物質とは、施行令第18条の3が定める4種の化学物質（元素、天然産出化学物質、放射性物質、昭和54年2月末までに製造・輸入され、厚労大臣による公表済みの化学物質）と本条第3項による公表済みの化学物質以外の化学物質であること、これには、製造中間体（製造工程中に生成し、その後同一事業場内で他の化学物質に変化していく化学物質）、副生成物（製造工程で意図せずに生成してしまった化学物質）、廃棄物も含まれること、

元素とは、物質を構成する基本的成分であり、1種類の原子から成る全ての状態であり、励起状態（excited state：エネルギー的に不安定な状態）を含み、単体（水素H₂、酸素O₂など、純物質を構成する元素の種類が1種類の物質。2種類以上の物質を化合物という）を含むこと、

天然産出化学物質とは、鉱石、原油等、天然に存在するままの状態の化学物質であり、動植物から得られる一次産品等も含まれること（昭和54年3月23日基発第132号）、

放射性物質とは、電離放射線障害防止規則第2条第2項の放射線物質を意味し（同前通達）、基本的には放射線を発する物質を意味すること、

分子間化合物、包接化合物等のように、

2 以上の化学物質が集合して単一の化学構造を持つ化学物質であって、その構成物がいずれも既存化学物質である場合、既存化学物質とみなされること（同前通達）、

構成単位となる重合物が全て既存化学物質であるブロック重合物（2種類以上のモノマー（一般に1~100個程度の低分子。逆に一般に数千個以上の原子から成る高分子をポリマーという）を用いた重合（複数の分子の結合により新たな化合物となる反応）で生じた物）及びグラフト重合物も既存の化学物質とみなされること（同前通達）、

セ 2 本条の義務主体は、新規化学物質の製造・輸入者であり、ここで輸入という場合、新規化学物質が密封された部品を含む機械等が密封状態のまま使用される予定の場合、新規化学物質を通産大臣告示にいう商品見本等として輸入する場合には、該当しない扱いとなること（同前通達）、

輸入事務の委託者であって、自ら使用／販売しようとする事業者は、本条の輸入者に該当すること（同前通達）、

ソ 2 本条の有害性調査は、がん原性物質の検出を主な目的としており、その機能を持つ変異原性試験等かがん原性試験のいずれかを用いることとされ（安衛則第34条の3第1項第1号）、原則として微生物を用いる変異原性試験で行われること（同前通達）、この試験は、厚生労働大臣所定の基準（安衛則第34条の3第2項、昭和63年9月1日労告第76号）を充たす試験施設等で、厚生労働大臣所定の基準（昭和63年9月1日労告第77

号）に沿って行われねばならないこと（同第1項）、

タ 2 有害性調査後の届出は、新規化学物質の名称、調査結果等を、所定の様式（新規化学物質製造（輸入）届書（様式第4号の3））を用い、所要の書面（調査結果を示す書面、所定の試験機関等で調査されたことを示す書面、予定されている製造／取扱い方法を示す書面）を添えて行うべきとされていること（安衛則第34条の4）、この届出は、機密保持にかかる産業界からの強い要望を容れて、厚生労働大臣宛になされて本省担当課で直接審査される仕組みが採用されていること、

届出を終えた事業者は、第3項所定の公表前でも当該物質の製造・輸入が可能となること（昭和54年3月23日基発第132号）、

チ 2 本条第1項但書が定める適用除外事由は、労働者のばく露危険がない場合（要大臣の確認）（第1号）、学術情報等で有害性なしと判明している場合（要大臣の確認）（第2号）、試験研究のための製造・輸入である場合（第3号）、輸入品が主に一般消費者生活用製品である場合（第4号）の4例であること、

このうち第1号は、新規化学物質が製造中間体等であって、（イ）当該物質を開放して取り扱うことがないこと、（ロ）製造・取扱い設備等の取り出し口、フランジ（管の接続部分）等から漏れが生じないこと等の条件を全て充たす場合が該当し（同前通達）、第2号は、学会誌等に公表されている信頼できる情報でがん原性なしとされている場合を意味し（同前通

達)、第3号は、新規化学物質の開発研究等を行う場合であって、実験室的な規模で行う場合、然るべき担当者によって然るべく管理されている場合等を指し、第4号は、一の事業場での1年間の製造/輸入量が100kg以下であることを確認された場合が該当すること(施行令第18条の4)、

ツ2 本条第3項所定の公表は、第1項に基づく届出があった場合(同項第2号に基づき信頼できる情報でがん原性なしと確認された場合を含む)、届出の受理やがん原性なしの確認から1年以内に、定期的に官報に掲載してなされねばならないとされていること、公表された物質は既存化学物質となること、新規化学物質の命名は、IUPAC(International Union of Pure and Applied Chemistry)命名法に基づいて行われており、かつてはズレが見られた労働安全衛生法と化審法の間の命名も平成24年に関係省庁所管部署で申し合わせが行われて以後共通化が図られていること、

テ2 本条第4項は、第1項に基づく届出があった場合の厚生労働大臣による勧告制度を定めていること、これは、事業者、調査結果に基づく健康障害防止措置を義務づけた第2項とパラレルで、厚生労働大臣による措置を定めたもので、当該届出を踏まえてまずは学識経験者に意見聴取し、届出事業者に、施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等所要の措置を勧告できる旨を定めていること、別途、省令が、意見聴取内容を労働政策審議会に報告すべき旨定めていること(安衛則第34条の17)、

本条第5項は、意見聴取を受けた学識経験者に守秘義務を課しており(但書に、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外の定めあり)、これは、有害性に関する情報提供の前提を整えることで、その調査の実効性確保を図る趣旨に出たものであること、

本条に基づく届出物質のうち、強い変異原性が認められたものと、国による試験でそれが認められた既存物質については、通達(平成5年5月17日基発第312号)で、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、危険有害性に関するラベル表示・SDS交付、取扱い業務に従事した労働者にかかる記録の保存等を講じるよう求められていること、

ト2 関連法規の1つに化審法があり、同法は、人の健康及び動植物等の環境に有害な(可能性のある)化学物質による汚染を防ぐため、新規化学物質の製造・輸入に際して行政がその性状等を審査する制度を設けるとともに、その性状等に応じ、製造、輸入、使用等に所要の規制を行うことを目的とする法律(化審法第1条)であること、

同法は、大別して次の3部分から構成されていること、

- ①新規化学物質の行政による事前審査
- ②上市後の化学物質の継続的な管理措置

上市後の届出による製造・輸入数量の把握、有害性情報の報告等(一定の化学物質につき、製造・輸入業者による調査の結果、環境毒性等一定の性状が判明した場合に行政に対して行う報告等)に基づくリスク評価

③化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置（製造・輸入数量の把握、有害性調査の指示、製造・輸入許可、使用制限等

ナ 2 本条の背景事情をみると、一方では、昭和1975年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に33万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILOで職業がん条約（1974年（昭和49年）第139号条約。1977年（昭和52年）に日本批准）、1977年（昭和52年）に作業環境条約（1977年（昭和52年）第148号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

また、カネミ油症事件（PCB事件）を契機として、昭和48年に化審法が制定されたこと、この事件は、1968年（昭和43年）10月頃、食用油の生産工程で熱媒体として利用されていたPCB（ポリ塩素化ビフェニル）が食用油に混入し、それを摂取した人々に皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させたものであり、発症者14,320人、死者50人以上にのぼったこと、

本条は、こうした経緯を背景に、昭和52年の法改正（昭和52年法律第76号）により新設され、その後、OECDが試験ガイドライン（The OECD Guidelines for the Testing of Chemicals）と有料試験所基準（Good laboratory Practice : GLP）

を採用し、これらに沿って得られた化学物質の安全性に関するデータを国際的に共有する仕組みが整備されたことから、昭和63年には、一定の技術的基礎を持つと認められる試験所で、所定の基準に沿って試験を行うべきことが追規定されたこと、その後、第57条の2、57条の3の新設により、ナンバリング改正が行われたこと、

ニ 2 行政は、本条の履行支援のために様々な工夫を凝らしていること、例えば、WEBサイトで、調査から事後措置等に至るフローチャートが示されていること、「新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ&A」が公表され、それに関する通達（令和2年4月6日基安化発0406第5号）も発出されていること、

また、新規化学物質に関する手続を簡素化するための複数の通達が行われていること（平成23年12月28日基安化発第1112第2号（化審法に基づく新規化学物質の届出書等の写しの添付により、安衛法上の新規化学物質の製造・輸入届等の記載事項の一部を省略できることとしたもの）、令和2年4月6日基安化発0406第3号（バイオ医薬品については、バイオ医薬品安全性評価通知に基づいて、変異原性試験と同レベル以上の試験が実施されていれば、その結果の提出をもって、安衛法上の変異原性／がん原性試験の実施を不要としたもの）など）、

ヌ 2 現下、法第57条の4に基づき届け出られた新規化学物質のうち強い変異原性が認められた約1000の物質が、既存化学物質でそれに該当する237物質と共

に、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成5年5月17日付け基発第312号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDSの交付、記録の保存等の措置を講ずべきとされていること、

ネ 2 本条第1項に違反した製造・輸入業者は、50万円以下の罰金に処せられ（法第120条第1号）、第5項に違反した学識経験者は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ得る（法第119条第1号）こと、また、これらの違反には両罰規定の適用があり得ること（法第122条）、

ノ 2 民事上の効力についてみると、本条第1項は、本来的には行政が化学物質の有害性を把握して行政上の諸措置に活用するという行政上の目的を達するため、事業者に行政上の義務を課したもののだが、その違反と労災の間に相当因果関係が認められる場合、使用者の過失責任認定の要素となり得ること、また、第2項が定める判明した有害性に基づく健康障害防止措置は、民事上の安全配慮義務の内容と多分に共通すること、

ハ 2 法第57条の5は、第1項で、厚生労働大臣が、化学物質による健康障害防止措置が必要と認める場合に、製造・輸入事業者に対し、所定の有害性調査の実施と結果報告を指示できる旨を定め、第2項で、その指示の際には、大臣策定基準に従い、調査の技術水準、調査機関の整備状況、事業者の調査能力等を総合的に考慮すべき旨を定め、第3項で、指示に先んじて学識経験者への意見聴取を

行うべき旨を定め、第4項で、第1項による有害性調査を行った事業者に、自ら必要な健康障害防止措置を講ずべき義務を課し、第5項で、学識経験者に第3項所定の業務にかかる守秘義務を課していること、

ヒ 2 本条の趣旨は、未だ裏付けとなるデータが不十分ながら、がん原性が疑われる化学物質について、製造・輸入事業者に、一定基準を充たす有害性調査とその結果報告を行わせることで、健康障害防止措置を講じようとするところにあること（昭和54年3月23日基発第132号）、

フ 2 本条の義務主体は、新規化学物質の製造・輸入者であり、ここで輸入という場合、新規化学物質が密封された部品を含む機械等が密封状態のまま使用される予定の場合、新規化学物質を通産大臣告示にいう商品見本等として輸入する場合には、該当しない扱いとなること（同前通達）、

輸入事務の委託者であって、自ら使用／販売しようとする事業者は、本条の輸入者に該当すること（同前通達）、

本条にいう有害性調査とは、基本的に、実験動物を用いて吸入投与、経口投与等により行うがん原性調査を意味し（施行令第18条の5）、これには実験動物の皮膚への塗布も含まれること（同前通達）、

ヘ 2 第2項所定の「厚生労働大臣が定める指示の基準」は、化学物質による疾病の性格、化学物質の取扱量、関係労働者数等を判断指標としており、実際の指示は、変異原性ありと判断された化学物質のうち、ばく露する労働者が多く、ばく露量も多いもの、外国から入手した

情報等でがん原性が疑われるものについて行われていること、

本条第 5 項は、意見聴取を受けた学識経験者に守秘義務を課しており（但書に、労働者の健康障害防止上必要な場合の適用除外の定めあり）、これは、第 57 条の 4 第 5 項と同様に、有害性に関する情報提供の前提を整えることで、その調査の実効性確保を図る趣旨に出たものであること、

ホ 2 本条の背景事情をみると、一方では、昭和 1975 年の日本化学工業六価クロム事件（日本化学工業が江戸川区、江東区一帯に 33 万トン以上の六価クロム鉍滓を廃棄する一方、小松川工場で就労していた労働者が鼻中隔穿孔や肺がんを発症していたこと等で社会問題化した事件）などがあり、他方では、ILO で職業がん条約（1974 年（昭和 49 年）第 139 号条約。1977 年（昭和 52 年）に日本批准）、1977 年（昭和 52 年）に作業環境条約（1977 年（昭和 52 年）第 148 号条約）が採択されるなど、化学物質による職業性疾病への国際的関心も高まっていたこと、

また、カネミ油症事件（PCB 事件）を契機として、昭和 48 年に化審法が制定されたこと、この事件は、1968 年（昭和 43 年）10 月頃、食用油の生産工程で熱媒体として利用されていた PCB（ポリ塩素化ビフェニル）が食用油に混入し、それを摂取した人々に皮膚障害、脳性麻痺、知的障害等を発症させたものであり、発症者 14,320 人、死者 50 人以上にのぼったこと、

本条は、こうした経緯を背景に、昭和

52 年の法改正（昭和 52 年法律第 76 号）により新設されたこと、

マ 2 本条第 1 項に違反して、厚生労働大臣が指示する調査を行わない製造・輸入業者は、50 万円以下の罰金に処せられ（法第 120 条第 1 号）、第 5 項に違反した学識経験者は、6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられ得る（法第 119 条第 1 号）こと、また、これらの違反には両罰規定の適用があり得ること（法第 122 条）、

等が示されている。

14 阿部（理香）報告（第 6 章第 59 条～第 63 条）

（本文は概ね完了。改訂箇所 요약 は未了）

阿部報告は、法第 6 章に属する第 59 条から第 63 条について解説している。この章は、労働者への安全衛生教育を中心として、一定の危険有害業務への資格を持たない者の就業制限、中高年齢者等の適正配置等について定めている。

同報告では、

ア 安全衛生教育は、主に「錯覚」、「焦り」、「慣れ」等の人的要因による災害の防止を目的とするものであること、

イ 本章の条文とそれに紐付く政省令が定める安全衛生教育制度は、現行法によって具体化・充実化されると共に、体系的に整備されたこと、例えば、雇入れ時教育制度（第 59 条第 2 項）は旧労基法時代からあったが、作業内容変更時教育（第 59 条第 2 項）や一定の危険有害業務に従事する者への特別教育（同条第 3 項）、職長等の現場監督者向けの教育（第

60 条) は、現行法に初めて盛り込まれたこと、

ウ 現行法での教育制度の整備の背景には、その制定前には毎年 6,000 人超の労災による死亡者が生じており、昭和 46 年の労災防止計画で教育制度の強化が対策の柱の 1 つとされたこと、現に、教育の懈怠が社外工や顧客にまで被害が及ぶ重大な労災の重要な原因となったと思われる例が生じていたこと、他方、適当な教育内容の背景依存性（事業場の特質や業務の性格等の諸事情に左右されること）を理由に年少労働者への教育不足があっても事業者に過失なしとした司法判断（良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19）もあったこと等の経緯があったこと、現行安衛法の制定後も、東海村核燃料施設臨界事故等の災害例によって制度の拡充が促されたこと、

エ 派遣労働者への雇入れ時の安全衛生教育は基本的に派遣元が担うが、作業内容変更時教育は派遣元、派遣先双方、特別教育は、派遣先が担う立て付けとなっており、指針（「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号））で、派遣先の実施義務が法定されていなくても、そうした性格を持つ教育は派遣元が派遣先に委託でき、派遣先には受託するよう求められていること、教育措置の懈怠による民事責任は、教育をなすべき立場等帰責事由の有無により、派遣元・派遣先それぞれが負うものであること、

オ 実施すべき教育の基本的事項は、

安衛則第 35 条に定められているが、同条第 1 項第 8 号も定めるように、対象となる労働者が従事する業務等により可変的である（：背景依存性がある）こと、

カ 雇入れ時教育、作業内容変更時教育義務、特別教育には罰則が付されているが、職長等現場監督者向け教育義務には付されていないこと、また、内容の背景依存性から、前二者には教育時間数が定められていないこと（他方、特別教育については、安衛則第 36 条が定める 57 種の危険有害業務につき、実施内容や教育時間が、関係規則等に示されていること）、その分、労災防止の観点で内容を事業場や業務の特質に応じて実質化すべきこと、安全衛生教育が人的要因対策を主目的としていることから、今後、健康教育が強化されていくと一層意義を発揮すると思われること、

キ 一定の危険有害業務への従事者には、旧労基法時代から、危険度に応じて、免許取得、技能講習修了、特別教育修了の 3 種の資格要件が課されており（事業者にはそれらの資格を持つ者の活用や教育の実施、従事者には資格を得た上での業務従事が義務づけられてきた）、現行安衛法に特別教育制度が盛り込まれた後も、特別教育より上位の資格を持つ者には、その全部か一部が免除され得る定めとなっていること、

ク 職長等現場監督従事者対象の教育は、作業方法の決定、労働者の配置、仕事の割り振りなどの「監督の仕方」の教育であり、主に建設業、製造業等 6 業種での実施が義務づけられているが、ホワイトカラー系の業務でも必要性が増して

いると思われること、

ケ 一定の危険有害業務（安衛令第 6 条が定める 31 種）につき選任が義務づけられている作業主任者が職長等現場監督従事者向けの教育の対象から外されたのは、作業主任者にはより高い基準が設けられていること（免許や技能講習修了者でなければ作業主任者たり得ないこと）によること、

コ 法第 61 条は、免許、技能講習修了など一定の資格要件を持たない者を一定の危険有害業務に従事させることを罰則付で禁止しているが、対象となる危険有害業務は、安衛令第 21 条が定める発破、ボイラー、クレーン、重機関係作業等 16 種に絞られており、特別教育の対象となる 57 業務（安衛則第 36 条）より範囲が狭いこと、

サ 法第 62 条は、身体能力が低下するが経験値が高いことが多く、雇用継続が様々な者のメリットになり得る中高年齢者等について、適正配置により、労災を防止しつつ雇用の維持を図ろうとした規定であり、通達では、中高年齢者のほか身体障害者が対象となる旨示されているが、その趣旨からすれば、未熟練労働者や精神障害者等にも適用されて然るべきと思われ、その際には、障害者雇用促進法に基づき発出された合理的配慮指針等が参考にされるべきこと、

シ 今後、プラットフォーム労働者（請負契約等に基づき個別的に仕事を引き受けて働くが、労働実態が労働者に類似する者）への安全衛生教育制度の適用が課題となると思われること、一人親方への安全衛生教育については、最近策定

された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」で、受講機会の確保が図られることとなったこと、等が示されている。

15 石崎報告②（第 7 章第 64 条～第 68 条）

（分担報告書の執筆は概ね完了。それを踏まえたここでの整理も概ね完了。）

石崎報告②は、法第 65 条ないし第 68 条のうち、長時間労働者対象の面接指導制度に関する第 66 条の 8 ないし第 66 条の 9、ストレスチェック制度に関する第 66 条の 10 以外について詳説している。

同報告では、

ア これらの規定は、労働衛生の三管理と呼ばれる①作業環境管理、②作業管理、③健康管理を定めていること、①は、作業環境の有害因子を測定し、工学的対策等で除去・低減するなどして、良好な状態を維持すること、②は、作業方法の管理により、有害因子へのばく露を防止すること、疲労・ストレスを防止すること等、③は、労働者個々人の健康状態を把握して個別的な対応策を講じたり、①②③の順で優先されるべきだが、相互に関連させるべきこと、

イ 法第 64 条は、法制定当時、作業環境の快適化を定めていたが、平成 4 年の法改正で、第 7 章の 2 が、より幅広い職場環境の快適化を定めたことに伴い廃止されたこと、

ウ 法第 65 条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第 21 条に定めがあり、概ね、空気中に

有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されていること、

このうち粉じんを著しく発散する屋内作業場（施行令第21条第1号）については、粉じん則第25条に「常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場」と定義されており、ふるい分け、混合、袋詰め、坑内やずい道での掘削、鋳物の破砕、金属等の裁断、研磨、製品等に付着した物質の除去、粉体の運搬、金属の溶解等の一般的な粉じん作業（粉じん則別表第1）のうち、「粉じんを著しく発散する」もの（坑内作業やずい道内建設作業における鋳物の掘削作業等15種類）が特定粉じん作業として列挙され（粉じん則別表第2）、それに該当するとされていること、こうした作業では、じん肺や結核、気胸などの合併症を引き起こし易いこと、

暑熱・多湿の屋内作業場（施行令第21条第2号）については、安衛則第587条で、製鉄・製鋼業で用いる種々の炉（高炉、転炉、電気炉など）に関わる屋内作業場のほか、金属・ガラス加工業で用いるキューボラ（鉄を溶かして鋳物の溶湯を得るための溶解炉）等で金属・鋳物・ガラスを溶解ないし加熱、焼成、焼結する屋内作業場や、溶解金属を運搬する屋内作業場など、多量の蒸気を使用する染色槽での染色を行う屋内作業場、同じく金属／非金属の洗浄／めっきを行う屋内作業場、紡績・織布を行い、給湿を行う屋内作業場、ドライアイス等を取り扱う屋内作業場、労働者が冷蔵庫等の内部で作業を行う場等が該当するとされていること、

著しい騒音を発する屋内作業場（施行令第21条第3号）については、安衛則第588条で、鋳物・金属加工業における鋳打ち機、電動ハンマー、鋳物の型込機を取り扱う作業場、ロール機、圧延機による金属の圧延等に関わる作業場、通称ガラ箱による金属製品の研磨等を行う作業場、ドラム内の刃で木の皮を剥ぐドラムパーカーや丸太をチップ状にカットするチップパー等を用いる作業場等が該当するとされていること、

坑内の作業場（施行令第21条第4号）については、安衛則第589条で、炭酸ガスが停滞する（想定リスク：炭酸ガス中毒）、気温が28度を超える（想定リスク：熱中症）、通気設備が設けられている（想定リスク：酸欠）坑内作業場等が該当するとされていること、坑内作業場での炭酸ガス濃度（1.5%以下）、坑内気温（37度以下）、通気設備の設置については、それぞれ安衛則に規定されていること、

中央管理式空調設備（空気の浄化、温湿度や流量の調整等ができる設備）の設置建築物の室（施行令第21条第5号）については、事務所用のものに限り、事務所則の規制対象となっており、法第22条を根拠に室の一酸化炭素及び二酸化炭素濃度（事務所則第3条）、室の温度管理（事務所則第4条、第5条）などが定められていること、

放射線業務（原子炉運転業務、医療現場での診断・治療、機械の非破壊検査にかかる作業等）を行う作業場（施行令第21条第6号）については、電離則第53条で、①管理区域（放射線実効線量の合計

が1.3mSvを超えるおそれがある等、放射線量が強い区域）該当箇所、②放射性物質取扱作業室、③事故由来廃棄物等取扱施設（東電福島原発の事故で放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌の取扱作業用の施設）、④坑内核原料物質採掘作業場が該当するとされていること、放射線の生体影響は、その種類、エネルギー、内部照射か外部照射かにより異なるが、全身被曝では造血器障害等、局所被曝では皮膚、眼、生殖腺等に障害が生じるほか、長期の潜伏を経て発症する障害として悪性腫瘍、遺伝性影響が生じること、

特定化学物質（労働者に健康障害を発生させる（可能性が高い）物質として、労働安全衛生法施行令（令）別表第3で定められ、特化則で第1類から第3類に分類して規制されている化学物質）の製造・取扱いを行う屋内作業場（施行令第21条第7号）については、特化則第36条と施行令別表の関連規定で、第1類物質と第2類物質の一部を扱う作業場が該当するとされていること、特化則は、がん原性等の有害性のある物質を、第1類から第3類に分けて規制していること、作業環境測定の対象となる第2類物質は、漏洩とそれによる危害の可能性のある物質、クロロホルムなど発がん性が疑われる特別有機溶剤等（有機則から規制が移行したもの）、オーラミンなど尿路系器官に腫瘍を生じ得る物質等とされていること、また、特別有機溶剤のみ又はそれと有機溶剤を加えた成分の重量が全体の5%を超える製剤等は、特別有機溶剤混合物として、特化則第36条の5の適用を

受け、準用された有機則により作業環境測定対象とされること（これには、特化則第36条では測定対象外とされている特別有機溶剤の含有率1%以下の製剤等も含まれる）、規則の適用関係を整理すれば、特定有機溶剤のみの成分が1%を超え（混合物の成分が5%を超え）るものは、特化則と有機則双方の適用を受け、特定有機溶剤のみの成分が1%以下（だが、混合物の成分が5%を超える）のものは、有機則のみの適用を受けること、特定有機溶剤のみの成分は1%を超えるが、混合物の成分が5%以下のものは、特化則のみの適用を受けることになること、作業環境測定の対象業務の多くは、特殊健診対象業務と一致するが、エチレンオキシドやホルムアルデヒドの製造業務のように、前者の対象だが後者の対象となっていないものもあること、

石綿等の取扱い・製造を行う屋内作業場（施行令第21条第7号）については、石綿等を取り扱ったり、試験研究のために製造する屋内作業場が該当し、石綿則の規制対象とされていること、石綿は、特化則の規制対象とされていたが、発がん性リスクの重要性等に鑑みて、平成17年に石綿則が分離独立した経緯があること、また、昭和50年の施行令改正で、コークス炉での石炭燃焼時に発生するタール蒸気による肺がん発生リスクを防止するため、施行令第21条第7号後半で、コークス製造作業場も作業環境測定の対象とされたこと、

鉛業務を行う屋内作業場（施行令第21条第8号）については、施行令別表第4で、鉛、銅などの製錬等にかかる溶鋳等

の取扱作業、鉛蓄電池、電線等の製造過程での溶融等の作業、物体表面を鉛の膜で覆う鉛ライニングの作業、溶融した鉛を用いる金属の焼入れ等（第 1 号～第 8 号、第 10 号、第 16 号）が該当するとされていること、他方、鉛の飛散が少量と考えられる鉛化合物を含有する糊薬（うわぐすり）の製造や利用、鉛装置内部の作業等は該当しないとされている（第 9 号、第 12 号、第 13 号～第 15 号）が、特殊健診対象とされていること、

酸欠危険を伴う作業場（施行令第 21 条第 9 号）については、施行令別表第 6 で、酸欠をもたらす要因ごとに列挙されていること、それには、物のサビ関係（鋼製のボイラー、タンク、長期間利用されていない井戸等）、物の呼吸関係（穀物、飼料、チップ等が入っている貯蔵施設等）、微生物の呼吸関係（し尿、汚水、雨水や海水が溜まっている暗きよ、醤油や酒を入れたタンク等）、不活性ガスの流入関係（爆発・酸化防止用の窒素が封入されたタンク等）、冷媒用ガス（ドライアイス等）関係（冷凍機室等）、酸欠空気等の噴出関係（メタンガスが発生する埋立地等、配管内のプロパンガスが噴出し得る配管替え作業場等、地下駐車場など消火用の炭酸ガスの誤放出による酸欠危険作業場等、石油ガスの有志が生じる危険のある石油タンカーの油槽内等）等があること、このうち汚水等の微生物が発生する場所では、硫化水素が発生するおそれがあること、酸欠則では、一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の上限を定めていること、有機溶剤の製造・取扱いを行う屋内作業場（施行令第 21 条第 10 号）について

は、施行令別表第 6 の 2 に掲げられた 54 種類の有機溶剤とその混合物のうち、計 47 種類の第 1 種・第 2 種有機溶剤等が測定の対象とされていること、有機則第 1 条では、第 1 種有機溶剤の重量含有率が 5%以上のもは第 1 種となり、双方とも重量含有率が 5%未満でも、両者の合計含有率が 5%を超えるものは第 2 種となること、やはり施行令第 21 条第 10 号が測定対象の条件としている（*同号は、別表第 6 の 2 に挙げられた有機溶剤の製造・取扱いを行う業務のうち、省令で定めるものを測定対象としている）有機溶剤業務には、染料、医薬品、農薬、化学繊維等の製造工程での有機溶剤のろ過、混合、攪拌のほか、有機溶剤を用いた印刷、つや出し・防水加工、有機溶剤が付着した物の乾燥、有機溶剤を入れたことのあるタンク内での業務等が該当すること（有機則第 1 条第 6 号）、特化則に定められた特別有機溶剤は、がん原性が認められるものであり、規制の趣旨が異なること、

エ 屋外作業場は、自然環境の影響を受け易い等の事情から定点観測前提の作業環境測定は困難と考えられてきたが、ガイドラインレベルながら、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」がまとめられ、個人サンプラー（個人に装着できる試料採取装置）による測定と管理濃度による評価と管理が推奨されたり、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日）や、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日、最終改

正：平成 29 年 6 月 21 日）が公表されたりしていること、

オ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定の対象（熱、粉じん濃度など）と頻度（作業開始前、半月に 1 度、半年に 1 度など）は、作業場の種類ごとに関係規則に定められているが、粉じん作業を行う坑内作業場の作業環境測定は、本条ではなく、粉じん則第 6 条の 3 に根拠があること、

カ 作業環境測定が義務づけられている作業場のうち、特定粉じんを著しく発散する屋内作業場、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設など、作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法施行令第 1 条に定められた屋内作業場（指定作業場）は、測定に高度の知識や技術を要すること、重篤な健康障害を招くおそれ等から、作業環境測定士等による測定が求められていること（作業環境測定法第 3 条）、指定作業場について作業環境測定士等による測定を行った上での結果の評価については、安衛法第 65 条の 2、作業環境測定法第 4 条により、規則の定め（有機則第 28 条の 2、鉛規則第 52 条の 2、特化則第 36 条の 2、粉じん則第 26 条の 2、石綿則第 37 条）によりつつ、厚生労働大臣が定める作業環境評価基準に基づいて行わねばならないが、同基準第 1 条では、放射線関係作業場は、作業環境評価基準による評価の対象から除かれていること（評価自体が免除されているわけではない）、唐澤正義氏によれば、放射線の強度の測定には、物理化学的な測定方法が確立され、電離則の第 3 条の 2、第 4 条～第 7 条に被ばく限度も定められ

ていること等から、特化物や粉じん等のように、捕集されたサンプルの分析方法まで細かく規定する必要がなかったからと解されること、

著しい騒音を発する屋内作業場は、指定作業場ではないが、1992 年（平成 4 年）以後、作業環境測定基準第 4 条により、指定作業場と同様の測定方法（A 測定（単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき 6m 以内の等間隔で 5 点以上の格子点で測定）及び B 測定（ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定））を行うべきとされていること、その実施のためのガイドライン（平成 4 年基発第 546 号）が公表されていること、単位作業場とは、有害物質作業場の区域のうち、労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布の状況等を考慮して定められる作業環境測定の単位をいう（作業環境測定基準第 2 条第 1 項第 1 号）こと、測定対象となるのは等価騒音であり、これは、時間経過と共に変動する作業場内の騒音レベルを一定時間の中で測定して平均値を算出したものを意味すること、

キ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定は、第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日）に基づいて行わねばならず、そうしなければ、法定の測定を行ったことにはならないこと、同基準は、粉じん濃度から、気温、騒音、放射線等さまざまな危険源にかかる測定方法や測定機器について規定していること、基準が定める

測定方法には、き束的なものと、「同等以上の性能を有しているもの」を許容する性能要件的なものがあること、現段階で、法第 65 条第 3 項に基づく作業環境測定指針は公表されておらず、従って、第 4 項（指針に基づく事業者や測定専門団体への指導等）は行われておらず、また、特殊健診に関する法第 66 条第 4 項とセットで規定された第 5 項（労働衛生指導医の意見に基づく事業者への作業環境測定等の指示）も運用されていないこと、

ク 作業環境測定は、個々の作業場の条件を踏まえ、的確に行われねばならず、そのため、生産工程、作業方法、発散物の性状等を踏まえ、対象物質、測定と管理の範囲、測定点、測定時間・時間帯、測定及び分析方法等にかかるデザイン（計画）が必要となること、

ケ 作業環境測定には、単位作業場内の平均的な有害物質の濃度分布を調べる A 測定、作業場内での有害物質の場所的、空間的な偏在を前提に、発散源発生時ないし発散源近くでの濃度を調べる B 測定が基本であること（作業環境評価基準第 2 条、関係通達）、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日からは、労働者の体に試料採取機器等を装着して、個々人の作業環境条件を測定する個人サンプリング法（C 測定、D 測定）をもって代えることが認められていること（令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示第 18 号による改定）、測定点の高

さは、人の呼吸域を意識して、50cm 以上 1.5m 以下となっていること、C 測定と D 測定の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の関係にあること、すなわち、健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わるような条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行うのが C 測定で、発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行うのが D 測定であること、主な捕集方法には、①ろ過捕集方法、②直接捕集方法、③固体捕集方法、④液体捕集方法、⑤冷却捕集方法があること、その選択は、常温・常圧で液体か固体か、昇華性があるか（固体が液体を経ずに気化するか）、粒子の大きさ、利用条件などで決定されること、

コ 粉じん濃度の測定では、作業環境測定基準第 2 条で、ろ過捕集方法（粒子状物質を含む気体または固体物質を含む液体を、ろ紙を通すことによりろ過し、粒子状物質または固体物質のみをろ紙上に捕集する方法¹²⁾と重量分析方法（分析する試料を秤量したのち溶液にとかし、沈殿などにより目的とする成分を純粋な化合物として分離し、その重量を測ることにより、試料中の目的成分の定量をおこなう分析法¹³⁾（いわば絶対濃度測定法）

¹² ATOMICA の WEB サイト
 (https://atomica.jaea.go.jp/dic/detail/dic_detail_746.html 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日)。

¹³ 信州大学モジュール教材の WEB サイト
 (<http://zen.shinshu-u.ac.jp/modules/0032000004/main/index.html> 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日)。

が原則とされているが、吸引時間が長いこと等から、より簡易な光散乱式等の相対濃度指示方法との並行測定が認められていること、2年間第1管理区分の評価がされれば、労基署長の許可により、相対濃度指示方法のみでの測定が可能となること（粉じん則第26条第3項ほか）、相対濃度指示方法による場合には、絶対濃度測定法による数値との対比から算出した係数（質量濃度変換係数）を用いて、質量濃度を推計する必要があること、こうした測定法と評価法が、規則や基準に細かく規定されていること、けい肺をもたらすなど有害性が強い粉じん中の遊離ケイ酸の含有率の測定については、エックス線解析分析方法か重量分析方法によるべきことが定められていること（作業環境測定基準第2の2）、鉛の測定については、特定の波長の光を試料が吸収した光の度合いを試料液に当てて可視化して測定する吸光光度分析方法等の採用が規定されていること（作業環境測定基準第11条第1項）、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第1管理区分が2年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（同第10条第2項、第3項、第13条第2項）、

サ 放射線被ばくにかかる測定の技術と方法論はかなり複雑だが、それによる人体への影響の基本的な指標として、等価線量と実効線量（いずれも単位はシーベルト（ sV ））という概念が用いられていること、このうち等価線量は、人体が吸収する放射線の量（吸収線量という。

単位はグレイ（ Gy ）とその放射線の性格（ α 、 β 、 γ 、 X 、中性子など。放射線荷重係数で示される）を加味して算出するもの、実効線量は、その2つの要素に加え、放射線を受ける臓器側の感受性（組織荷重係数で示される）を加味して算出するものであること、要するに、放射能の人体への健康影響が関心事なので、その要素と認識されている放射線の量のほか、性格（物の透過力や破壊力（：原子核の周りの電子を失わせる（電離）など、原子の構造を変えて不安定にする力）など）と臓器側の受け止め（反応）が基本的な指標とされていること、

このうち放射線の性格や臓器側の受け止めを直接的に測るのは実際には難しいので、人の臓器の多くがそれより深くにあることを踏まえ、皮膚の表面から1cmの深さの線量（1cm線量当量と呼ばれる）を、線量計を人に取り付けたり、人を模した球体（ICRU球という）と同様の機能を持つ機器を用いるなどして測定し、推計する方法がよく用いられていること（前者で測定するものを個人線量当量、後者を周辺線量当量という）、ただし、放射線の性質等により、浅い箇所の影響が大きくなる場合もあるので、 $70\mu m$ の深さの線量（ $70\mu m$ 線量当量と呼ばれる）を測定する方法も採られること、

この際に用いられる線量当量との用語は、放射線から人体が受ける影響を指す点で、等価線量や実効線量と似た概念で、単位はシーベルト（ sV ）で示されるが、それほど精度が高くないこと、線量当量率とは、おおむね1時間あたりの線量当量を示し、単位は sV/h で示されること、

放射線障害防止法は、許可等を受けて、放射性同位元素（放射線を発する原子）など、放射線を発するものの取扱いや廃棄をする者に、所定の危険箇所（管理区域）での 1cm 線量当量率の測定を義務づけつつ、実施がかなり困難な場合、別の方法での推計も容認しているが、電離則は、実測を義務づけていること、もっとも、粉じん等の測定とは異なり、等間隔に測定器を置いて作業空間にある有害物の平均的な濃度を測る A 測定のような方法でなければならないとはされていないこと、

管理区域での身体の外部からの放射線（外部放射線）による被ばくの実際の測定には、線量当量率について、電離箱式照射線量当量率計、比例計数管、ガイガー・ミュラー計数管など、放射能がもたらす原子の反応（電離によるイオン化（原子が帯びる電荷（プラス・マイナス）のアンバランス）やそれがもたらす現象）ないしそれを人為的に促進して分かり易くした状態（電子なだれなど）を検出する機器、線量当量については、（一定条件下で）放射線量に応じて発光する性質を利用した、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計など、個々人に取り付けて、ある程度時間をかけて感応を検出する機器（個人線量計測装置と呼ばれる）などが用いられており、作業環境測定基準第 8 条は、以前は使用するべき機器まで定めていたが、一部の機器の廃止等もあり、現在は必要な性能を定める形式を採っていること、同条に紐付く告示では、JIS 規格が援用されていること、JIS 規格が指示しているサーベイメ

ータは、放射線のみならず、放射性物質（放射線を発する物質）そのものを対象とした測定も可能であること、

前述の通り、作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法施行令第 1 条に定められた屋内作業場（指定作業場）では、作業環境測定士等による測定が求められているところ（作業環境測定法第 3 条）、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設も、電離則第 55 条の定めによりその対象とされ、なおかつ放射性物質の濃度（単位はベクレル（Bq））が測定の対象とされていること、放射性物質の濃度は、概ね放射能（放射線を発する能力）とその量の掛け合わせに等しく、その状態（粒子状かガス状かなど）、目的、採集箇所等に応じて適当な捕集方法が変わること、たとえば、作業室全体での空気汚染の検出には、汚染を確実に検出できる位置（排気口や作業場所の風下など）でのゼネラルサンプリングという方法、放射性物質を複数の室で取り扱う場合の各室での空気汚染の検出には、セントラルサンプリングという方法、逆に、作業者が吸入する空気中の放射性物質濃度を測るには、パーソナルサンプリングという方法が採られていること、分析方法には、全ガンマ放射能計測方法（放射線をエネルギーで区別せずに計測方法）、アルファ・ベータ・ガンマ線スペクトル分析方法（同じくエネルギー分布に基づいて計測する方法）等があること、

放射性物質の濃度の上限は、告示（昭和 63 年 10 月 1 日。最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）に定められ、それを超えている場合には、原因を調査し、その範囲内

に収める必要が生じ、それをもって足りるため、放射線強度の測定の後と同じく、作業環境評価基準に基づく評価対象とはされていないこと、

シ 一部は前述した通り、指定作業場以外の作業場であって、作業環境測定士の選任が求められていないところ（暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、坑内作業場、空気調和設備のある建築物の室、酸素欠乏場所）についても、作業環境測定基準第 3 条から第 6 条、第 12 条、関係ガイドライン等で、測定点が定められており、著しい騒音を発する屋内作業場については、A 測定と B 測定が求められていること、他の作業場についても、ハザード（危険源）の近くか、人体のハザードへのばく露状況を確実に捉える条件での測定が求められていること、

ス 作業環境測定法は、作業環境の専門的な担い手として、作業環境測定士と作業環境測定機関を定めており、前者は、第一種と第二種に区分され、現場に適合した作業環境測定にとって重要なデザインや、実際のサンプリングの基本については、いずれにも行わせるが、健康障害リスクが高く、測定や対策に一定の専門性を要することが多い指定作業場での測定等は、第一種に制限していること、また、鉱物性粉じん、放射性物質、特化物、金属類、有機溶剤の 5 種類の分析（解析）業務は、第一種に制限しており、第一種であっても、登録区分に応じた業務しか行えないこと、最近、作業環境測定の一環として導入された個人サンプリング法は、いずれも実施可能だが、講習の修了

と登録が求められていること、作業環境測定士には、指定作業場での作業環境測定業務独占（作業環境測定法第 3 条）、名称独占（同法第 18 条）が認められていること（安衛法所定の 50 以上の資格のうち唯一）、

後者の作業環境測定機関は、自社で作業環境測定士を養成し難い中小企業の測定等を担うために法定された機関であり、指定作業場があるのに作業環境測定士に測定させられない事業者には、同機関への委託が義務づけられている（作業環境測定法第 3 条等）こと、厚生労働大臣か都道府県労働局長の登録を受けねばならず、測定する作業場の種類を担える第一種作業環境測定士の設置、所定の基準に適合した機器や設備の保有、事務所の保有などが登録要件とされていること（作業環境測定法施行規則第 54 条）、名称独占が認められていること（作業環境測定法第 37 条）、現在、各都道府県に数十程度存在していること、

セ 作業環境測定法には、日本作業環境測定協会という作業環境測定士や測定機関への情報提供と質等の管理を兼ねるような団体も定められていること、

ソ 作業環境測定士の資格を得るには、国家試験の合格と登録講習の修了が要件とされているが、環境測定の教授等は免除されること、受験資格には、概ね理系科目の履修と一定年数の労働衛生の実務経験が盛り込まれていること、第一種・第二種共通の試験科目は、労働衛生の一般知識と法令知識、作業環境測定のデザインとサンプリング、分析の概論であり、第一種固有の試験科目は、上述した第一

種に制限された石綿等の鉱物性粉じん等の 5 種に関する選択科目であり、選択し、合格した科目について登録を受ける仕組みとなっていること（作業環境測定法第 7 条、第 16 条など）、医師・歯科医師・薬剤師については、全科目、その他、原子力、公害、臨床検査などさまざまな専門家について、一部の科目が免除されること、労働衛生コンサルタント、労働衛生専門官、監督官で 3 年以上の実務経験を持つ者については、労働衛生一般、労働衛生関係法令が免除されること、登録講習でも、労働衛生管理実務と作業環境管理にかかる基本的なデザイン・サンプリング実務が第一種・第二種の共通講習科目とされ、指定作業場での分析実務（エックス線回析装置、位相差顕微鏡、放射線測定器等の操作法の講習は、法律の別表に定められている）が第一種固有の講習科目とされていること（作業環境測定法別表第 2、令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示）、新たな測定技術が開発された場合等を想定し、都道府県労働局長が必要を認めた場合に追加研修の受講を指示できる旨の定めがあること（作業環境測定法第 44 条第 1 項）、

タ 作業環境測定を行った際は、測定結果、実施者、実施時、実施方法、実施条件等を記録し、3 年間保存すべき旨の定めが多くの特例規則に設けられていること、一部の物質の測定記録の保存期間は、遅発性疾患への対応を想定し、長期に設定されていること（ベンジジン等のがん原性物質について 30 年間、石綿について 40 年間）、

作業環境測定の結果や、その評価に基

づく対策は、衛生委員会の付議事項とされていること（安衛則第 22 条第 6 号）、

チ 本条（法第 65 条）は、現行安衛法制定時点で初めて設けられた規定だが、作業環境の測定に始める管理にかかる政策形成の取り組みは、それ以前から進められていたこと、すなわち、当初は、昭和 23 年のいわゆる 1178 通達（基発代 1178 号）で作業環境管理の促進を図ったこと、この通達は、当時の労基法が定めていた①2 時間以上の法定時間外労働制限、②女子年少者の就業禁止、③雇入れ時の特殊健診の対象となる有害業務の基準を明らかにするもので、①の対象は、暑熱・寒冷、有害放射線、じん埃や粉末の飛散、著しい振動、強烈的な騒音、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散等幅広いハザードにばく露する場所とされたが、②③の対象は、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散する場所の 2 つだけとされたこと、ここに示された基準に確たる科学的根拠はなく、恕限度と呼ばれ、労働衛生の推進のため、当面妥当と考えられる基準値であったこと、実際には、その適合性の測定技術が確立していなかったため、履行確保が困難だったこと、ACGIH による TLV : Threshold Limit Value（当時は、成年男子が週 6 日、8 時間労働／日、現在は週 40 時間、8 時間労働／日で中毒発生危険が少ない濃度）との乖離も多かったこと、①については、昭和 43 年に作業列挙方式に改められたこと、

なお、1178 通達の 3 年後には、当時の労働省が、労働衛生試験研究補助金交付規程を公布し、作業環境改善のための労働衛生工学的技術の開発等に助成を開始

したいこと、

ツ 1178 通達が発出された頃の労働衛生行政の重要課題はじん肺対策であり、労働省は、先ずじん肺巡回健診から始めてその結果を得て、1955 年（昭和 30 年）にけい肺等特別保護法が制定されたこと、しかし、予防の基準となる濃度の裏付けが得られず、健康管理（特殊健診）と補償が中心とされたこと、対象は遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんに限られていたこと、健康管理の対象は作業列挙方式で規定され、濃度に関わりない対策の前提が採られたこと、これは粉じんの種類と発生要因が多様であることも踏まえた措置だったこと、1960 年（昭和 35 年）のじん肺法では、鉱物性粉じんに起因するじん肺等が広く対象とされたこと、粉じん発散の抑制等にかかる適切な措置が努力義務とされたこと、その後、1979 年（昭和 54 年）に粉じん則が制定されて初めて、粉じんにかかる作業環境測定の実施が義務づけられたこと、

テ 労働省は、1956 年（昭和 31 年）に、「特殊健康診断指針について」（昭和 31 年 5 月 18 日）を発出し、23 の有害業務を指定して、特殊健診を促したところ、それらの業務に相当の異常所見者がいることが明らかとなったこと、その 2 年後に、「労働環境における有害なガス、蒸気又は粉じんの測定方法について」（昭和 33 年 4 月 17 日）が発出され、当時問題視されていた 20 種類の気中有害物質を検知管で測定する方法を示したこと、同年 5 月に発出された通達（昭和 33 年 5 月 26 日）では、局所排気装置等の改善手段と共に、それにより達すべき抑制目標限度

という基準（局排の側に設置してその性能を測るもの）が示されたこと、1960 年（昭和 35 年）には、有機則が、法令上初めて作業環境測定と共に局所排気装置の設置等の改善措置を義務づけたこと、

ト 昭和 40 年代には、公害の社会問題化や職業性疾病の業務上外の判断のため、何をなすべきかを明確化するためにも、新たに制定された特化則等の特別規則に労働衛生の 3 管理を規定すると共に、作業環境測定が定められたが、いわゆる実施省令であり、法律上明確な根拠はなかったこと（強いて言えば、当時の労基法第 42 条）、

1972 年（昭和 47 年）の安衛法制定の際に本条（第 65 条）が規定されたことで、作業環境測定に法律上の根拠が設けられたこと、当初は、現行の第 1 項相当の規定のみが設けられ、特定の「作業場」（屋内作業場その他の作業場）について、省令に従い環境測定と結果の記録を行うよう義務づけたこと、これにより、従来は、測定しなくても直ちに違反にはならないが、測定結果が通達が示す基準に反していれば労基法第 42 条違反に該当し得たところ、逆になった、つまり、測定を義務づけるが、結果が基準違反でも処罰されなくなったと解されること、

ナ 特化則は、規制対象物質の（取扱いの）多様性、変異原性試験法の開発等を受け、規制対象として、作業ではなく物質を列挙すると共に、気中濃度による方式を採用したこと、安衛法制定に際して他の特別衛生規則と統合することもできたが、規制内容の特性、関係者の親しみなどから、従来 of 体系が維持されたこ

と、測定の精度を上げる必要性、精度を上げるにはサンプリングや分析の技量を要すること等から、研究会での検討を経て、1972年（昭和47年）に特化物用の作業環境測定指針が公表されたこと、この研究会は、その後も改組も経つつ検討を重ね、作業環境測定ガイドブックを公表したこと、これが、その後の日本作業環境測定協会『作業環境測定ガイドブック』の元となったこと、濃度規制の実効を挙げるため、特化則の施行と同時に告示（昭和46年4月28日労働省告示第57号）を発し、局排周辺の設置によりその性能を評価するための濃度基準を示したところ、一部に気中濃度の規制値との誤解を招いたこと、

ニ 作業環境測定の専門家については、特化則制定に当たり、1970年（昭和45年）に設置された委員会で測定技師（仮称）が提案され、通産省が公害問題への対応のために環境計量士制度を創設する動きを取る等の背景を踏まえ、環境計量士とは異なり、特化物の作業環境測定に特有の手法でのデザイン、サンプリング、分析を一貫して担える人材の育成を目して資格の創設が図られることとなり、1973年（昭和48年）に示された検討委員会報告書で、作業環境測定士制度や作業環境測定機関の導入と測定方法統一化の必要性が示されたことを契機に、作業環境測定法の制定に至ったこと、単独立法とされた背景については、国会審議で、その技術的専門性や体系性、条文の多さ、社会認識を高める効果等が説明されたこと、衛生管理者等との関係については、特別な測定機器の操作技術の必要性等が

説明されたこと、法の施行後、試験の実施事務は、当時としては珍しく、外部機関に委託することとしたが、適当な委託先がなかったため、安全衛生技術試験協会の前身である作業環境測定士試験協会が設立されたこと、

作業環境測定法の制定と同時に安衛法が改正され、測定結果を労働衛生管理に活用させるため、本条（法第65条）に第2項～第5項（測定に関する基準や指針の形成とそれに基づく指導、労働衛生指導医の意見を踏まえた測定の実施その他必要な事項の指示）を設けたこと、また、法第2条第4号で、作業環境測定の定義が示され、サンプリング、解析に加え、デザインを含むと定められたこと、

作業環境測定機関等による測定結果の事業者への報告様式については、昭和57年に通達（昭和57年2月4日基発第85号）が発出されたが、事業者にとっても分かり易いものに改訂されたこと、併せて、測定条件の違いをコントロールするため、過去4年分の測定結果の記載を求めたこと、衛生委員会等の意見、産業医か労働衛生コンサルタントの意見、改善措置の内容等の記載も求めたこと、

ヌ 本条（法第65条）制定の背景となった災害については、1971年（昭和46年）の労働基準法研究会報告書に概括的な記載があり、有機溶剤による中毒を中心とした化学的障害の増加、新規化学物質による障害の増加等が指摘されていたこと、

有害物質ごとに、災害と本条に関連する規制の関係を整理すれば、以下の通りとなること、

有機溶剤：1957年（昭和32年）に、ニスびき工場で生じた作業者の貧血症状に印刷物用インキ内のベンゼンが作用しており、作業環境改善の行政指導を受けたが局排の使用により製品にしわが寄る等の事情で十分な予防対策が講じられていなかったこと、1958年（昭和33年）には、当時流行したヘップサンダルの裏底を接着する作業を密閉空間で行っていた家内労働者が、接着剤のゴム糊に含まれるベンゼンの中毒で死亡する災害が生じていたこと、これらの事態を受けて、同年11月には、ベンゼンの抑制目標濃度を25ppm以下（1178通達では100ppm以下）として、監督指導を行いつつ実態把握を図ったこと、また、1959年（昭和34年）には、労基法施行規則第35条に関する通達で関連する中毒を労災認定する旨を示すと共に、ベンゼンを含有するゴム糊を労基法第48条所定の有害物に指定して製造等を禁止する省令を公布するなどしたこと、もっとも、代替物質として取扱い等が増えたトルエンによる中毒症状が新たに問題となり、有機則の制定に繋がったこと、

1960年代には、ベンゼンに代わってノルマルヘキサンが多く生産ないし取り扱われるようになり、1963年（昭和38年）の名古屋などのラミネート加工職場等での中毒、1964年（昭和39年）の三重県桑名市でのビニールサンダル製造業者での大量中毒などを典型とする被害が発生したこと、

六価クロム：金属防錆処理剤として用いられ、少量で致死量となるほか、皮膚炎、腫瘍、吸入による鼻中隔穿孔等の被

害を生じ、発がん性もある物質であること、昭和40年代後半～50年代前半にかけて、日本化学工業小松川工場から排出された大量の六価クロム銻さい（スラグとも呼ばれる不純物）による土壤汚染が問題となったほか、従業員の鼻中隔穿孔、肺がんなども多数認められたこと、その背景に、「鼻に穴が開いて一人前」という業界常識のようなものがあったこと、環境汚染問題は、住民からの公的な処理費用返還請求の和解、東京都と日本化学工業との協定に基づく恒久処理事業等に帰結していったこと、職業病問題は、訴訟化し、賠償命令が出されたこと（東京地判昭和56年9月28日）、判決の中で、当時の行政上の取扱基準（1178通達の示した気中濃度）を遵守していたのでは不十分で、折々の産業認識や海外の専門機関の示す基準を踏まえて対策すべきと明言されたこと、

四エチル鉛中毒：ガソリンのノッキング（異常燃焼）防止のために添加される化合物であり、1937年（昭和12年）に日本石油精製横浜製油所で作業員が防毒マスクを付けずに小分け作業をしていたところ、幻視・幻聴を生じたのが、最初の中毒例とされていること、戦後、GHQの要望を踏まえて1951年（昭和26年）に四エチル鉛則が制定され、ガソリンへの混入作業を焦点に規制されたが、1958年（昭和33年）に、航空機用石油貯蔵タンク内のスラッジ（汚泥）に含有されていた四エチル鉛により、清掃作業員が中毒を起こして死亡者8名を生む災害を受け、石油タンク内の健康障害防止措置を規定する改正がなされたこと、更に、四

メチル鉛も規制対象に含めた四エチル鉛等危害予防規則に改称されたこと、しかし、1967年（昭和42年）に、大型貨物船ぼすとん丸内で、甲板に積まれていた四エチル鉛入りドラム缶が高いうねりで転げ回ってエアパイプに激突して破損させ、四エチル鉛が、甲板のほか、燃料タンク、船倉等に流れ込み、船倉等を清掃した労働者に多くの中毒者を出す災害が生じたこと、1968年（昭和43年）の改正の際に、改称と合わせ、四エチル鉛入りドラム缶の取扱い業務の規制等が行われたこと、その後、ガソリンは無鉛化されることとなったが、オクタン価（ガソリンの自己着火のしにくさ）を高める別の方法の採用で、芳香族化合物の混入量が増加し、別の問題が生じることとなったこと、1974年（昭和49年）にも、厚木航空基地で航空燃料タンクの清掃作業をしていた者2名が四エチル鉛中毒にかかって一人が死亡する災害が発生したこと、

セ 本条（法第65条）の関係判例の代表は、内外ゴム事件神戸地判平成2年12月27日であり、有機溶剤ばく露による中毒につき、使用者の安全配慮義務違反が問われた事案につき、先ず、安衛法典とその関係規則に定められた公法上の義務は、労使間の安全配慮義務にもなり得るとして、法定された定期的な有機溶剤濃度の測定とそれに基づく作業方法の改善を同義務の内容とした上で、このケースでは、法定の測定は一応行われ、個々の有機溶剤は許容濃度内だったことを踏まえ、個人サンプラーを活用した正確なばく露濃度測定、複数の有機溶剤の相加作

用の評価等も同義務の内容だったとしたこと、

ソ 本条（法第65条）の適用の実際については、厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（令和2年分）が、その違反による送検事例は、建設現場の地下ピット内の酸素濃度を測定せず、酸欠則第3条違反に該当する和歌山の事案1件に限られていたことを示したこと、

タ 法第65条の2は、事業者を名宛人として、前条所定の作業環境測定の結果の評価に基づく物的措置、人的措置、健診を行うべきこと（第1項）、測定結果の評価は作業環境評価基準に従って行うべきこと（第2項）、測定結果の評価の結果を保存すべきこと（第3項）を定めていること、このように、本条は、前条に基づく作業環境測定を踏まえた適切な作業環境管理を担保する趣旨の規定であること、本条が定める措置の必要性（「労働者の健康を保持するため必要があると認められるとき」）に該当するかは、測定結果の評価から定まること（昭和63年9月16日基発第601号の1）、本条違反に罰則はないこと、

チ 前述した通り、法第65条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第21条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されているが、測定結果の評価対象となる作業場は、作業環境評価基準第1条に定められており、安衛法施行令第21条各号のうち、

第1号（土石、岩石、鉱物、金属等の

粉じんを著しく発散する屋内作業場のうち特定のもの)、

第 7 号 (一定の特化物の製造、取扱いを行う屋内作業場等)、

第 8 号 (一定の鉛業務を行う屋内作業場)、

第 10 号 (有機溶剤のうち一定のものの製造又は取扱いを行う屋内作業場)

が定める屋内作業場とされていること、

ツ 測定結果の評価は、作業環境評価基準に基づいて行われねばならず、測定値は、ppm (100 万体積の空気中の当該物質の含有量) か mg/m^3 (1 m^3 中の当該物質の質量) で示されること、温度と圧力が同じなら、どんな物質であっても、同じ体積内に含まれる分子の数は同じ 1 mol (6.0×10^{23} 個) である (ただし、物質によって重さは変わる) というアボガドロの法則と、ガスや蒸気の体積は通常 24.47 l であるという原則から、検出した有害物質の量 (= 数: ある場所に現に存在している有害物質の分子の数。mol で示す) が分かれば、これに 24.47 l をかけると、その有害物質がガスや蒸気の状態での体積となる。これを、その作業場の労働者が吸引する空気量 (空気の分子の数 = 吸引量 / 時間 \times 時間数) で割ると、作業者がばく露する有害物質の体積 (ppm) を算出できること、また、検出した有害物質の量 (分子の数。物質ともいい、Mol で示す) に物質によって異なる分子量 (原子量を加算したもの。g/mol) をかければ、検出した場の有害物質の質量 (g) を算出できるので、逆に、有害物質の質量 (g) をその物質ごとの分子量 (g/mol) で割れば、検出した場の

当該物質の分子の数 (物質質量) を算出できること、

テ 管理濃度とは、行政による作業環境評価のための濃度基準であり、学会や国際的な専門団体が示すばく露限界のように時間の概念はなく、現実的な環境管理の可能性なども考慮して決められること (昭和 63 年 9 月 16 日基発第)、瞬間的にでも高濃度になってはならない物質については、平均値と共に変動の大きさを考慮した基準が設定されていること、

ト 作業環境評価基準では、A 測定のみ実施する場合、作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度 (第 1 評価値) が管理濃度に充たない場合 (単位作業場所の 95% 以上の気中有害物質濃度が管理濃度以下) が第 1 管理区分、第 1 評価値は管理濃度を超えるが、第 2 評価値 (単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値) は管理濃度以下の場合が第 2 管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第 3 管理区分となること、

測定値の評価 (第 1 評価、第 2 評価) には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化 (桁数で示す) した幾何平均・幾何標準偏差を用いること、標準偏差 (ばらつき) を考慮するのは、気中の濃度分布の時間的、場所的な変動をコントロールするため、標準偏差を対数化するのは、管理濃度の高い物質の場合などで濃度の測定値が大きくなると標準偏差が大きく出る傾向をコントロールするためであること、要するに、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価

するためであること、

B 測定を用いる場合、それが 1 箇所での最大値を測るものなので、A 測定による第 1 評価値とを組み合わせた評価となり、第 1 評価値と B 測定値の双方が管理濃度に充たない場合を第 1 管理区分とし、第 2 評価値が管理濃度以下で B 測定値が管理濃度の 1.5 倍以下である場合を第 2 管理区分、第 2 評価値が管理濃度を超えるか B 測定値が管理濃度の 1.5 倍を超える場合を第 3 管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C 測定→A 測定、D 測定→B 測定と読み替えて評価すること、

ナ 評価結果が第 2、第 3 管理区分となった場合、特化則、有機則をはじめ複数の特別衛生規則に、第 2 管理区分の場合、施設・設備、作業の工程・方法の点検とその結果に基づく作業環境改善措置等をなす努力義務、第 3 管理区分の場合、①その義務と、②保護具を使用させること、③健診、④再測定の実施義務が定められているが、②は①を講じるまでの応急措置を解されていること、第 3 管理区分となったこと自体での罰則の適用はないが、労基法第 64 条の 3 第 2 項、改正女性労働基準規則により、母性機能に影響する化学物質を取り扱う作業場が第 3 管理区分となった場合、女性労働者の就業は禁止されていること、

前述の通り、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第 1 管理区分が 2 年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第 10 条第

3 項～第 4 項、第 13 条第 3 項～第 4 項）、粉じんについても、同様の条件で、簡便な相対濃度指示方法による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第 2 条第 3 項、粉じん則第 26 条第 3 項）、ただし、許可を受けた条件に一定の変化が生じた場合、許可の効力が及ばなくなること、

作業環境測定の結果やその評価に基づく対策の樹立に関する事柄は、衛生委員会の付議事項とされ（安衛則第 22 条第 6 号）、有機則、鉛則、特化則では、掲示、書面等による労働者への周知が事業者に義務づけられていること、

ニ 制度史をみると、そもそも、本条（法第 65 条の 2）第 1 項は、六価クロム、塩化ビニル等の新たな化学物質の採用による職業がん等の疾病が生じていたこと、ILO での職業がん条約（第 139 号）、作業環境条約（第 148 号）の採択等を背景に、1977 年（昭和 52 年）の法改正で当時の第 65 条第 6 項に規定されたものであり、作業環境測定結果を適切に評価して環境改善につなげることを狙ったものであること、

本条第 1 項が、適切な管理措置の条件としている「労働者の健康を保持するため必要があると認めるとき」の具体化のために労働省が設置した専門家会議が 1980 年（昭和 55 年）に報告書（「作業場における気中有害物質の規制のあり方に関する検討結果第一次報告書」（以下、「第一次報告」という））を公表したこと、国内外共に、安全衛生分野では、量一影響量一反応（同じ有害物質の濃度には同じ身体の反応が生じる）の考え方が一般

化しており、ACGIH の TLV や、その考え方を採り入れた日本産業衛生学会の許容濃度共に、ほぼ全ての労働者が毎日ばく露しても健康影響を生じない環境条件を指していること、ILO は、1977 年（昭和 52 年）に、これらの概念を包括して、「ばく露限界」という呼び名を示したこと、

法第 65 条が事業者に義務づけている作業環境測定は、ばく露限界とは異なる場の条件の測定なので、第一次報告は、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）で初めて示された「管理濃度」という概念を示したこと、その際、測定方法については、A 測定に B 測定を加えるべきことと共に、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、幾何標準偏差等の統計的な考え方を採り入れたこと、当初は管理濃度の具体的な数値は示されず、ばく露限界値の利用が推奨されたこと、第一次報告が示したこの評価方法は、環境測定機関の好評を得て浸透していったこと、これを充実させて、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（昭和 59 年 2 月 13 日基発第 69 号）が発出され、それを踏まえて昭和 63 年の作業環境評価基準が告示されたこと、こうした経緯を踏まえ、第 7 次労災防止計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、環境測定から環境改善までのシステムチックな管理が推進されたこと、

1988 年（昭和 63 年）の法改正で、法第 65 条の 2 が新設され、従来の第 65 条第 6 項が踏襲されると共に、評価を踏ま

えた適切な措置は省令で具体化される旨定められたこと、合わせて、厚生労働大臣（当時は労働大臣）が客観的な測定結果の評価基準を示すことが定められ、「作業環境評価基準」が告示されたこと、また、第 7 章のタイトルが「健康管理」から「健康の保持増進のための措置」に改められ、作業環境管理が健康管理より先に実施されるべき措置であることと共に、作業環境測定が作業環境管理の一環であることが明確化されたこと、

又 本条新設の主な背景事情として、塩化ビニルによる健康障害が挙げられ、日本での生産は昭和 25 年だが、同 27 年には、山形県酒田市で塩化ビニル工場の労働者が指端骨溶解症を発症する災害が生じたことを受け、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 45 年 11 月 11 日）が通達されたこと、その後、塩化ビニルが肝血管肉腫を生じる可能性が明らかとなり、1974 年（昭和 49 年）に労働省が「塩化ビニル障害予防についての緊急措置について」（昭和 49 年基発第 325 号）を発出し、当時の ACGIH が設定していた TLV よりはるかに低濃度の 50ppm の維持を指示したこと、更に、職業がん専門家会議の調査により、工学的対策により気中濃度の幾何平均を 2ppm まで下げられるが、濃度変動による一時的な高濃度ばく露対策のため、幾何標準偏差の対数を 0.4 以下にする必要があること等が示され、労働省が、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）を発出し、管理濃度の原点となる考え方を示したこと、その後、労災補償面でも、1976 年（昭和 51 年）の第 556

号通達により、労基法施行規則別表第 1 の 2 で救済する方針が示されたこと、

ネ 本条（法第 65 条の 2）の適用の実際については、厚労省の労働環境調査によれば、作業環境測定義務のある事業場での測定実施率は約 8 割で、そのうち第 1 管理区分の評価割合が約 9 割に上っており、第 1 管理区分と評価されたところを含め、局排の性能向上、作業方法の変更等の環境改善の実施割合が 4 割に上っていること、もっとも、本研究プロジェクトによる行政官・行政官 OB 向け調査によれば、第 1 管理区分だが、取扱量が多い、移動が多い等の事情から、長期的な健康障害防止の観点で、日本産業衛生学会のガイドラインを用いて個人ばく露測定を行い、改善措置を講じている例があること、

日本作業環境測定協会の平成 28 年度の報告書（「平成 28 年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」）では、作業環境測定結果が良好でも、特殊健診結果や生物学的モニタリング結果が有所見となる場合があると指摘されていること、

ノ 坑内作業場での作業環境測定は、法第 65 条に基づくものではないが、第 2 条第 4 号が定義する作業環境測定に該当すること、坑内作業場では、技術進歩や作業方法の変化で粉じん発生量が増加するなどしたため、平成 19 年に粉じん則が改正されたこと（平成 19 年 12 月 4 日）、

粉じんが発生する坑内作業場の典型であるトンネル建設工事現場では、掘進に応じて作業場所が移動する、作業ごとの粉じん濃度が大きく変化する、切羽の土

質の違いや土中の水分の変動等により粉じんの発生し易さが変化する、場所・タイミングにより、濃度が相当に高まること等から既存の管理濃度をそのまま適用するのは現実的でない等の特殊性があること、他方で、簡便で精度の高い機器の開発など、粉じん濃度測定技術が向上していること等を受け、測定方法の改善と改善方法の選択肢を増やすため、検討会での検討を経て、①定点測定を通常は切羽から 10-50m 範囲内の両端と中間の 6 点で行う、②個人サンプリング、③掘削を行う複数の車両系機械での測定、のいずれか又は複数、作業工程 1 サイクルの全時間にわたって行う、測定技術には、有害物を抽出して重量を直接量る等の質量濃度測定法又は光を当てて反応をみる等して大まかな測定値を出し、それと質量濃度測定値の対比（変換係数：K 値）を当てはめて、正確な測定値を推計する相対濃度指示方法のいずれかを用いる等、従来より測定の方法を精密化し、評価に際しては、測定値の算術平均を行政が示す目安としての「粉じん濃度目標レベル」（ $2\text{mg}/\text{m}^3$ ）と比較することとされたこと、また、遊離けい酸含有率の測定は、エックス線回析分析方法（照射したエックス線の反射の強度から物質を特定する方法）等に加え、工事前のボーリング調査等から判明した岩石の標準的な遊離けい酸含有率でも決定できることとされたこと、遊離けい酸濃度 = 粉じん測定の評価値（測定結果を統計処理した値。幾何標準偏差、上位 5%にあたる第 1 評価値、平均値にあたる第 2 評価値など）×遊離けい酸含有率で求められ、この濃度は、遊

離けい酸ばく露濃度の基準値（0.025mg/m²）で割ることで、基準値をどの程度上回っているか、下回っているかが評価されるようになってきていること、これらの方針は、粉じん則や関係ガイドラインの改定（2021年（令和3年）4月1日）が予定されていること、

ノ 日本作業環境測定協会の平成28年度の報告書（「平成28年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」）では、作業環境測定結果と特殊健診結果の関連付けがなされていないことが指摘されており（三柴の私見では、このような比較のためにも、原則として両者共に実施する必要があると解される）、法第65条と第65条の2の沿革を踏まえると、例えば特殊健診個票で対象労働者がばく露した物質や単位作業場所の作業環境測定結果を記す、労働者にもフィードバックして、安全衛生委員会への意見具申のきっかけとさせる等の方策の法定も検討に値すること、

ハ 法第65条の3は、作業管理の努力義務を定めており、これは、作業環境管理では対応しきれないリスク（ざんそんリスク）への対応と、現に作業そのものに伴うリスクへの対応を図る趣旨で設けられたものであり、リスクとしては、主に心身への過重な負担が想定されていること、もっとも、リスク防止のみならず、第7章のタイトル通り、より積極的に健康の保持増進を図る趣旨を帯びていること、本条やそれに基づくガイドライン等の違反を安全配慮義務違反とする判例も出されていること、

ヒ 行政解釈（昭和63年9月16日基

発第601号の1）によれば、本条（法第65条の3）にいう作業の管理とは、作業時間や休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等を意味し、個々の措置についてはガイドライン等で具体化されていること、

例えば、VDT作業関係では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）は、日ごとの作業時間制限、1連続作業時間制限、作業休止時間の設定、個々人の特性に応じた業務量設定、適正な姿勢維持のための条件設定等を定めていること、他方、腰痛対策関係では、「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成25年6月18日基発0618第1号）に添付された指針が、特に福祉・医療分野での介護・看護、長時間の運転等を想定して、作業の自動化、不自然な姿勢等の制限、作業の時間や内容の考慮、労働者の健康状態や特性の考慮等を定めていること、

フ 本条（法第65条の3）の制度史をみると、労働者の健康保持増進対策の充実等を図った1988年（昭和63年）改正で追加されたこと、同法改正に先立つ第7次労災防止計画（1988年（昭和63年）～1993年（平成4年））では、有害因子への人体のばく露の低減を図るため推進すべき措置として、作業環境管理と作業管理の双方（機械設備、作業方法の改善等、適正な呼吸用保護具の装着の確保のほか、各種有害作業における作業管理）が挙げられ、指針の作成、周知を行う旨表明されていたこと、加えて、VDT（Visual Display Terminals）作業に伴う

眼、肩などの健康影響、テクノストレスなどのリスクが示されていたこと、VDT作業に伴うリスクへの対応は、1983年（昭和58年）から3カ年にわたる産業医学総合研究所と産業医科大学による研究を踏まえた調査研究に始まり、1984年（昭和59年）の「VDT作業における労働衛生管理のあり方」の公表、1985年（昭和60年）の労働衛生対策研究委員会（中央労働災害防止協会）による文献レビューを中心とする調査結果の公表、これらを踏まえ、3管理の重要性を指摘した通達「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（昭和60年12月20日基発第705号）の発出と続き、2003年（平成14年）には、705号通達に代わって、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（平成14年4月5日基発第0405001号）が公表され、さらに前掲の令和元年の第0712第3号ガイドラインの公表に至ったこと、

他方、腰痛対策については、昭和43年に業務上腰部に過度な負担がかかる業務による腰痛が労災補償の対象となることとその認定基準が通達（昭和43年2月21日基発第73号）で示され、予防対策については、1970年（昭和45年）に「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」（昭和45年7月10日付け基発第71号）、1975年（昭和50年）には「重症心身障害児施設における腰痛の予防について」（昭和50年2月12日基発第71号）が発出され、その後、1994年（平成6年）に、これらを統合して「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成6年9月6日基発第547号）が公表され、これ

に付された腰痛予防対策指針では、3管理と共に労働衛生教育の重要性が示唆されたこと、この指針を改訂版である「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）では、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの実施が推奨されたこと、

へ 本条（法第65条の3）の背景となった災害等の代表例は、キーパンチャー（コンピュータに入力するデータを、パンチカードと呼ばれるカードに穴をあけて入力する作業員。通例、タイプライターのような文字盤を叩いて行う）の頸肩腕症候群であり（他に、タイピストや電話交換手でも同種の問題が生じてきた）、昭和36年頃から発症が認められ、その後、頸肩腕症候群を苦しめたキーパンチャーの自殺が社会問題化したこと、そこで、同年11月には関係業界が自主的に作業基準を作成し、労働省は昭和38年に「キーパンチャーの健康管理について」（昭和38年2月8日基発第112号）を公表したが、発症者が後を絶たなかったことから、昭和39年に通達を改め（昭和39年9月22日基発第1106号）、工作物に穴をあける穿孔機の操作等の管理、作業環境管理、健康管理について、指導を行うこととしたほか、迅速・適正な補償のため、昭和50年には、業務上外の認定基準を示した（昭和50年2月5日基発第59号など）こと、

ホ 関係判例として、電通事件最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁と佐川急便事件大阪地判平成10年4月30日判例時報1685号68頁が挙げられ、前

者は、新入社員が過労自殺した事案につき、使用者には労働者に対して過重な疲労・ストレス防止措置を講じる義務があるとする論拠として、本条が作業内容を限定せずに作業管理の努力義務を事業者に課していること、それが労基法の労働時間規制と共に、長時間労働による過重な疲労・ストレスによる心身の健康障害の防止を図っていることを挙げたこと、後者は、運送業務従事者が業務上の腰への負荷により腰痛を発症し、その後も休業を挟んで同様の業務を続けた結果、長期休業に至った事案につき、行政の通達（昭和45年7月10日基発第503号）を引用しつつ、それが、人力での取扱いは55kg以下とし、それ以上の物は2人以上で取り扱うよう努めること、重量物取扱い時間の適正化を図ること、問診、姿勢異常、代償性変形のチェック等の健康診断と事後措置を講じること等を定めているのに、被告会社は、同通達が基準とする55kg以上の重量物、時には80kgの重量物を取り扱う労働を長時間させ、腰痛予防のための健診も実施していたなかったため、安全配慮義務違反があったとしたこと、

マ 法第65条の4は、潜水業務のような省令で定める危険業務について、省令で定める基準に労働者の作業時間を制限する旨を定めた規定であり、作業時間を制限することが有効に働き、また制限する必要がある危険業務につき、省令で定める基準の範囲内に作業時間を制限（*ここで基準範囲内への制限とは、作業時間の抑制が一般的だが、潜水業務における減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積し

た不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、時間の確保を意味することもある）して労働者の職業性疾病の発症を防止し、健康の保持増進を図る趣旨を有すること、本条違反には、6ヶ月以下の懲役を含む罰則があること（安衛法第119条）、

本条の現段階での適用対象業務は、高圧則所定の潜水業務及び高圧室内業務であり、高圧則は、これらの業務に伴う酸素中毒や減圧症等の防止を図っていること、高圧室内業務の典型は、潜函工法（ケーソン工法）での作業室やシャフト内部での作業であり、これは、あらかじめ地上で箱状の構造物（ケーソン）を製作し、その重量を利用して地下に沈めていき、高圧の圧積空気を送り込み、地下水を排除しながら、内側の地盤を掘削・排土して、構造物を地下に潜らせていく施工法であって、橋梁の基礎、シールド立坑などで、特に軟弱地盤で幅広く用いられていること、

本条（法第65条の4）にいう「作業時間」は、労基法上の労働時間とは別次元の概念であり、①規制対象となる危険作業に直接従事している時間と、②減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、リスクの緩和のために確保されるべき時間の両者を意味すること、潜水業務では潜降開始から浮上開始までの潜水時間、高圧室内業務では、加圧開始から減圧開始までの高圧下の時間が①にあたり、減圧停止時間等が②にあたるこ

と、高気圧作業については、健康影響の原因が高圧下の時間より減圧時間（減圧のためにかける時間）等にあることが判明したこと、高気圧作業の健康障害リスクを低下させる呼吸ガスが開発されたこと等から、2014年（平成26年）の高圧則改正で、前者の規制が廃止され、後者の規制に一本化されたこと、また、以前は減圧を停止すべき圧力と時間を直接定めていたが、同改正で、事業者自身がそれらを予め計画して実施すべきとされたこと、その際、減圧を停止する圧力については事業者の裁量に任せ、減圧停止時間は、告示（平成27年1月9日基発0109第2号第2(10)ア）により、不活性ガスの分圧（そのガスに含まれる各ガスごとの圧力）が人体が許容できる不活性ガスの最大分圧を超えない範囲で、各分圧下で必要となる停止時間を、当該告示が定めた計算式で設定することとされたこと、すなわち、前提条件の多様性などを踏まえ、仕様基準からやや性能基準的な基準へと変質したこと、違反の認定は、事業者自身が作成した計画に定めた減圧停止時間に反した場合や、告示が示す計算式に従わずに減圧停止時間を設けた場合等になされると解されること、2014年（平成26年）の高圧則改正前は、減圧停止圧力・時間の把握は労働者自身が行う方針が採られていたが、同改正により、事業者責任となったこと（高圧則第1条、第12条の2第3項）、高圧則第1条は、2014年改正により、「事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努め

なければならない」と定めるに至ったが、ここでいう「その他必要な措置」には、工期の早い段階でのエレベータの設置や、高い安全率に基づく計算式の採用、減圧の効率が高い呼吸用ガスの採用等が想定されていること、高気圧作業に当たった労働者は、過飽和等の状態にあり、衝撃等で溶解ガスの気泡化が進むとの知見があること等を踏まえ、高圧則では、浮上・減圧終了時から一定時間の重激な業務への従事を禁じていること、

ミ 本条（法第65条の4）は、安衛法制定当時は第69条にあった条文を、1988年（昭和63年）に現在の条文番号に移行したものであること、前述した通り、本条に紐づく高圧則の2014年（平成26年）改正により、高気圧作業にかかる作業時間の規制はなくなり、事業者に作業計画を練らせ、そこに減圧停止時間等を盛り込ませることになったこと、これにより、目下、本条のもとで、危険作業に直接従事している時間の規制は存在しない状態になっていること、

ム 減圧症の急性症状には、皮膚のかゆみ、関節痛から、致死性の呼吸困難、循環障害まで様々なものがあり、慢性症状には、骨壊死等があり、このうち骨壊死については、1965年頃から行われた九州労災病院による有明海沿岸でのタイラギ（平貝）採取をする潜水夫対象の調査等で明らかとなっていったこと、最近の日本潜水協会の調査では、民間の潜水請負業者のうち、減圧症やそれに類似する疾患に罹患した経験のある者が3割強、そのうち医療機関受診者は5割に充たなかったこと、

メ 本条（法第 65 条の 4）の関係判例として、NTT 事件松山地判昭和 60 年 10 月 3 日判時 1180 号 116 頁が挙げられ、海底電線ケーブル埋設工事のため潜水作業に従事していた潜水夫が、酸素ポンベの空気がなくなりかけて急速に浮上したところ、潜水病に罹患し、直接の雇用主ではなく、その雇用主から彼を借り受け、Y1 に派遣し、なおかつ契約上その監督を行う予定だった Y2 と、Y2 から彼の派遣を受けて、実際に使用した Y1 の責任が問われた事案について、先ず Y1 は、潜水夫との実際の使用関係から安全配慮義務の存在を認めた上、高圧則第 29 条が定めるポンベの給気能力の伝達と監視要員の設置のいずれも怠っていたことが安全配慮義務違反とし、次に Y2 は、契約上潜水作業の監督をすることが予定されていたことから安全配慮義務の存在を認めた上、Y1 に潜水の知識がなかったのに、安全管理要員を派遣しなかったことが安全配慮義務違反とする一方、潜水夫本人は、潜水の知識を十分持っていた以上、潜水時間、浮上時間、空気ポンベの給気能力を計算できたはずなどとして、2 割の過失相殺を認めたこと、ただし、2014 年（平成 26 年）の高圧則改正で、高圧下作業による健康障害防止のための体制整備等の第一義的責任を事業者が負うことが明示されたため、以後、このような判決は出にくくなったと解されること、

モ 高圧下作業と同様に作業時間の規制が有効に働く可能性が高い作業に、チェンソー作業、研磨、石切、木の皮むき等の振動作業があり、振動障害のリスクがあること、振動障害の典型例は、白ろ

う病とも呼ばれるレイノー現象のほか、しびれ、骨・関節系障害などであること、元は、1965 年（昭和 40 年）に、NHK で「白ろうの指」と題する番組が放映され、社会問題化したことがきっかけで、日本産業衛生協会の研究会が報告書を公表するなどし、1970 年（昭和 45 年）に、労働省が、「チェンソー使用に伴う振動障害の予防について」（昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号）を発出するに至ったこと、その後、昭和 50 年に、チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進を図る通達（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。以下、「昭和 50 年通達」という）が発出された後、同年に、「チェンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害の予防について」（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 608 号）が発出され、これらの通達の中に含まれた指針では、振動業務の時間的、日数的制限等が示されたが、この時点では、工具の振動値が考慮されていなかったこと、現在の通達では、振動工具の振動加速度レベルに応じたばく露時間規制が設けられていること、すなわち、「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」（使用する振動工具のすべての振動について、人体に影響を与える周波数帯域を抽出し、補正して振動の強さとして表した振動値を、前後、左右、上下の 3 方向測定して合成した値。手腕への振動の強さを表す（富山労働局の WEB サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/var/rev0/0112/2120/20131022105757.pdf> 最終閲覧日：2021 年 4 月 28 日））と 1 日の振動ばく露時間を把握して、所定の計算式で 1 日あたりの振動

ばく露量を求め、それが 5.0m/s² を超えれば、ばく露時間の制限、工具の変更等が求められるようになっていること、

ヤ 法第 66 条は、医師・歯科医師による各種の健診制度について定めており、第 1 項が一般健診、第 2 項が有害業務従事者への特殊健診、第 3 項が歯科医による特殊健診、第 4 項が特に必要がある場合の臨時健診、第 5 項が労働者自身の選択した医師・歯科医師による健診の代替を定めていること、

本条が定める健診は 2 種類あり、特殊健診は、職場に特有の有害要因による健康障害の早期発見と、そのリスクの評価ないし作業環境改善へのフィードバック、個別の就業調整（就業制限、適正配置等）を主な目的とし、一般健診は、個々の労働者の健康状態から職務適正を評価すること、それに基づく脳心臓疾患、生活習慣病の発症や増悪等の防止を主な目的とし、これも個別の就業調整（罰則なしの義務）、保健師等による保健指導（努力義務）との連携を予定していること（安衛法第 66 条の 7）、第 1 項～第 3 項の健診実施義務違反には罰則（法第 120 条第 1 号）が付され、第 4 項による労働局長からの指示違反にも罰則（法第 120 条第 2 号）が付されているが、第 5 項が定める労働者の受診義務違反に罰則は付されていないこと、事業者の健診実施義務は、民事上の安全配慮義務の内容にもなり、労働者の個人的利益の確保も図っているため、労働者の履行請求権を肯定する見解もあるが、そのみで健康管理が叶うわけでもないので、個々の労働者による個別的な解決より、公法的手段による方

が適切と解されること、

ユ 法定一般健診には、①雇入れ時健診（安衛則第 43 条）と②定期健診（同第 44 条）があり、1 年以上雇用され（ることが見込まれ）、週ごとに通常労働者に近い就労する「常時使用する労働者」が対象とされていること、このほか、③特定の有害業務に従事する者（特定業務従事者）を対象とする配置換え際及び以後定期の健診（安衛則第 45 条）、④海外派遣労働者対象の健診（同第 45 条の 2）、⑤給食従事者対象の検便（同第 47 条）があり、③の対象者も常時使用労働者だが、雇用継続期間が 6 ヶ月以上あればよいとされていること、

①雇入れ時健診は、適正な配置や配置後の健康管理等を主な目的としており（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）、安衛則が定める項目について、直近に所定の同類の健診を受けたことを事業者に知らせた場合のその項目を除き、実施されるべきとされていること、医師の判断により、全部又は一部を省略できるとされている（安衛則第 44 条の 2）こと、検査項目には、それぞれ目的があり、例えば、既往歴は、適正配置等、業務歴は、有害業務歴の確認等、自覚症状は、身体特性の確認等、胸部エックス線検査は、結核等の有無の確認、肝機能検査は、肝機能障害や脳心臓疾患の発症リスクの確認等、血中脂質検査は高脂血症の確認等、血糖検査や尿検査は糖尿病は腎機能障害の発症リスクの確認等であり、総じて、本人の身体特性、健康状態等を踏まえた適正配置、健康管理等を目的としていること、自覚症状の検査では文字通り本人

の自覚を聴取し、他覚症状の検査では、本人の業務歴（特に有害業務歴）等も踏まえ、医師の判断で検査項目を設定される旨通達されていること、

採用選考時健診は、雇入れ時健診とは異なる法定外健診であり、禁止されていないが、応募者の適性と能力を判断する上での必要性を吟味すべきとされていること（平成13年4月24日付け職業安定局課長補佐名事務連絡等）、

②定期健診は、まさに労働者の健康状態に応じた適正配置や健康管理等を目的としており、1年に1回、雇入れ時健診とほぼ同じ項目について行われるが、胸部エックス検査の項目には喀痰検査の選択肢が加えられていること、平成10年の告示（労働省告示第88号）により、既往歴・業務歴、自他覚症状、血圧、尿、心電図以外の検査・調査は、一定の基準を充たす場合、医師の判断で省略可能とされていること、その主な基準は年齢であり、身長が20歳以上とされている他、腹囲、胸部エックス線、喀痰、貧血等について、原則として40歳未満とされていること、胸部エックス線検査については、学校、病院等で就労する者や、常時粉じん作業に従事する者は省略不可とされていること、

③特定業務従事者健診は、衛生上有害な特定業務の従事者を対象に、当該業務への配置換えの際及び以後半年以内の定期に、一般定期健診と同じ項目につき実施するもので（特殊健診の場合、標的臓器等を想定して健診項目を絞るが、この健診では、項目を幅広くとる点が特徴の1つである）、一般定期健診同様に項目の

省略が認められること、また、この健診のうち、半年以内の定期に行われるものの場合、貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図といった肝機能障害や脳心臓疾患等に関わる検査は、前回実施されていれば、医師の判断により省略できること（安衛則第44条第2項、第3項）、本健診の対象となる衛生上有害な業務は、高熱、寒冷に触れる業務から、有害放射線業務、一定の塵埃にばく露する業務、振動業務、重量物取扱い業務、坑内業務、深夜業務、水銀等の有害物取扱い業務、鉛、水銀、クロム、ヒ素等の有害物のガスや粉じんによるばく露する業務、病原体による汚染のおそれが著しい業務等であり、深夜業務を除き、職場特有の有害要因に関わる業務であること、

④海外派遣者健診は、海外に6ヶ月以上派遣される労働者や、逆に6ヶ月以上の勤務から国内勤務に就く労働者を対象に実施するものであり、基本的な目的は、派遣者の場合、海外派遣の可否や条件の判断、派遣中の健康管理、帰国者については、国内業務における就業上の配慮や健康管理であり、定期健診項目のほか、以下の項目が、医師の判断で付加されること、すなわち、派遣者と帰国者共通の検査項目は、胸部画像（目的：胸部の実施臓器の状態の確認等）、血液中の尿酸の量（目的：痛風の有無の確認等）、B型肝炎ウイルス抗体（目的：海外で感染する場合に備えた初期状態の確認等）であり、派遣者のみの検査項目は、血液型（目的：輸血の必要への対応等）、帰国者のみの検査項目は、糞便塗抹（目的：感染症の有無の確認等）であること、

④給食従事者の検便は、事業場の食堂や炊事場の衛生のため、具体的には消火器伝染病や食中毒の防止のために設けられた制度であること（安衛則第 47 条参照）、

ヨ 一般健診の基本的性格は一次健診であり、これに基づく再検査（精密検査）は任意だが、業務上の事由が重要な要因となる脳心臓疾患の防止を目的とする二次健診とその結果に基づき医師又は保健師によりなされる特定保健指導（労災保険法に基づくものであり、メタボ対策に関する限り、高齢者医療確保法や国民健康保険法に基づくものと趣旨は似ているが、異なる制度である）は、労災保険から給付されること、事業者は、二次健診の受診、結果の提出共に働きかけるべきとされていること（健診事後措置指針 2(2)。なお、この指針は、一般健診、特殊健診、臨時健診、深夜業務者健診、二次健診など法第 66 条、第 66 条の 2、労災保険法第 3 章第 2 節が定める全ての健診を対象としている）、二次健診結果の提出を受けた事業者には、一般健診におけると同様に、医師等からの意見聴取の義務が課されていること（労災保険法第 27 条、安衛法第 66 条の 4）、

ラ 特殊健診は、一定の有害業務（安衛法施行令第 22 条）に従事する労働者を対象に、雇入れ時（主に就業者の健康状態の初期値を測ると共に配置適性等を測るため）、当該業務への配置の際及びその後定期的に（原則として 6 ヶ月以内）、特定の項目につき、医師による実施が義務づけられており、具体的には、有機則、四アルキル鉛則、鉛則、電離則、高圧則、

特化則で規定されていること、主に、業務経歴、作業条件、有害要因の標的臓器や健康影響であること、

特殊健診の中でも特殊なものとして、緊急の放射線業務従事者対象の健診（配置換え時と 1 回/月）（電離則第 56 条の 2）、特化物の漏洩時等における都度の健診（特化則第 42 条）等があること、

安衛法施行令が定める特殊健診を行うべき業務と、作業環境測定の義務の関係は、以下の通りであること、

号数	業務内容	測定
①	高圧室内作業	＝
②	放射線業務	○ ※1
③	特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う業務	○ ※2
	ベンジジン等、製造等が禁止される有害物等を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務	＝
	石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	○ ※3
④	鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	○ ※4
⑤	四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	＝
⑥	屋内作業場等、一定の場所で所定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	○

※1 放射線業務の場合、測定対象も

特殊健診対象も、一定の管理区域での作業（従事者）が中心となる点は共通だが、測定対象は、屋内作業場であること、特殊健診対象は、そうした業務の常時従事者であること等が異なる。

※2 オーラミン・マゼンタ等については、製造していない事業場では、測定対象とならない。一部の物質を取り扱う業務は、特殊健診の対象ではなく、特定業務従事者健診の対象とされている。

※3 コークス炉に接する作業等を行う作業場は、測定のみが義務づけられる。

なお、現在は有害業務に従事していなくても、過去に従事した者には、潜伏性の疾患等を想定し、早期発見・早期対応等のため、特定の特殊健診を行うこととされていること（法第66条第2項、安衛法施行令第22条第2項）、その対象業務は、①製造禁止や製造許可対象の発がん性物質の製造又は取扱いを行う業務であること（安衛法施行令第22条第2項、石綿則第40条第2項、特化則第39条第2項、第4項）、

リ 法第66条第3項が定める歯科医師による健診も特殊健診の一環であり、塩酸、硝酸、硫酸など、歯やその支持組織にとって有害な物のガス等にばく露し得る業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、当該業務への配置、配置後6月以内の定期的実施を義務づけていること、

ル 法第66条第4項は、都道府県労働局長が必要を認める場合、労働衛生指導医の意見に基づき、臨時健診等を事業者に命じ得る旨を定めていること、指示すべき場合は、健診結果や労働者の愁訴等から特定の疾病が窺われる場合、有害物

が大量に漏洩した場合、原因不明の健康障害が発生した場合等であり（昭和47・9・18基発第601号の1）、指示内容には、検査法、検査結果の報告に関することのほか、作業環境条件の測定や改善方法の検討等も含まれること（同上）、東日本大震災に伴う福島第一原発事故に際して、本条に基づく指示が複数回出されたこと、

レ 法第66条第5項柱書は、労働者の健診受診義務を定めており、これは、事業者の実施義務の履行確保を図ったものであること、しかし、健診も医行為である以上、医師－患者間の信頼関係が重要な意味を持つことを理由として、同条項に但書が設けられ、医師選択の自由が保障されたと解されること、

ロ 法定健診の費用は、その実施が事業者の法的義務なので、事業者が負担すべきとされているが（昭和47・9・18基発第602号）、一般健診は、一般的な健康確保を目的としていることから、それにかかる時間を労働時間として、当然に賃金を支払う義務はないとされていること（同前）、しかし、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診、給食従事者の検便に要する時間は、労働時間であり、賃金時間（賃金を支払う義務のある時間）と解されること、

ワ 派遣労働者への一般健診の実施義務は派遣元が負い、特殊健診の実施義務は派遣先が負うこと（労働者派遣法第45条第1項、第3項）、ただし、派遣先で有害業務に従事した労働者の配転後の特殊健診の実施義務は、派遣元が負うこと、一般健診結果を派遣元が派遣先に提供する際には、労働者本人の同意が必要とさ

れていること（健診事後措置指針 3(6))、

派遣元による一般健診の実施に際して、派遣先は、労働者の就業時間、業務内容、職場環境等の就業条件を通知する、派遣元が就業上の措置を講じる際に求めに応じて協力する等の協力をなすべき旨が定められていること（派遣法第 42 条第 3 項、施行規則第 38 条、健診事後措置指針 3(1)(2)(3))、派遣先が特殊健診結果に基づき就業上の措置を講じる際には、派遣元と連絡調整を行い、措置内容を派遣元に知らせるべきとされていること（健診事後措置指針 3(3))、特殊健診結果（派遣元の場合、派遣先から送付された結果の写し）は、派遣先と派遣元の双方が保存せねばならないとされていること（派遣法第 45 条第 10 項、第 11 項）、派遣元は、特殊健診結果を本人に通知すべきとされていること（健診事後措置指針 3(5))、

⚭ 健診制度の制度史をみると、戦時下の労働力強化の要請と、結核の蔓延、労働者の健康状態の悪化等が強いドライブとなったこと、すなわち、支那事変の拡大と共に軍需産業での長時間残業等による労働者の健康状態の悪化や災害の増加が進んだこと等を受け、内務省社会局から日本産業衛生協会の総会に肺結核の予防について諮問され、1933 年（昭和 8 年）11 月に、採用時の体格検査や健康診断で、肺結核の素因者を職場から排除することのほか、定期的なツベルクリン反応、喀痰検査の励行等を内容とする答申がなされ、現にそれ以前から定期健診、過労防止等の行政指導がなされていたが、状況が改善せず、特に結核患者は増加の

一途を辿ったこと、そこで、内務省社会局は、1937 年（昭和 12 年）に、地方庁に対して「軍需品工場に対する指導方針」（発労第 96 号）を発出し、健診による疾病の早期発見と予防、有害業務従事者への一層嚴重な措置の必要性を示したこと、また、翌 1938 年（昭和 13 年）には、工場法に紐付く「工場危害予防及衛生規則」を改正し、常時使用職工 500 人以上の工場の工場主に工場医の選任を義務づけつつ、衛生上の危害が少ない工場については、地方長官の許可により免除され得ることとし（工場危害予防及衛生規則第 34 条の 3 第 2 項、第 5 項）、なおかつ、工場主を名宛人として、工場医に最低年 1 度の健診をなさしめ、その記録を 3 年間保存させることとしたこと（同第 7 項、第 8 項）、

その後、1940 年（昭和 15 年）には工場危害予防及衛生規則が改正され、健診の対象工場が常時使用職工数 100 人に拡大されたほか、ガス、蒸気等を発散するような有害業務従事者につき、毎年 2 回実施すべきこととされ、これが現行の特定業務従事者健診の走りとなったこと、

1942 年（昭和 17 年）には、やはり工場法に紐付く工場法施行規則の第 8 条関係が改正され、労働力の維持培養、工場衛生の改善強化等を目的に、工場法が適用される全労働者を対象に、雇入れ時健診（施行規則第 8 条）、衛生上有害な業務従事者への年 2 回の健診（同第 8 条の 2）、健診結果の記録と保存（3 年間）（同第 8 条の 4）、要注意職工に対する医師の意見を踏まえた療養指示、就業上の配慮（就業場所・作業の転換、就業時間の短縮、

休憩時間の増加等）（同第 8 条の 5）を含め、現在と同様の法定一般健診制度が形成されたこと、現行の特定業務従事者健診については、昭和 17 年 2 月 24 日付け厚生次官発各地方長官宛「工場法施行規則中改正省令施行に関する件」で、衛生上有害な業務を特定したほか、その別添で、A（健常者）から H（要療養結核罹患患者）にわたる 8 つの健診結果の判定区分と講ずべき措置を定めたこと、検査項目は、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色神等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査を全員に実施し、陽性反応者にはエックス線間接撮影等を実施し、結核性病変の疑いがある者にはエックス線直接撮影、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査を実施するものとしたこと（同第 8 条の 3）。以上の通り、この頃は、職域における一般健康診断を結核健診網の一翼とする方向性が図られていたこと、

なお、この工場法施行規則改正に伴い、工場危害予防及衛生規則の健診及び工場医に関する規定のうち一部が施行規則に移動し、整理されたこと（昭和 17 年 2 月 10 日厚生省令第 8 号）、

1947 年（昭和 22 年）の労基法制定の際、従前は規則（工場法施行規則）で定められていた法定健診結果に基づく事後措置（就業上の配慮）が、法律レベルに格上げされた（旧労基法第 52 条第 1 項、第 3 項）こと、同法制定当初は、①常時使用労働者数 50 人以上の事業（工場のみならず、一般の会社、官公署、農林畜産業、学校等を含む）で常時使用労働者を

雇用する場合と、②有害業務（現行の特定業務従事者健診の対象と同じ）で常時使用労働者を雇用する場合に、①では年 1 回、②では年 2 回の定期健診を義務づけていたこと、①では衛生管理者の選任が義務づけられ、その中に「医師である衛生管理者」が含まれ、健診を担当することとされていたこと、また、③製造業、鉱業、土木建築業、道路・船舶運送業、港湾運送業、飲食宿泊業など、一次産業から三次産業にわたる殆どの業種（旧労基法第 8 条が定め、現行労基法では別表第一が定めるもの。農林・水産等の一次産業のほか、金融・保険業など一部の業種のみが除かれる）に常時従事する労働者には、その規模（常時使用労働者数）を問わず、年 1 回の定期健診を義務づけていたこと（その結果、③の適用がされず、①に該当しない常時使用労働者数 50 人未満の事業では、健診義務が免除されることとなっていた）、雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、やはり、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色神等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査、X 線検査、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査、その他労働大臣の指定する検査だったが、臨床医学的検査以外は医師の判断等で省略可能とされていた（旧安衛則第 50 条）こと、旧労基法第 52 条第 2 項に、医師選択の自由を保障する規定が設けられたこと、その制定過程では、労働者が選択した医師の所見の信用性に疑義が挟まれるなどしたが、本人が望まない医師による健診は困難であること、使用者が選択する医

師の所見なら信用できるとも言えないこと、労基法上の健診の趣旨は、健康管理、作業環境改善等であり、休業手当の支給決定等の経済的利益に直接関わらないこと等が政府から回答された経緯があること、旧労基法第 101 条第 2 項（現行安衛法第 91 条第 2 項）に医師である労働基準監督官制度が設けられ、就業禁止措置が必要な疾病罹患の疑いのある労働者の検診の権限が付与されたこと、

特殊健診制度の歴史を辿ると、1951 年（昭和 26 年）に、GHQ の要請を受けて四エチル鉛危害防止規則（昭和 26 年労働省令第 12 号）が制定され、その取扱者に対し、体重、一定条件下での血圧、ヘモグロビン、塩基性斑点を持つ赤血球を項目として、雇入れ時と年 4 回の健診が義務づけられたのが嚆矢と解されること、その後、1954 年（昭和 29 年）の労基法改正で、特定業務従事者対象歯科医師健診規定が設けられたこと、1956 年（昭和 31 年）には、「特殊健診指導指針」（昭和 31 年基発第 308 号）が、一定の有害業務等につき特別な項目を検査する特殊健診の仕組みを示し、1963 年（昭和 38 年）には、「健康診断結果に基づく健康管理指針」（昭和 38 年基発第 939 号）がその事後措置（健康管理区分表等）の仕組みを示したこと、それと相前後する 1959 年（昭和 34 年）から 1971 年（昭和 46 年）にかけて、電離則、有機則、高圧則の前身となる高気圧障害防止規則、鉛則、特化則が制定され、特殊健診が規定されたこと、

じん肺法関係では、1955 年（昭和 30 年）に、労働省のじん肺巡回健診結果を

踏まえ、けい肺等特別保護法が制定され、一定の粉じん作業常時従事労働者を対象に、雇入れ時健診、定期健診、離職者継続健診等の実施が義務づけられたこと、1960 年（昭和 35 年）には、けい肺以外の鉱物性粉じんの吸入によるじん肺も対象とするじん肺法が公布されたこと、

1972 年（昭和 47 年）に安衛法が制定されて設けられた本条（法第 66 条）と同年 9 月に公布された現行安衛則の関連規定により、全業種、全規模の事業を対象とする法定健診制度の基本が定まったこと、その後、1977 年（昭和 52 年）改正（法律第 76 号）で、健診結果の記録義務が定められ（当時の法第 66 条第 6 項）、作業環境評価に関する規定（当時の法第 65 条第 6 項。後の法第 66 条の 2）の導入とあわせ、健診結果に基づく事後措置に、作業環境の測定や改善措置が盛り込まれたこと、1996 年（平成 8 年）改正（法律第 89 号）では、医師からの意見聴取（安衛法第 66 条の 4）、事後措置指針（同第 66 条の 5）、労働者に対する一般健康診断結果の通知（同第 66 条の 6）、保健指導（同第 66 条の 7）に関する定めが設けられ、1999 年（平成 11 年）改正（平成 11 年法律第 45 号）では、深夜業従事者の自発的健康診断提出に係る規定が設けられたこと、

㉞ 健診項目の変遷をみると、現行安衛法制定時点での雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、従来からの、身長・体重等の体格検査、視力・聴力（及び雇入れ時に限り色神等の）機能検査、X 線検査（及び喀痰検査）に加えて、既往歴と業務歴、自覚症状、血圧、尿の検査が

追加されたこと、このうち自覚症状調べの追加に伴い、従来の感覚器、循環器、等の臨床医学的検査が削除されたこと、これは、労働者の愁訴や問診をベースにして、医師が検査項目を判断する趣旨であること、業務歴の追加は、労働者の健康状態との関連を測る趣旨であり、定期健診を結核健診から労働者健診へと変質させるものだったと解されること、雇入れ時か定期的健診で結核発病のおそれが認められた労働者には、その後結核健診を行うべき旨が定められたこと、

1989年（平成元年）には、成人病対策として、安衛則改正により、貧血、肝機能、血中脂質、心電図の検査が追加されたこと、また、海外派遣労働者の増加を受けて、同年の法改正で、海外派遣労働者健診が新設されたこと、

1998年（平成10年）には、成人病対策の強化、過労死対策のため、HDLコレステロール、血糖、尿中糖の検査が追加されると共に、肥満尺度としてのBMI（体重(kg)/(身長(m))²で算出される）を健診個人票に記載することとされたこと、この改正の際に発出された通達（平成10年6月24日基発第396号）では、ストレスや生活習慣が脳心臓疾患の重要なリスクファクターであることを踏まえ、プライバシーに配慮しつつ、「喫煙、飲酒を含む生活習慣に関する事項についても問診を行うことが望ましい」と記されたこと、

2001年（平成13年）の安衛則改正では、それによる就労上の障害が少ないことや、却って偏見を招きかねないこと等から（平成13年7月16日基発第634号）、色覚検査が健診項目から外されたこと、

2007年（平成19年）の安衛則改正では、健診項目に腹囲が追加され、血中脂質検査の対象が総コレステロールからLDLコレステロールに変更されたこと、前者は、BMIより腹囲の方が肥満のリスク指標として優位との見解が関係学会から示されたこと、後者は、日本動脈硬化学会が公表したガイドラインで、それが動脈硬化の強い危険因子になる旨指摘されていたこと等によること、また、血糖検査のみでは不正確だとして、尿酸検査の省略ができなくなったこと（平成20年1月21日基発第0121001号）、

2004年（平成16年）に、一律的・集団的な結核健診の意義が希薄化したとしてなされた結核予防法（2006年（平成18年）に廃止され、感染症法に統合された）改正を踏まえ、2009年（平成21年）になされた法改正で、結核健康診断（雇入れ時、定期健診等において、結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね6月後に行われるエックス線直接撮影による検査及び喀痰検査等の健康診断）が廃止され、結核菌にばく露する機会が多い職種や発症すると二次感染リスクが高い職種に限定して年1回の定期健診の実施を義務づけることとなったこと、

ン 健診制度の背景をみると、定期健診の実施勧奨がなされるようになった昭和初期は結核罹患率がたかく、1930年（昭和5年）の罹患率を、男子約8%、女子約17%とするデータもあること、死因をみても、1940年（昭和16年）前半までは結核による年間死亡者数が増加傾向にあり、17万人程度に達したが、おそ

らくはペニシリンの処方等が奏功し、1950年（昭和35年）頃から著しく減少したこと、他方、この頃から脳血管疾患、がん（悪性新生物）、心疾患等のいわゆる成人病（生活習慣病）の死因順位が上昇し、1955年（昭和40年）頃にはがんが死亡率1位となって、その後も増加傾向にあること、

ア2 厚労省の集計結果では、定期健診の有所見率は1991年（平成3年）から増加傾向にあり、2018年（平成30年）には55.5%であったこと、特に血中脂質の増加傾向が顕著であるほか、血圧や血糖値も増加傾向にあること、

正社員と契約社員の一般健診受診率は高い（95%超）が、パートタイマーや派遣労働者の受診率が6-7割であること、

特殊健診については、事業者側の実施率は、鉛業務、石綿取扱い業務、放射線業務がある事業所では8割を超えるが、有機溶剤業務、特化物の製造・取扱い業務がある事業所では5-6割にとどまっていること、粉じん作業にかかるじん肺定期健診（粉じん作業の常時従事者と従前の従事者のうち一定の者を対象とし、年に1度のものと3年に1度のものがある）の実施率も9割を超えるが、雇入れ時、定期外（常時従事者で安衛法上の健診でじん肺所見等がある者、合併症による長期休業者で回復した者を対象とする）、離職時の健診となると、8割を切っていること、労働者側の受診率は、鉛、有機溶剤、放射線の業務では8割を超えていること、他方、現在又は過去に有害業務に従事した者を対象に潜伏性疾患等の発見を図る特定の特殊健診（法第66条第2項、

安衛法施行令第22条第2項）については、特化物では85%超だが、石綿では5割を切っており、粉じんについても、雇入れ時、定期外、離職時の健診の受診率は5割を切っていること、

イ2 定期健診不実施の理由に関する事業所の回答は、時間がないが4割強、費用がないが3割強、適当な健診機関等がないが約15%、健診の必要を感じないが約1割、事務的負担が1割弱、その他が約半数だったこと、

ウ2 本プロジェクトによる監督実例の調査からは、定期健診不実施を理由とする安衛則第44条違反の監督指導例がみられ、うち1件は、事業場が主体的に健診を実施していないケースであったこと、また、健診結果の本人への通知（法第66条の6、安衛則第51条）や監督署への結果報告（法第100条、安衛則第52条）違反の存否もみたうえで適用を判断する傾向を窺わせる回答があったこと、特殊健診については、ドラフトチャンバー内で発煙硝酸を使用する検査業務を行う労働者に一般健診しか実施しなかった例等が示されたこと、

エ2 関連する刑事事件には、採用時健診や定期健診を行わず、時間外割増賃金も支払わなかった法人と代表取締役に罰金が科されたが、時期を固定せず、健診自体は実施していたことや、健診実施機関の変更先を探索した経緯から、量刑が減らされたケースや、会社の派遣担当者が、時間的余裕がないとして派遣労働者2名の雇入れ時健診を省略し、医師名義の健診個人票を偽造して派遣先に提出したこと、従前にも数十名の労働者の雇

入れ時健診を省略したり、結果を書き換えたりしたこと等を踏まえ、執行猶予付の懲役刑が命じられたケースがあること、このうち後者では、被告人側が、法第 66 条第 5 項（医師選択の自由の保障規定）を根拠に、労働者側が積極的に健診を受診すべき旨主張したが、この規定により、事業者側の実施義務違反が免責されるわけではないことが明言されたこと、

オ 2 関連する民事事件には、①真備学園事件岡山地判平成 6 年 12 月 20 日や、②東京海上火災保険・海上ビル診療所事件東京高判平成 10 年 2 月 26 日などがあること、

①は、学校法人である被告が、雇用する教員の健診については、民間医療機関に胸部エックス線間接撮影と尿中糖と蛋白の検査を委託し、血圧は保健室に血圧計を用意して各教員の任意に委ね、健診個人票の作成も校医による健康管理も行わずにいたところ、被告で就業しており、悪性の高血圧症を基礎疾患にもつ高校教師が脳内出血で死亡したことを受け、その遺族が被告の健康管理に関する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をなした事案を前提としており、判決は、安衛法上の事業者の健康確保の責務、健診実施及び事後措置実施義務、産業医選任義務、学校保健法上の健診実施及び事後措置義務、学校医の選任義務等を定めた規定の趣旨に照らし、被告には、これらの規定内容を履行する公的責務と共に、雇用契約上の安全配慮義務として、健診実施及び事後措置等によりその健康状態を把握して適切な措置を講じる健康管理の義務があったとすうえ、定期健診項目に

血圧検査があれば、悪性高血圧症は判明していただろうし、尿検査を促して結果報告を義務づけ、健診個人票を作成していれば、その背後にある腎疾患等も把握でき、それに応じた勤務軽減等の抜本的対策を講じられたはずなのに、それらを怠ったことは、前記諸法規所定の公的な責務の懈怠であると共に、雇用契約上の安全配慮義務違反であるとしたこと、合わせて、当該教師が専門医を受診していたとしても、被告が主体的に健康を把握して対応すべきだったとしたこと、ここから、安全配慮義務の履行のためにも、法定の健診項目は全て履行する必要があることが窺われること、もっとも、判決は、死亡した教師自身も、被告が民間医療機関に委託していた尿検査を受けず、主治医から入院や勤務軽減を勧告されていたことを被告に申告していなかった点に落ち度があるとして、本条（法第 66 条）第 5 項が労働者に健診受診義務を課していることに言及しつつ、4 分の 3 の過失相殺を認めたこと、従って、本条第 5 項違反は、主に過失相殺で考慮され得ると解されること、

②は、肺がんで死亡した労働者の遺族が、同人の死亡は、法定定期健診でのレントゲン写真の異常陰影の見過ごし等の安全配慮義務違反または不法行為により、肺がんへの処置が遅れたことにより生じたとして損害賠償請求した事案を前提としており、判決は、一般企業での定期健診の実施は安全配慮義務の履行の一環といえようが、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健診を実施するか、それが可能な医療機関に委嘱すれば足り、

診断がその水準を明白に下回り、かつ、企業側がそれを知り得た事情がなければ、安全配慮義務違反は認められない、仮に医師らの過失について健診を実施する事業者を負わせれば、同人らに医師らの医療行為を指揮監督すべき義務を負わせることになり、妥当でないとの趣旨を述べたこと、

カ 2 関連規定として、高齢者医療確保法があり、保険者が、40歳以上の健康保険被保険者を対象に、メタボ対策として、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及び、胸囲や BMI、血圧、中性脂肪や HDL コレステロール等を基準に、メタボリックシンドロームとされた者を対象に、特定保健指導を実施することを定めていること、ただし、特定健康診査は、本条（安衛法第 66 条）が定める一般健診のような特定健診に相当する健診の受診をもって代替できるとされていること（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 21 条第 1 項）、被保険者を使用している事業者は、保険者からの健診記録の写しの提供の求めに応じてこれを提供する義務を負うこと（同第 27 条第 2 項、第 3 項）、他方、特定保健指導は、安衛法第 66 条の 7 第 1 項に基づく保健指導とは別に、保険者が定める実施計画に基づき実施されることとなっていること、

キ 2 法第 66 条の 2 は、深夜業（原則として午後 10 時～午前 5 時の業務）に従事する労働者の自発的な健診制度について定めており、これは、生体リズムに反する労働による健康障害を防止する観点から平成 11 年の安衛法改正（法律第 45

号）で設けられた経緯があること（平成 11 年 5 月 21 日発基第 54 号）、具体的には、健診前 6 ヶ月平均で深夜業に 4 回以上／月以上従事した常時使用労働者が、健康不安を感じ、直近の特定業務従事者対象健診を待てない場合、自発的に健診を受診し、受診した項目ごとに結果を記載し、受診から 3 ヶ月以内に事業者に提出「できる」旨の制度であること、規定の趣旨から当然に罰則は付されていないが、受診しなかったり、受診しながら結果を提出せず、使用者が適切な措置を講じ得なかった場合等には、過失相殺の適用を受ける等の可能性があることと解されること、

ク 2 本条（法第 66 条の 2）は、法定健診における有所見率の上昇、産業の国際化、消費者ニーズの多様化、生産技術上の必要性など種々の背景による深夜業の一般化等に加え、1998 年（平成 10 年）の労基法改正（法的拘束力のない大臣告示による時間外労働の限度基準の設定等）の際の附帯決議等を踏まえ、平成 11 年法改正で設けられたものであること、この際、法定健診自体の事後措置に「深夜業の回数の減少」が設けられたほか、本条に基づく自主的健診についても、その結果を踏まえた意思への意見聴取や保健指導がなされるべきことが規定されたこと（法第 66 条の 4、66 条の 7）、

ケ 2 本条（法第 66 条の 2）新設の背景には、パン工場でオール夜勤で精神的緊張を伴う製品仕分け作業等に従事していた高血圧症の基礎疾患を持つ 40 代労働者が急性心臓死した事案につき、オール夜勤による疲労の蓄積と健康リスクを述

べて業務起因性を認めた浦和労基署長事件東京高判昭和 54 年 7 月 9 日労働判例 323 号 26 頁や、24 時間隔日交替制で、ロッカールームの管理業務に従事していた高血圧症の基礎疾患を持つ労働者が脳出血で死亡した事案につき、やはり深夜勤やそれを含む交替制勤務が人間の生理的リズムに反し、過労状態の進行で健康障害リスクを伴うことを指摘し、また、高血圧症等の基礎疾患を持つ者の深夜勤を不適とする産業衛生学会の交替勤務委員会の意見書も引き合いにして、業務起因性を認めた大日本印刷・新宿労基署長事件東京高判平成 3 年 5 月 27 日労働判例 595 号 67 頁など、行政による労災不支給決定の取消判決があると解されること、

コ 2 これまでの厚生労働省の労働安全衛生調査から、事業所の規模が大きいほど深夜業務を行う労働者がいる割合が増加し、500 人以上では 8 割以上に上っていること、深夜業務従事期間が 3～6 年で、体調変化を認める労働者の割合が多かったこと、深夜業従事者のうち医師の診断を得たとする 2 割弱において、胃腸病、高血圧性疾患、睡眠障害などが多かったこと、

サ 2 法第 66 条の 3 は、事業者に法定健診（一般健診・特殊健診のほか、労働者が選択した医師による健診、深夜業従事者の自発的健診）結果の保存義務を課しており、保存形式として健康診断個人票（様式第 5 号）が予定されていること、安衛則や多くの特別衛生規則で、保存期間は原則として 5 年間でされているが、がん等の遅発性疾病への対応のため、特化則の特別管理物質（特定化学物質の一

部。第 1 類物質及び第 2 類物質のうち特定の物質で、人体に対する発癌性が疫学調査の結果明らかになった物質等（特化則第 38 条の 3）。森報告②のヌも参照されたい）にかかる業務従事者対象の特殊健診結果は 30 年間（特化則第 40 条）、石綿業務従事者対象特殊健診結果は 40 年間（石綿則第 41 条）とされるなど、一律ではないこと、本条違反には、罰則が付されており、民事上も、それ独自で、又はそれに基づく医師への意見聴取や就業上の措置の懈怠と相まって、健康管理にかかる過失を推定させる可能性があること、

シ 2 健診結果の保存に関する規制は、昭和初期の改正工場危害予防及衛生規則（昭和 13 年）及び改正工場法施行規則（昭和 17 年）に認められるが、この時期の保存期間は 3 年間で、これは旧労基法に基づく旧安衛則時代も変わらず、現行安衛法制定時に、健康管理上の必要性を踏まえて 5 年間に延長され、1977 年（昭和 52 年）の安衛法改正時に結果の保存義務が法律本法に定められ、この際、合わせて作業環境評価とその事後措置が定められたこと、その背景には、ILO の 1974 年（昭和 49 年）職業がん条約（第 139 号）が、がんのハザードとばく露の評価、健診、生物学的モニタリング等の調査を定めたことがあったことが窺われること、本条（法第 66 条の 3）は、1999 年（平成 11 年）の法改正で現在の条文番号となったこと、

ス 2 法第 66 条の 4 は、事業者に対して、前条と同じ種々の法定健診の結果に基づく就業上の措置の医学的見地を踏まえた適正化のため、医師・歯科医師から

の意見聴取を義務づけた規定であること、本条は、この措置を、産業医の選任義務の有無にかかわらず、全規模の事業場に義務づけていること、産業医の選任義務がある事業場では産業医からの意見聴取が適当とされ（健診事後措置指針）、選任義務のない事業場では、「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師」からの意見聴取が適当とされており（法第 13 条の 2）、その具体的要件は、通達（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）に定められていること、その中には、産業医学振興財団が都道府県医師会に委託して実施している産業医基本研修の修了者が含まれていること、また、適任な医師が配置されている地域産業保健センターの活用が勧められていること（健診事後措置指針）、事業者は、医師・歯科医師から意見具申に必要な労働者の業務関連情報を求められたときは、速やかに提供すべきとされていること（安衛則第 51 条の 2 第 3 項）、健診後の再検査や精密検査について本義務は課されていないが、疾病の早期発見と健康管理等に資するため、労使協議により定めるのが望ましいとされていること（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）、

本条に罰則は付されていないが、その趣旨から、本条違反が民事上の安全配慮義務違反と解される可能性があること、

セ 2 法定健診の事後措置の適正化のための医師の意見聴取制度の嚆矢は、改正工場法施行規則（昭和 17 年）にみられるが、旧労基法は、事後措置に関する定めを起きつつ意見聴取は定められておらず、現行安衛法の制定に伴う安衛則改正

に際しても、施行通達（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）で、健診結果について医師と協議の上で本人に伝えて対処させるよう勧められるに留まっていたこと、工場法時代は、工場医の選任義務のある工業主に健診実施義務が課されていたので、工場医の意見聴取が当然に予定されていたが、旧労基法で「医師である衛生管理者」の選任義務がない使用者にも健診実施義務が課されたため、意見聴取を求められなくなったと察せられること、その後、高齢化、定期健診での有所見率の上昇、過労やストレス問題の拡大等を背景としてなされた 1996 年（平成 8 年）の法改正（法律第 89 号）で、「労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識」を持つことが産業医の選任義務のない事業場における健診担当医の要件とされたことで、意見聴取措置の義務化の前提が整ったと解されること、合わせて、一般健診結果の本人への通知（法第 66 条の 6）、必要な者（一般健診、その代替健診、深夜業従事者健診の結果必要と認められた者）への保健指導の努力義務（法第 66 条の 7）も定められたこと、その前年の 1995 年（平成 7 年）に公表された「これからの産業保健のあり方に関する検討委員会報告書」は、過労死予防のため、労働者の健康確保対策、長時間労働の抑制等の総合的対策の必要性を唱えていたこと、

ソ 2 1996 年（平成 8 年）改正の主なドライブは過労死・過労自殺問題であり、具体的には、補償面での政策の動きとしての脳心臓疾患の労災認定基準の緩和、勤務問題を理由とする自殺者の増加、過

労死・過労自殺等に業務起因性や使用者の過失責任を認める裁判例の登場などがあったこと、このうち脳心臓疾患にかかる労災認定基準は、発病直前の突発的な出来事等による医学的な疾病の発症を求めていた 1961 年（昭和 36 年）の通達（昭和 36 年 2 月 13 日基発第 116 号）からスタートして、1987 年（昭和 62 年）通達（昭和 62 年 10 月 26 日基発第 620 号）、1995 年（平成 7 年）通達（平成 7 年 2 月 1 日基発第 38 号）、1996 年（平成 8 年）通達（平成 8 年 1 月 22 日基発第 30 号）に至る過程で、捕捉する期間は発症 1 週間前以前まで伸び、当該労働者の属性として労働者の経験や年齢が考慮されるようになり、対象疾病にも不整脈による突然死等が含まれるところまで緩和されたこと、過労自殺を使用者の過失責任とした典型例として、電通事件 1 審判決が、安衛法改正をめぐる国会審議で採り上げられ、その際、個人の問題ではなく、産業医等の助言を得つつ、事業場全体ないし部署単位の問題として組織的に取り組む必要性が指摘されていたこと、

タ 2 本条（法第 66 条の 4）の適用の実際についてみると、平成 24 年労働者健康状況調査で、定期健診を実施した事業所のうち、異常所見労働者がいたところが 75%超で、それを 100%として、そのうち医師等に意見聴取を行ったところが 25%超、地域産業保健センターを活用したところが 4%弱だったこと、他方、令和 2 年度本研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）によれば、有所見者について、医師からの意見聴取を行っていないな

ったことについて監督指導を行った例が 2 例報告されたこと、

チ 2 本条（法第 66 条の 4）の関係判例をみると、南大阪マイホームサービス事件大阪地判平成 15 年 4 月 4 日労働判例 854 号 64 頁は、定期健診で胸の苦しさを訴え、心電図で要医療とされた労働者が、その後、勤務中に急性心臓死したことを受け、その遺族が、会社に医師への意見聴取していなかったこと等の過失があったとして損害賠償を求めた事案で、判決は、被告会社が健診や広範囲での保健指導は実施していたことを認めつつ、安衛法上の健診実施、意見聴取、事後措置の義務は、心身に基礎疾患を持つ労働者の業務上の過度の負荷による増悪防止を図るものとも解し得る旨と、電通事件最高裁判決が述べた過重な疲労・ストレス防止義務について述べたうえ、被告会社らは、死亡した労働者の勤務状況や健康状態の確認、医師からの個別的な意見聴取等により、業務軽減等の措置を講じるべきだったし、これらの措置に際しては、被告会社の側からの積極的な働きかけを行うべきだったのに怠ったのは被告会社の過失に当たるとしつつ、基礎疾患の存在や、会社に業務軽減の要望を出さなかったこと等につき、素因減額・過失相殺を行ったこと、

ツ 2 法第 66 条の 5 は、特殊健診を含む法定健診の結果に基づく前条規定の医師等の意見を踏まえ、就業場所や作業内容の変更、労働時間の短縮、深夜業回数等の減少等の個人的措置のほか、作業環境測定、施設や設備の設置等、医師等の意見の衛生委員会等への報告等（第 1 項）

を規定するほか、その履行支援のための大臣による指針の公表（第2項）、当該指針にかかる事業者らへの指導等（第3項）を規定していること、本条は、前条以前に定める法定健診、医師等への意見聴取を前提とし、健康管理の実効性を確保するための決め手を定めていること、第2項が定める指針として、健診事後措置指針（平成8年10月1日、最終改正：29年4月14日）が設けられていること、本条に罰則は付されておらず、本条違反を直接の根拠とする民事上の履行請求権や損害賠償請求権の発生も現実視できないが、本条違反と相当因果関係のある健康障害が生じた場合、本条違反が過失の一内容となる可能性が高いこと、

本条（法第66条の5）が求める就業上の措置の前提となる医師等の意見には、①就業区分とその内容、②作業環境管理と作業管理、に関するものの2種類があり、①は、通常勤務、就業制限、要休業の3種類に分かれること、具体的な措置の決定に際しては、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分に話し合うことが適当とされていること（健診事後措置指針2（4）イ）、また、措置の実施等に際しては、医師や産業保健スタッフはもちろん、健康管理部門や人事労務管理部門との連携、本人の管理監督者の理解を得ることが求められること、措置の実施後に健康状態が改善すれば、医師等の意見聴取のうえで通常の勤務に戻す等の措置を講ずべきとされていること（健診事後措置指針2（4）ハ（イ））、

第1項が定める衛生委員会等への報告は、医師等の意見を踏まえることで、労

働時間の健康に配慮した設定などの集団的な対策を筆頭に、より適切な措置の決定に資するとの考えから設けられた経緯があること（健診事後措置指針2（4）ロ）、

健診事後措置指針では、就業上の措置が労働者の健康確保に必要な範囲を超えて不利益な取扱いとならないよう抑制を図っていること（健診事後措置指針2（4）ハ（ロ））、

テ2 本条（法第66条の5）の沿革をみると、1942年（昭和17年）の改正工場法施行規則において既に、健診の結果を踏まえて注意を要する者について医師の意見を聴取し、療養指示、就業の場所や業務の転換、時間の短縮、休憩時間の増加、健康状態の監視等を講じる必要が定められており（同規則第8条の5）、これは訓示的規定なので罰則は設けられなかったと説明されていたこと、これが現行安衛法制定当時の第66条第6項（当時）に引き継がれたこと、その後、1977年（昭和52年）改正で、就業上の措置に作業環境測定の実施、施設や設備の設置等が追加されたこと、これは、健診の結果、有所見者が多数みられるような場合に集団的措置を講じる必要が生じるとの考えに基づいていること、1996年（平成8年）改正では、前条に医師等への意見聴取義務が設けられたことを受け、就業上の措置の決定・実施に際して、医師等の意見を勘案すべきことが追記されたこと（当時の法第66条の3）、また、大臣による関係指針の公表とそれに関する指導の実施について定められたこと（当時の法第66条の3第2項、第3項）、1999年（平

成 11 年) 改正では、深夜業の回数の減少、2005 年 (平成 17 年) 改正では、医師等の意見の衛生委員会等への報告が、講ずべき就業上の措置に追加されたこと、

ト 2 本条 (法第 66 条の 5) の適用の実際をみるに、平成 24 年労働者健康状況調査によれば、定期健診で異常所見者がいたとする約 78% を 100 としたとき、「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った」が約 68% だったが、就業場所や作業の転換は約 5%、労働時間の短縮等も約 5%、作業環境測定は約 2%、施設や設備の整備等も約 2%、その他の措置が約 6%、何もしなかったが約 20% であり、要するに、個別的、集団的な労働条件の変更はあまり講じられていないこと、

ナ 2 関係判例をみるに、榎並工務店 (脳梗塞死損害賠償) 事件・大阪高判平 15・5・29 労働判例 858 号 98 頁は、建設会社従業員が、その発症前 6 ヶ月の週 40 時間を超える時間外労働 (法定時間外労働) は平均すると月 40 時間程度にとどまっていたが、発症直前には月 70 時間程度まで増加し、深夜業にも従事し、また、鉄粉が目刺さる災害に見舞われて不眠になるなどした後、ガス管溶接作業中に脳梗塞を発症して死亡したため遺族が会社に損害賠償請求をした事案を審査したこと、1 審被告会社は、定期健診を実施はしたが、法定回数実施せず、産業医を選任せず、医師の意見聴取も行っていなかったこと、また、安全・衛生委員会も安全・衛生管理者も実質的に機能しておらず、直属の上司に本人の健康情報が伝えられておらず、健診結果を踏まえた再検査のための作業日程調整もされてい

なかったこと、判決は、使用者には、1 次予防策として労働時間等に関する適正労働条件確保措置、2 次予防策として健診による健康状態の把握と就業調整を行うべき安全配慮義務があり、本件では、使用者が当該従業員の有所見 (心電図と肝機能・脂質の異常) を認識していた以上、致命的な合併症を招くような精神的緊張を伴う業務に就かせるべきではなかった旨等を述べたこと、本判決から、健診、医師等からの意見聴取、事後措置という健康管理のパッケージの重要性が窺われること、

高島工作所事件・大阪地判平成 2 年 11 月 28 日労経速 1413 号 3 頁は、右眼偽黄斑円孔により視力が低下した原告が、本条を根拠として、業務内容の変更、配置転換等の具体的措置を提示して協議を求め、間接強制として、協議開始まで 1 日 6000 円の支払を求めた事案であり、原告は面談の席で、被告会社が適当と思う業務の提示を求めていたが、被告会社から拒否された経緯があったこと、判決は、安全配慮義務は、賃金支払等、労働契約上の本来的義務ではなく附随義務であり、予め具体的内容を確定し難いので、労使間の合意等特段の事情がなければ、直接的な履行請求はできず、本条 (現行法第 66 条の 5。当時の第 66 条第 7 項) は、その規定の仕方が抽象的、概括的だし、罰則が付されていないから、使用者の本来的履行義務になったとは言えない旨を述べたこと、また、その反対解釈は、規定の仕方が一義的に明確で罰則の定めがあれば履行請求可能となるが、その解釈についても妥当性の検討が求められること、

ニ 2 法第 66 条の 6 は、一般健診と特殊健診の双方につき、結果の通知義務を事業者に課していること、一般健診については安衛則、特殊健診については各特別衛生規則にも、それぞれ通知義務が定められていること、通知は、各健診項目ごとになされねばならないこと（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号、平成 18 年 2 月 24 日基発第 0224003 号）、

ヌ 2 沿革をみると、先ずは 1996 年（平成 8 年）の法改正で第 66 条の 4 に追加され、99 年（平成 11 年）の法改正で今の条文番号となり、2005 年（平成 17 年）の法改正で、一般健診に加えて特殊健診の結果も通知対象とされたこと、なお、その背景には、一般健診の結果に比べ、特殊健診の結果の方が不通知率が高い実態があったこと（一般健診：0.2%、特殊健診：2.7%（愛知産業保健センターによるアンケート調査））、

ネ 2 適用の実際について、平成 24 年労働者健康状況調査をみると、企業規模を問わず、100%近く、本条による通知がなされていることが窺われること、

ノ 2 関係判例をみると、京和タクシー事件・京都地判昭和 57 年 10 月 7 日判例タイムズ 485 号 189 頁は、原告が被告での採用前にその指定機関で健診を受診したところ、左上肺野に異常陰影が認められ、被告に「左肺浸潤の疑、要精査」と通知されたが、被告は健常者と同様にタクシー運転業務に就かせていたところ、その後の定期検査の結果から要精密検査となり、精密検査を受けた結果、直ちに入院加療を要する肺結核と診断され、遂には解雇されるに至ったという事案につ

いて、判決は、原告の雇入れの時点で精密検査をして病状を明確にしていれば軽作業をしながら治療できたこと、病状悪化の主因は労務であることを認めたとうえで、被告は、安衛法第 66 条及び安衛則第 43 条（雇入れ時健診）、44 条（定期健診）に基づき、労働者の雇入時に胸部エックス線検査及びかくたん検査等の健診を実施する義務を負い、その事後措置として同法第 68 条（病者の就業禁止）及び安衛則第 46 条（結核発病のおそれのある者を対象にした結核健診。その後廃止された）に基づき、結核にかかった労働者の就業を禁止し、その発病の虞れがあると診断された労働者にかくたん検査等の精密検査を行なう義務を負っていること、安衛法、安衛則により労働者に義務づけられた健診の結果は、労働者の採否の判断資料となるだけでなく、採用後の労働者の健康管理の指針となり、労働者自身の健康管理の重要な資料となるものであるから、殊に労働者の健康状態が不良かその疑いがある場合は採用後遅滞なく労働者に健診結果を告知すべき義務があるにもかかわらず、被告はこれを怠ったなどと述べたこと、本判決は、本条（法第 66 条の 6）制定前のものだが、事後措置の懈怠と共に労働者への健診結果の通知の懈怠が民事上の過失責任をもたらし得ることを示唆していること、なお、事後措置の懈怠がなく、健診結果通知の懈怠のみでも、過失と評価され得ると解されること、

ハ 2 法第 66 条の 7 は、一般健診や自ら選択した医師による代替健診、深夜業従事者の自発的健診の結果、必要性が認

められる労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を行う努力義務を事業者に課し（第 1 項）、労働者にも、前条（法第 66 条の 6）により通知された健診結果と第 1 項が定める保健指導を受けて、自身の健康保持の努力義務を課していること、

本条は、疾病予防のためには労働者の自主的な健康管理が重要であることを前提に、特に必要性が認められる労働者に対して、保健指導等によって、その促進を図ろうとした規定であり、当然ながら罰則は付されておらず、違反に際して直ちに損害賠償請求権が発生するとも言えないが、再検査や精密検査の受診勧奨、治療勧奨、検査や治療の日程調整等の懈怠による疾病の発症・増悪が認められる場合、過失の要素とされる可能性があること、第 2 項の労働者自身の保健努力義務違反による疾病の発症・増悪が認められる場合、使用者の過失責任の免責や過失相殺の適用の可能性が生じること、

保健指導の方法には、面談での個別指導のほか、文書での指導等があり、内容には、日常生活の指導、健康管理に関する情報提供、再検査や精密検査・治療の勧奨等があること（平成 8 年 9 月 13 日基発第 566 号）、その円滑な実施のため、健康保険組合等の健康増進事業実施者（健康増進法第 6 条）等との連携、産業医を中心とする実施が推奨され、深夜業従事者には、睡眠指導や食生活指導等を重視した保健指導の実施が推奨され、労災保険法や高齢者医療確保法に基づく特定保健指導を受けた労働者は、本条に基づく保健指導を行う医師や保健師に内容を伝

えるよう働きかけることが推奨されていること（健診事後措置指針 2（5）ロ）、

ヒ 2 本条（法第 66 条の 7）は、第 8 次労災防止計画（1993 年（平成 5 年）～1997 年（平成 9 年））に心身両面の健康づくりの推進のための健康測定とその結果に基づく健康指導の促進が記載されたこと等を踏まえ、1996 年（平成 8 年）の法改正で第 66 条の 5 に追加され、1999 年（平成 11 年）改正で深夜業従事者の自発的健診結果も踏まえるべきことが追加されると共に、ナンバリングが変更された経緯があること、

等が示されている。

16 吉田・阿部（未央）報告（第 7 章第 69 条～第 71 条の 4）

（阿部氏による分担報告書の執筆は完了。それを踏まえた吉田氏による加筆修正は未了。要約は未了）

17 大藪報告②（第 8 章第 72 条～第 77 条）

（報告書の執筆は一応完了。要約は未了）

18 只野・近藤報告②（第 8 章第 72 条～第 77 条）

（報告書の執筆は一応完了。三柴が 17 報告書とドッキングさせる予定だが、未了。要約も未了）

19 南報告（第 9 章第 78 条～第 87 条）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了）

南報告は、法第9章に属する第78条から第87条について解説している。この章は、企業単位で複数の重大労働災害を生じた事業者を対象とする特別安全衛生改善計画制度と、同制度の対象には当たらないが、その適用によらなければ労災防止を果たし得ない事業場を対象とする安全衛生改善計画制度、事業場の安全衛生の診断や改善指導等を業とし、所定の受検資格を充たす者が試験により認定される国家資格である労働安全・衛生コンサルタントについて定めている。同報告では、

ア 本章が定める諸制度は、行政の関与により事業場による自主的な安全衛生確保を支援するための人・組織の意識・知識への働きかけという性格が強いこと、

イ 特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではそうでなくても、企業単位では複数の重大災害を繰り返した事業者が企業単位での改善策を講じさせるために設けられたもので、企業単位での措置の義務づけは、安衛法制史上初めてだったこと、制度形成前の平成21年からの3年間にも、まさに企業単位で、起因物（災害をもたらすもととなった機械や設備等）や型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象）が一致する災害を繰り返した会社が少なくとも20社あったこと、

ウ 特別安全衛生改善計画制度の適用要件となる重大労災については、安衛則第84条第1項に定めがあり、死亡災害や労災補償保険法上の障害等級第7級までの障害が生じた場合のほか、安衛法上の死傷病報告を踏まえ、それを「生じるお

それ」がある場合を含み、なおかつ、災害発生時に等級判定できないケースでは、その時点では重大災害には該当しないものと扱い、その後確定の際に災害発生時点に遡って発生日とすること、ただし、遅発性疾病の場合、医療による診断時を発生日とすること等が通達に示されていること、

エ 同じく、重大労災の再発防止上必要と認められる場合との要件については、安衛則第84条第2項に定めがあり、当初の重大労災発生から3年以内に他の事業場で起因物と事故の型が同じ重大労災が生じたことと、関係法令に違反したこと等が主な要件とされ、違反が問われる関係法令に一般労働者の長時間労働規制等は含まれない（安全衛生関係の規制に限定されている）が、基本的な要件に厳密には当てはまらなくても、企業単位での重大労災の再発防止という制度趣旨に照らして個別判断される旨も通達で示されていること、また、その対象とならない場合も、安全衛生改善計画制度の適用対象にはなり得ること、

オ 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際して求められる労働者の代表からの意見聴取は、当該企業の全事業場ではなく、計画の対象とする事業場のみで行われれば良いと解されていること、ここでいう計画の対象とする事業場（安衛則第84条第4項第2号）は、重大な労災が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労災が発生する可能性がある全ての事業場とされていること、

カ 第78条は、第3項で、労使双方に

特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しており、事業者がそれに反した場合、第1項、第4項が定める計画の作成、変更の指示に反した場合と同じく、必要な措置につき厚生労働大臣が勧告することができ（第5項）、それでもなお当該事業者がその勧告に従わない場合、その旨を公表できる（第6項）ことになっているが、勧告や公表の要件は、事業者による違反とされており、労働者のみに不遵守がある場合の適用は困難と解されること、

キ 企業名等の公表制度の趣旨は、特別安全衛生改善計画制度の実効性の確保（すなわち、企業単位での重大労災の再発防止）にあること、

ク 安全衛生改善計画制度は、旧労基法時代に、戦後の産業復興に事業場での安全衛生対策が追いつかず、労災が多発していた実態を踏まえて当時の労働省労働基準局が策定した安全管理特別指導制度と衛生管理特別指導制度を前身として、現行安衛法制度の際に法定されたもので、その本来の趣旨は、事業者を悪者扱いすることではなく、事業場ごとの自主的な労災再発防止措置の積極的な履行確保にあり、講じられるべき防止措置も、当該事業場の（部門ごとの）性質、安全衛生状態に応じた（＝背景依存性の強い）「総合的な改善措置」となること、具体的には、機械設備の配置や作業工程に関する改善、機械設備の改修、代替等の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去、局所排気装置や換気装置の設置等の有害物対策、保護具の整備、作業標準の整備、教育訓練、安全・衛生管理者の選任、職務内容や権限の見直し等々、3 ステッ

プ・アプローチの全て、物的措置、人的・組織的措置の双方にわたる幅広い措置が該当し得ること、よって、その適用に際して、必ずしも法違反は要件とならないこと、ただし、本制度の設定の際、対策を事業者の自主性に委ねすぎるとの批判もなされていたこと、

ケ 安全衛生改善計画については、石綿製品の製造作業に従事していた複数の労働者がじん肺に罹患したことにつき、使用者の安全配慮にかかる損害賠償責任のほか、国の安全基準設定やその履行確保などの規制・監督権限不行使による国家賠償責任が争われたケースで、国は、そもそも原告労働者らが主張するような規制・監督義務は負っていないし、例外的に行政裁量が収縮して権限不行使の責任が認められる場合があるとしても、本件で管轄の県労働基準局長は、当該事業場を衛生管理特別指導対象に指定し、改善計画の作成を指示して報告書の提出を受けるなどの措置を講じていた以上、その責任を負わないとした裁判例（長野地判昭和61年6月27日判タ616号34頁）があり、本制度の適用が、国の適正な監督権限の行使の裏付けとなることが窺われるが、本計画の不遵守にかかる労使の民事責任等について述べた裁判例は見当たらないこと、

コ 安全・衛生コンサルタント制度は、そもそも、安全衛生は、事業者の自主的取り組みで行われるべきものだが、安全衛生の所掌が拡大し、その実現に高度な専門性を要する条件下、企業内で安全・衛生の専門家を設置する余裕がない中小企業等に実効的な指導を行わせることを

主目的として設けられたもので、法第 80 条は、まさに専門知識が求められることが多い特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成ないし変更の際に彼／彼女らの活用を誘うべく、事業者に意見を聴くよう勧奨できる旨を定めていること、

サ もとは安全コンサルタントのみが法制度化される予定であり、衛生関係では、産業医、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等の資格があるため不要との意見もあったが、各専門家から得られた事業場に関する情報を統合して労働衛生管理を主導すべき存在として、衛生コンサルタントも法制度化された経緯があること、監督官との関係では、民間での自主的な安全衛生活動の支援者としての意味があること、既に民間で安全衛生活動を行っている専門家があり、それらを活用することが有益と考えられたこと、監督官では賄えないほど生産技術の展開が著しいこと、等の意義が説明されていたこと、

シ 安全・衛生コンサルタント資格は、その名称を用いて業として労働安全衛生にかかる診断や指導を行うものとして設計され、業務独占でも名称独占でもないが、ほんらい専属たるべき安全管理者や衛生管理者について、1 人目以外は当該コンサルタントの選任をもって足りる旨の規定や、中小規模事業場では安全・衛生管理者の代わりに選任が義務づけられている安全・衛生推進者については、外部のコンサルタントの選任をもって代替し得る旨の規定があるなど、資格取得によって、その趣旨に沿った業務を果たし易いよう、制度的な支援が図られている

こと、

ス 安全・衛生コンサルタントの一般的な役割には、上述の特別管理指導の一環として、都道府県労働局長から事業者への改善計画の作成指示に際して、その勧奨を受けて行う安全衛生診断のほか、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省から受託している安全衛生診断事業にかかる業務等があること、安全・衛生コンサルタントの選任自体を安全配慮義務の内容と述べた裁判例は見当たらないが、近年は、複雑多様な安全衛生課題に対応するため、産業医を筆頭に安全衛生の専門家の選任を使用者の安全配慮義務の一環と述べる民事裁判例も増えてきていること、

セ 制度の立案過程で、労働者側の代表から、過重労働やメンタルヘルス対策も特別安全衛生改善計画制度の適用対象とすべきとの意見が示されていたことや、過重労働が社会問題化している現状も踏まえ、企業単位で複数の過労死等を生じている場合、同制度の適用対象とする案も検討に値すること、

ソ 特別安全衛生改善計画制度や安全衛生改善計画制度の作成に労働者（の代表）を関与させる制度の趣旨について、その意見を反映することで同制度の実効性を高めるものとする見解もあることから、法第 78 条第 3 項が定める計画の遵守義務は、労働者にも課されると解され得ること、

タ 労働安全・衛生コンサルタントの試験区分は細分化されており、どの区分で合格しても全ての業務をその資格を名乗って遂行できる仕組みについては再検

討の価値があると解されること、

チ 安全・衛生コンサルタントには、様々な事業場に立ち入って安全衛生診断や指導を行うことを前提に、第86条で、登録制度に加えて、信用と秘密の保持が義務づけられていること、安全衛生コンサルタント会の倫理綱領では、品位の保持、構成で誠実な業務遂行などと共に、能力を超える業務、利益相反行為の禁止等が定められていること（第5条）、また、倫理綱領を具体化した行動規範では、知っている事実を包み隠さず伝えること、契約締結後に予想を上回る経費が生じても合意なく所定の報酬以上を請求しないこと等が定められていること、第86条第2項が定める秘密保持義務、盗用禁止の違反には罰則が付されていること、

労基法第91条第1項に基づく監督官の質問等に対して、秘密保持義務を理由とした拒否が許されるかについては、弁護士法第23条に基づく照会に対して税理士が顧客情報を回答したことが、秘密保持義務違反に当たるとする判例（大阪高判平成26年8月28日判例時報2243号35頁）が参考になるが、監督官の質問等への回答拒否は刑事罰を招き得ること、監督官の質問等も労働安全衛生を目的とするものであって、コンサルタント業務の目的と共通すること等から、拒否は許されないと解されること、

ツ 第87条が、日本労働安全衛生コンサルタント会について定めており、同会の目的を会員の指導と連絡に関する事務とし、具体的には、診断方法の調査研究、教育・出版等が行われていること、同会は、一般社団法人とされ、定款でコンサ

ルタントを社員とすべきことも規定されているため、一義的には、コンサルタント相互の利益を図る団体と位置づけられていると考えられること、他方で、安衛法は、厚生労働大臣の監督に服する旨の規定も置いていること、日本労働安全衛生コンサルタント会という名称には独占使用が認められているが、安全・衛生コンサルタントという名称に独占使用は認められていないこと、とはいえ、国家資格としての同コンサルタントの称号は、所要の試験に合格し、厚生労働大臣の指定登録機関（現在は、安全衛生技術試験協会）に登録して初めて得られることとされていること、日本労働安全衛生コンサルタント会は強制加入ではなく、個々の安全・衛生コンサルタントは、同会に所属しなくても同コンサルタントとしての国家資格を維持できること、

等が示されている。

20 鎌田・田中報告（第10章第88条～第100条）

（適用の実際の要約は未了）

鎌田・田中報告は、法第10章に属する第88条から第100条について解説している。この章は、危害防止基準（なすべきこと・なすべきでないことを具体的に定め、罰則で強制して安全衛生の確保を図る規定）の設定とその強制という刑事一般法的手法ばかりでは、関係者の技術、知識、意識、財政など様々な限界から法目的の達成が困難であること、人の生命身体健康という保護法益の重要性等を背景に、行政を履行確保のための重要な資源と見立て、様々な形で関与を図らせよ

うとしている。

同報告では、

ア 戦前の工場法は、既に設置された設備や建築物等に災害発生リスクがある場合、改善策や使用停止を命じ得る旨の規定は設けていたが、それらの新設、操業開始段階での検査等は各府県の警察命令である工場取締規則に委ねられていたところ、戦後、旧労基法制定に際して、事業場の設備等、付属寄宿舎について、一定の基準に沿った新設計画を届け出させ（第45条、第96条）、安全衛生上必要な場合に着手差し止め、計画変更命令等の監督措置を講じ得る旨の規定（第54条）が設けられ、1972年に現行安衛法が制定された際に、第88条にそれらの規定の内容が概ね引き継がれつつ、特定の機械、主要構造の変更や移転も適用範囲に含める、重層的下請関係下では、発注者や元請けのみを適用対象とするなどの整序及び充実化が図られたこと、その後、昭和55年の法改正で、工事計画の策定に特定の有資格者を参画させるべきこととされ、昭和63年の法改正で、必要に応じ、発注者向けの勧告等ができることとされたこと、平成26年の法改正で、大規模工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出制度が廃止され、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等、一定の建設工事の事前届出制度等の3種が残存することとなったこと、

イ 法第88条は、以上のような経緯を経て、①それ自体にリスクがあるか、有害作業を要するか、それ自体労働者の安全衛生の確保を目的とする機械等（危険有害機械等：動力プレス、一定容量以上

の金属等の溶解炉、危険物の製造・取扱い等を行う化学設備、乾燥設備、一定以上の出力の原動機を持つ機械集材装置（材木等をつり上げて一箇所に集積する装置）、一部を除く一定以上の高さの足場、一定の有機溶剤の蒸気の発散源の密閉設備、局所排気装置、一定の換気装置、一定の鉛や焼結鉍等の粉じんの発生源の密閉設備、事務所則所定の空気調和設備等、四アルキル鉛のガソリンへの混入業務に用いる機械等、特化則所定の第一類物質（特に有害性が強い発がん性物質等）や第二類物質（第一類に次いで有害性が強い発がん性物質等）を製造する設備等の設置、移転、変更を行おうとする場合（第1項）、②過去の災害状況を踏まえて選定された、特に大規模な建設業の仕事（爆発、倒壊、異常出水等のリスクが高いトンネル、橋梁、潜函（圧縮空気地下水の流出を防ぎながら作業ができるようにしたコンクリート製の箱。ケーソンともいう）等にかかる建設工事のうち、一定の規模や性質の仕事。一例として、最大支間500m以上の橋梁建設の仕事）を開始しようとする場合（第2項）、③②には達しないが、やはり過去の災害状況を踏まえて選定された一定の規模や種類の建設業の仕事（一例として、最大支間50m以上の橋梁建設の仕事）や土石採取業（鉍業を除く）の仕事（一例として、地中に穴を掘って採掘する坑内掘り（≠露天掘り））を開始しようとする場合（第3項）には、②の場合、厚生労働大臣宛に、①③の場合、所轄の労基署長宛に、各行為の30日前までに、所定の様式による届出書のほか、所定の書面と図面等を添え

て届け出るべきこと、ただし、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していること等を所轄の労基署長が認定した場合、①②の届出が免除されること（第1項但書。計画届免除制度）、厚生労働大臣や所轄労基署長は、届出内容を審査し、法令違反事実を認めれば、工事差止め命令や計画変更命令を発し得ること（第6項）、当該命令等の発令時に必要がある場合、発注者に対して、労災防止のための勧告や要請を行い得ること（第7項）を定めるに至ったこと、第1項ないし第5項違反には罰金刑、第6項違反には懲役又は罰金刑が下され得ること（第120条第1号、第119条第2号）、

ウ 計画届免除制度は、法第28条の2、安衛則第24条の2に基づく指針等の関係規定に沿って、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していることのほか、労災発生率が平均未滿、申請日前1年間に重大労災が生じていないこと等を条件に、事業場に対して、所轄労働基準監督署長の認定により適用されるが、建設業者については、店社安全衛生管理者（法第15条の3：特定元方事業者は、混在作業について統括管理義務を負うところ、法第15条に基づく統括安全衛生責任者の選任義務を負わないが、原則として労働者数20名以上の規模の一定の危険な作業（ずい道工事等）について、統括管理担当者の指導・支援のため、選任が義務づけられる者。選任の主な基準は、場所より契約なので、概ね、元方事業者の支店の担当者等が宛てられる）と同様に、「当該仕事の請負契約を締結している事業場」ごとに認定されることとなって

いること、安全衛生マネジメントシステムの一次的な運営評価は、一定要件を備えた労働安全・衛生コンサルタントに委ねられていること、

エ 重層的下請関係下で建設工事が行われる場合、下請け（工事を自ら行う発注者や元請人以外の者）は届出義務を負わないこと（第5項）、元請人が共同企業体であって、共同企業体代表者届を労基署長に提出した場合、当該代表者のみに第88条の届出義務が生じること、事業者に第88条履行の意思があるのに、受任者や補助者（従業員）の故意や過失で違反が生じた場合には、両罰規定（第122条）が適用され、第88条の名宛人ではない当該受任者や補助者が処罰され得ること、

オ 第88条に基づき届け出られた計画のうち、既存の法令上の措置基準や構造規格に合致していても、技術革新、設備の大型化、新規有害物質の登場等を背景に、高度の技術的検討を要するもの（例として、新規に開発された工法等を採用する建設計画や、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等（労働調査会編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年）954頁）については厚生労働大臣が、それに準じるもののうち所定のもの（例として、高さ100m以上の建築物の建設の仕事のうち、埋設物等が輻輳する場所の近くで行われるもの、堤高が100m以上のダム建設の仕事のうち、車両系建設機械の転倒等の危険がある場所で同機械を用いて作業を行うもの等）については都道府県労働局長が、その計画に係る建設物、機械、仕事の規模等を勘案して、審

査できる旨が定められていること（第 89 条、第 89 条の 2）、

カ わが国の労働監督制度の発祥は、1892 年（明治 25 年）鉱業条例に基づく鉱業監督制度だが、一般的には工場法施行の直前に農商務省商工局に置かれた工場監督官 4 名と同監督官補 5 名と理解されており、1916 年（大正 5 年）には、工場法の施行を、都道府県の警察部に置かれ、独立官職としての身分保障のない工場監督官と同監督官補計 208 名が担うこととなり、1938 年（昭和 13 年）に厚生省労働局監督課が工場法を所掌することとなって 3 年後に、労務監督官、労務監督官補に改められ、戦時体制下には労務管理官に名称が統一され、戦後、1947 年（昭和 22 年）に労基法が制定されると、労働監督機関は新設された労働省のもとに統一されると共に、1923 年 ILO 第 20 号勧告をモデルに一定の独立性と身分保障が付与されるに至ったこと、

キ 労働基準監督機関については、厚生労働大臣＞労働基準主管局長＞都道府県労働局長＞労働基準監督署長＞労働基準監督官という指揮監督系統が法定されており、基本的には、監督署長が、臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他労基法の実施に関する事項を司る権限を付与されているが、主管局長、都道府県労働局長も、その権限を行使できるとされていること（法第 99 条）、

ク 労働基準監督官による令状なしの立入、検査、収去等の合憲性について参考になる判例として、被告人が令状なしの税務調査（書類呈示の要求）を拒否したために起訴された事案で、同調査の合

憲性が争われた川崎民商事件最大判昭和 47 年 11 月 27 日判例時報 687 号 17 頁があり、同判決は、侵入、搜索、押収等における令状の必要性（令状主義）を定めた憲法第 35 条第 1 項は、刑事責任の追及手段としての強制に対する司法権による抑制を保障した規定だが、旧所得税法に基づく検査のような目的を異にする類似の手續にもその保障は及び得ること、他方、本件質問調査は、刑事責任の追及を目的としておらず、刑罰も間接強制的な性格のもの（：調査を拒めば罰則が適用されるが、調査自体が強制されるわけではない）で強制度合いは直接強制的なものほど強くなく、重要な公益目的の実現に不可欠で、その目的との関係は不均衡ではないことなどから、令状がなくても違憲ではないとしたこと、

ケ 法第 91 条は、労働基準監督官による令状なしの立入、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去等の権限（第 1 項）、医師である監督官による伝染病等の疑いのある労働者への検診の権限（第 2 項）、第 1 項、第 2 項の権限行使に際しての証票の携行・呈示の義務（第 3 項）と併せ、第 1 項の権限が刑事責任追及目的ではないことを定めている（第 4 項）こと、実際の立入調査（臨検監督）には、定時監督、災害時監督、申告監督、再監督の 4 種類があり、そこで労働基準関係法令違反が認められれば是正勧告（是正勧告書の交付）が行われること、是正勧告は行政指導に過ぎないが、対象者が違反状態を放置すれば、行政処分としての報告の命令（労基法第 104 条の 2）がなされ、対象者が応じないか、虚偽の報告を行え

ば、労基法第 120 条第 5 項に基づき送検
 手続を講じ得ること、他方、法令違反に
 当たるとは限らないが、ガイドラインに
 反するなど、状況改善の必要が認められ
 る場合、指導票が交付され得ること、

コ 犯罪捜査の必要が認められた場合、
 監督官は、司法警察官として、刑事訴訟
 法に沿って職務を執行することとなるこ
 と、強制捜査（差押え、捜索、検証等）
 には当然ながら令状が必要となること、
 労働法違反の捜査は高度に専門的である
 ことから、監督官にその権限が認められ
 ることとなったこと、かつては、どのよ
 うな場合に司法処分にするかの判断基準
 （司法処理基準）が存在したが、現在は
 存否自体公開されていないこと、実際
 には、死亡災害などの重大災害をもたらす
 法違反、いわゆる「労災隠し」、「虚偽申
 告」などの故意性、公益侵害性が強いも
 のが処分対象とされる傾向にあること、
 罪刑法定主義は刑事司法の基本だが、安
 衛法の解釈では、リスクに応じた運用が
 必要なため、拡大解釈は許されるべきこ
 と、行政権限の行使と刑事司法手続きと
 は厳格に区分すべきであり、現にそのよ
 うに運用されていること、労働基準監督
 官による司法警察職員としての役割は、
 第 2 次大戦後、労働行政が警察行政から
 分離して以後、その専門性を頼みとして、
 労基法違反事件について、委ねられるこ
 ととなったこと、

サ 法第 93 条は、本省、都道府県労働
 局、労働基準監督署に、産業安全専門官
 及び労働衛生専門官を配置し、前者には、
 特定機械等の製造許可（法第 37 条）、特
 別安全衛生計画や安全衛生改善計画のう

ち産業安全に関する事項の審査、災害原
 因調査等の産業安全に関する事務、後者
 には、有害物の製造許可（法第 56 条）、
 新規化学物質の有害性調査（法第 57 条の
 3～5）に係る勧告、作業環境測定、特別
 安全衛生計画や安全衛生計画のうち労働
 衛生に関する事項の審査、災害原因調査
 等の労働衛生に関する事務を司らせるこ
 ととしているほか、両者に、それぞれの
 専門に係る労使への指導援助を行わせる
 こととしていること、細則が、「産業安全
 専門官及び労働衛生専門官規程」に設け
 られていること、同規程は、本省配置の
 専門官を中央専門官、都道府県労働局以
 下配置の専門官を地方専門官と呼び分け
 ていること、専門官は、一定の知識経験
 を持つ（：行政職俸給表(一)の三級以上
 となった）技官や監督官らが就けられる
 職名であること、

シ 法第 94 条は、両専門官の立入、質
 問、帳簿等の検査、作業環境測定、物品
 の取去の行政権限（≠司法警察権限）を定
 めていること、専門官制度は、技官をそ
 れに就任させることで、こうした行政権
 限を行使させる趣旨も持つが（ただし、
 専門官には、立入権限があり「指導」は
 できても、「監督」（是正勧告、使用停止
 等命令）ができない）、現在は、地方での
 技官任用が停止され、監督官がその任を
 担うこととされているため、その趣旨は
 希薄化していること、法第 93 条、産業安
 全専門官及び労働衛生専門官規程には、
 産業安全専門官は安全関係業務、労働衛
 生専門官は衛生関係業務を所掌する旨の
 定めがあるが、実際には、都道府県労働
 局の健康安全課でも労働基準監督署でも、

そのいずれかしかいない現状があり、名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当していること、また、安全と衛生の連携という意味では問題とはいきれないこと、

ス 法第 95 条は、都道府県労働局に労働衛生指導医を置き、都道府県労働局長の指示による作業環境測定（法第 65 条第 5 項）の実施、同じく臨時健診（法第 66 条第 4 項）の実施にかかる意見具申など、労働衛生に関する専門医学的立場から労働衛生行政に関与させることを定めていること、この制度は、昭和 43 年の労働衛生指導医規程で、衛生環境の改善、職業病予防等の双方への貢献を目的に設けられた制度を引き継いだもので、非常勤の国家公務員として、集団的措置と個別的措施の双方への貢献を予定されていること、一例として、鉛中毒患者が発生した事業場で罹患が判明している労働者以外にも健診の実施を指示する場合、①必要性の判断理由、②健診項目、③実施すべき労働者の範囲等を示すためにその参画を得ていること、

セ 一定の対象につき厚生労働職員らによる立入、検査等を定めた法第 96 条は、長文にわたっているが、要するに、①機械等の本質的安全化を図るため、型式検定（大量生産予定のものサンプル検査など）や個々の機械の安全性能検査の万全を図ること、②安全衛生の確保にとって重要な安全衛生管理体制の要となり得る労働安全・衛生コンサルタント及びその業務の質の確保を図ること、を目的とした規定であること、①の規定が型式検定の万全を図った趣旨は、個別検定が免

除されているがゆえの安全性担保であること、これらの目的を果たすため、水平展開されるという意味で影響力が大きく、個別性・特例性が強く、高い専門性が求められる型式検定（を受けた側：機械等の構造や、それらを製造・検査する設備等）の監督と、同じく影響力の大きいコンサルタント業務の監督につき、厚生労働大臣の権限とし、より定常性が強い登録製造時等検査機関等の業務の監督を厚生労働大臣又は都道府県労働局長の権限としたこと、コンサルタント業務の監督に労働衛生指導医の関与が必要な場合、同指導医に事業場への立入、質問、作業環境測定や健診結果等物件の検査をさせることができる旨の定めを置いたこと、

ソ 法第 96 条の 2 は、平成 18 年に成立した独立行政法人改革関連厚生労働省関係法律整備法（平成 18 年 3 月 31 日法律第 25 号）により追加された規定であり、独立行政法人労働者健康安全機構に災害調査（労災の原因調査）、立入検査等を行わせることができること等を定めていること、本条が調査、立入の権限を与えた対象は、当初は独立行政法人労働安全総合研究所であったが、組織改編により、労働者健康安全機構に統合された経緯があること、労働安全衛生総合研究所は、元は国立機関で、その後独立行政法人となった産業安全研究所と産業医学総合研究所が併合されてできた経緯があること、実際のところ、同機構による立入検査は、安衛法規違反がうかがわれ、重篤な被害が予想されるような条件でなければ、適用され難いこと、

タ 法第 97 条が定める安衛法令違反事

実に関する労働者の申告権は、労働行政に権限の発動を促すことをもって労働安全衛生行政の実効性を確保するために保障されたものであって、労働行政に権限発動の作為義務を課したものではないと解されていること（例として、東京労働基準局長（青梅労基署）事件東京高判昭和56年3月26日労働経済判例速報1088号17頁（本件は上告されたが、最3小判昭和57年4月27日で棄却された）、池袋労基署長事件東京高判昭和53年7月18日判例時報900号68頁）、ただし、学説の中には、放置することで、労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合、事実調査等の作為義務が生じるとするものもあること、本条は強行規定なので、本条第2項に反する不利益取扱い、事業者の報復的意思の存在（実際の認定は、概ね間接的な事情からの推認となる）を要件として、解雇等の法律行為であれば民事上無効となり、いじめ等の事実行為であれば不法行為となり得ること、

チ 法第98条は、刑事罰とは別の方法で、広く安全衛生基準の実効性を確保するために、行政機関が、それに違反した事業者、注文者、機械等貸与者や建築物貸与者に対して、作業や使用の停止、変更等を命じられるようにした規定で、元は、工場法第13条が、工場及び附属建築物や設備が危害を生じる虞がある場合を要件に（衛生風紀その他公益を害する場合も含めて）同旨の定めを置いていたが、それらの新設等については検査・監督権限を定めていなかったところ、旧労基法が、第54条に、それらの新設移転変更

について監督措置（基準に則して届出させ、必要に応じて工事を差し止め、使用を停止させること）を定めたことを受け、それらの工事の開始後や設備の設置後に生じた安全衛生基準違反に対応することを主目的として、第55条に同旨の規定を定めると共に、建設物、寄宿舍等の附属建設物や設備のみではなく、原材料（を使用する場合）も行政措置の対象に加えたこと、それが安衛法の制定の際に更に拡大されて本条に引き継がれた経緯があること、

ツ 第98条に基づく使用停止等の命令は、あくまで同条に列挙された条項違反の場合に限られ、それには、法第20ないし第25条のような事業者を名宛人とした規定のほか、法第25条の2第1項、第30条の3第1項や第4項のような救護に関する規定で、一般の事業者のほか元方事業者等を名宛人とした規定、法第31条第1項のような、建設物等（建設物、設備、原材料）を請負人の労働者に使用させる一定の注文者を名宛人として、当該建設物等にかかる労災の防止措置を義務づけた規定、法第33条第1項のような、特定機械等の貸与者を名宛人として、当該機械等による労災の防止措置を義務づけた規定、法第34条のような、建築物貸与者を名宛人として、当該建築物による労災の防止措置を義務づけた規定が当てられていること、

テ 第98条に基づく使用停止等命令の発令要件である法違反の判断基準については議論があり、たとえば、事業者に墜落防止措置を義務づけた法第21条第2項を具体化した安衛則第518条は、作業床

設置の要件として、高さが 2m 以上であることのほか、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合と定めている（その他、安衛法令が構成要件とする危険性にかかる定めぶりについては、本研究班の原俊之氏の分担報告書を参照されたい）ため、具体的・形式的な高さ基準のほか、落下場所の態様、労働者の年齢技量等を実質的に総合考慮する必要があるとの見解があり得るが、足場からの墜落事案を審査した広島簡裁判決昭和 56 年 4 月 9 日は、安衛法規は、危険を定型化して労災防止を図ろうとしたものなので、当該基準に反すること（＝労働者への危険の可能性があること）をもって命令の発令要件たり得ると解していること、

ト 建設物や設備等について変更を命じられる範囲は、違反した規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定されるため、安衛則で義務づけられた安全装置の備え付けを命じること等は当然に可能であること（ただし、コストを考慮した方法を命じなければならないか否か等は要検討）、使用停止等命令は、所定の書式をもって、違反法令、期日等の事項を明示して行われ、違反状態が是正された場合は、その旨発令者に報告されねばならないとされていること、

ナ 法第 98 条第 3 項は、法令違反があつて、なおかつ都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が切迫している場合、労働基準監督官が、自ら使用停止等の権限を即時に行使できる旨を定めており、この制度は、本条が定める法違反は、現場の監督官による臨検で初めて発覚することが多いこと（この

条文の運用は、多分に現場の監督官実務に委ねられていること）を踏まえて創設されたこと、

ニ 事業者などの法令の名宛人が本条（法第 98 条）所定の法令に違反する場合に、労働基準監督行政がその権限を発動する義務を負うか（その義務違反につき国家賠償責任を負うか）に関するリーディングケースとして大東マンガン事件大阪高判昭和 60 年 12 月 23 日判例時報 1178 号 27 頁があり、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患した労働者が、当該被害は、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことにより生じたとして、国の国家賠償責任を問うた事案について、労働基準監督行政の権限行使は直接労働者に責任を負うものではなく、基本的にはその裁量に委ねられているが、①切迫した重大な危険の発生が予見される、②監督権限行使によらねば危険の発生を防止できない、③現に権限行使によりそれを防止できる、という条件を充たすのにその権限を行使しなかった場合には、国家賠償責任が生じるとしたこと、

ヌ 第 98 条第 4 項は、重層的下請関係等の請負契約関係下で請負人らに対して第 1 項所定の使用停止等命令が発令され、その実効性確保のために必要と認められる場合、注文者への勧告や要請を行えるとしており、請負人らの法令違反に注文者の作為・不作為が影響しているとの考えに基づいていると解されること、

ネ 法第 99 条は、第 88 条第 6 項や第 98 条第 1 項～第 3 項とは異なり、法令違反がないか、確定できない場合でも、労災発生に急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるとき（：労災発生が目前に迫っていて、放置すれば労働者の生命に危害が及ぶと予想されるような状態で、かつ、労災発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合に）、必要の限度で、作業停止、建築物等の使用停止等を命じられることとしたものであること、これを緊急措置命令といい、実務上は、概ね、事業者はその旨の文書（緊急措置命令書）が交付されていること、

ノ 法第 99 条の 2 は、無災害の事業場がある一方、災害が繰り返される事業場もある現実を踏まえ、平成 4 年の法改正で設けられた規定で、都道府県労働局長が、死亡災害等の重大災害が発生したり、災害が多発した事業所の事業者、その事業場の安全・衛生管理者などの労働災害防止業務従事者に指定講習を受けさせるよう指示できる旨を定めていること、その講習には、法令や安全・衛生管理の方法のほか、実際の労災事例と防止対策が含まれていること、この規定は、立法者が、災害（の再発）防止にとって、安全衛生人材による管理体制が重要と考えていたことを示していること、ただし、実際にはあまり活用されていないようであること、

ハ 法第 99 条の 3 も、平成 4 年改正で設けられた規定で、第 61 条第 1 項が定めるクレーン運転等の就業制限業務の有資格者が、当該業務について本法令違反に

より労災を発生させた場合、都道府県労働局長が、事業者ではなく、当該有資格者に対して、直接、指定講習の受講を指示できる旨を定めていること、当該講習には、危険な機械等の構造やそれを用いた作業方法等のほか、やはり、関係法令や実際の労災事例と防止対策が含まれていること、

ヒ 法第 100 条は、第 1 項で、厚生労働大臣以下労基署長までの労働基準行政が、本法の施行のため、労使のほか、機械等貸与者、建築物貸与者や労働安全・衛生コンサルタントに報告や出頭を命じられる旨、第 2 項で、登録製造時等検査機関等にも報告をさせ得る旨を定め、第 3 項で、労働基準監督官が、労使に報告させたり出頭を命じられる旨を定めており、安衛則が定める健診結果報告制度（第 52 条）や特別規則が定める様々な特殊健診結果報告制度、労働者私傷病報告制度（第 97 条）は、本条第 1 項の定めに基づくこと、このうち労働者死傷病報告制度（安衛則第 97 条）は、行政も特に重視しているが、これに反していわゆる労災隠しが行われる場合が多いこと、その背景として、①建設業における工事の受発注への支障、②労災保険料の増額、③刑事責任の追及に繋がること、④作業責任者等の勤務評価の低下等を回避する意図が指摘されていること、最近の法改正で、派遣労働者の労災については、派遣先と派遣元の双方に報告義務が課され、その実施を確保するための関係規定の整備も行われたこと、第 2 項にかかる安全・衛生管理者の選任届の帳票の入力記録を残す、法定健診結果の届出に際して

の産業医の署名押印（そもそも、産業医制度の普及を図る趣旨から設定された経緯がある）を不要とするなど、報告手続を簡素化する動きがあること、
等が示されている。

21 大藪・近藤報告③（第 11 章第 101 条～第 103 条）

（分担報告書の執筆は完了、要約は未了）

22 吉田報告②（第 11 章第 104 条～第 105 条）

（本文、要約ともに未了）

23 森山報告（第 11 章第 106 条～第 108 条）

（本文は完了、要約は未了）

24 大藪・近藤報告（第 11 章第 109 条～第 115 条）

（本文は完了、要約は未了）

三 横断的検討課題

1 森報告①（法定健診制度の在り方）

森報告①は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、法定健診制度につき、一般健診と特殊健診を区分し、それぞれの趣旨と概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確であり、有害物にばく露する業務などは、特殊健診に位置づけ、標的臓器を明らかにして、

本人の健康管理と作業環境改善を図るべきこと、現在は特定業務とされている強烈な騒音を発する屋内業務も特殊健診に位置づけるべきこと、

イ 一般健診は、個々の労働者の健康状態、資質と職務との適性を測る趣旨を持つので、その健診項目については、脳心臓疾患の発症リスクに関連するものに特化すべきではなく、事業場の実情と労働者をよく知る産業医の裁量によって加除が可能となるようにすべきこと、また、その意義に照らして、パートタイマーにも対象を拡大すべきこと、加えて、受診の時間が、特殊健診と同様に労働時間とみなされるようにすべきこと、

ウ 現状、外部健診団体に健診を委託している事業者が多いが、その運用上、法定されている医師の判断による一部診断項目の省略は困難なので、事業場において産業医等の専門家によってそのあり方について検討して対応できるようにすべきこと、

エ 現状、雇入れ時健診、定期健診項目にある問診内容の決定は多分に担当医の裁量に委ねられているが（昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 601 号の 1）、その適正を確保するための手続・手順を明らかにすべきこと、同じく既往歴の聴取の内容についても具体的な指針を設けるべきこと、

オ 特殊健診は、危険有害な業務への従事（危険有害な作業環境・条件への慢性ばく露）による健康障害を防止することを目的としたものであり、両者の因果関係に対して過不足を解消すべきこと、よって、危険有害業務に「常時従事する」

という適用上の要件の拡張解釈により過剰な健診が実施されてはならない一方、作業環境測定等によるリスク評価では見過ごされる健康障害の捕捉と対応も目的としているため、それらの評価が良好だからといって容易に免除されるべきものではないこと（そしてその趣旨は、既に特別規則の中に盛り込まれていること）、

カ 安衛法では、職域で取り扱われる全ての化学物質についてリスクアセスメントが努力義務とされており、一部の物質については義務とされているのに対し、法令上、特殊健康診断の対象となっている物質は極めて限られており、本来、リスクアセスメントの結果を受けて、適宜、自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないことから、リスクに応じた特殊健診の実施を努力義務ないし義務とすべきこと、特に、揮発性の高い物質や未規制物質、現行の特別規則の制定時からリスクに変化が生じた物質がもたらすリスクを適切に反映した健診を実施すべきこと、

キ 本来、適切に特殊健診を実施し、その結果を受けた対応（作業環境改善等）を行うには、危険有害業務・物質へのばく露の推定と健康影響の双方の把握を的確に実施する必要があるが、これまで、ばく露推定の改善を図る科学的、政策的取り組みがなされても、諸事情から、特殊健診項目の修正は容易になされなかった経緯があることも踏まえ、事業場において、産業の現場をよく知る産業医の判断を踏まえた特殊健診項目の設計を図るべきこと、

ク 現に多くの事業体の健診を受託し

ている健診機関の質的評価が、委託者による選定に反映するよう促す仕組みを考察すべきこと、

ケ 労働者には、本人が受診しなかったことで疾病が増悪した場合に使用者を免責した（：労働者側の受診を含めた健康の自己管理責任を述べた）判例の示唆も汲み、使用者による業務命令権の行使も視野に、健診の受診を促すべきこと、

コ 健診制度の趣旨は、健診結果を一般的な健康管理や特殊な健康管理に活用して初めて実現されること、そのため、法定健診の実施のほかに、一般健診と特殊健診の両者について、健診結果の記録（安衛法第 66 条の 3）、診断結果の通知（第 66 条の 6）には罰則が設けられ（なお、近年の安全衛生政策が重視する長時間労働による脳心臓疾患を防止するための医師による面接指導にも罰則が設けられている）、その後の医師らへの意見聴取、種々の事後措置と共に、本人による対応への流れが促されていること、また、事後措置については、事後措置指針に詳細が定められ、履行の支援が図られていること、事後措置指針では、特殊健診を想定して、作業環境測定の実施や施設・設備の改善、作業方法の改善等が求められ得る旨も示唆されていること、

サ 再検査や精密検査の法的位置づけは必ずしも明らかではなく、事後措置指針によれば、保健指導（第 66 条の 7）の一環とも解され得るが、診断の確定等により疾病の早期発見やその後の健康管理等に資することから、その必要がある労働者には速やかに勧奨し、実施されるべきであり、要精密検査という健診結果を

本人に通知することは安全配慮義務の内容となる旨の裁判例もあるが、現状、たとえ実施されても、結果の確定まで時間がかかり、それまでに就業上の配慮を講ずべきか否かやその内容に迷う関係者も多いので、労使協議により方針が決定され、確実かつ適正な実施が図られるよう誘うべきこと、ただし、使用者が本人に精密検査の受診を示唆したのに本人が応じなかった等のケースでは、使用者の過失責任は否定される場合が多く、前提条件なしに民事上の実施義務が課されるわけではないこと、すなわち、裁判所は、健康管理については特に、本人の自覚症状が不可欠なものもあり、労使双方の自発的努力がなければ機能しない旨を示唆してきたこと、

シ 就業上の措置の適切な判断には、ある程度の職場状況の把握、本人との面談、その前提となる人員と経済的基盤が必要となることを示唆する調査結果があるが、産業医選任が行われていない事業場では現実にはあまり実現できていないので、その後押しが求められること、その際には、事後措置指針にも記された関係者間の連携、特に事業場の健康管理部門と人事労務管理部門の連携、ライン管理職による理解が鍵となること、もっとも、裁判例からは、法第66条の5に基づく就業上の措置の実施が直接的に労働契約上の義務となって使用者に強制されるわけではなく、1次予防的な適正な労働条件確保のほか、2次予防的な素因保有者への配慮等が事案ごとの個別事情を汲んだうえで安全配慮義務などと認められる傾向にあること、

ス 保健指導を担当する保健師の選任につき法の定めがないため、事業場によるばらつきが大きいので、その事情に応じた選任が図られるべきこと、

セ 事後措置指針では、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の内容が安衛法に基づく保健指導で活用されるよう促しているが、現状では、医師や保健師が特保を受けた事実を確実に知る仕組みもないので、両制度の連携に向けた対策が講じられるべきこと、

ソ 行政が事業場における健診の実施状況を把握し、その適正な実施を確保するための健診結果報告では、規則上の様式で「医師の指示人数」として、健診の結果、要医療、要精密検査等医師の指示があった者の数を記入することになっており、これに基づき有所見率のデータが算出されているが、現状ではその判断基準は個々の医師の裁量に委ねられているため、データとしての客観性を担保するための基準を設けるべきこと、また、就業上の措置区分に関する報告義務を設定することで、健診制度の実効性を担保すべきこと、

タ 派遣労働において、健診制度の実効性を高めようとする、健康状態の適正把握と適切な就業制限により、却って派遣切りを招くおそれがあるため、適切な対策が講じられるべきこと、

等が示されている。

2 森報告②（化学物質管理制度の在り方）

森報告②は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、化学物質管

理につき、概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 化学物質の危険有害性には、主に、①引火・爆発性等の物理化学的危険性、②人の健康への有害性、③環境生物への有害性、④地球環境への有害性の 4 種類があること、吸収経路には、経気道、経口、経皮の 3 種類があり、こうして吸収された化学物質は、物質ごとに特定の臓器（標的臓器）に健康障害を発生させること、物質へのばく露は、短時間多量から長時間少量までさまざまで、その影響には主に前者の直後に生じる急性影響、主に後者により生じる慢性影響があり、ばく露から時間を置いて生じる遅発性／晩発性障害もあること、ばく露の主な低減策には、①物質自体の危険有害性の排除ないし最小化、②発散・拡散の抑制、③作業方法や作業時間の調整、④保護具の着用、⑤健康影響を受け易い労働者の配転、があり、主に①②が作業環境管理に該当し、同じく③が作業管理、同じく④⑤が健康管理に該当すること、本来的には①②が優先されるべきだが、現実的でない場合、多段階の対策を効果的かつ効率的に実施する必要がある、その基盤となるのがリスクアセスメントであること、また、その有効性のモニタリングを行う必要がある、作業環境管理に対応するのが作業環境測定、作業管理に対応するのが個人ばく露測定、健康管理に対応するのが生物学的モニタリングであること、

イ 化学物質管理に関する基本的な規定は、安衛法第 22 条第 1 号（原材料、ガ

ス、蒸気、粉じん等による健康障害防止措置）、第 26 条（労働者の対応義務）、第 27 条（労使の義務内容の省令による規定）であり、第 27 条に基づく規則に安衛則のほか、特化則等の特別規則があること、

ウ 化学物質の危険有害性を国際的に共通基準で評価するため、2003 年に国連経済社会理事会で採択された決議が、「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）であり、同システムは、それを、①引火・爆発性等の物理化学的危険性、②人の健康への有害性、③環境への有害性、の 3 種類に分類し、それぞれレベル分けの基準を設けていること、

エ 安衛法は、GHS が危険有害性ありと認めた化学物質を特定し、事業者の対応を義務づける規制を設け、新規化学物質の届出を義務づけて、不足分をカバーしようとする方策を採っていること、これは、事業者によるリスクアセスメントを支援する仕組みとも言えること、すなわち、化学物質管理の基本は、リスクの大きさに応じた低減措置にあるところ、リスクは、有害性×ばく露レベルで評価され、このうち有害性は、SDS から読み取ることになるので、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者に SDS の交付を義務づけ（第 57 条では、ほぼ同じ要件を充たす物質にラベル表示を義務づけ）、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 15 で、厚労大臣が指定した特定危険有害化学物

質（GHS(JIS Z 7253)に従った化学物質の分類上、危険有害性を有するものうち第 1 段階の対象物質を除いたもので、特化則の規制対象となる特化物などとは異なる）等について、交付を努力義務としており、特定危険有害化学物質等は、安衛則第 24 条の 14 が定める危険有害化学物質等と概ね一致するので、SDS 交付の努力義務の対象物質は、同規定により、ラベル表示の努力義務の対象物質となり、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなること、法第 57 条の 2 第 1 項にいう政令指定物質とは、安衛法施行令第 18 条の 2 が定める同施行令別表第 9 所定の物等であり、別表第 9 には 631 物質が掲げられ、同施行令別表第 3 第 1 号が製造許可物質を定めており、2021 年 1 月 1 日時点では合計で 674 物質が交付義務対象とされ、リスクアセスメントの義務（法第 57 条の 3 第 1 項）の対象物質と一致していること、他方、安衛則第 24 条の 15 により厚労大臣が指定した特定危険有害化学物質は、化学物質のうち GHS 基準で危険有害性があるとされている物質であって、交付義務対象物質を除いたものであり、リスクアセスメントの努力義務（法第 28 条の 2）の対象物質と一致していること、

エ 安衛法は、①過去の健康障害事例、②有害性、③以前からの引き継ぎ、に応じて、化学物質を段階的に規制してきたこと、そのうち最も厳しい規制は、製造禁止（法第 55 条。禁止対象物質は、黄燐マツチ、ベンジジン等、施行令第 16 条に

定められていること）と製造許可（法第 56 条。許可対象物質は、ジクロロベンジン等、別表第 3 第 1 号に定められていること）であること、次に厳しい規制は、法第 27 条により定められた省令（安衛則のほか、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則などの特別衛生規則）による、施行令で規定した物質を対象とする、3 ステップアプローチ（第 1 ステップ：有害性の低い化学物質の使用などの本質的安全化、第 2 ステップ：局所排気装置の設置、保護具の装着などの衛生工学的措置、第 3 ステップ：専門家の配置などの体制づくり、教育指導などの人的措置の順でリスクに対応する方法）などの諸措置の事業者への義務づけであること、特別衛生規則は、物質の名称や性質ごとに制定されていること、異なる視点・軸で適用対象が決められているため、例えば、発がん性を持つ有機溶剤は特化則（対象物質は施行令別表第 3 に規定）と有機則（対象物質は施行令別表第 6 の 2 に規定）とで競合関係（双方の適用にかかる場合にも適用をいずれかに絞り、他者を排除する処理）となること、

オ 特化則は、主に発がん性物質を対象としているが、その対象物質のうち第 1 類、第 2 類は、慢性ばく露による健康障害が疑われる物質であり、第 3 類物質は、酸、アルカリ、有毒ガスなど漏洩や接触による急性中毒などがある物質であること、発がん性物質については、補充的な規制が設けられていること¹⁴、すなわち、特別規則で措置が設けられているように以下のように記され、有害性の

¹⁴ 厚生労働省の WEB サイトには、以下

ない物質のうち一部について、法第 28 条第 3 項に基づく指針（がん原性指針）が設けられ、その対象は、法第 57 条の 4 第 4 項（製造・輸入業者から新規化学物質の届出があった場合、審査によって必要と認められる場合、厚生労働大臣は、施設設備の設置等所要の措置を届出人に勧告できる旨の規定）による勧告か第 57 条の 5 第 1 項（がん原性物質の製造・輸入業者や使用者に、厚生労働大臣が、有害性調査を命じ得る旨の規定）による指示の対象物質などとされていること、がん原性指針には、ばく露低減措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の表示と譲渡提供時の文書交付等が記載されていること、

カ 新規化学物質は、従来から産業界で用いられてきた既存化学物質の対義語で、その届出制度は、安衛法と、厚労省・経産省・環境省の 3 省が所管する化審法（化学物質の審査及び製造等棟の規制に関する法律）に基づき行われていること、化審法は、1968 年に起きたカネミ油症事件で、難分解性・高濃縮性の PCB が長期間人体内に蓄積して生じる健康障害がクローズアップされたことを契機に制定され、その後、高濃縮性ではないが、

長期毒性を持つトリクロロエチレン等を想定した規制も行うようになったこと、安衛法では、第 57 条の 4 で、製造中間体、副生物、廃棄物を含む新規化学物質につき、製造・輸入業者に、安衛則第 34 条の 3 に基づき、変異原性試験、がん原性試験等を適当な施設で実施するよう義務づけており、具体的な試験方法や適当な試験施設に関する基準（後者の基準を安衛法 GLP(Good Laboratory Practice)と呼ぶ）も定められていること、また、法第 57 条の 4 第 2 項は、有害性調査の結果に応じた健康障害防止措置、第 3 項は、届け出られた新規化学物質の公表（官報による）、学識経験者の意見を踏まえた事業者への措置の勧告（施設・設備の設置・整備、保護具の備え付け等）等を定めていること、現下、法第 57 条の 4 に基づき届け出られた新規化学物質のうち強い変異原性が認められた約 1000 の物質が、既存化学物質でそれに該当する 237 物質と共に、「強い変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号）」に沿って、ばく露防止対策、作業環境測定、労働衛生教育、ラベルの表示・SDS の交付、記録の保存等の措置を

程度は、（高）第一類>第二類>第三類（低）と解されている。

第一類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの

第二類物質：がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当し

ないもの

第三類物質：大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質（厚生労働省の WEB サイト

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei20/dl/04.pdf> 最終閲覧日：2021 年 8 月 16 日)

講ずべきとされていること、

キ 産業現場で用いられることが多い混合物については、その中にどの程度の重量割合で当該化学物質が含有される場合に、当該物質にかかる規制を適用するか、すなわち裾切値を明確化する必要がある、現に、特化則と有機則は、ラベル表示と SDS による通知（及びリスクアセスメント）の規制の適用について、裾切値を定めていること、ラベル表示については、人に対する変異原性・発がん性がある物質で0.1%、呼吸器感作性がある物質（気体）で0.2%、人に対する生殖毒性がある物質で0.3%、その他の有害性がある物質で1%となっており、通知等については、概ねそれより低い（＝厳しい）値となっていること、

また、物質の性質に応じた分類もあり、特化則では、第一類物質含有製剤などのうち含量が重量の1%を超えるものなど、各類型に応じた基準を超えた場合に、当該物質として扱う旨定めていること、有機溶剤については、有機溶剤一般の健康影響と特定の有機溶剤に特有の健康影響とがあつて、両者に対応するため、やや複雑な基準を設けており、有害性は、

（高）第一種＞第二種＞第三種（低）の区分を前提に、例えば、第一種有機溶剤の合計の重量比が5%を超えた場合には第一種有機溶剤として取扱い、第二種有機溶剤と第一種有機溶剤の合計が5%を超えた場合、第一種有機溶剤として取り扱われる場合を除き、第二種有機溶剤として取り扱われる旨規定されていること、特殊健診も、物質ごとの実施が予定されている場合、対象となる有機溶剤が5%

を超えて含まれる場合、実施義務が生じること（施行令第22条第2項、有機則第29条第1項、第2項）、

ク 特別規則による規制外にも有害性の高い物質が存在し、厚労省労働基準局には、その対策の手順が存在すること、すなわち、まず、「化学物質のリスク評価に係る企画検討会（企画検討会）」で、国のリスク評価方針の検討、主に国際がん研究機関（IARC）の区分（1→2A→2B）に則って、発がん性の次に生殖毒性等の順で、その対象物質の選定等を行うこと、選定された物質のうち製造・取扱量が500kgを超えるものは、安衛則第95条の6の対象物質となり、所定の様式による管轄労基署長への報告が義務づけられること、報告が出されると、「化学物質のリスク評価検討会（リスク評価検討会）」のもとで、所定の要領に基づき、使用状況や文献検索などにより初期リスク評価が行われ、さらに必要があれば詳細リスク評価が行われること、こうして、物理化学的性状、有害性、ばく露状況、ばく露労働者数等を要素として、リスクの総合判断が行われること、そのうえで、健康障害発生リスクのある作業については、「化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（防止措置検討会）」で、その防止措置が検討され、特化則やがん原性指針の改定などが行われてきたこと、また、特殊健診項目の修正に際しては、主に「化学物質の健康診断に関する専門委員会」で検討されてきたこと、この手続は2005年度から開始され、2019年度までに220物質が報告対象となり、約20物質が特化則の規制対象となったこと、も

つとも、こうした従前のプロセスでは、新規化学物質等によるリスクへの対応が遅れがちなこと、捕捉されるハザードないしリスクに限界があること等を踏まえ、近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」で、国によるGHS分類されたより多くの物質について、よりスピーディーにラベル表示、SDS 交付等の対象とするよう、積極的な方策が提言されたこと¹⁵、

ケ 安衛法は、法規則による規定の有効性を図ったり、法定外の対策を講じさせるため、従業員数50人以上の事業場につき、衛生管理者、産業医の選任を義務づけており、作業主任者と連携した対応が望まれること、衛生管理者は、法第10条第1項各号所定の業務（危険・健康障害防止措置、安全衛生教育、健診等健康の保持増進措置、災害原因調査と再発防止対策等）のうち衛生に関する技術的事項の管理を担当することとなっていること、産業医は、安衛則第13条第1項所定の事項（健診とその結果に基づく健康確保措置、長時間労働面接やその対象外の者への類似の措置、ストレスチェックの実施やその結果に基づく面接指導、その結果に基づく健康確保措置、作業環境管理、作業管理、他号が定めるもの以外の健康管理、健康教育・相談、衛生教育、健康障害原因の調査及び再発防止措置関連事項等）で医学に関する専門知識を必

要とするものを担当することとなっていること、作業主任者は、法第14条により、施行令第6条各号に定められた業務について、所要の技能講習修了者が選任され、当該作業に従事する労働者の指揮等を行うこととなっており、このうち第18号、第19号、第20号、第22号が、特化則、鉛則、四アルキル鉛則、有機則関係となっていること、

もつとも、彼らに法定外の自主管理を行わせるには荷が重い面があるため、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」とその関係通達が、事業場の実態に精通した当該事業場の労働者のうちから、化学物質等の管理の担当者（化学物質管理者）を指名して、そうした業務を行わせることが望ましいとしていること（近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」では、GHS 分類済み危険有害物を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる事業場では、化学物質管理者を選任し、一定の業務を担当させることを義務付ける旨提言した（同検討会報告書（令和3年7月19日）<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000807679.pdf>））、

とはいえ、化学物質管理は専門性が高く、欧米ではインダストリアルハイジニストやオキュペイショナルハイジニストといった高度専門資格が設定されており、

¹⁵ 厚生労働省のWEB サイト（資料① <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000737421.pdf>、資料② [\[00/000704772.pdf\]\(https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000704772.pdf\)、検討会報告書 \[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html\]\(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html\) いずれも最終閲覧日：2021年8月17日\)](https://www.mhlw.go.jp/content/113030</p>
</div>
<div data-bbox=)

日本でも作業環境測定士協会を事務局として認定オキュペイショナルハイジニストの育成と資格認定制度が開始されたが、2019年10月時点で45名しか登録されていなかったこと、

コ 化学物質対策では、基本的に慢性ばく露対策が基本となり、それには有害性の低い物質への代替などの本質的対策（3ステップアプローチでいう第1ステップ）が理想だが、知識、技術、コスト、産業利益などとの関係から困難なことも多いため、リスクアセスメントを行い、評価したリスクの程度に応じた対策の優先順位付けを行い、再評価により見いだされた残存リスクには追加対策を行うべきで、この際の対策では、上記の本質的対策のほか、局所排気装置の設置等の工学的対策、保護具の着用、教育訓練等の第2ステップ、第3ステップも検討されるべきこと、もっとも、それでも見逃されるばく露等に対応するため、健診を実施して、リスク評価結果と照合すべきこと、

化学物質による健康障害リスクの許容レベルとして重視されているのが、日本産業衛生学会が公表してきた許容濃度であり、「労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で有害物質に曝露された場合に、当該有害物質の平均濃度がこの数値以下であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度」と定義されていること、

このような基本的対策は、ほんらい、有害性のある全ての化学物質について行うべきであり、法第22条は、そのような

趣旨で一般的な定めを置いていること、特別衛生規則は、より健康障害発生リスクが高い化学物質に対して、リスク管理のための詳細な規定を設けているのであって、その規制を外れれば対応不要というわけではなく、がん原性指針は、そうした趣旨もあって設けられたこと、

サ リスクアセスメントは、危険有害性がある全ての化学物質について実施すべきだが、現行法は、物質ごとに規制の強度を分けており、先ず、第57条第1項所定の製造許可物質および第57条の2第1項所定の政令指定物質の対象となる物質（2021年1月1日時点で両者合わせて674物質）について、法第57条の3第1項で、実施を義務づけ、第2項で、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としていること、次に、安衛法第28条の2で、危険有害性を有するすべての化学物質に対してリスクアセスメントの実施を努力義務とし、その結果に基づく法令上の措置（衛生基準の実施）を義務づけ（*既存の義務規定に連結する趣旨）、その他必要な健康障害防止措置を努力義務としたうえで、当初は同条、法第57条の3が新設されると、その第3項に基づき、化学物質に特化した指針（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（基発0918第3号平成27年9月18日）（以下、「化学物質リスクアセスメント指針」とも言う））が発出されたこと、この指針は、リスクアセスメントからリスク低減措置の実施までの一連の措置の基本的

な考え方及び具体的な手順の例を示すとともに、これらの措置の実施上の留意事項を定めたものであること、リスクアセスメントの実施時期については、安衛法第 57 条の 3 第 1 項所定のリスクアセスメントの義務にかかる安衛則第 34 条の 2 の 7 が、原材料や作業方法の変更が生じた際や化学物質情報の変化が生じた際を規定しており、いわゆる「変更の管理」を求めていること、他方、安衛法第 28 条の 2 第 1 項所定のリスクアセスメントの努力義務にかかる安衛則第 24 条の 11 も、同様の規定を置いていること、もっとも、リスクアセスメントの本来目的に照らせば、新たにそれを実施する際には、全てのリスク要因を対象とすべきこと、

シ 化学物質のリスクアセスメントの第一歩となる有害性の確認に際して、国際的な統一化を図るために 2003 年に国連経済社会理事会で推進決議が採択されたのが、「化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）であること、GHS は、危険有害性の類型ごとのレベル分けの基準やラベル、SDS の内容の統一化を図るルールを示すもので（従って、実際の分類は国ごとに行われることになる）、ラベル等での情報伝達手段として、絵表示（ピクトグラム）を用いたり、取扱い上の奨励措置も示していること、有害性の性質は、引火・爆発性等の物理化学的危険性、人の健康への有害性、環境への有害性の 3 種に分かれ、それぞれについて危険有害性の分類基準が示されていること、SDS（化学物質等

安全性データシート（Safety Data Sheet）は、化学物質やそれを含む混合物の譲渡提供者が、その危険有害性や取扱い方法等の情報を相手先に提供するための文書であり、物質の名称や、物理化学的性質、危険性、有害性（安衛法上の危険性、有害性については、表 2 を参照されたい）、曝露した際の応急措置、取扱・保管・廃棄方法などが記載されるべきこととされていること、対象となる危険物・有害物は、施行令、安衛則等に定められていること、

ラベル表示と SDS 交付について、安衛法は、第 1 段階として、第 57 条と第 57 条の 2 第 1 項で、政令指定物質と第 56 条第 1 項所定の製造許可物質について、譲渡提供者にラベル表示と SDS の交付を義務づけ、第 2 段階として、安衛則第 24 条の 14 と 15 で、厚労大臣が指定した危険有害化学物質（GHS に従って化学物質を分類したときに、危険有害性を有するもののうち第 1 段階の対象物質を除いたもの）等について、交付を努力義務としている（同時に、法第 28 条の 2 が定めるリスクアセスメントの努力義務の対象ともなる）こと、

ス 適切にリスクアセスメントを行うには、物質の有害性情報と共に、労働者のばく露状況の評価が必要となり、その推定方法として、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングがあること、それぞれに対応する基準値として、管理濃度、許容濃度、生物学的ばく露指標があること、

このうち許容濃度の定義は上述した通りだが、日本産業衛生学会が公表するも

ののほか、米国の ACGIH（American Conference of Governmental Industrial Hygienists：アメリカ合衆国産業衛生専門官会議）が公表する TLV、ドイツの DFG（Deutsche Forschungsgemeinschaft：ドイツ学術振興会）が公表する MAK などがあること、個人曝露測定がモニタリングの基本となっている国では、許容濃度が規制値とされることが多く、米国 OSHA の PEL(permissible exposure limits)などがそれに該当すること、許容濃度は、基本的に、過去の災害事例や動物実験データなどから理論的な無毒性量（NOAEL）を割り出し、個体差等を考慮するための安全係数を加味して決定するので、採用する知見や安全係数の選択などで差が生じるし、当然に新たな科学的知見の影響も受けること、物質によっては、短期間ばく露（15 分間の時間加重平均（時間荷重平均（TWA：Time Weighted Average）＝濃度×持続時間／総時間数で算出される。その範囲内であれば、ほとんどの労働者に悪影響が生じない値を得るため、適当な時間の平均を算出することで得られる））や天井値（どの時点でも超えてはならない値）を設定することがあること、

管理濃度とは、作業環境管理のため、作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標であり、学会等の示す許容濃度等や各国のばく露規制等のほか、現実的な技術的実行可能性等も踏まえつつ、本来目的に沿うよう行政的見地から設定されるものであること、従って、その対象は、作業環境測定が義務づけられ

た物質となっており、作業環境評価基準の別表に記載され、適宜追加・見直しが行われていること、

生物学的ばく露指標とは、その範囲内であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される生物学的モニタリング値（：尿中代謝物や血液等に占める物質の濃度）のことであり、個人ばく露の許容濃度に対応していること、したがって、許容濃度を勧告している前述のような団体が提供しており、日本産業衛生学会では「生物学的許容値」、ACGIH では「Biological Exposure Indices(BEI)」、DFG では「Biological Tolerance Value(BAT)」を公表していること、日本では、有機則で有機溶剤等健診結果報告書、鉛則で鉛健診結果報告書に分布 1～3 の値が示されており、分布 3 が生物学的曝露指標に相当するとされていること、

セ 化学物質管理におけるリスクについて、ハザードは SDS から当該物質の GHS 分類を読み取れるが、災害発生確率は、測定・推計した曝露量を許容濃度等の基準値と比較して割り出すこと、許容濃度等の基準値は SDS に記載されていること、ばく露推定には、定量的方法と定性的方法があり、このうち定量的方法には、作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリングの 3 種があること、

セ 作業環境測定は、作業環境管理の一環であり、安衛法第 2 条で、「作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析のこと」と、体系的な内容の定義がなされていること、日本で

は、個人ばく露測定が法的に義務づけられていないため、どうしても、定量的な作業環境測定に比重が置かれがちとなること、

測定対象となる場所については、安衛法第 65 条第 1 項に基づき、施行令第 21 条に規定されていること、化学物質関係では、第 7 号が特化物、第 8 号が鉛、第 10 号が有機溶剤にかかる屋内作業場等を規定していること、また、各特別規則にも測定の章が設けられ、測定の対象業務から頻度、記録すべき項目、保存期間等諸々が規定されていること、作業環境測定の質的担保のため、作業環境測定法が、作業環境測定士や同測定機関について定めていること、

石崎報告で示されている通り、作業環境評価基準により、実施されるべきとされている測定には、以下の 4 種類があること、

A 測定：単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき 6 m 以内の等間隔で 5 点以上の格子点で測定

B 測定：ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定

C 測定と D 測定は個人サンプリング法であり、両者の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の関係にあること、

C 測定：健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わるような

条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行う測定

D 測定：発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行う測定

評価値には、次の 2 種類があること、

第 1 評価値：作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度

第 2 評価値：単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値

表 3 に示すように、作業環境評価基準では、A 測定のみ実施する場合、第 1 評価値が管理濃度に充たない場合が第 1 管理区分、

評価結果（管理状態の良し悪し）を示す管理区分には、以下の 3 種があること、

第 1 管理区分：当該単位作業場所のほとんど(九五%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態

第 2 管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第一管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第 3 管理区分：当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態

なお、第 1 評価値は管理濃度を超えるが、第 2 評価値（単位作業場所における気中有害物質の算術平均濃度の推定値）は管理濃度以下の場合が第 2 管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第 3 管

理区分となること、

測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、測定値の評価（第 1 評価、第 2 評価）には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化（桁数で示す）した幾何平均・幾何標準偏差を用いられていること、

B 測定を用いる場合、それが 1 箇所での最大値を測るものなので、A 測定による第 1 評価値とを組み合わせた評価となり、第 1 評価値と B 測定値の双方が管理濃度に満たない場合を第 1 管理区分とし、第 2 評価値が管理濃度以下で B 測定値が管理濃度の 1.5 倍以下である場合を第 2 管理区分、第 2 評価値が管理濃度を超えるか B 測定値が管理濃度の 1.5 倍を超える場合を第 3 管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C 測定→A 測定、D 測定→B 測定と読み替えて評価すること、

ソ 個人ばく露測定とは、個人の曝露量の定量的な推定であり、許容濃度を規制値としている国では化学物質にかかるリスクアセスメントの基本的手法となっているが、日本では規制値とされていないため、作業環境測定が基本的手法とさ

れていること（この点は、近年開催された厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」で、リスクアセスメントに、（仮称）ばく露限界値を充たしているか否かの評価を含める方向付けが図られた¹⁶⁾、個人ばく露測定ならば、屋外作業場での曝露評価も可能であるなどメリットも多く、日本産業衛生学会産業衛生技術部会は、平成 27 年 1 月にガイドラインを公表していること、個人ばく露測定にも、デザイン、サンプリング、分析の 3 段階があり、このうちデザインでは、やはり全労働者のばく露測定ではなく、サンプルとなる 5 点以上から成る「同等ばく露グループ」を設置して測定することとなること、測定時間は 8 時間/シフトが原則だが、ばく露の日間変動や作業者の場所の移動があるので、サンプルはランダムに選択する必要があること、労働者に携帯させるサンプラーがその負担とならないように配慮する必要があること、サンプリングは、作業者の呼吸域に近い場所で行う必要があること、機器にはパッシブサンプラーとクティブサンプラー、ローボリュームサンプラーとハイボリュームサンプラー¹⁷⁾といった種類があるので、条件や

¹⁶⁾

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000704772.pdf>、検討会報告書
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19932.html いずれも最終閲覧日：2021 年 8 月 17 日)

¹⁷⁾ パッシブサンプラーは、サンプラーを吊るすなど放置しておく方法で、アクテ

ィブ法は、積極的に空気中の物質を吸引して吸着させる方法であり、ローボリュームエアサンプラーは、時間をかけて一定の空気を採取する測定方式で、中高濃度用であり、ハイボリュームエアサンプラーは、短時間で多くの空気を採取することができる測定装置で、ろ紙が目詰まりし易いため、低濃度用である。

用途に応じた使い分けが必要となること、

タ 労働衛生分野の生物学的モニタリングは、「労働の場において、有害因子に曝露している労働者の尿、血液等の生体試料中の当該有害物質濃度、その有害物の代謝物濃度、または、予防すべき影響の発生を予測・警告できるような影響の大きさを測定すること」と定義されており（日本産業衛生学会）、要するに、採取された生体試料中の化学物質やその代謝物（変換したもの）から作業者のばく露レベルを推定したり（ばく露モニタリング）、作業環境中の化学物質の定量分析から、作業者のばく露レベル等を評価するもの（影響モニタリング）だが、一般的にはばく露モニタリングを指すこと、

日本では、平成元年の有機則及び鉛則の改正から法に基づき実施されるようになったこと、

生物学的モニタリングの生体試料としては、尿、血液、呼気、毛髪などが用いられるが、安衛法令に基づくモニタリングでは、尿中代謝物検査が用いられていること、化学物質の代謝経路は複線的で、測定対象とする代謝物は、それが占める割合、測定の容易さ、特異性などを考慮して決定されること、このうち特異性は、他の化学物質へのばく露や食事等の影響からの差別化を意味すること、化学物質やその代謝物は、ばく露の一定期間後に体内で濃度がピークに達して徐々に減じるが、そのスピードが物質によって異なるため、一般的に半減期が重要な指標とされ、（ばく露後に）試料採取を行うタイミングが計られていること、保護具を着用していてもこの値が高い場合、保護具

の着用方法に問題がある可能性が窺われること、他の測定方法の値が低いのに、この値が高い場合、他の測定方法が不適切だったり、作業以外でのばく露が疑われること、

チ 化学物質への慢性ばく露のリスクの見積もりは、前述の通り、健康障害の重篤度（≡物質の有害性）と健康障害の発生可能性（≡ばく露推定値と許容濃度の対比）から行われ、後者には作業環境測定や個人ばく露測定が必要になるが、全ての場合での実施は難しいので、UKで開発されたILOのコントロール・バンディング法（ばく露レベルを、使用量と沸点から推定される揮発性／粉体については飛散性だけで評価する方法）などの簡易評価法が開発され、化学物質リスクアセスメント指針（「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（基発0918第3号平成27年9月18日））にも定められていること、この指針に定められた多数のリスクの見積法のうち一般的なのは、物質の有害性と作業環境測定から判明した物質の気中濃度等とその物質のばく露限界等を対比する方法（9（1）イの（ア））、化学物質を実測せず、その排出量と物質の性状等から環境中濃度を推定するための方程式等に基づいて算出する数理モデル（9（1）イの（イ））であること、物質の有害性の程度については、指針の別紙3にILOによる分類（A～Sまで）が例示されていること、作業環境測定や個人ばく露測定から推定したばく露の程度は、許容濃度との関係で、 V ：測定値 $>$ 許容濃度から I ：許容濃度 $\times 1/100 \cong$ 測定値まで5段階で評価されて

いること、ただし、場所や移動などの前提条件の違いを考慮して、測定はランダムに 5 点以上で行われるので、日本産業衛生学会の「化学物質の個人曝露測定のガイドライン」では、算術平均値（AM）と対数正規分布（この点については、石崎報告書の要約のトを参照されたい）の上限 95%値（X95）の双方と曝露限界値（OEL）との関係から評価を行うことを提唱していること、このようにして、有害性レベルを縦軸、ばく露レベルを横軸にとることで、リスクレベルが評価されること、

なお、前述の通り、ILO のコントロール・バンディング法は、ばく露レベルを、使用量と沸点から推定される揮発性／粉体については飛散性だけで評価し、局排などの換気装置や作業時間等を考慮しないため、高めのリスクを示しがちなので、化学物質リスクアセスメント指針でも、こうした要素を加味した評価（修正）方法が示されていること、また、取扱量が少なくばく露限界値が設定されていないような物質でも対応できる精度を上げた簡易ツールとして、Chemical Risk Easy Assessment Tool Edited for Service Industry and MultiPLE workplaces（CREATE-SIMPLE）が日本で開発されており、曝露限界値やGHS区分情報から有害性の程度を判定し、取扱量、揮発性／発散性、含有率、換気情報、作業方法、呼吸用保護具、作業時間・頻度から曝露の程度を判定し、リスクを見積もる方法が採用されていること、もっとも、こうした簡易ツールの開発の背景には、日本では化学物質管理に関する専門家が不足

している事情もあると考えられること、一般的なリスクの見積もりは、経気道ばく露を前提としており、経皮ばく露なども想定せねばならないこと、ばく露推定は、同等ばく露グループを想定しているが、外れ値的な個人のばく露実態もあり得るので、特殊健診での問診等でカバーする必要があり、現に、令和 2 年 7 月の特殊健診制度の見直しの際に、化学物質を対象とした特殊健診一般で、必要な問診が行われることとなったこと（https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anz_en_eisei/hourei_seido/_120676_00002.html 最終閲覧日：2021 年 8 月 23 日）、

ツ 化学物質にかかるリスクアセスメントを踏まえたリスクコントロールでは、①除去、②置き換え、③工学的対策や作業構成の見直し、④管理的対策、⑤個人用保護具の装着というように、発散源に近いところから優先的に対策されるべきとの原則があること、もっとも、工学的対策や保護具の装着のような物的対策は、管理的対策のような人的対策と両輪であること、複数の対策を組み合わせることにより有効となること、

上記のような対策をどのように講じる場合にも、化学物質管理の要諦はばく露防止であり、主に以下のような方策が法的に求められてきたこと、

（1）発散抑制

①換気による発散抑制

局所排気装置やその一環であるプッシュプル型換気装置、全体換気装置による発散抑制については、有機溶剤中毒予防規則第 14 条、特定化学物質障害予防規則第

3 条～第 4 条、第 7 条～第 8 条、鉛中毒予防規則第 24 条～第 32 条に規定されていること、

1) 局所排気装置

ここに掲げられた局所排気装置は、有害物の発散源に吸込み口（フード）を設け、ファンで気流をつくり、発生した有害物を吸い込み、ダクトで運んで空気清浄器で除去した上で大気に放出する装置のことで、囲い式フード（ブース型）と外付け指揮フードの 2 種類に分類されること、

囲い式フードは、発散源をフードで包囲して開口面に吸い込み気流をつくり、有害物質のフード外への漏出を防止でき、排風量が小さくても大きな効果を挙げられること、カバー型、ブース型、グローブボックス型、ドラフトチェンバー型、建築ブース型などがあり（図 3、図 5）、開口面が小さいほど効果が優れていること、

外付けフードは、発散源を包囲できない場合に発散源の周囲に吸い込み気流をつくって有害物質を吸引するもので、大きな排風量を要し（必要排風量＝発生源とフード間の距離の 2 乗）、乱れ気流の影響を受け易いこと、下方吸引型、側方吸引型、上方吸引型があること、飛散や熱気流などを利用して有害物を受け身的に捕捉するレシーバー式フードがあり、熱気の上昇気流などを利用して上部で捕捉するキャノピー型のほか、グラインダーの回転方向に飛散する粉じんを捕捉するカバー型などがあること（図 4、図 5）、

有機則や特化則には局排の風速に関する定めがあり、側方、下方吸引より上方

吸引の方が強力な風速が求められていること、また、直接的な法定事項ではないが、発生源とフード間に作業者の顔が侵入してばく露しないよう留意する必要があること、

2) プッシュプル型換気装置

プッシュプル型換気装置は、有害物質の発散源を挟んで吹き出し用（プッシュフード）と吸い込み用（プルフード）のフードを向き合いで設置する換気装置であること、これには、周囲を壁で囲い、作業室全体にプッシュプル気流をつくる「密閉式」と周囲を囲わずにプッシュとプルのフードを設けて室内の一部にプッシュプル気流をつくる「開放式」があること、

3) 全体換気装置

全体換気装置は、作業場外から清浄な空気を取り込み、作業場内で発散した有害物質と混合、希釈させながら作業場外に排出し、作業場内の有害物質の濃度を無害な程度に低減し、作業者のばく露を少なくする換気方法であり、希釈換気装置とも呼ばれ、局排やプッシュプル型換気装置ほどの機能はないこと、

②局排等以外の発散抑制措置

局排等の設置が困難な例や、より有効な発散抑制措置もあることを踏まえ、平成 24 年の有機則・特化則改正により、そうした措置によりリスク評価の結果第 1 管理区分となるときは、所轄労基署長の許可を受けて局排等を設けないことができる旨規定されたこと（有機則第 13 条）、具体例には、発散した化学物質を含む空気をドラフトチェンバー型フード内で吸引する方法や、手持ちの装置の先端から

化学物質を含む液体を対象物に吹き付け塗布すると同時に先端付近に取り付けられた吸入口より吸引し、収集した化学物質を活性炭等のフィルターに吸着させて作業場内に清浄された空気を排気する方法があること、許可に際して、以前は専門家検討会の審査が求められていたが、現在は、一定の技術的事項を充たす限り、所轄労基署長の判断で足りることとされていること、

③作業環境測定結果に基づく発散状況の改善

安衛法施行令第21条所定の作業場のうち粉じん・特定化学物質・石綿・鉛および有機溶剤に係るものには、作業環境評価基準が適用され、その良否により第1管理区分から第3管理区分に区分されること、第3管理区分となった場合、そのこと自体で罰則は科されないが、測定結果の評価の記録、評価結果に基づく措置、措置後の再測定とその結果の評価（粉じん則第26条の3など）、第2管理区分となった場合、測定結果の評価の記録、改善措置の労働者への周知（粉じん則第26条の4など）が求められること、

(2) 個人用保護具

作業環境管理が困難な場合等には、労働衛生保護具の装着が次善のばく露防止手段となるため、法令上も、特定化学物質障害予防規則第43条～第45条、有機溶剤中毒予防規則第32条～第34条、鉛中毒予防規則第58条、第59条等（四アルキル鉛中毒予防規則は、業務に係る措置として記載）で、準備、労働者に使用させること、労働者が使用すること、保守管理等が規定されていること、

保護具は、検定に合格し、条件に見合った適切なものの選択と共に、適切な装着、保守管理を行うことが重要な意味をもつこと、

衛生保護具には、防毒マスク、送気マスクや空気呼吸器などの呼吸用保護具のほか、経皮吸収などを防ぐ化学防護服、化学防護手袋、保護メガネなどがあること、

①呼吸用保護具

呼吸用保護具には、大別して「給気式」と「ろ過式」があり、前者は人の呼吸が困難な酸素濃度18%未満、後者は18%以上に適応すること、前者は、文字通り空気を積極的に供給するもので、送気マスク（圧縮空気を送るエアラインマスクと自然の空気を送るホースマスク）と空気呼吸器（自ら酸素ボンベ等を背負って使用する給気する呼吸器）があり、後者は、装着者自身の呼吸を利用し、ろ過材や吸収缶を通じて粉じんや有毒ガスなどを除去するもので、防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付呼吸用保護具に区分されること、

防毒マスクは、面体と吸収缶から成り、吸収缶の種類や顔とマスクの隙間（密着性）などにより、直結式小型、直結式、隔離式に分類されること、直結式小型は、面体に直接吸収缶が着いているもので、低濃度に対応し、直結式も同様だが、吸収缶が中濃度に対応すること、隔離式は、面体と吸収缶を連結管で繋ぐタイプで、高濃度対応であること、他方、作業者自身の呼吸を利用するろ過式に分類される電動ファン付き呼吸用保護具(Powered Air Purifying Respirators : PAPR)は、装

着した電動ファンで空気中の粉じんを除去してから清浄な空気を着用者の顔に送る呼吸器マスクであり、一般的に防護率が高いとされているが、有毒ガスや化学物質は除去できないので、防毒マスクや給気式の送気マスクを使う必要があること、

給気式	送気マスク	エアラインマスク
		ホースマスク
	空気呼吸器（自給式呼吸器）	
ろ過式	防塵マスク	取り換え式
		使い捨て式
	防毒マスク	防毒マスク
		防塵機能付き防毒マスク
電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）		

（森晃爾氏作成）

防毒マスクについては、厚生労働省より「防毒マスクの選択、使用等について」は平成17年2月7日付け基発第0207007号」が出されており、型式検定合格品の使用、有害物質や作業内容に適し、作業者にフィットするマスクの選択、保護具着用管理責任者の指名、作業限度時間の

設定、吸収缶の定期的な交換等が記されていること、

②化学防護服・手袋

経皮吸収等による健康障害を防止するため、化学防護服・手袋が有効となる場合があり、このうち手袋は、酸、アルカリ、有機溶剤等の液体・気体、粒子状の化学物質を取り扱う作業者に適応し、材料（ゴム、プラスチック等）によって性能等が変わる（特に有機溶剤では物質ごとにプラスチックへの浸透状況が異なる）ので、対象物質や作業のあり方による選択が求められること、厚生労働省の「化学防護手袋の選択、使用等について（平成29年1月12日付け基発0112第6号）」には、保護具着用管理者が適正な選択、着用及び取扱方法に関する労働者への指導、適正な保守管理、使用状況の監視等を行うべきこと、対象物質や作業のあり方による選択を行うべきこと、その際、透過耐性や作業性が考慮されるべきこと、取扱説明書等がない化学物質については、その組成、作業内容、作業時間等を考慮した選択を行うべきこと等が記されていること、

近年、オルト・トリイジンや MOCA（防水材、床材や全天候型舗装材などに利用されるウレタン樹脂の「硬化剤」で、3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン¹⁸⁾）の経皮吸収による膀胱がんの多発を受け、安衛則及び特化則が

¹⁸⁾ 厚生労働省の WEB サイト
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/000137389.html>、
[Houdouhappyou-11305000-
 Roudoukijunkyokuanzenseiseibu-
 Kagakubushitsutaisakuka/ref.pdf 最終閲
 覧日：2021年8月28日）より。](https://www.mhlw.go.jp/file/04-</p>
</div>
<div data-bbox=)

改正され、オルトートルイジンは特化物に追加され、両者にかかる特殊検診での対応が図られ（オルトートルイジンにかかる特殊健診の実施の義務づけと MOCA にかかる健診項目に膀胱がん検診の追加）、また、両者にかかる作業での保護手袋等の使用が義務づけられたこと（安衛則第 594 条、特化則第 44 条第 2 項を参照されたい）、保護手袋等の使用が義務づけられる物質は限られているが、皮膚障害や経皮吸収の可能性が SDS や許容濃度勧告等に示された物質については同様の管理が求められること、

テ 特殊健診は、有害物等を取り扱う作業に従事する労働者に対し、作業環境管理や作業管理ではばく露のリスクを完全に除去できないことを前提に事業者課される特別な健康管理の義務と関連し、労働者個人ごとに、特定の有害要因へのばく露による標的臓器の障害等の健康影響の関係と共に、必ずしもばく露と関わらない健康障害の発見を目的とするものであること、前者の一環として、作業条件の簡易な調査や生物学的モニタリングが項目立てされていること、

特殊健診には法定特殊健診と任意特殊健診があり、法定特殊健診には、安衛法第 66 条第 2 項に基づく医師による特殊健診と同第 3 項に基づく歯科医師による特殊健診があること、前者の対象業務は施行令第 22 条第 1 項、後者の対象業務は施行令第 22 条第 3 項に列挙され、後者については、安衛則第 48 条が実施の時期と頻度を定めていること、それらを前提に、特化則、石綿則、四アルキル鉛則、有機則が詳細を規定しているが、それらの制

定以後 40 年以上経過して諸条件が変化したことを受けて特殊健診項目の見直しが行われ、必須項目に労働者のばく露状況の適切な把握のための作業条件の簡易な調査が追加されたこと、具体的には、単位作業場所での作業環境測定結果や作業工程や有害物質の取扱量の変化、局排、保護具の使用状況等の情報が確認されること、他方、任意特殊健診は、厚労省の複数の通達で勧奨されており、塩基性酸化マンガンを筆頭に全 29 項目のうちの多くが化学物質であること、

健診は、事後措置が講じられることで初めて意義を持つので、安衛法第 66 条の 4 から第 66 条の 5 と各特別規則に、配置、作業の変更、時短、深夜業の削減、作業環境測定の実施、施設・設備の整備、医師らの意見の安全衛生委員会等への報告などの事後措置が定められていること、

ト 特定の危険業務に従事した者を対象とする特別健康管理制度の一環に健康管理手帳制度があり、施行令第 23 条、安衛則第 53 条が定めるがん発症等のリスクのある業務従事者が離職の際には事業場所在地の都道府県労働局長、離職後には住所地の都道府県労働局長に所定の書式をもって申請することで交付され、在職時から継続して定期的に無償で健診を受診できることとなっていること、

ナ 許容濃度が適応しない群の一部に母性保護を要する女性があり、労基法第 64 条の 3 第 1 項は、妊婦と産後 1 年内の女性向けに妊娠、出産、哺育等に有害な業務について就業制限を規定し、第 2 項は、妊娠・出産に影響する業務に限り、厚生労働省令（女性労働基準規則）によ

って、第 1 項の対象以外の女性にも就業制限を準用できる旨を規定していること、女性労働基準規則のうち化学物質に関する規制は第 2 条第 18 号であり、作業環境測定義務があつて管理濃度が設定されている物質（安衛法施行令第 21 条）のうち、GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1（毒性や変異原性が既に認められているもの）又は授乳影響ありに該当する物質（25 物質）を発散する場所における業務であつて送気マスク等の着用が義務付けられている業務もしくは物質ごとの作業環境測定の結果が第 3 管理区分とされた屋内作業場における業務を対象としていること、第 18 号所定の業務には、女性労働基準規則第 2 条第 2 項（労基法第 64 条の 3 第 1 項により産後 1 年を経過しない女性の就業を制限する業務）および第 3 条（労基法第 64 条の 3 第 2 項により同条第 1 項の規定を準用する業務）の両者が適用されていることから、基本的にすべての女性が就業制限を受けること、もっとも、18 号所定の物質以外にも生殖毒性等を持つ物質はあるため、この規定のみで母性保護が図れるとは限らないこと、

ナ 安衛法は直接的に明記していないが、化学物質に関し、同法第 57 条は、SDS 交付義務の対象である 674 物質につき、容器に入れ、又は包装し、又は提供する者に、化学物質の名称、人体への作用、取扱い上の注意点等の表示義務を課しており、特別規則は、作業環境測定の評価結果等を労働者に周知する義務（例えば有機則第 28 条の 3、第 28 条の 4）や特殊健診結果を労働者に通知する義務

（例えば有機則第 30 条の 2 の 2）を課していること、リスクアセスメント結果については、化学物質リスクアセスメント指針が労働者への周知等の義務を課していることなどから、リスク関連情報についての労働者の知る権利の保障を図っていると解されること、

ニ 化学物質管理でも極めて有効な方法の 1 つに、「計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Act）」（「PDCA サイクル」）を回して事業場の安全衛生水準の向上を図る労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）があり、2018 年 3 月には ISO45001 が発行され、日本でも日本独自の慣習や制度を採り入れた JISQ45100 が（中災防と日本規格協会からの申し出を受け）厚生労働大臣より公表されたこと、

OHSMS は、労働安全衛生法上、安衛則第 24 条の 2（厚生労働大臣が、安全衛生方針の表明（第 1 号）、法定のリスクアセスメントと改善措置（第 2 号）、安全衛生目標の設定（第 3 号）、安全衛生にかかる PDCA（第 4 号）を要素とする自主的活動を促進するための指針を公表できる旨の定め）で、事業者の自主的活動を促進するための指針として位置付けられ、その中核であるリスクアセスメントが、法第 28 条の 2 で事業者の努力義務とされ、化学物質の一部について第 57 条の 3 で事業者が義務づけられているが、OHSMS 自体が法的に義務づけられたり、努力義務とされてはいないこと、安衛則第 24 条の 2 が定める指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」であり、1999 年に公表され、2019 年には

ISO45001 との整合性を図るための改正が行われたこと、

ISO45001 は、プロセスを重視する「取り組みの計画」と結果を重視する「目標達成のための計画」を求めており、前者には、①評価したリスク等への対処、②法的要求事項等への対処、③緊急事態への準備が含まれること、計画に基づかない取り組みとして、「変更の管理」等のプロセスが想定されていること、いずれにせよ、定期的なレビューを通じた継続的改善が求められていること、

化学物質対策では、職場の有害物質の特定（6.1.2.1 危険源の特定：番号はISO45001 の箇条）、それによる健康障害リスクの評価（6.1.2.2 労働安全衛生リスクの評価）、許容できない場合の曝露軽減対策（8.1.2 危険源の除去及び労働安全衛生リスクの低減）のほか、呼吸用保護具や保護衣の着装の確保、管理、保護具については、フィットテスト、局所排気装置の設置と保守、特殊健診と事後措置等（6.1.3 法的要求事項及びその他の要求事項の決定）などが求められ、「取り組みの計画」にインプットされること（6.1.4 取り組みの計画策定）、緊急事態への準備として、急性中毒のリスクを伴う物質への対応（8.2 緊急事態への準備対応）、変更の管理として、新たな化学物質の導入時の先行的なリスク評価、SDS の最新版への更新（8.1.3 変更の管理）、これらの取り組

みの適時の見直し（9 パフォーマンス評価）と改善（10 改善）等が求められることになること、

平成 18 年安衛法改正の際に、第 88 条が改正され、OHSMS の導入を図り、計画的に安全衛生リスク管理を行っている事業者については同条所定の計画の届出等を免除するインセンティブ措置が設けられたが、労基署長の認定を要することを含め、インセンティブの不十分さから、殆ど利用されていないこと、

又 特別規則による規制には、以下のようなものがあること、

（1）特別化学物質障害予防規則（特化則）¹⁹

特化則の対象物質（以下の図を参照されたい）は、安衛法施行令別表第 3 が規定しており、第 1 号は第 1 類物質、第 2 号は第 2 類物質、第 3 号は第 3 類物質を定めていること、これらは以下のように説明されること、

第 1 類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、概ね製造許可物質に当たり、一部を除き特別管理物質から成るもの

第 2 類物質：がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第 1 類物質に該当しないもの

第 3 類物質：大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質であって非特別管理物質から成るもの

¹⁹ 厚生労働省の WEB サイト

(<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/0007516-08.pdf> 最終閲覧日：2021 年 9 月 1 日)

及び三協化学株式会社の WEB サイト

(<https://www.sankyo-chem.com/wpsankyo/1324> 最終閲覧日：2021 年 9 月 1 日) より。

第3類物質等：特定第2類物質又は第3類物質

もっとも、特化則の規制対象物質（特定化学物質：特化物）は、区々多様な性質を持っているため、更に細かい分類がなされていること、まず、各類の中でも発がん性（の疑い）がある物質を「特別管理物質」としたこと、また、第2類物質を以下の4種類に区分したこと、

①オーラミン等：尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質

②特定第2類物質：特に漏洩に留意すべき物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

③特別有機溶剤等：発がん性のおそれが指摘される物で有機溶剤と同様の作用があり、蒸気による中毒を発生させるおそれのある物質であって、有機溶剤中毒予防規則（有機則）が準用され、特別管理物質から成るもの

④管理第2類物質：それ以外の物質であって、特別管理物質と非特別管理物質から成るもの

区 分							
禁 止 物 質	特定化学物質						
	第 1 類 物 質	第2類物質			第 3 類 物 質	第 3 類 物 質 等	特 別 管 理 物 質
		特 定 第 2 類 物 質	オ ー ラ ミ ン 等	管 理 第 2 類 物 質			

（厚生労働省のWEBサイト
（ <https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka->

roudoukyoku/content/contents/000751608.pdf 最終閲覧日：2021年9月1日）より。）

特化物の規制において重要なのは、含有濃度と管理濃度であり、前者は、特化物が混合溶剤として用いられることが多いことを前提に、単体としての規制を受ける含有量（重要比率）≒裾切り値を指し、第2類物質については特化則別表第1、第3類物質については特化則別表第2で規定されていること、第1類物質については、安衛法施行令別表第3第1号8に規定されていること、

規制内容をみると、第1類、第2類物質については、密閉設備、囲い式フードの局排又はプッシュプル型換気装置の設置を原則とし（第1類につき第3条、第2類につき第4、第5条）、除じん、排ガス・排液処理などの用後処理（第3章：第9条～第12条の2）、接合部、バルブ、出入口などからの漏えい防止（第4章：第13条～第26条）、特化物作業主任者の選任、設備の定期自主検査、作業環境測定と結果の評価などの管理（第5章：第27条～第38条の4）、塩素化ビフェニル等、インジウム化合物等、エチレンオキシド等の特殊な物質を取り扱う作業にかかる特殊な管理（第5章の2：第38条の5～第38条の20）、特殊健診の実施、記録の保存、医師からの意見聴取、事後措置、労基署長への報告、漏えいした特化物へばく露した場合の緊急健診等（第6章：第39条～第42条）、呼吸用保護具の備え付け、経皮吸収や皮膚障害を招く物質にばく露する作業での保護衣、保護

手袋、保護長靴等の備え付けと着装の確保等（第7章：第43条～第45条）、製造禁止物質（法第55条）の免除の手續と製造許可物質（法第56条）の許可の手續・基準等（第8章：第46条～第50条の2）²⁰、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）（第9章：第51条）、特別管理物質の製造・取扱い事業者が事業を廃止する場合の報告（第10章：第52条、第53条）が定められていること、

このうち特殊健診にかかる規制は、特化則が異なる性質の化学物質を規制しているため、物質ごとに健康診断項目を規定していること、すなわち、安衛法上の特殊健診の対象を定める安衛法施行令第22条第1項第3号が、第1類物質および第2類物質（エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを除く）を指定し、更に特化則別表第3がそれに対応する健診項目を規定していること、その項目にかかる健診の結果、自覚症状が認められる等異常の疑いがある医師が必要と認める者には、別表第4所定の項目の健診を行うこととされていること、エチレンオキシド、ホルムアルデヒドは、特定の標的臓器を対象とした健康診断項目を設定しにくいことから、安衛則第13条第1項第2号ヲの「これらに準ずる有害物」に該当するものとして、労働安全衛生規則

第45条の特定業務従事者健診の対象となっていること、特定業務従事者健診では、一般健診の一環として、それと同様の幅広い項目が診査されること、特別管理物質については、30年間の記録保存義務が課されていること（第40条第2項）、

特定有機溶剤混合物（特別有機溶剤同士の混合物や特別有機溶剤と有機溶剤との混合物であって、特別有機溶剤と有機溶剤の含有率の合計が5%を超える物に限る）については、有機溶剤の一般的性質も有しているため、別途、健診（第41条の2）と緊急診断（第42条）の規定が設けられていること、

ネ 鉛は、鉛蓄電池の電極、金属の快削性向上のための合金成分、鉛ガラス（光学レンズやクリスタルガラス）、美術工芸品（例えばステンドグラスの縁）、防音・制振シートや免震用ダンパー、銃弾、電子材料など、幅広い用途を持ち、GHS分類では、生殖細胞変異原性区分2、発がん性区分2、生殖毒性区分1A、特定標的臓器・全身毒性(反復曝露)区分1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系、免疫系)など、強い有毒性を有すること、

鉛則の規制内容をみると、第5条から第23条までは、鉛製錬等にかかる焙焼（ばいしょう）、焼結、溶鋳等、銅製錬等にかかる溶鋳、溶融等、鉛蓄電池の製造等にかかる鉛等の溶融、 casting等、電線等

²⁰ 黄燐マッチなどの製造禁止物質は発がん性物質ばかりではないが、特化則はもとより様々な物質を規制対象としているし、製造許可物質は、施行令別表第3で

あり、特化則の規制対象物質でもあるので、安衛法上の製造禁止・許可物質は、特化則で取り扱える。

の製造にかかる鉛の溶融、鉛合金の製造等にかかる鉛や鉛合金の溶融、鋳造等、鉛化合物の製造にかかる鉛等の溶融、鋳造等の鉛作業について、局排やプッシュプル型換気装置を設けること等を定め、第 24 条から第 32 条までは、局排、プッシュプル型、全体換気装置等の構造、性能、取付位置などを定め、第 33 条および第 34 条は、施行令第 6 条が定める鉛作業に鉛作業主任者を選任し、所定の事項を行わせるべきことを定め、第 35 条から第 38 条までは、局排等の設備の性能維持するための定期自主検査や結果の記録等を定め、第 39 条から第 42 条までは、粉状鉛や焼結鉛等を入れるホッパーの下方での作業、鉛を含む塗料のかき落とし業務等の危険業務にかかる諸措置を定め、第 43 条から第 44 条までは、粉状の鉛等の安全な保管方法、粉状鉛等を入れていた容器等からの粉じん発散防止措置を定め、第 45 条から第 51 条までは、休憩室とその清潔の確保、粉状鉛等をまとった呼吸用保護具や保護衣類等の隔離保管、鉛業務を行う屋内作業場等の清掃等鉛業務を取り巻く環境の衛生の確保を定め、第 53 条から第 57 条までは、鉛業務にかかる特殊健診の実施、結果の保存、結果に基づく医師からの意見聴取、本人への通知、結果報告書の労基署長への提出、腹部痙攣など一定の症状を呈する従事者を医師に受診させるべきこと、鉛中毒罹患者等の就業禁止等を定め、第 58 条および第 59 条は、鉛業務に従事させる労働者に呼吸用保護具や保護衣類等を着装させること等を定め、第 60 条は、鉛作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業

環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、

設備としては、局排、プッシュプル型換気装置と除じん装置が求められ、保護具としては、呼吸用保護具が必須とされていること、健診では、施行令第 22 条第 1 項第 4 号所掲の粉じん業務に常時従事する労働者の標的臓器への影響を評価するために、作業条件の調査、貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン量の検査、神経内科学的検査が必須とされていること、

ノ 四アルキル鉛は、鉛に 4 つの塩基（酸と対の関係にあるアルカリ性の物質）を伴う特異臭を持ち、揮発しやすい無色の液体で、以前は自動車用アンチノック剤として使用されてきたが、最近では航空ガソリン用アンチノック剤として使用されるのみとなっていること、強い有害性をもつこと、

四アルキル鉛則の規制内容をみると、第 2 条は、その製造に際して、装置等の構造の密閉化、作業場所の隔離、作業場所の床を不浸透性とすること、作業労働者用の休憩室等の設置、点検と漏えい対策、作業労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること等の事業者による措置と労働者による保護具の使用や携帯を定め、第 4 条は、施行令別表第 5 第 2 号所掲の四アルキル作業（ガソリンに四アルキル鉛則を混入させる作業）に労働者を従事させる場合の諸措置（装置等の構造、作業場所の換気の確保、ドラム缶からの完全吸引、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に着装させること等）を定め、第 5 条は、施行令別

表第 5 第 3 号所掲の四アルキル作業（第 2 号所掲のガソリン混入作業に用いる機械等の修理等の作業）に労働者を従事させる場合の装置等の汚染除去、保護前掛け・手袋・長靴・有機ガス用防毒マスクを労働者に装着させること等を定め、第 6 条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講じるべき措置を定め、第 7 条は、第 6 条の加鉛ガソリン用タンク内業務への準用等を定め、第 8 条は、施行令別表第 5 第 5 号所掲の業務（四アルキル鉛を含む残滓物（廃液を含む）を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 9 条は、施行令別表第 5 第 6 号所掲の業務（四アルキル鉛が入っているドラムかん等の容器を取り扱う業務）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 10 条は、施行令別表第 5 第 7 号所掲の業務（四アルキル鉛を用いる研究）に労働者を従事させる場合に講ずべき措置（ドラフトの設置、保護前掛けや保護手袋の装着の確保等）を定め、第 11 条は、自然換気が不十分で、四アルキル鉛に汚染されているかそのおそれのある場所で汚染除去作業に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 12 条は、加鉛ガソリンを燃料用以外に用いる業務に労働者を従事させる場合に講ずべき措置を定め、第 13 条は、加鉛ガソリンで手足等を洗わないよう、洗わないよう定め、第 14 条は、施行令第 6 条第 20 号（別表第 5 第 1 号～第 6 号まで又は第 8 号所掲の四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛の製造、混入等それにばく露するおそれのある業務）に作業主任者を選任すべき旨の規定）所

掲の業務に作業主任者を選任すべきことを定め、第 15 条は、当該作業主任者に行わせるべき職務を定め、第 16 条は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させる場合に保護具、保護衣等の保守点検を行うべきこと等を定め、第 17 条は、四アルキル鉛業務を行う作業場所に、洗身、救急、拡散防止、補修用の薬品を備えるべきことを定め、第 18 条は、業務従事後に洗身させるべきことを定め、第 19 条は、四アルキル鉛等業務を行う作業場所等への労働者の立ち入りを禁止すべきこと等を定め、第 20 条は、労働者が所定の四アルキル鉛中毒にかかるおそれがある場合に、当該労働者を退避させるべきこと等を定め、第 21 条は、労働者を四アルキル鉛業務等に就かせる場合に、特別教育を行うべきことを定め、第 22 条は、施行令第 22 条第 1 項第 5 号所掲の業務（別表第 5 号所掲の四アルキル鉛業務等）に常時従事する労働者への特殊健診を定め、第 23 条は、健診結果に基づき健診個人票を作成して 5 年保存すべきことを定め、第 23 条の 2 は、健診結果に基づく医師からの意見聴取について定め、第 23 条の 3 は、健診結果の本人への通知について定め、第 24 条は、健診結果報告書の管轄労基署長への提出について定め、第 25 条は、身体が四アルキル鉛に汚染された者など四アルキル鉛へのばく露による健康障害のおそれのある一定の者を医師に受診させるべきことを定め、第 26 条は、四アルキル鉛業務等に従事させることが不相当と医師が認めた者の就業禁止等を定め、第 27 条は、特化物と四アルキル鉛等にかかる作業主任者の技能講習等に関する定めは

特化則に委ねることを定めていること、

しかし、平成 30 年の特殊健診実施状況によると、四アルキル鉛健診の受診労働者はゼロであり、国内には対象業務が存在しないと解されること、

ハ 有機溶剤は、他の物質を溶かす性質を持ち、毒性の強い蒸気を発生させる液体であり、汚染衣類を浸して行うドライクリーニング、塗料を薄めて粘度を下げるシンナー、マニキュア除去液、接着剤、染み抜きなどとして使用されるものであること、

有機則の規制対象は、同第 1 章第 1 条に定められており、施行令別表第 6 の 2 所掲の有機溶剤（第 1 号）のほか、有機溶剤等（有機溶剤が重量の 5%を超える有機溶剤混合物）（第 2 号）、第 1 種有機溶剤等（有害性が強い一・ニージクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）（施行令第 6 の 2 第 28 号）又は二硫化炭素（同第 38 号）、それが重量の 5%を超える混合物等）（第 3 号）、第 2 種有機溶剤等（施行令第 6 の 2 所掲の有機溶剤のうち第 1 種有機溶剤等に次いで有害性が強い 31 物質又は 4 物質、それが重量の 5%を超える混合物等）、第 3 種有機溶剤等（有機溶剤等のうち第 1 種、第 2 種に当たらないもの）の 5 種であること、

有機則の規制内容をみると、第 2 条と第 3 条は、一定条件を充たす業務にかかる適用除外を定め（ただし、第 2 条の適用除外に行政の認定は不要）、第 4 条は、第 3 条の適用除外認定手続（所轄労基署長への申請等）を定め、第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務に労働者を従事させる

場合に、発散源の密閉装置、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けるべきこと等を定め、第 6 条は、第 3 種有機溶剤等にかかる有機溶剤業務に労働者を従事させる場合に、前条所定の 3 種の装置のほか、全体換気装置の設置でも良いこと等を定め、第 7 条は、屋内作業場の周壁が外気に向けて開放されている場合等における第 5 条の適用除外を定め、第 8 条は、臨時に屋内での有機溶剤業務を行う場合で、タンク等の内部以外の場所で労働者を従事させる場合における第 5 条の適用除外等を定め、第 9 条は、労働者を屋内での有機溶剤業務に従事させる時間が短時間であり、かつ全体換気装置を設ける場合の特例を定め、第 10 条は、屋内での壁・床・天井について行う有機溶剤業務に労働者を従事させる場合で、有機溶剤の発散面が広くて第 5 条等所定の設備（密閉、局排、プッシュプル）が適応しない場合の特例（全体換気装置をもって足りる）を定め、第 11 条は、反応槽（微生物による有機物の分解など様々な化学反応を生じさせるタンク）など作業上有機溶剤を適正に取り扱える設備があって、労働者のばく露防止のための措置が講じられている場合の特例（全体換気装置をもって足りる）を定め、第 12 条は、温熱設備を使用する有機溶剤業務につき、温熱の上昇気流で蒸気を排出する設備を設けた場合の特例（密閉、局排、プッシュプル型、全体換気装置のいずれも設置不要）、第 13 条は、第 10 条とは異なり有機溶剤業務一般について、それに労働者を従事させる場合で、有機溶剤の発散面が広くて第 5 条等所定の設備（密

閉、局排、プッシュプル）が適応しない場合に、管轄労基署長の許可を得た場合の特例（いずれの装置も設置不要）を定め、第13条の2は、次条（第13条の3）所定の発散防止抑制措置にかかる許可を受けるために、適任者に労働者のばく露防止の確保を確認させるなど所定の措置を講じた上で有機溶剤の濃度を測定した場合の第5条の特例（密閉、局排、プッシュプルの設置不要）を定め、第13条の3は、発散防止抑制措置を講じ、作業環境測定基準等に準じて有機溶剤の濃度測定を行った結果、第一管理区分となった場合、所轄労基署長の許可を受けて、密閉、局排、プッシュプルの設置を不要とする旨等を定め、第14条は、局排の機能の確保のためのフードやダクトの仕様や設置の適正化（フードを発散源に近接させる等）を定め、第15条は、局排の排風機（図6参照）を空気清浄装置より排気口側に設置すべきこと（有機溶剤の蒸気等が直接排風機にあたると、爆発危険を生じたり、ファンが腐食したりするため）等を定め、第15条の2は、局排、プッシュプル、全体換気装置等の排気口を直接外気に開放すべきこと等を定め、第16条は、局排が型式ごとに所定の制御風速を持つべきこと等を定め、第16条の2は、プッシュプル型が、所定の構造と性能を担保すべきことを定め、第17条は、全体換気装置が担保すべき換気機能を定め、第18条は、設置した局排、プッシュプル、全体換気装置の（所定の制御風速以上など一定性能での）稼働の確保を定め、第18条の2は、過去1年半の間、所定の作業環境測定の結果、第一管理区分であっ

た場合で、次条所定の許可を受けるため、有機溶剤濃度の測定を行う場合の前条の適用除外等を定め、第18条の3は、局排の稼働が第16条所定の制御風速に充たない場合でも、作業環境測定基準による評価で第一管理区分となった場合の第18条の特例（特例制御風速での稼働が可能なこと）等を定め、第19条は、施行令第6条第22号が法第14条に基づき定める作業主任者を選任すべき有機溶剤作業に該当しない作業を定め、第19条の2は、有機溶剤作業主任者に行わせるべき職務を定め、第20条は、法第45条が定期自主検査を求める機械等に、本規則第5条、第6条所定の局排が該当することと、1年以内ごとに定期自主検査を実施すべきこと、自主検査の対象等を定め、第20条の2は、前条と同じく本規則第5条、第6条所定のプッシュプル型が該当することと、1年以内ごとに自主検査を行うべきこと、検査の対象等を定め、第21条は、前2条の検査結果の記録と3年間の保存を定め、第22条は、第20条第1項所定の局排の最初の使用時や改造時等に、所定事項につき点検すべきこと、その規定が第20条の2第1項所定のプッシュプル型にも準用されることを定め、第23条は、第20条第2項、第3項の自主検査や前条の点検時に異常を認めた場合の補修の義務を定め、第24条は、屋内で労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に周知すべき事柄（有機溶剤の有害性や取扱い上の注意事項等）を定め、第25条は、屋内で労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に、その有機溶剤の区分を色分け等で表示すべきことを定め、第26条は、タンク内で

労働者を有機溶剤業務に従事させる場合に講ずべき措置（開口部の開放、汚染した場合等に身体を洗浄させること等）を定め、第 27 条は、タンク等の内部での有機溶剤業務で所定の事故が生じた場合に労働者を事故現場から退避させるべきこと等を定め、第 28 条は、施行令第 21 条第 10 号所定の作業環境測定を行うべき有機溶剤業務を特定すると共に、屋内作業場につき 6 ヶ月以内ごとの濃度測定、測定結果等の記録と 3 年間の保存等を定め、第 28 条の 2 は、前条所定の屋内作業場について、同条所定の濃度測定法第 65 条第 5 項所定の（労働局長の指示による労働衛生指導医の意見を踏まえた）作業環境測定が行われた場合、管理区分評価を行うべきことを定め、第 28 条の 3 は、前条による管理区分評価で第 3 管理区分となった場所につき、設備、作業方法等の点検とその結果に基づく改善措置を講じ、管理区分の格上げを図るべきこと、改善措置の効果を測定・評価すべきこと等を定め、第 28 条の 4 は、作業環境評価で第 2 管理区分となった場合に、設備、作業方法等の点検とその結果に基づく改善措置を講じる等の努力義務と、その場所につき、評価の記録と改善措置を所定の方法で労働者に周知する義務を定め、第 29 条は、特殊健診を行うべき有害業務として施行令第 22 条第 1 項第 6 号に掲げられた有機溶剤業務（所定の屋内作業場等で別表第 6 の 2 所掲の有機溶剤を製造又は取り扱う業務のうち省令で定めるもの）につき、屋内作業場等での有機溶剤業務のうち、取扱量が少ない所定の場合以外に特定する旨（第 1 項）、健診の実施対象

は、その有機溶剤業務に常時従事する者とし、雇入れ時、有害業務への配置時とその後 6 ヶ月以内ごとに所定事項につき行うべきこと等（第 2 項）のほか、当該有害業務のうち本規則別表上欄所掲の有機溶剤等にかかる業務に常時従事する労働者には、その物質の区分に応じて同表下欄所掲の特殊健診を行うべきこと（第 3 項）、第 2 項所掲の労働者で医師が必要と認める者につき、健診項目を追加すること（第 5 項）等を定め、第 30 条は、前条所定の特殊健診（有機溶剤等健康診断）の結果に基づき、健診個人票を作成し、5 年間保存すべきことを定め、第 30 条の 2 は、この特殊健診（第 29 条）について、法第 66 条の 4 所定の健診結果に基づく医師からの意見聴取の方法（期限や聴取した意見の記録）等を定め、第 30 条の 2 の 2 は、この特殊健診結果の労働者への通知を定め、第 30 条の 3 は、この特殊健診の結果報告書の所轄労基署長への提出の義務を定め、第 30 条の 4 は、労働者が有機溶剤で著しく汚染した場合等に医師を受診させるべきこと等を定め、第 31 条は、この特殊健診で 3 年以上有機溶剤による異常所見がみつからなかった場合、所轄労基署長の許可により、当該健診から医師からの意見聴取までを免除される旨等を定め、第 32 条は、有機溶剤等を入れたことのあるタンク内部での業務など一定の業務に労働者を従事させる場合、送気マスクを使用させるべきこと等を定め、第 33 条は、汚染のおそれのあるタンク内業務に従事させる場合に講じるべき措置として全体換気装置を設置したタンク内での業務など一定の業務に労働者を従事

させる場合に、送気マスクや専用防毒マスクを使用させるべきこと等を定め、第33条の2は、本規則が労働者に使用させること等を定めた保護具（送気マスクや防毒マスク等）を、一定数以上備え、常時メンテナンスすべきことを定め、第34条は、本規則が定める一定の有機溶剤業務に従事する労働者は、その間保護具を使用すべきことを定め、第35条は、有機溶剤等を屋内に貯蔵する際に漏えい防止などのため講ずべき措置（堅固な容器の使用等）を定め、第36条は、有機溶剤等を入れた空容器の密閉、屋外での集積等を定め、第37条は、有機溶剤作業主任者技能講習の内容（健康障害防止措置、作業環境の改善方法や保護具の取扱い方法等を含む）等を定めていること、等が示されている。

3 平岡・吉川ほか報告（建設業での土砂崩壊にかかる規制科学）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了）

4 北岡報告（罪刑法定主義と安全衛生の確保の関係）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了）

四 社会調査の結果（資料）

1 日本での社会調査の結果

現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等を調べるため、民間のWEBによるモニター調査を行う業者（ネオマーケ

ティング社）に依頼し、企業等で安全衛生に直接・間接に関わる者を対象として、有効回答数1000を得られることの事前の出現率調査を経て、彼／彼女らを対象とする社会調査を行い、現に当該有効回答数を得た。

所属企業規模は、1-49人が全体の4割程度を占めたが、1,000人以上も2割ほど、100人以上では4割ほどに達した。

職種・職位は、企業の経営者（約2割）や経営企画職（約8%）、人事労務担当者（約15%）、ライン管理職（約1割）から、安全衛生担当職（約7%）、一般職（約3割）に至るまで、幅広い層にわたった。個人事業主が回答者全体の2割ほどおり、経営者には個人事業主も含まれると解される。公務員も4%ほどいた。産業保健職は少なかった（0.5%）。

回答者の所属先の業種は、製造業が2割、サービス業、建設業、卸売・小売業が各1割強の割合だった。調査の仕組みから、回答者は、一定以上は安全衛生への関心を持つ者と考えられるため、伝統的に労災が多かった業種が中心ながら、三次産業でも安全衛生への関心が広がってきている可能性が窺われた。

もっとも、回答者の年齢層は40代から60代で全体の約8割を占めており、若年層の関心はあまり得られていないことも窺われた。

こうした回答者の属性は、日本で安全衛生に関心を持つ者の傾向と概ね一致していると思われ、本調査結果のある程度の信頼性が窺われた（なお、こうしたWEB調査の信頼性が担保される条件については、本田則恵「インターネット調

査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題—」日本労働研究雑誌 551 号 32-41 頁（2006 年）などを参照した）。

現行安衛法の成立後、労災が大幅に減少した理由と考えられる長所を選択式・複数回答可で尋ねたところ、安全衛生管理体制が整備されていることが最多で約 5 割、危害防止基準の整備が約 4 割、危害防止基準が分かり易いことが約 3 割、事業者の自主的な取り組みを促進する内容となっていることも 3 割弱、主な義務付けの対象を事業者としていることが約 25%、労働者を対象とした義務規定を置いていることが約 2 割、その他、本法のもとで、労働行政が安全衛生を重視した監督指導を行って来たことも 2 割弱に達した。

安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったので、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的「玄人受け」し易いことも窺われた。

現行安衛法につき、専門家が本格的に検討すべき課題を尋ねたところ、条文の中でよく用いられる「危険を及ぼすおそれ」などの抽象的な文言の判断基準が最多で 4 割弱（「常時」、「事業者」の文言の意味内容も各 3 割弱）、建設安全のため、

その設計者・発注者などに法的義務を課すことの是非と内容が 3 割弱（機械安全や化学物質対策のため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すことの是非と内容も約 2 割）、中小企業の安全衛生管理の向上策が約 25%、経営層の安全衛生意識と知識を高める方策が約 2 割、増加する高年齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方が約 15%に達したが、労災民事裁判での安衛法の意義は約 1 割、産業ロボットへの接触に関する規制のあり方は 5%未満、アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高いレベルの化学物質管理の専門家を認定する国家資格の創設は約 2%に過ぎなかった。

回答者を専門家に限定しない調査の限界かもしれないが、専門家向けの調査でも回答の傾向はさほど変わらないかもしれない。

対象を経営層（経営者、役員）（N=260/1000）のうち、経営上安全衛生を大いに重視しているか重視していると回答した約半数に理由を尋ねたところ、労災被害者の発生が人間としていたたまれないためが 6 割強、労災が他の社員の士気や帰属意識に悪影響を及ぼすためが 5 割強、労災による経済的損失は 5 割弱に達したが、経営トップの方針だからや、そうした企業風土があるからは約 2 割に過ぎなかった。

経営上安全衛生を重視している証として具体的に講じている施策を、企業（事業）規模別に、選択式・回答 3 つまでの条件で尋ねたところ、従業員数 500 人以上では、安全衛生専門部署を設け、従業

員 100 人あたり 1 人以上のスタッフを配置しているが 5 割を超え、そうした専門部署のスタッフを社内（団体内）の中枢部門等で活用しているも 5 割近くに達した。従業員数 500 人未満では、社内（団体内）に安全衛生担当者を選任し、実際に活動させているが 5 割強、安全・衛生委員会を開催しているが約 35% だった。

安全衛生をあまり重視していないか重視していないと回答した経営層に理由を尋ねたところ、企業（団体）が殆ど／全く労災を経験していないためが最多で 5 割強、労災が生じても他の社員の士気や帰属意識にあまり悪影響を及ぼさないため約 25% だった。

経営層の安全衛生意識には、経営層のモラルへの訴えかけや過去の労災体験のほか、組織内の従業員が労災を起こす組織への帰属意識を低下させるか否か、つまり、従業員の労働意欲や定着率が少なからず影響することが窺われた。

2 UK での社会調査の結果

2020 年度に、2019 年度に日本で行った社会調査（前項）とほぼ同様の調査を UK でも実施した。UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

回答者の所属する業種は多岐にわたっており、教育関係が約 14% で最多、その他、製造業約 10%、他に分類されないサービス業 7%、建設業、情報通信業、卸売・小売業約 6%、地方自治体、不動産、飲食宿泊業約 4% などとなっていた。企

業規模にも幅があり、従業員数 10 人未満約 3 割、10-49 人約 11%、50-99 人約 10%、100-499 人約 2 割、1000 以上約 25% だった。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13% にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康

問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47%だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）

だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する選択肢を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われる。

D. 考察及びE. 結論

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが（内容的には、半ば安全衛生行政の試行錯誤の棚卸しのような様を呈している）、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、

人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者のQOLやQOWLの実現を図る政策が進められるようになってきている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担

原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになってきている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もともと、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個人個人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の1つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020年11月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点から、産業保健を焦点とした。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安

全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

実績は以下の通り。

1. 2021年9月に、統一テーマ（「法知識を踏まえた問題解決を考える」）のもと、厚生労働省ほか10団体の後援、一般財団法人日本予防医学協会の協賛、3学会（日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会）との連携をもって、第1回学術大会を開催し、7つの講演、9つのシンポジウム（3学会との連携シンポを含む）、その他17（関係学問の最前線3、ワークショップ4、事例検討1、一般演題7、協賛セミナー2）が行われ、約800名が参加して、好評を得た。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る労務問題について、2020年5月5日に、弁護士を中心としたプロジェクトチームを組織し、Q&A形式の解説をWEBサイトに公開した。アクセス件数は16万件以上に達している。

本学会は、立道昌幸理事が研究代表を務める厚生労働省の令和3年度労災疾病臨床研究事業費補助金による、職域での新興感染症対策ガイドラインの策定等を目的とした研究事業のうち、法制度の調査研究を賛助しており、吉田肇理事が当該研究をリードしている。その研究成果の一部は、このサイトでも公表される予定である。

3. 日本産業精神保健学会、日本産業ストレス学会、日本職業・災害医学会の大会で、連携シンポジウムを開催して頂いた。日本産業精神保健学会では、第27回大会と第28回大会で、日本職業・災害

医学会では、第69回大会で連携シンポジウムが開催された。日本産業ストレス学会では、第29回大会での連携シンポジウムの開催が予定されている。日本産業衛生学会でも、第95回大会で連携シンポジウム（模擬裁判）の開催が予定されている。

4. 全国の主要12箇所の産業保健総合支援センターと連携し、各標準5回、弁護士や法学者らによる連続講座（「産業保健と法」）を合計60コマ程度開催し、受講者アンケートで総じて9割程度から有益評価を得た。また、学会独自の研修会では、計4回、のべ約1000名の受講者に産業保健と法に関する重要テーマについて多職種の講師により講話され、7-8割の有益評価を得た。

5. 本学会の意義や活動に関する紹介文が、産経新聞、日本経済新聞等の一般誌のほか、NBL（商事法務）、ビジネスレバートレンド（JILPT）、会社法務A2Z（第一法規）、産業医学ジャーナル（産業医学振興財団）、DIO（連合総研）、労働法律旬報（旬報社）など多くの専門誌に掲載された。

6. 2021年8月8日に、学界全体への貢献を目して、学術英語学会と共催で、英文学術書出版セミナーが開催され、国内在住の人文・社会科学系研究者には困難な、海外出版社からの英文研究書出版について、木村俊介氏、当学会の三柴文典からの経験談と共に、UKの大手出版社Routledgeのシニア・エディターであるKirk Alison氏へのインタビューの記録が示された（その動画は、当学会のWEBサイトで公開されている）。

7.国際的な労働法学者である Richard Johnstone 教授、UK の産業保健法学の権威である Diana Kloss 教授を編集者に迎え、英文ジャーナルの発行準備を進めてきた。国際労働法研究ネットワークに掲載され（<http://labourlawresearch.net/news/new-journal-occupational-health-law>）、ギグエコノミーと安衛法を2022年秋号の特集テーマとすることが決定し、海外の有力な学者の投稿が内諾されている。別途、法文ジャーナルの発行準備も進められている。

本研究プロジェクトの最終目的は法改正提案だが、この研究期間内は、その前提条件整備に注力した。すなわち、今後永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題として、体系書のコンテンツづくりと、そのための多職種間の知的、人的交流に注力した。そうした学際的取り組みは質的に極めて困難で、量的にも、約30に及ぶ分担報告書を代表者一人が精査して要約しつつ修正を促すという膨大な作業を要する（制作予定の体系書は1500頁あまりに達すると予想される）。法改正提案は、上述のような、日本での社会調査の結果、UKでの社会調査の結果の他は、各分担報告書、第20回、第21回会議で行われた現・元行政官対象のアンケート調査結果の検討の記録に散在させたにとどまっている。より具体的かつ体系的な提案は、別のプロジェクトに引き継ぎたい。

その際には、本研究プロジェクトの調査結果のほか、このプロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とし

た諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆も踏まえる所存である。

F. 研究発表

1. 論文発表

Takenori Mishiba: The background and current state of implementing a legal system for stress checks in Japan, *Industrial Health*（早期公開中 <https://doi.org/10.2486/indhealth.2021-0090>）

三柴丈典共著：産業保健マニュアル（改訂8版）, (南山堂) 産業保健に関する裁判事例 81-88, 2021

三柴丈典：病気休職と期間満了退職—東海旅客鉄道事件—, 別冊ジュリスト（有斐閣） 257 154-155, 2022

三柴丈典：日本産業保健法学会の設立とワクチン接種に関する見解, *NBL*（株式会社商事法務） 1205 1-1, 2021

淀川亮、三柴丈典：【職域で新型コロナウイルスに向き合う⑥】新型コロナウイルス感染症の労務問題, *産業医学ジャーナル* 44（2） 20-25, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(31) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(16), *産業医学ジャーナル* 44（6） 36-45, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(30) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(15), *産業医学ジャーナル* 44（5） 38-46, 2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(29) 休

復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(14), 産業医学ジャーナル 44 (4) 28-34,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(28) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(13), 産業医学ジャーナル 44 (3) 42-46,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(27) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(12), 産業医学ジャーナル 44 (2) 31-36,2021

三柴丈典：講座：産業保健と法(26) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(11), 産業医学ジャーナル 44 (1) 41-47,2021

三柴丈典：産業医・産業保健制度の強化と関係者の法的責任（～特集：働き方改革と健康課題～）,

健康管理(株式会社保健文化社) 67 (2 通巻 788 号)19-32,2020

三柴丈典：職場のメンタルヘルスと法比較法的・学際的アプローチ,法律文化社 (Workplace Mental Health Law: Comparative Perspectives,Routledge,2020 の邦語版),2020

Takenori Mishiba: Workplace Mental Health Law: Comparative Perspectives, Routledge, 2020

淀川亮、三柴丈典：リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究の紹介,労働安全衛生研究, 13 (2) 173-180,2020

田中建一、三柴丈典：神奈川 SR 経営労務センター事件の教訓（統一テーマ：

産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 151-163,2020

向井蘭、森本英樹、三柴丈典：産業保健に貢献できる就業規則のあり方（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 142-150,2020

林幹浩、淀川亮、清水元貴、三柴丈典：健康情報等の取扱いと法（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 123-140,2020

三柴丈典：産業保健法学の狙い～日本産業保健法学会の設立を控えて～（統一テーマ：産業保健と法～産業保健を支援する法律論～）, 産業医学レビュー, 33 (2) 83-103,2020

三柴丈典：産業医制度はなぜ必要なのか～働き方改革関連法の施行を踏まえて改めて考える～, DIO.2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(25) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(10), 産業医学ジャーナル 43 (6) 52-56,2020

三柴丈典：副業・兼業者、フリーランスに対する安全衛生法政策に関する試論,労働法学会研究会報 71 (21) 4-31,2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(24) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(9), 産業医学ジャーナル 43 (5) 36-39,2020

三柴丈典：講座：産業保健と法(23) 休復職と法～一律的な判断基準に代わるもの～(8), 産業医学ジャーナル 43 (4) 34-38,2020

三柴文典：講座：産業保健と法(22) 休
復職と法～一律的な判断基準に代わるも
の～(7), 産業医学ジャーナル 43 (3) 49-
53,2020

大藪俊之. 職場の安全衛生管理に関する
規制の実効性確保—労働安全衛生法の場
合—. 佛教大学社会学部論集第 70,1-
18,2020

ほか

2. 学会発表

三柴文典：「厚労科研の調査結果を素
材として」

第 27 回日本産業精神保健学会 メイン
シンポジウム 1 指定発言「産業精神保健
における多職種連携 その障壁と解決方向」

2021 年 2 月 13 日（大阪大学コンベン
ションセンター）

三柴文典：「ドイツにおける精神障害
による社会保険受給者への 給付の適正化
策について —ドイツ労災保険組合
（DGUV）・健康保険組合（GKV）から
得られた情報—」

第 27 回日本産業精神保健学会 シンポ
ジウム 指定発言「仕事を原因とした精神
疾患の発症により労災認定を受けた長期
療養者に対する治療と社会復帰支援」

2021 年 2 月 14 日（大阪大学コンベン
ションセンター）

三柴文典：「産業保健と法～法知識を
踏まえた問題解決を考える～（共同開
催：日本産業保健法学会）」

第 27 回日本産業精神保健学会 メイン
シンポジウム 2 座長

2021 年 2 月 14 日（大阪大学コンベン
ションセンター）

三柴文典：「安全衛生と法と文化～実
務に役立つ法的責任論～」

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学
物質対策課化学物質評価室 令和 2 年度職
場における化学物質管理に関するリスク
コミュニケーション（意見交換会）（第
2 回）基調講演

2021 年 2 月 24 日（TKP 新橋カンファ
レンスセンター）

三柴文典：「法的観点から」

第 40 回日本社会精神医学会 シンポジ
ウム 4「日本産業精神保健学会 新型コロ
ナウイルス感染症渦中に おける産業精神
保健の課題 ～将来の働き方を踏まえて～」

2021 年 3 月 5 日（オンライン開催）

三柴文典：「安衛法が労災を減らした
理由を考える～日本産業保健法学会の設
立を踏まえて～」

第 94 回日本産業衛生学会 教育講演 2

2021 年 5 月 20 日（まつもと市民芸術
館、梅風閣およびライブ配信）

三柴文典：「新型コロナ禍の労務に関
する法律論」

第 75 回日本交通医学会総会 シンポジ
ウム『ウィズコロナ時代の産業保健』

2021 年 9 月 18 日（オンライン開催）

三柴文典：「【COVID-19 に関連した
職域の現在の諸問題】COVID-19 に関す
る労務問題と法」

第 117 回日本精神神経学会学術総会 委
員会シンポジウム 12（精神保健に関する
委員会）

2021 年 9 月 19 日（国立京都国際会館、
およびオンデマンド配信）

三柴文典：「産業保健と法～産業保健
法学の狙い～」

日本産業保健法学会第1回学術大会 大会長講演

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「健康情報等の取扱いと法」

日本産業保健法学会第1回学術大会 教育講演1

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「ドイツにおける精神障害による労災保険受給者への給付の適正化策についてードイツ労災保険組合（DGUV）・健康保険組合（GKV）から得られた情報ー」

日本産業保健法学会第1回学術大会 連携学会との共同シンポジウム2【日本産業精神保健学会】労災保険受給者の復職支援と療養の在り方・精神障害者を念頭に-

2021年9月23日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「健康情報の取扱い法理と産業医の役割」

第138回大会 日本労働法学会 ワークショップ 第2部第2会場 報告

2021年11月7日（オンライン開催）

日本労働法学会誌 135号所収予定

三柴丈典：「新型コロナに係る諸外国の職域対策の動向（経過報告）」

第28回日本産業精神保健学会 メインシンポジウム 1 日本産業保健法学会との共同シンポジウム 指定発言

2021年11月20日（一橋大学 一橋講堂、およびライブ、オンデマンド配信）

三柴丈典：「ポストコロナの働き方と法 ～テレワークを焦点に～」

第31回日本産業衛生学会全国協議会メインシンポジウム第二部 「ポストコロナの働き方・産業衛生への提言」

2021年12月5日（三重県総合文化センター、およびライブ、オンデマンド配信）

原俊之：「ドイツ労働安全衛生法制における『危険可能性』の概念と意義」

第137回大会 日本労働法学会 個別報告 第3会場 報告

2020年11月1日（オンライン開催）

ほか

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

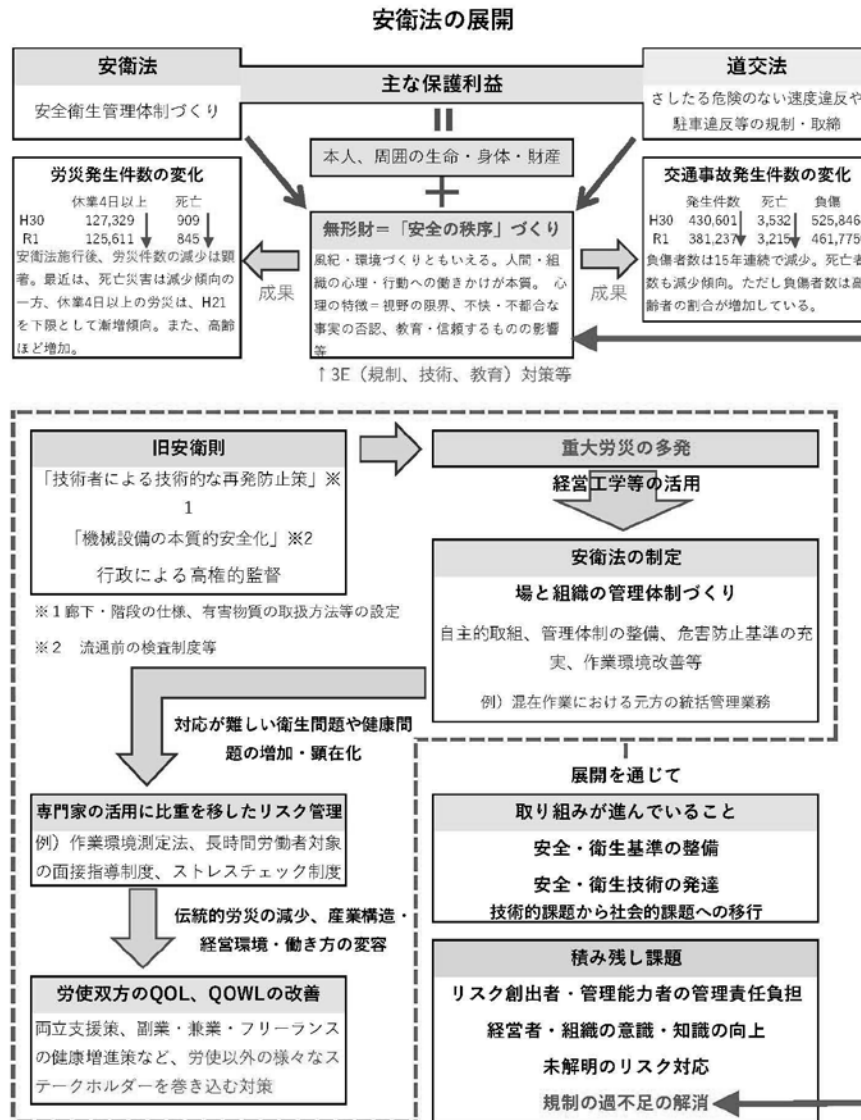
3. その他

該当せず。

H. 引用文献

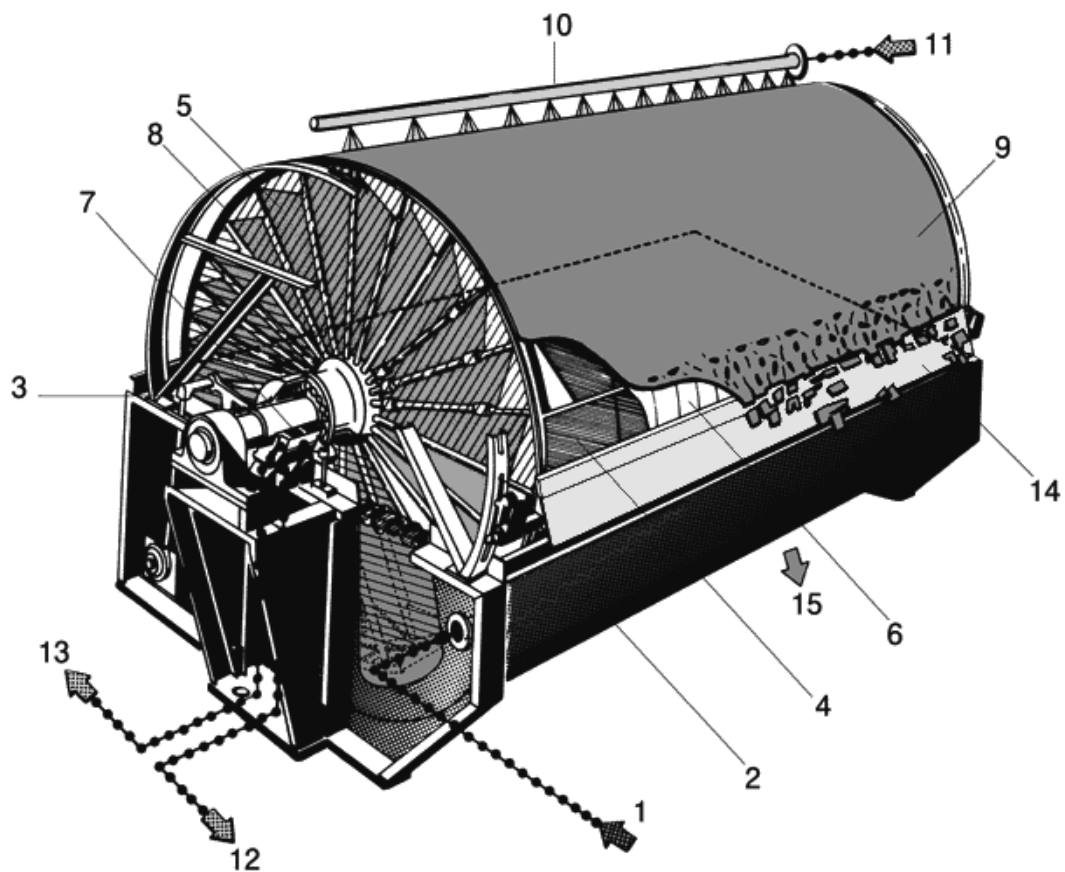
各分担研究所の脚注を参照されたい。

【図 1】



(作図：三柴文典・本プロジェクト研究代表)

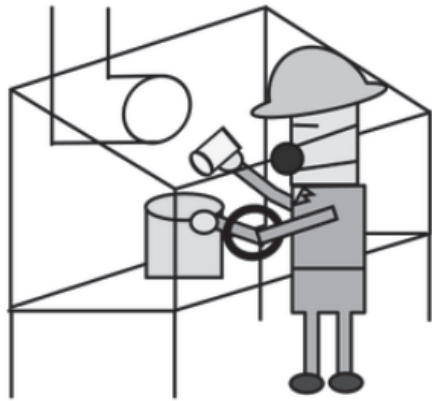
【図 2】



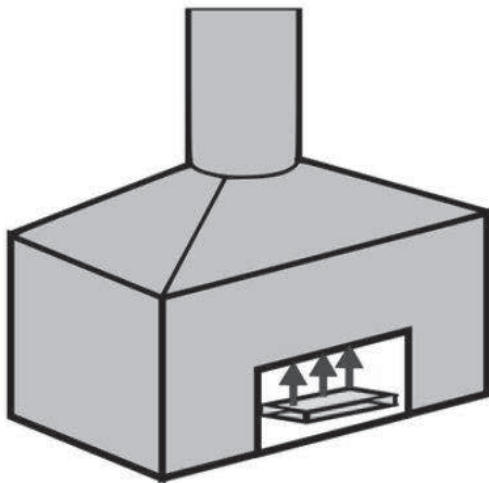
- | | | | |
|-------------|--------------|-------------|-------------|
| 1. スラリー | 5. フィルタードラム | 9. フィルターケーキ | 13. 洗浄ろ液 |
| 2. フィルターパット | 6. ろ布 | 10. 洗浄管 | 14. ケーキ剥離装置 |
| 3. アジテーター | 7. コントロールバルブ | 11. 洗浄液 | 15. 脱水ケーキ |
| 4. メッシュプレート | 8. ろ液管 | 12. ろ液 | |

（三菱化工機株式会社のウェブサイト（<http://www.kakoki.co.jp/products/m-002/index.html> 最終閲覧日 2021 年 12 月 6 日）より）

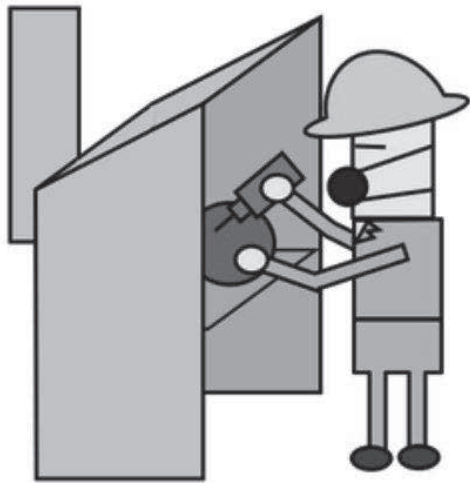
【図 3】



これがグローブボックス型



これがドラフトチェンバー型フードだ



これが建築ブース型
フードだ

(@wazezundare のブログ (<https://note.com/zundare> 最終閲覧日：2021年8月25日)より)

【図 4】

・ キャンピー型

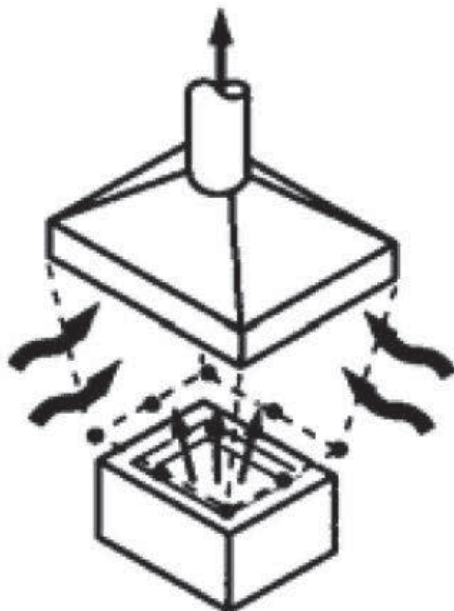


図10 キャンピー型 出典：厚生労働省

・ グラインダ型

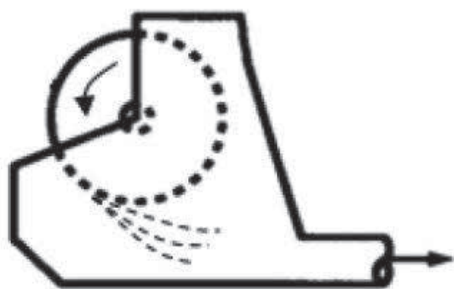

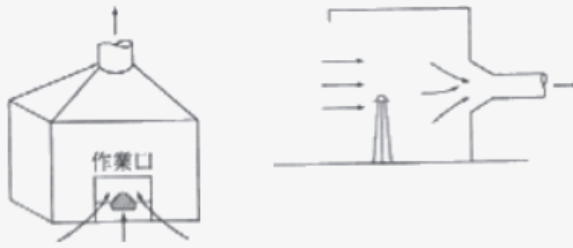







図11 グラインダ型 出典：厚生労働省

（ MyNote 第一種衛生管理者試験対策のサイト
（https://eiseipassport.com/entry34.html#ref_kourou1 最終閲覧日：2021年8月25日）
より）

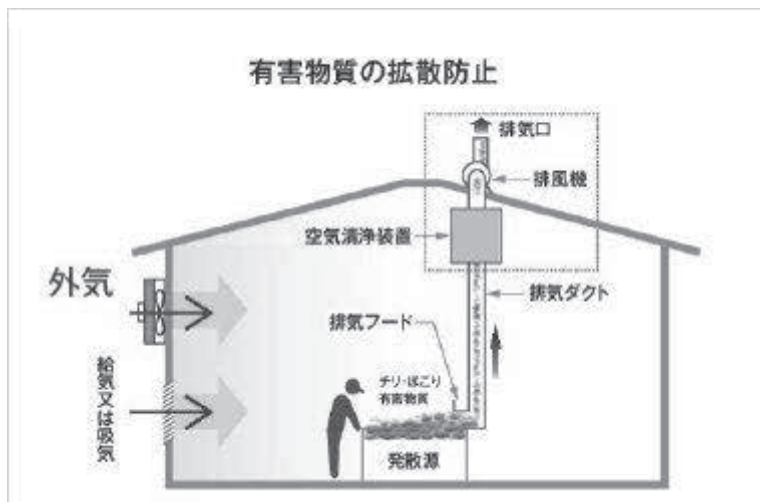
【図 5】

作業	フード形式	フード形状
サンドブラスト サンドブラスト室 キャビネット	囲い式 カバー型 囲い式 カバー型 囲い式 グローブボックス型	囲い式 ・カバー型 ・グローブボックス型 
袋詰 紙袋・布帯・粉碎・砂詰	ブース式 ドラフトチャンパー型 ブース式 建築ブース型	
貯留・ホッパー	囲い式 カバー型	
コンベヤの送給点	囲い式 カバー型	
篩別（鋳物作業） 回転篩・振動篩 溶解炉 バケットエレベータ 石材加工 表面研磨 手工具	囲い式 カバー型 レシーバ式 キャノピー型 囲い式 カバー型 外付け式 スロット型 外付け式 ルーバー型 外付け式 円形型 外付け式 長方形型	ブース式 ・ドラフトチャンパー型 ・建築ブース型 
グラインダ ディスク型・ポータブル型 スイングフレーム型	外付け式 スロット型 囲い式 カバー型	外付け式 ・スロット型 ・ルーバー型 
実験室 ドラフト換気作業台	囲い式 グローブボックス型 ブース式 ドラフトチャンパー型	
金属加工	ブース式 ドラフトチャンパー型 ブース式 建築ブース型	

ミキサー	囲い式 カバー型 ブース式 建築ブース型	<p>・グリッド型</p>  <p>・円形型</p> 
噴霧塗装	ブース式 建築ブース型	
製薬コーティングパン	囲い式 カバー型	
ゴムローラー（カレンダー）	外付け式 長方形型	
銀ろう付（ハンダ付）	外付け式 スロット型 外付け式 円形型 外付け式 長方形型	
蒸気がま	レシーバ式 キャノピ型	<p>・長方形型</p> 
開放槽		<p>レシーバ式 ・キャノピ型</p> 
脱脂	外付け式 スロット型	
浸漬（ベンゾール）	ブース式 ドラフトチャンバー型	
酸洗い	外付け式 スロット型	
メッキ・焼き入れ	外付け式 長方形型 外付け式 円形型	
湯洗	レシーバ式 キャノピ型	
溶接	レシーバ式 キャノピ型 ブース式 建築ブース型	
放射性物質の取扱	囲い式 グローブボックス型 ブース式 ドラフトチャンバー型	

（株式会社デュコルのウェブサイト（https://ducol.co.jp/techinfo/hood_form/最終閲覧日：2021年8月25日））

【図 6】



（テラル株式会社のWEBサイト（<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>最終閲覧日：2021年9月6日）より）

【表 1】

条項	名宛人	危険、有害性又は労働災害の分類			措置
第 20 条	事業者は、	機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険	による	危険	を防止するため必要な措置を講じなければならない。
		爆発性の物、発火性の物、引火性の物、酸化性の物、可燃性のガスまたは粉じん、硫酸その他の腐食性液体等による危険			
		電気、熱、アーク等の光、爆発の際の衝撃波その他のエネルギー			
第 21 条第 1 項		掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法	から生ずる		
第 21 条第 2 項		労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、物体の落下するおそれのある場所等	に係る		
第 22 条		原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等	による	健康障害	
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線等				
	計器監視、精密工作等の作業				
	排気、排液又は残さい物				
第 24 条		労働者の作業行動	から生ずる	労働災害	

（作図：森山誠也・本プロジェクト研究協力者）

【表 2】

	危険源の分類	具体例
危険性	機械等	工作機械、食品加工機械、ボイラー、ドラグショベル、クレーン、エレベーター、土止め支保工、マンホール、立て坑、足場
	原材料、ガス、蒸気、粉じん等	爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物
	電気、熱、その他のエネルギー	アーク等の光のエネルギー等
	作業方法	掘削の業務における作業、土止め支保工の組立等の作業、荷役の業務における作業
	作業場所	墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまりくおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等
	作業行動等	作業姿勢、不安全行動など
	その他	家畜、人の暴力等による危険性も含まれる。
有害性	原材料、ガス、蒸気、粉じん等	酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物
	放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等	赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線
	作業行動等	計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等も含まれる。
	その他	

（作図：森山誠也・本プロジェクト研究協力者）

【表 3】

A 測定のみを実施した場合

A 測定		
第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分

A 測定および B 測定を実施した場合

		A 測定		
		第一評価値 < 管理濃度	第二評価値 ≤ 管理濃度 ≤ 第一評価値	第二評価値 > 管理濃度
B 測定	B 測定値 < 管理濃度	第一管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	管理濃度 ≤ B 測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第二管理区分	第二管理区分	第三管理区分
	B 測定値 > 管理濃度 × 1.5	第三管理区分	第三管理区分	第三管理区分

（作図：森晃爾・本プロジェクト分担研究者）

労働安全衛生法関係の公表事案数集計

出典

労働基準関係法令違反に関する公表事案（掲載日 令和2年6月30日）
令和元年6月1日～令和2年5月29日公表分
<https://www.mhlw.go.jp/content/000534084.pdf>（令和2年7月9日確認）

上記データより、労働安全衛生法の違反を抽出し、法条文ごとに集計しました。
（労働基準法及び派遣労働法の違反は除外しております。）

また、違反の法条文に関連した政省令を、法ごとに集計しました。

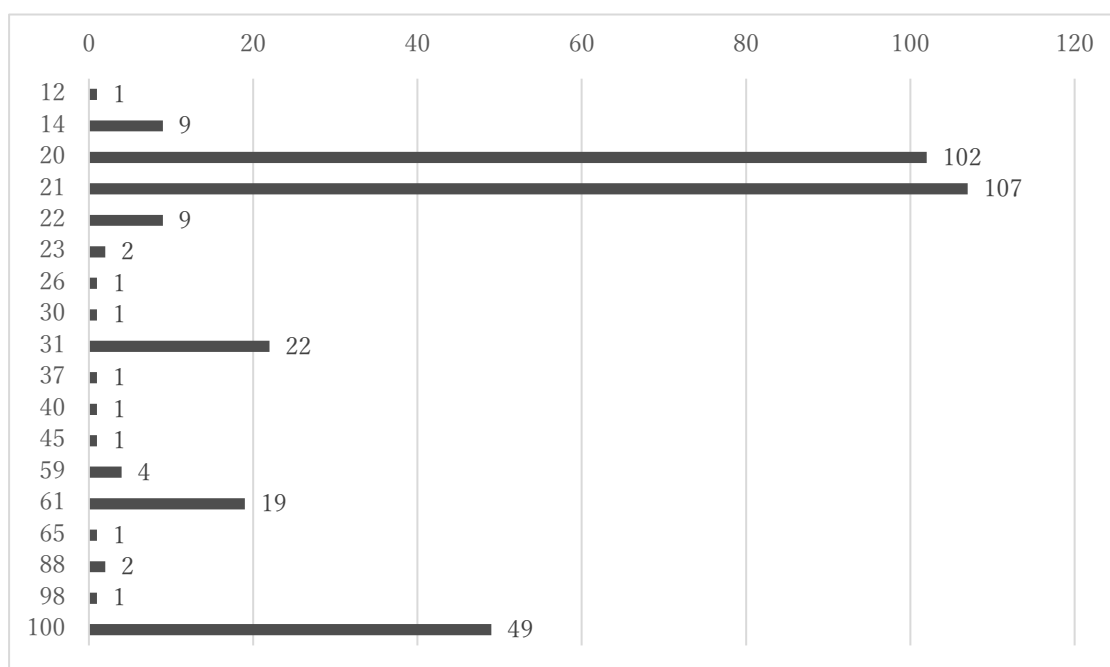
1. 労働安全衛生法ごとの違反件数

労働安全衛生法に関する違反件数 合計 333 件

※イタリック及び（ ）内は、条文の見出しにはありませんが、一覧で見やすくするため、便宜上つけました。

法 条文の見出し	件数
第12条 衛生管理者	1
第14条 作業主任者	9
第20条 事業者の講ずべき措置（危険防止）	102
第21条 事業者の講ずべき措置（作業場所・高所作業に関わる危険防止）	107
第22条 事業者の講ずべき措置（健康障害への防止）	9
第23条 事業者の講ずべき措置（作業場での危険防止）	2
第26条 労働者の講ずべき措置	1
第30条 特定元方事業者等の講ずべき措置	1
第31条 注文者の講ずべき措置	22
第37条 製造の許可	1
第40条 使用等の制限	1
第45条 定期自主検査	1
第59条 安全衛生教育	4
第61条 就業制限	19
第65条 作業環境測定	1
第88条 計画の届出等	2
第98条 使用停止命令	1
第100条 報告等	49

法ごとの違反件数グラフ



2. 法ごとに関係する政省令等

※施行令=令○、専門則=クレーン○等、関連規則は数字のみ。各見出しを記載。

※イタリック及び () 内は、同上です。

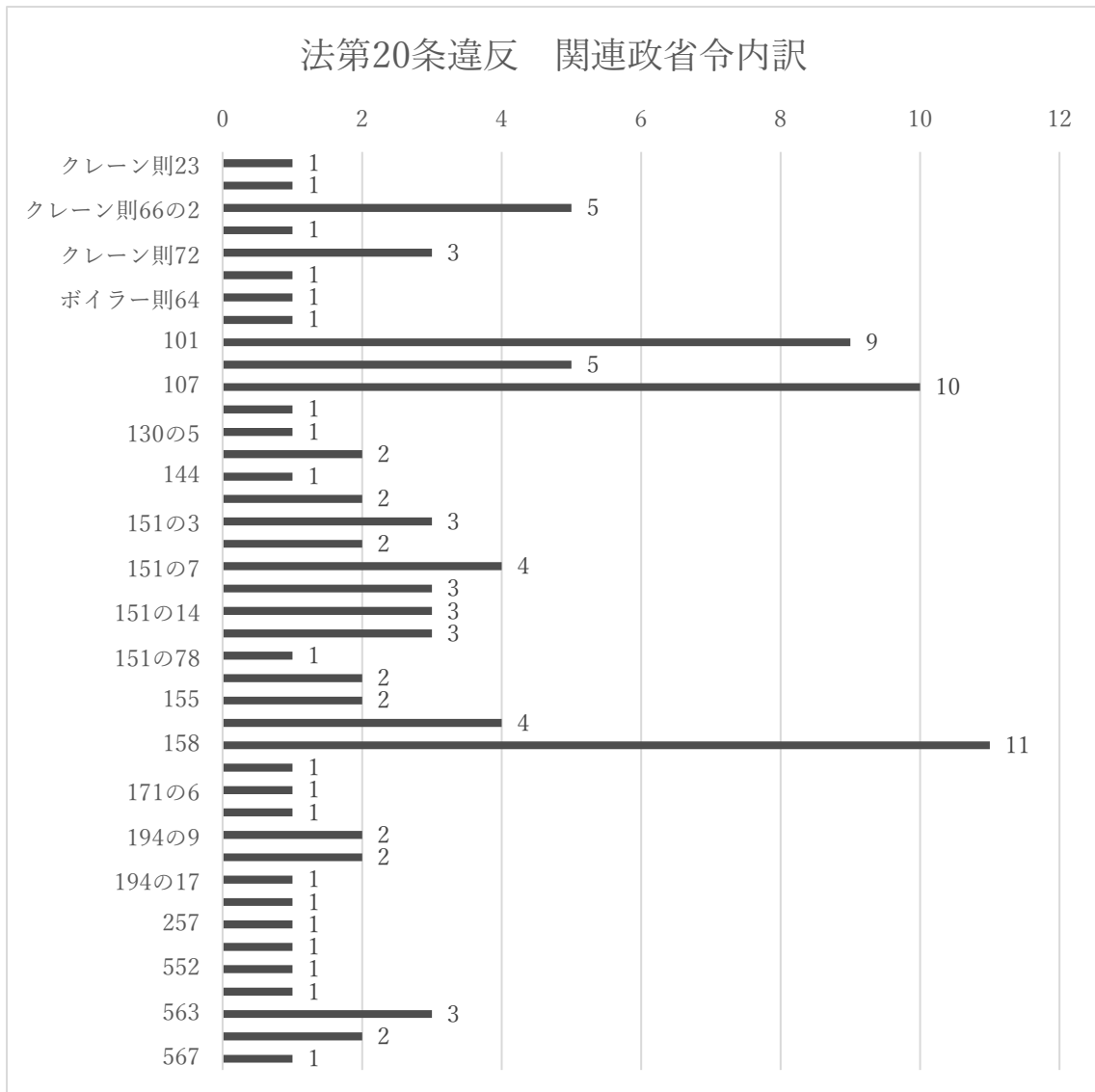
法	関係する施行令・規則・専門則	件数
12	令7 統括安全衛生責任者を選任すべき業種等	1
14	令6 作業主任者を選任すべき作業	4
14	134 プレス機械作業主任者の職務	3
14	428 はい作業主任者の選任	1
14	565 足場の組立て等作業主任者の選任	1
14	566 足場の組立て等作業主任者の職務	1
14	517の18 鋼橋架設等作業主任者の選任	2
14	特化28 特定化学物質作業主任者の職務	1
20	28 (機械) 安全装置等の有効保持	1
20	101 (機械) 原動機、回転軸等による危険の防止	9
20	104 (機械) 運転開始の合図	5
20	107 (機械) 掃除等の場合の運転停止等	10
20	130の2 (機械) 切断機等の覆い等	1
20	130の5 (機械) 粉砕機等への転落等における危険の防止	1
20	131 (機械) プレス等による危険の防止	2
20	144 (機械) 紙等を通すロール機の囲い等	1

20	147 (機械) 射出成形機等による危険の防止	2
20	151 の 3 (車両系荷役機械) 作業計画	3
20	151 の 6 (車両系荷役機械) 転落等の防止	2
20	151 の 7 (車両系荷役機械) 接触の防止	4
20	151 の 11 (車両系荷役機械) 運転位置から離れる場合の措置	3
20	151 の 14 (車両系荷役機械) 主たる用途以外の使用の制限	3
20	151 の 74 (車両系荷役機械 貨物自動車) 保護帽の着用	3
20	151 の 78 (車両系荷役機械 コンベア) 非常停止装置	1
20	151 の 103 (車両系木材伐出機械) 主たる用途以外の使用の制限	2
20	155 (車両系建設機械) 作業計画	2
20	157 (車両系建設機械) 転落等の防止等	4
20	158 (車両系建設機械) 接触の防止	11
20	164 (車両系建設機械) 主たる用途以外の使用の制限	1
20	171 の 6 (解体用機械) 立入禁止等	1
20	189 (くい打機等) 合図	1
20	194 の 9 (高所作業車) 作業計画	2
20	194 の 13 (高所作業車) 運転位置から離れる場合の措置	2
20	194 の 17 (高所作業車) 主たる用途以外の使用の制限	1
20	242 (型枠支保工) 型枠支保工についての措置等	1
20	257 (危険物取扱) 作業指揮者	1
20	349 (電気) 工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止	1
20	552 (通路) 架設通路	1
20	563 (通路) 作業床	3
20	556 (通路) はしご道	1
20	564 (足場組立等作業) 足場の組立て等の作業	2
20	567 (足場組立等作業) 点検	1
20	クレーン 23 (クレーン) 過負荷の制限	1
20	クレーン 29 (クレーン) 立入禁止	1
20	クレーン 66 の 2 (移動式クレーン) 作業の方法等の決定等	5
20	クレーン 70 の 5 (移動式クレーン) アウトリガー等の張り出し	1
20	クレーン 72 (移動式クレーン) 搭乗の制限	1
20	クレーン 74 の 2 (移動式クレーン) 立入禁止	1
20	ボイラー 64 (第一種圧力容器) 使用の制限	1
21	151 の 70 (車両系荷役機械 貨物自動車)	2
21	361 地山の崩壊等による危険の防止	4
21	362 埋設物等による危険の防止	1
21	477 (伐木) 伐木作業における危険の防止	3

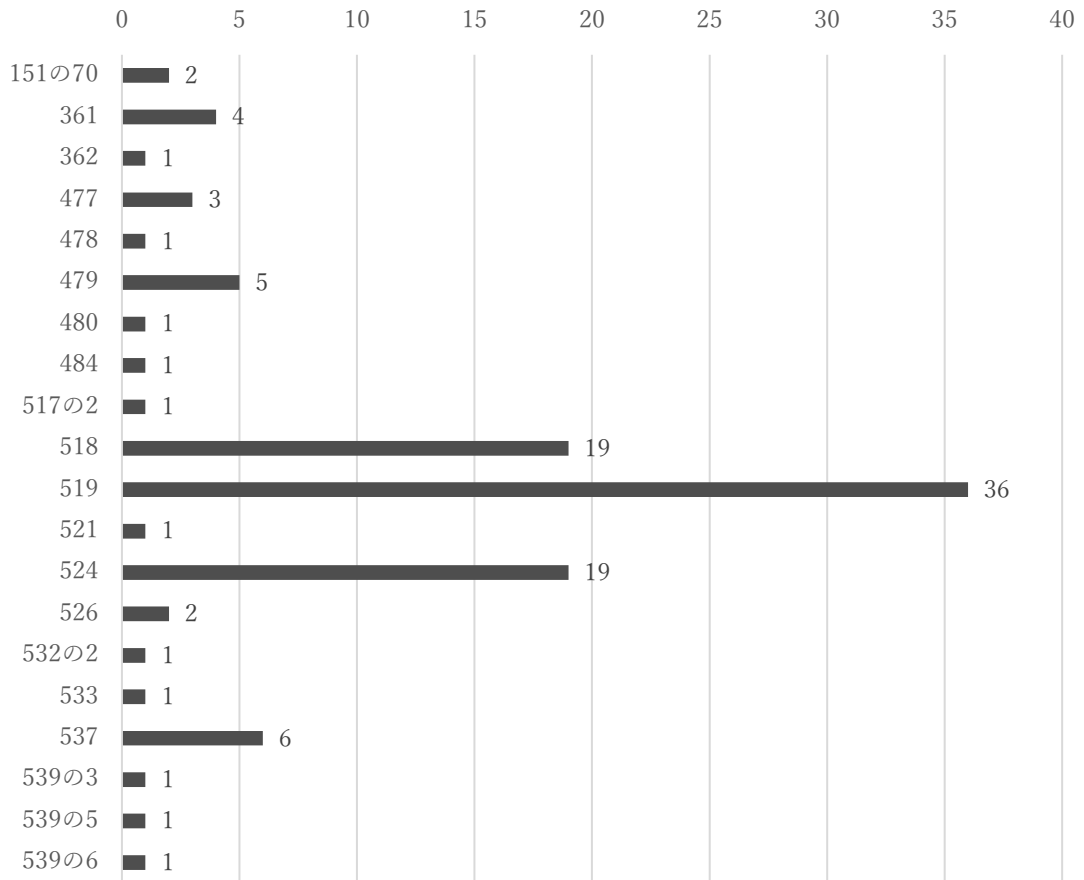
21	478 (伐木) かかり木の処理の作業における危険の防止	1
21	479 (伐木) 伐倒の合図	5
21	480 (伐木) 造材作業における危険の防止	1
21	484 (伐木) 保護帽の着用	1
21	517 の 2 (建築物等の鉄骨の組立て等の作業) 作業計画	1
21	518 作業床の設置等	19
21	519 (作業床の端部等覆い)	36
21	521 要求性能墜落制止用器具等の取付設備等	1
21	524 スレート等の屋根上の危険の防止	19
21	526 昇降するための設備の設置等	2
21	532 の 2 ホツパー等の内部における作業の制限	1
21	533 煮沸槽そう等への転落による危険の防止	1
21	537 物体の落下による危険の防止	6
21	539 の 5 (ロープ高所作業) 作業計画	1
21	539 の 6 (ロープ高所作業) 作業指揮者	1
22	578 内燃機関の使用禁止	1
22	酸欠 9 立入禁止	1
22	粉じん 27 呼吸用保護具の使用	3
22	石綿 3 事前調査	1
22	石綿 6 吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置	1
22	有機 5 第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備	2
23	540 通路	2
26	151 の 11 (フォークリフト) 運転位置から離れる場合の措置	1
30	638 の 4 関係請負人の講ずべき措置についての指導	1
31	646 型わく支保工についての措置	1
31	653 物品揚卸口等についての措置	19
31	655 足場についての措置	2
37	令 12 特定機械等	1
37	クレーン 3 (クレーン) 製造許可	1
40	令 12 特定機械等	1
45	クレーン 77 (移動式クレーン) 定期自主検査	1
45	151 の 21 (フォークリフト) 定期自主検査	1
59	35 雇入れ時等の教育	2
59	36 特別教育を必要とする業務	2
61	令 20 就業制限に係る業務	16
61	41 就業制限についての資格	7

61	クレーン 68 (移動式クレーン) 就業制限	1
61	クレーン 221 (玉掛け) 就業制限	2
65	酸欠 3 作業環境測定等	1
88	86 計画の届出等	2
98		1
100	97 労働者死傷病報告	49

法第 20 条・第 21 条・第 22 条の関係性省令をグラフにしました。



法第21条違反 関連政省令内訳



法第22条違反 関連政省令内訳

